回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金記録問題の原因究明と
2. 法の改正など

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 在職当時、年金記録に問題があるとは認識してはいません。
2. 問題が存在することを知ったのは、新聞などの報導からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 退職後、脳梗塞で療養中です。活動はむづかしいです。
2. 法改正を含めて、市町村との連けい第ができないのか。
(被保険者資格など)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に昭和30年代～40年代当時、入社する際年金を氏名を変えて申し出ている者がいると社会保険庁から話を聞いたことがある。(被保険者)その人達の厚年記録から基礎年金記録への切り変えは一致しないと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の会社同僚により本人である旨の証明が必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし
年金制度は永い制度であり、その時代、時代で社会の対応が違ってきており、それを現時点ですべて評価することに無理があると思う

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の権利の重要な問題と捉えていた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金等の番号の重複をできるだけ解消するように心掛けていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には このようになっているとは 全く思っていませんでした。

知ったのは マスコミ等での報道で 3年程前です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していなかったので、正常に処理されていると思っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | (現職者)　退職者 |
|---|---|
| 所属 | (本庁)　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答のない年金特別便を繰り返し送付する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金記録については、年金裁定時、更に記録と精査し補正されるものと認識していた。

○ 一昨年以来マスコミに取り上げられた時知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 年金記録については当時、正確性を期すべく慎重に注意して進達していた。

○ 社会保険加入時にも戸籍抄本、住民票等添付させる必要があるのではないか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。



「問題点」

(氏名、生年月日の不一致)

厚生年金被保険者証の重複所持者では、資格取得時に本人の事情による誤った氏名、生年月日を事業主に届け出し処理されたことが、年金裁定受付時に見られることがあった。

(加入記録の不一致)

事業主は保険料負担の観点から、試用期間、臨時、パート者についての適用を嫌う一方、パート者も寧ろ未加入を望むこともあり、未加入の発覚を逃れようと帳簿を改ざんする事象があった。

(報酬の訂正)

小規模法人の役員報酬減額による報酬月額の変更届は、中には保険料負担の問題から信ぴょう性を疑う取締役会の議事録等を添付し提出されることもあり、決算時においての事実確認が必要であった。

(未納付期間)

国民年金保険料の納付記録の不一致は、台帳送付の時代に転出入履歴がある者に関しては、転入届の有無もさることながら、その間に更に住所を変更する場合もあり、関係機関の的確な事務処理を阻害する要因があったのではないか。

それ以外の者については、未納期間に係る納付書の発送を実施し周知した他、市町村と社会保険事務所で台帳突合を行っており、納付期間が台帳に記録されなかったような事象は思い当たらない。

「解決方策」

事業所の記号・番号が判明し、且つ現存する事業所に対しては、当時の被保険者の住所の照会を行い、それを基に市町村での住民基本台帳で追跡調査が可能であるならば、記録照会を本人宛に実施することが出来ないか。

当初の年金特別便は、本人の記録と思われる記録も伏せての相談で、問題解決の主旨を欠き、直ぐ其の手法では簡単に解決出来ず長期化すると憂慮した。

本人記録と推定できる幾つかの項目があれば、会社名、所在地、勤務期間を示し確認をとる方が賢明と言える。中小零細企業で働く者は、転職が多く履歴を思い出せないのが普通であり、公務員や大手サラリーマンでは理解し難い。

「年金記録問題の認識と反省点」

脱退手当金を安易に受ける者は、年金の意義を説明しても遠い先のことであるとして理解を得ることは全くなく、将来、脱退手当金を受けた被保険者期間を記憶しているものか疑問をもった。

国民年金保険料の未納者の中には、民間の個人年金に加入していることを理由に納付拒否し、制度内容の違いをどれだけ説明しても多くの者は理解を示さず未納期間となった。

厚生年金被保険者証の重複は、将来的には年金資格期間の不透明化の要因に繋がるものであり、資格取得時の年齢からして「新規」とし提出された届出については、極力前職の照会を行い重複発行の防止に努めた。

「要望事項」

国民年金保険料の納付書の発行・督促、保険料徴収の業務は、住基ネットを活用し中央で一括して行い、未納者の扱いを除き徴収の一元化をする。

社会保険料の本人負担分も納付しない事業主については、本人負担分は源泉税の預かり金と同じ性質を有するものと解し、法的な制裁措置を講じないと徴収率の低下や全喪時に大きな不納欠損を生じることになる。

経営基盤が脆弱と認められる零細事業所については、皆保険・皆年金制度からして、従業員の同意があれば非適用、全喪扱いとすることも止むを得ないと思う。強いては不納欠損額の減少となる。

国民年金被保険者の住所管理は、住基ネットと基礎年金番号で有する住所との突合により、不在被保険者の減少が図れると思う。

国民年金保険料は、収入の多寡に関わらず一律となっているため弱者は未納に繋がりやすい。個人年金のように本人の希望額で選択出来るシステムがあってもよいのではないか。反対に納付能力が高い者は、受ける年金額が少ない理由で納付意欲が欠如し納付拒否をするケースがあり、強制措置が必要である。

国民年金保険料に係る滞納処分は、一般債権と異なり長期に亘り行使しなければならないため、個人年金の加入資格は国民年金基金と同様に、本体の保険料が納付されない者については認められない法的整備が必要と痛切に思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

引続き第三者委員会による判断が最善だと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・交付している年金手帳番号によって記録管理していること。
・紛失した場合、本人履歴にて氏名相違、生年月日相違を想定しながら台帳、マイクロにより記録が確認できると確信していたこと。

問題が生ずるという認識はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の問題認識という意味で、複数の履歴の方には複数の手帳を交付しており、説明機会があるたびに、預金通帳同様に大切なもの、今記憶があるうちに加入期間を確認しておくようにと説明していた

〈反省点〉
国民年金について、戸別訪問、電話督励、文書督励など行なった。
督励事蹟管理（未納者カード）を永久保存すべきであった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

業務センターから各社保に記録(台帳進達票)の不備のものをチェックリストが送付されたがその回答率がS60年以降低下したことに既存の記録不明の要因かと思っている。
(労働組合の"平常業務外"との意識だったのかも知れない)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の組合幹部から確認してはいかがでしょうか。(地方庁へ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍の最終は平成5年、年金業務の最後は昭和57年だったのでこの問題の存在は退職後12年平成18年ごろかと思っています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の幹部(組合)は現在も在籍中と思うので確認追究すべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の年金記録は事業主からの届出により、取得・喪失等の処理がその都度正しく事務処理され決裁後に本庁より示されていた通達手続きにより報告されていた。従って、問題が発生することがなかった筈である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成13年4月退職するまで現下の年金記録の問題についての認識がなかったので意見がありません。

昭和17年6月に労働者年金保険法が施行されその後昭和19年10月に厚生年金保険法に改正されて以降、この仕事に命をかけて働いて来た何万何十万の先輩の努力とそのご家族の協力を思うとただ、ただ残念至極です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題があるとは思っていなかった。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有事であれ事故が発生したのであれば必ず原因があるはずでそれを追求すべきである。
いつまでもだらだらしていないで早期の解明を望みます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に、一人一人当るより、方策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に、記録の追加、訂正を行っていたので、特に問題意識はありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の整備を先送りしたので、現在の膨大な件数になったと推察します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時に年金裁定後に再裁定になるケースも多々あり
また、同じ相談者が何回も窓口に訪ずれるなど、年金番号の重複整理の問題は被保険者等の認識と記憶を頼ることが了大変困難なものがあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身としては、退職後社会保険の一助になればと思って、金融機関で社会保険労務士として、お客さま、特に毎年55歳以上の方の加入記録の調査、また裁定手続時に加入職歴の確認をしっかりやることを十数年努めてきたところであるが、この年金番号重複整理問題は相当時間がかかるものと思われる。
この問題については、平成9年に基礎年金番号が導入された際に、その後のしっかりした計画的な処置が取られなかったことが残念だと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時には問題発生していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○在籍中は今の状況は全く予想していなかった。

○問題が存在することを知ったのはここ2～3年前。
○地方庁の職員は本庁の指導のもと、毎日金が投げで事務処理にあたってきたと思う。その職員を責める訳にはゆかないと思う。

○社会保険の職場に大きな夢を持って入ってくれた若い職員に組織がこんな結果になって大へん申し訳ないと思っている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○同年の市町村への機関委任事務を見なおした事により近い将来周年の制度運営が困難となる事は予想されたことである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当ございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ございません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

高齢(××年生)となり、何にも憶えていません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

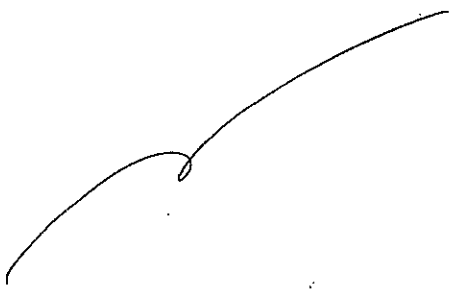

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。
ただ、個人に対する年金記録に対するもののうち、宙に浮いた不明なものとして
○海外移住者
○経過措置で将来「脱退手当」である一時金の受給要件に結びつく様な、女子が結婚前、または結婚後に海外移住(特に国際結婚)の場合。
不明のまま数字に含まれているのではないか?

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

元の所属事業所から~~元の~~被保険であった者の住所をたぐり、元の住所の親・兄弟、市町村の~~住~~戸籍から転出先の在外領事館を頼り、住所確認のうえ本人照会の外はないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の個人生活を支える大きな問題であり少しの誤りがあってもならないとの認識で業務を執行していた。
また、不正を行う事業所には厳正な対処した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入記録は、将来の給付に結びつく重要なものであることは、認識していました。
退職後1人1番号の基礎年金制度でき、平成19年に、5000万件の記録が未統合となっている問題が発生したところであります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度の周知が足りなかったかと思います。
○常用的に使用されている者は、厚生年金に
○臨時に使用されている者、季節毎に使用されている者、日々雇入れされている者は国民年金に
○制度の加入条件をもっと周知すべきだったかなと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後新聞、マスコミ等で問題を知る

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1人の年金番号で複数(多いときは10人以上)お人が働く年代なのに、
氏名、生年月日も意図的に間違えて届出をした人達、
(過失事務所にまい)年金制度に無関心の人がとても多い教育で考える
必要がある。
年金を軽視して連絡不能者の入手が目的と
思われる。(傷病手当金の不正受給が多い)
事業主もろくに調査しないで届出する事業者もあって
は代って30年、40年後に受給が発生する年金は
関心が薄くその結果、一人で何件もの番号を知らないまま
おおよそ…ている例は少くない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人自体がいいかげんな情報を事業主を通して
届出ているので社会保険庁側からは解決
できないと思って、本人が受給者に年に1度
それを通知していくことしかない。

①不統合の主な原因の多くは、本人、事業主の届出
誤って届出た結果と思う。大部分は受給者が
自ら自分の記録を社保事務所で確認して納得して
受給するようなれば思います。社保庁側からでなく
本人からの照会を調査する以外方法はないと思う。

最近大阪では昭和○○年○○月○○日生まれのデータが未統合のままあるのがその主な原因をもっと究明できずすべて社保庁のミスとしたのは-3-ばかりで大部分は制度に関心を持ち事業主は記載後の誤ったデータの届出が原因でこのことを社保庁で発表すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

終戦後、何も無く、公帳の紙質も悪く
それ云、~~[illegible]~~ ひとに青、赤の仕方をつけて
記録していたので、機械に写すときには、
読み取れなくなった記録も多かったと思う

◎標準報酬額を訂正（不正）した事などなし考えもしない。
テレビに出現した滋賀県だけ実施していたと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

境内3のときは自分は未だ若くどのような
に対応したか憶えていない。
それに年金記録の整備にたずさわって
いなかったと思う。

庁が地方に指示するのであるから ~~本庁が~~
その通り実施したと思う。

◎今後は自動車免許証同様 重要なものとして扱いう制度を
確立（総背番号など）しなければいけないのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金(基礎年金)にあっては、加入拒否、納付拒否並びに各種届出義務違反等、国民皆年金制度の円滑な執行を阻害した重大な事実があり、これを防止する法的手段(罰則等)がなかったこと。
制度の執行において、例えば社会保険職員国家公務員採用試験制度を設け、その合格者をいわゆる「公僕」としての公務員教育を徹底した後職務に就かせるということもなく、当分の間「地方~~公務員~~事務員」がこれを行うとする曖昧な位置付け(身分)であり、国民に最も近い所で明確な権限と責任を置く必要があると感じていた。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民が世代間扶養義務の基本的精神に基づき、法律遵守の精神にのえり、年金制度必要性を理解し、制度維持のため一人一人が冷静に身らの問題解決に当ることの啓蒙が肝要と考える。
自己都合から
基本的事項の詐称による問題は、唯一法人しか解決不可能であり、受益者側の法律遵守義務違反によるものを含めて部分受給権保護を行うことは、多くの善良なる受益者との公平性を大きく損うことになる重大性を認識すべきであると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一部の年金受益者側に、住所氏名・生年月日等基本的事項について詐称があった（ある）こと、国民年金にあっては、特に有識者、納付力、保有者等において、加入拒否、納付拒否、厚生年金との移行に係る不面等があった（ある）こと等、結果、一人で複数の番号を所有していること、未加入・未納により無年金者となる者が生じること等、将来にわたって、課題（問題）を含んでいるという危機的意識を感じ論じていたが、「中央」において、この旨の認識があったか否かは解らず、制度的に強制力を以って解決するという手段がなかったと感じている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の「しくみ」を理解していただくため、国民一人が法（制度）を守る（義務を果す）必要があること、核家族化が進んでいる中、国民的に世代間扶養を果せる唯一の手段であること、年金を受給している人の幸せ感等を啓蒙すべきであるとのスタンスを踏まえ、可能な限り対応に努力したと思っているが、「中央」をして「しくみの変革」へ動かすには至らなかったことを反省点として挙げられると考える。

地方における職員の殆んど全ての者は与えられた環境の中で可能な限り真面目に職務を遂行して来たが現状において、キャリアを全べて抹殺されたことにこのうえない無念づさを感じている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>(⊗)事務局長　*平成11年度までは課長<br>(○)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

夫(情夫と含む)又は、サラ金に追われ、職場と転々と変わり、その都度氏名、生年月日を変えている者がいると聞いたことがある。
もし、それが事実だとすれば、年金裁定時に大変なことになると思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長い年月の間には、複数の記号番号を有する人や生年月日を偽った人もいたようであり、また、事業所における認識の程度の低さもあり、記号番号の重複取消や生年月日の訂正等の事例が出てくるのは、ある程度はやむを得ないことと思い、年金請求時に対応するしかないと考え、特に問題として認識していなかった。

未統合記録が5千万件もあるとの報道で年金記録問題の存在を知ったのは、退職後、相当年数を経過してからであり、予想もしない桁違いの多さに驚愕した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は、日常の年金相談等の際や年金の裁定請求時に、職歴等の確認調査を徹底することで対応するしか方法はないと考えていた。

現時点でみれば、過去の経緯もあり難しかったとは思うが、年金請求間際の年齢まで待つことなく、少しでも段階で、若年のうちから年金記録の確認作業を実施して、記録の整備をしておけばよかったのだと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の加入者で年金受給権を取得する旨申し出る者が多数存在
悪質滞納者として滞納処分の対象となるが、かつ業務(処理)では意識
的に国民年金よりワクより生命保険加入が優先されるので国民年金
入っているかどうかと、当然保険料の納入を拒否する者が多かった。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この件については、年金制度の意義を説明し、分割納付を勧奨して
どうにかが、新聞等の報道を見ていると、記録による効力が強すぎ
まで及ぶ結果でまた入れかえにも影響にでるでいます。

悪質と思われる滞納者には、話し合って分ってくれる人多くなかったでしょう。
公法優先は常識ですが、悪質と内容の古い(今なおが古いかも
知れない、客を待っているのかもしれない)のかいずれは本人のも問題が生じてる。
ここでもし、滞納者が、年金手帳を申請時点でのその未納者なら本人に年金制度を
強制的警告書(催告)させて、加入促進を図ること。そのうえで強力な
「年金を払わない教育」という警告書で別途発送。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金保険料免除申請書の運用基準のような具体的な取扱いはなく、悪質滞納者は滞納月数等を基準として確定して督促状を発行していた。
きめきめの行政は、これで良いのかな。最つと相手の求めを受け入れられる行政は出来ないものかと。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

営利を目的とする企業（保険会社）が損得に判断する制度（理解不可）と話しあって決め、公共優先を無視して、取り立てるだけの加入員の納付金額の低下を加えない食い止めるためには都合、指導をすることが大切だと思います。
（もちろんに適用立場になれないとどうぞ）
本人の選択での加入（どちらでも良いと思いますが、別に普年金に戻り）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき年金記録問題がこんなに大きくなるとは予想もしなかった。
問題が存在することを知ったのは、3年前消えた年金5000万件とマスコミが大きく報じたとき。
しかし、ほとんどの人は死亡者とか、脱退手当金受給者だと思った。理由は裁定時点歴を細かくチェックしているから、実損(害)をこうむる者が出るとは考えにくかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は受給者だけでなく、現在掛金をしている被保険者も正確な把握ができる記録管理が必要であり、「請求なくして裁定なし」の考え方を持つべきではなかったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| ・認識なし<br>・退職後、(平成19年頃) |

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被方式に移行すべきと思料する.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁の通知・通達に基づき事務処理していたもので、年金記録問題に対し特に認識はなかった。
ただ、１人の被保険者が複数の年金番号を所持していることに対し不安はあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保、市町村、事業所との相互チェックが生かされたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していなかった

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者や事業主が年金手帳番号が人1番号であるとの誤認が極めて強く、転職のつど新番号をうけていた者もいた。
また、偽名や偽生年月日で届出する者も多々見受けられた。
10代～30代台のいわゆる若年層は年金に関する心が少なく年金手帳を放置したまま紛失する場合があった。
地方庁の職員はこれらを是正するため調査官調査や算定基礎調査、各校説明会において一生懸命説明したが是正されなかった「残念である」。
更に年金制度は複雑で難解、かつ事業主、被保険者の届出義務事項が多く未届が多く発生し、現在の年金記録問題が発生したものと考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の年金制度は度々重なる法律の一部改正で経過措置が多く難解であり、かつ国民の届出義務が多すぎる。一般国民はこれを理解することは極めて困難である。
したがって、現行の社会保険方式から課税方式に変更し、全国民が一定の年令に達したら一定額(生活保護以上)の年金が受けられる。
この年金制度にすべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者が年金請求時に職歴を正確に申し出ずれば解決可能と考えていた。また、基礎年金番号制で相当数整理できたものと思っていた。

長妻議員の国会質問で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後20年が経過した現在振り返ってみると、
厚生省、社会保険庁ともあまりにも社会保険方式にこだわりすぎた。
地方職員はぼう大な年金記録を手作業で一生懸命処理していたが事務量に応じた職員数の配置がされなかった。もって早やく機械化すべきであった。

今後年金特別便で照会しても完全解決は不可能であるしたがって、全国民に対し、年金受給年令到達時前に年金裁定請求書と社保庁把握の年金加入歴を送付し年金の受給を促したらと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に心当たりありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

甚だ申訳ありませんが分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日々の仕事については、間違いのないようにと事務の的確な処理に努めていたつもりであっただけに、このような問題が生じていると聞き、残念でたまりません。
また、問題を知ったのは、新聞やテレビの報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職を離れて~~その~~近く経過し在籍中の詳しい記憶も薄れてまい、誠に恐れ入りますが確信をもって申し上げることもございません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等で取り上げるまで問題意識なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　(退職者) |
| 所属 | (本庁)　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名簿、台帳との突合です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しいと認識しておりました。
退職後です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号への未統合や旧台帳の
コンピュータへの収録されていないものの
具体的な件数はこの問題が出るまで
知らなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名のカタカナ読みや生年月日同一者への
照会、旧姓の可能性などについて今一度
厚生番号払出所へで確認して事業所名等も
(旧年)
含めて情報提供を行うと少しでも
解決できると思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(世間一般に知られていない問題)は存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の解決方策を知りませんが、国年は市町村の当時の記録、厚年は事業主(会社)の記録、そして各々の被保険者との記録の突合だと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいものと認識していました。
知ったのは退職後です(TV、新聞等により)。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人からの申出があれば1年未満の厚年加入
国年納付は認めてやる
(ただし全期間の2割以上加入・納付者に限る)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期間の記録管理のため 在籍中 慎重に業務を行なわないと ~~[illegible]~~ 将来不安合が生じると 自覚していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① パーフェクトな対応

② 紙台帳からオンライン切替時において あまりの繁忙さのゆえ 再照合 再確認 再点検が少しあまかったように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題となっている事象の原因が何処にあるかを具体的に把握していない為、その解決の方策を軽んじて述べることはできません。

ただ云えることは、真に記録が誤っている被保険者等には、地道に記録訂正(補正)していくことだと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

与えられた職務を法令等に則り、忠実に事務を執行してきたと自覚しているものであり、係る年金記録問題が存在することを想定していませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の職員を辞してからこの問題が社会問題として公然化してきました。従って、この問題解決に携わる立場にはないため対応の方策はとれませんでした。
また、この問題の反省点については、質問２及び質問３で述べたように係る事象が存在することの認識が無かったためどのような反省点があるのか解りません。
マスコミ報道等を通して知る限りでは、社会保険職員の資質の問題として大きく取り上げられていましたが、私の知る限りでは決っしてそのようなことは無いと思います。職員は、皆さん大変優秀な方々ばかりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よく わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 特別な意識はありませんでした。
- 今回の報道等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録は、各被保険者の将来の年金に反映する重要なものであるという認識が不足していたものと思われます。
（本庁・地方庁とも）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては ねんきん特別便の送付と
全国民に再確認していただく方策しかないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険業務全体が国民に不信感をもたれた問題だと思いました。
未統合記録が5千万件あると公表されたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

きめ細かな年金相談の実施

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なっている年金記録問題の対応策しか無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、年金記録を手作業で処理しており記録問題については特に認識していなかった。

19年春頃にマスコミ報道で初めて基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることを知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度の一元化や基礎年金番号の導入を早く実施していれば未統合の記録を減少させたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金額に関する事柄なので早期に解決すべきものと考えていた。

・報道されたときから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・相談窓口の拡大を図るため市町村、商工会等へも何度もお願いに行った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。



（質問１）

世間一般に報道されていないこと

適用事業所から提出された資格取得届、資格喪失届は、事業所の担当者の知識不足による間違いや意図的に操作され、事実と違う記録となっているものが多数あると思われる。

①資格取得年月日・・・試用期間がありその経過後を取得日としたり、従業員が保険料負担(加入)を拒むことから、取得届を提出していない

②資格取得時報酬・・・保険料を安くするため、実際より低い報酬を届出

③資格喪失年月日・・・退職年月日を資格喪失日としている

④年金の記号番号・・・以前に厚生年金の加入歴があるが、本人の経歴隠しから、新たな記号番号を取得する

⑤氏名・・・実際の名前と違う氏名を記載してくる（漢字、かな、カタカナの区別なし）源氏名で記載していることもある

⑥生年月日・・・被保険者が年齢(生年月日)をごまかして事業所に申し出たことや、少しちがっていても気にしなかったようである

⑦年金の裁定請求を金融機関に任せたため、本人が上記④⑤⑥のことを社保で確認できずに職歴がもれているケースがある

（質問２）

解決策

④⑤⑥⑦については、本人が社会保険事務所等で確認することしかないのではないか　①②③については、解決策はわかりません

（質問３）

国民年金保険料の記録問題

国民年金保険料の納付から記録管理まで多数の段階があり、どこで誤りがおきたのか遡って確認することができない状態になっている。発足当初、被保険者と市町村の間に納付組織(多種多様)が介在し、市町村では納付組織からの報告を受け検認票を作成し社会保険事務所へ報告する。社会保険事務所では台帳に検認票の納付記録を記録し、この台帳からに紙テープを作成し社会保険庁へ納付記録を進達していた。社会保険事務所では、保険料が未納となっている被保険者に、年に１回保険料納付書を送っていた。このときが、納付記録が正しいかどうかの確認作業でもあった。が、機能したかどうか疑わしい。

（質問４）

今日の電算システムがない時代、膨大なデータを長期間にわたり保管管理することが可能であったのか。また、多くの手順を踏む中で、正確に記録をしていくことが、物理的に十分確保されていたかどうか疑問が残ります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。　? 質問1?

ここ10年間は「年金定期便」を送付し、国民の理解と信頼を得ることが肝要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方から問題提起もしましたが、予算の関係で対応できなかったことが残念です。
(例 ５年前より被保険者記録情報を本人に提示(通知)すべきであると主張してきたところです。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応　上京の折には担当部署にも相談や実情を申し上げましたが、予算・人員の関係上、克服することはできませんでした。

反省点　もっと強く上部機関に申し上げればよかったと反省しております。
職員間に強い危機感が不足していたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　（退職者） |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　（地方庁） |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.（事務所長）　徳井<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

福井社会保険事務所では記録はきちんと整理しておりましたので、何等問題はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

会社の採用試験において、年齢制限がある場合、生年月日を若くして就職し、これが就職活動の障害となっている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人申告制度を復活して、修正する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

これだけ、膨大な記録を、適正に管理するには、コンピューターで管理する以外に方法はないと考えていましたが

① 職員団体の反対があって、容易に、迅速には対応できなかった。

② 紙名帳での管理は、適正に行えないことは、誰もがわかっていた。（数が多すぎて対応できない。）

③ 当時のコンピューターも、現在程、性能がよくなく、（例えば、紙テープでデータの交換が行われていました。）速度も遅く、きれてしまうなど問題がしばしば発生していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

福井県では昭和50年初めから、算定基礎面をターンラウンド方式により、各事業所にデータを公開し、新しい報酬を鉛筆で記入してもらって、OCRで読み込む方式を採用し、ある程度はデーターの修正ができたこともありました。

しかし、OCRで読み込んだデータは、紙テープに案内される方式でしたので、徹夜で事務処理をしていました。

このような状況でしたので、今のコンピューターを頭で考えては当時のことは理解できないと思います。

また、今のコンピューターは何でも1億人を超えるデータを1人も同じ

~~ずに、適正管理することは、不可能であることを申し添えます。~~

ご協力、ありがとうございました。

適正に管理するには、被保険者ほび受給者の自己責任が必要であることを徹底することが必要です

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

役所に入って10年位は給与のみでは生活出来ず
勝手、生年月日を繰りアルバイトをしたが、原生年金の
証拠は完全しても完全出来ないと思う。そんな
証拠も多さんあつと思います。原生年金の脱退年金
度を会社の退職金として支払った企業もあったと聞
いている5000万件が総べて悪意のものとは思え
ない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人確認が最良と考えます

18－103

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の指示に基づき、退達補正を
現中までやっていたと思います
記録内容については報道により、知り
ました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応はしなかった
紙台帳時代の記録は紙質、インクの質
等もあるし、個々の筆跡もあり、保管には
注意をはらうべきであったかも知れないと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ナシ

18－104

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、正確に事務処理をしていたので特に問題認識はなかった。
直近のマスコミ等ニュースで知った。
おどろいたのが現実である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は問題認識なしの為、対応は何もない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・基礎年金番号の統合(1人で多くの厚生年金等の番号を持っていると考えられる)を一刻も早く行った方が良いと思料する。

・厚生年金の記録消滅では、同一職場の同僚等の証言で記録を復活するとのことですが、当時において本人は加入を拒否して、会社も保険料負担が助かると考え未加入となっていた人の記録を追加するのは如何と思います。この様な事を認めていくとまだまだ解決は長引くと思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

°私が在籍時はこの様な問題が生じるとは思ってもいませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

°特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国は、年金記録について早くから疑問視をし、その対策として各制度共通の年金番号を付して管理することを考え、法制化に取り組んでいましたが、当時の野党は国民総背番号制につながるとか、はたまた徴兵制度につながるとかと言って異論を唱え、結果的に構想から数年が経過した平成9年にようやく基礎年金番号制度が導入されました。

宙に浮いた5千万件の記録全てが、間違っているかのような報道がなされていますが、そんなことは絶対にありません。進達ミスや、入力ミスがあったことは否定するものではありませんが、本人が名前や生年月日を偽って届け出た記録、短期間で退職したために全く忘れられている記録、職業柄、転職を繰り返しているため思い出せない記録等が積み重なったものであります。

このことを解消するために考えたのが共通番号制度であったにもかかわらず、理由なき反対で早期に導入されかったことは、今にして思うと大変に残念であるとしか言いようがありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳(マイクロ化も含む)で保管されている記録、特に国民年金の記録について問題があると思われますので、早期に突合わせ等を行う必要があると考えます。

また、政府は2年間でこの問題を解決しようとしていますが、人的な面、予算の面から実効は不可能であるといわざるを得ません。国民に期待を持たせ、結果として出来なかったでは、ますます年金制度に対して不信感を持つことになりますので、時間をかけて、年齢を区切って解決していくことをお願いするものであります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

規模の小さい県にあっては、資格関係の調査等がきめ細かく実施できたが、規模が大きい県にあっては、不可能に近かった。また、労組との関係から、本来はやらなければならないこの業務を実施しなかった、あるいは出来なかった県が相当数あり、このことは、将来、後輩達に大きなつけを残すことになりはしないかと危惧していた。
他県の状況を知ることが出来たのは、ブロック会議、社会保険大学での研修であった。自分達が行っている実態とかなりの差があることに驚かされたとともに、同じ公務員でありながら、なぜ統一したやり方が出来ないのだろうかと疑問を抱いた。
職員団体のずるさ、甘さの構図が、より一層、年金問題を複雑にしている面があることはいがめない事実である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和44年度から定時届け提出の際、全事業所を対象に資格関係・報酬関係等を関係帳簿と突合のうえ、受理するといった対策を講じ記録の適正化に努力した。全国初の対策として社会保険庁から高く評価されたことは今でも記憶に残っている。
また、翌年の45年度からは、保険料計算を手作業から電算方式に切り換えたが、これも全国初の試みということで注目され、後の社会保険オンラインシステム導入のきっかけになったものと自負しているところである。
オンラインが完成するまでは福井県がモデルケースとなり、あらゆる作業を先駆的に実施したきたことも誇りであるが、職員団体との闘争激化はこのとき以降から始まったのも事実である。

事務処理の規程からどうにもならなかったことであるが、早くから厚生年金の被保険者にも住所記録を管理することができていれば、もっと早くに問題は解決できることを思うと残念でならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録に関する、事業主側及び被保険者側の瑕疵として、次のことが有ったことを記憶しています。

1．社会保険調査官として適用事業所の調査を担当している時に、賃金台帳の提示を求めたところ、源泉徴収簿等との不一致が見られたため追及したところ、従業員の保険料負担を抑えるため、調査用の賃金台帳を別に備えていた（所謂、二重帳簿）事例が時々見受けられた。

2．従業員と雇用契約を締結して勤務させているにもかかわらず、3月～6月間を試行雇用期間として社会保険加入を遅らせているケースが多々見受けられた。

3．老齢年金の受給者が雇用されるに当たって、年金が支給停止（一部停止を含む）されることを従業員が嫌って、社会保険加入が未届けのケースも散見された。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新規加入者の氏名や生年月日等、並びに取得日等の誤りを防止するためには取得届出の提出に当たっては、住民票や雇用保険加入員証等の提示を義務化することが適正な年金記録管理には必要なことと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、記録不一致が出ることもあるだろうとは思ったが、今日のような状況に発展するとは全く想像出来なかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主や被保険者側に瑕疵が有る問題を除いた反省点としては、年金記録は長期間の管理が必要なため、問題が生じた場合には相当の年数を遡及して調査をする必要があり、問題を解決するには相当の労力が必要なることから、各種届出等の処理をする時のチェック体制の強化を一層講じておけばよかったのではと思います。（しかしながら、当時の職員も精一杯の業務量を遂行しており充実したチェック体制の構築は非常に困難な実態であったことを特に申し添えます）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚年を喪失し、国年を取得するまでの間にタイムラグがあり、1～2年の未納が生じた者についても、転員による電話督励や休日相談、夜間徴収を行っていたが、その折、受給資格に関係しないという理由等により、納付を拒否された方も沢山おり、安易に納付と見なすべきではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

電卓もパソコンも存在しない大正、昭和初期の記録については、本人の申立て(年金手帳)と行政の関係書類により根気よく確認していくしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の申立て（年金手帳）と行政の関係書類により解決されるものと認識。

マスコミ報道により存在を知った次第で時期は不詳。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であり、対応策を考える立場になかった。

基礎年金番号の周知徹底（強制）すべきだった。

〃　の払出しを厳格にすべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

18－109

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題と認識なし。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[illegible]い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者及び被保険者であった者の全てが理解と
納得出来るよう、あらゆる方策を講じるべきと思うが
具体的な方策はうかばないが現在実施している方策を
親切、ていねいにより早く実行すべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は人生の一生と存在する大きな問題であり正確さが求められている業務と認識して従事していた問題を知ったのはマスコミ報道によって知り得たものである大きな憤りを感じた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して20年余り経過しているので個対応は出来ないが対応しなければならないような いい加減な仕事はしていなかったと確信しているので個人的には反省はしていないが現実問題としては本庁（庁、業務課）の指導体制に瑕疵があったと思わざるを得ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

常に重要なものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

正確な事務処理を念頭においていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後、友人・知人との会話の中で、各人の社保期間、記録の苦情を聞いたことはありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録・逸脱問題が発覚して今日までの期間、貴方全職員による記録等の見直し作業、それに伴う各個人宛の照会作業等を誠実に実施されておられるので今後は、未解答者に対する対策を講じられればおと思います。

18－112

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各企業より提出される得喪業務の処理の中で認識し、各種調査で事業所の関係帳簿を調べていて提出業務と帳簿との差（様、用日日・報酬）を見つ実情を知る事が多い

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

労記質問3により、その後の調査及び各種説明会で必ず加入日及び報酬について正当に手続きすることを申し入れましたが、当時は、なかなか受け入れられなかった。
現在も難しいとは思いますが、昨今の世相で大分意識も変っているのではと思います。

ご協力、ありがとうございました。

※回答が設問よりジレテいたらゴメンナサイ

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(○重複した年金番号が統一出来ないでいるケース
○保険料納入記録の誤りをチェックできていなかったケース等は認識していたがその他については知らない。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い記録の領収書等の確認が困難なケースが多いと思われるが、第三者委員会での調査を急ぎ出来るかぎり短時間で終了させること。(不備の確保)

18－113

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の年金制度の運営で常に重点をおいた項目は「いかに制度に加入させるか――事業所の適用，未加入被保険者の加入促進」と「いかに保険料を完全に納付させるか」であった。したがって年金記録の業務についてはややもすると認識が甚かったかもしれない。Vorw 万件の件は新聞報道で初めて知らされた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・行政側からの被保険者へのお願いとしては、大事な自分の年金ですから常に社会保険事務所への相談等を心がけ、チェックしてほしい。

・記録も処理時の誤りは確実に有ることは否定出来ない。したがってチェック体制を徹底させ通常業務のウエイトを記録管理業務に向けることと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

18－114

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所等からの届出は基本的に信頼していた。

○民年金調査官の時知った

・届出の遅れや誤った記載によるもの

・紙台帳から電算管理への移行の際、誤ってしまったもの

年金請求時に混乱を期すと思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・方からの事故リスト、1年間調査した。

調査活動や紙台帳の確認等による対応した

・かなり効果があったが、限られた人数での中では困難な事もあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて取組むしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

総務省の室を各委員会に６ヶ月勤務し解決に努力しましたが、病気により退職いたしました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁現役職員の方々の、制度的にも問題があったと思われるこの年金記録問題について、全力を挙げての取り組み大変ご苦労様です。
社会保険庁では、これまでに記録の統合、記録の正確性の点検など年金記録問題への様々な対応をされてきており、新たな解決策を見い出すことはなかなか困難のように思われます。
然しながら、問題を抱えて未解決となっている方々のことを考えれば、大変困難ではあるが、引き続き新たな情報提供をするなどして、この年金記録問題の解決に向け取り組む必要があるものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたが。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、この年金記録問題発生前のため認識はありませんでした。退職後、記憶が定かではありませんが、平成19年頃マスコミ報道にて知り得ました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今回の年金記録問題中、記録の未統合問題について、厚生年金の記録は、事業主の取得届（氏名、生年月日）に基づき事務処理が行なわれてきました。制度発足当時より市町村の住民基本台帳に登載された氏名生年月日により処理されていれば、今回のような案件は発生しなかったと思われる。特に転職を頻繁にされた方が正確な届出がされなかったことによる犠牲者となっていると思われる。行政間の連携が必要である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第三者委員会が行っている事について特に異論はないが、不当行為が判明した場合は厳重な処罪をして欲しい。
公表するべきである。

18－117

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に記録管理をしていたため、当該問題の存在しているとは知らなかった。

おそらく平成18年頃。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間がかかるかもしれませんが、紙で残っている記録をデータ化し、ITの力を借りて年金記録を一元化していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

財政上の理由で基礎年金番号への統合が行われていないだけで、年金裁定時には本人の職歴に基づいて記録が特定され、順次、年金記録が一元化されていくものと認識しておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度がスタートした頃は、現在のような情報処理機器や技術は全くありませんでしたので、手作業で台帳に記録したり、本人の申し立てに頼って番号を払いだしたりするなど、ヒューマンエラーが発生するリスクはかなりあっただろうと思います。ヒューマンエラーは必ず発生する、どうやってそれを防ぐかという考え方で制度設計を行い、事業を実施すべきではなかったかと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

二年間とか今政権で解決するとか、したいとか「ミスター年金」労働厚生大臣が発言しておられるが、短期間で解決できる問題ではないと思う。
なぜならば、娯楽産業や温泉地・集団就職が多い県では、個人の素性も聞かなくて雇用したり、個人が嘘の申し立てをしても、戸籍謄本や住民票を徴することもなく届出してきたのに、「五千万件は1人なりとも1円までも確認しますので」と当時の総理大臣が発言していましたが、娯楽産業(パチンコ住み込み)や温泉地(女中さん＝差別用語になるかも)で住み込みの方々は、以前の素性を隠して、人目を逃れて働いていたので当時は年金のことなど眼中になかったので、生年月日や名前を誤魔化していたのが現実であると思われるから。
したがって、今やっているように、生年月日順から通知して整理していく方策しかないと思う。(国民年金の加入勧奨や納付案内をしても郵便が返送されてくる方々＝(不在被保険者)が多くいるので2～3年では無理だと思うから。
また、いっときに予算を注ぎ込んで解決できる問題ではないとも思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

健保・厚年の連名簿方式→個々人の原票方式→オンライン方式となり、社保事務所の現業にいた私としては画期的であり大変嬉しかった。
①期間照会業務をしていた時（昭42年～昭46年）など、連名簿（「旧連＝（昭和初期～昭和32年頃まで）と（昭和32頃～原票方式移行まで）の2冊あり」から記録等を捜す時など、ページをめくるたびにページの角の磨滅が激しく また、ちぎれそうになり将来判読不明等になる可能性が出てくると思った。
（原票・連名簿ともにマイクロフィルム化され記録の欠落が防げると一応安心した）
②原票方式になってからは、取得日・喪失日・算定月額等が約10年程記録でき進歩したなあと感じながら仕事をしたものでした。 原票は記録欄が満杯になったり、喪失すると、上部を切り離し、新規所得者・再所得者の別々の原票を50枚単位に紙テープで封し進達票にそれぞれの件数を記載し業務センターに進達したものである。
③オンライン方式となり また、基礎年金番号制度の導入によりこれで万全になると思っていた。
（厚年・国年・共済組合等の基礎年金番号への統一作業は大変時間を要すと感じた）
我県は、全国でオンラインの先進県として、昭和40年代後半から事業所毎の保険料の徴定（総報酬）業務から民間委託処理として始まり、個人データー中心の徴定へと順次進み全国オンライ化へ移行された。（移行後の我県は一部システムが後退した。）

今回 記録漏れや・不突号者・不明記録が五千万件あると政府から発表され初めて知ったが "なぜ" "どうなってるの"と我耳を疑った次第である。

地方庁では、社会保険庁の指導や指示をうけて各種報告や進達をしていたのに業務センターでの、未入力・未処理があったのではと聞いた時、憤りを感じた。
また、国会での「ミスター年金」等からの質問に対し、大臣や庁幹部から 一言の反論もなかったことが 地方庁では「何を考えているのか社会保険庁」と思った方々が多くいると思う。
社会保険の 職場や名前が なくなるのは、非常に残念でならない。

「どうなっているの」とか質問されるが、我県の第三者委員会での請求件数や容認件数を見れば判るように全国規模からみれば小さいが少ないでしょうと胸をはって答えていそ

また、反省点としては、当時の自治労組織に加入していたものの、組合活動の激しかった都道府県が多いと思われる。
「オンラインに移行すると我々の職場はなくなる」・「人員整理され職を失う。」など等旧日本社会党のバックアップで条件闘争として〇〇を獲得したと喜んでいたことが直接とは言わないが、反省点の一因と感じている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

~~厚生年金の発足当時は、~~

○ 職業によっては年令を偽って~~届書を~~就職をしたところもあったそうです(特に女性)
誤った年月日で社会に届書を提出

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 取得届書には住民票の添付する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

9. 年金の受給権・年金額に大きく影響することであり大変に問題と思いました。

○ 現在、公表されている件数は想像ほどでしたが～(質問1)に記載したとおり100%間違いのない記録だとは思っていませんでした。(時期は不明)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 年金記録問題について当県では、事務局課長を始め、職員一丸となって記録照会の対応に当たりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者等の記録確認を数年に一度行なうよう指導していかなければならない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一人でも多く保険料の納入を促進するのに懸命で現在の問題があったことは、全く考えられなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社、被保険者、社会保険職員との連絡調整が密でない結果であったと思う。

退職後30年が経過、適切な考えが出ないのが現状である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

18－122

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し出を全面的に容認していく以外解決策無し。
氏名・生年月日すら正確に届け出られていないケースも多々あると聞くが
そのような状況下で「最後の1人まで……」なんて どだい無理な話、
出来もしないことを やると言ったのは前政权、政权が変ったのだから
ミスター年金さんに詫びて貰い いい加減に打ち切っては、
身分を剥奪された職員に後始末させるのは可愛想。
いつまでも やっていることは税金の無駄使い、仙谷さんに
「事業仕分け」して貰っては、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人の受給权に関する重要な問題と、
マスコミが騒ぎ立ててから。
本来は至極真面目に取組んできたと自負していたから、こんなにヒドイとは想像もしていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当収率、検認率至上主義の入い害が、そ及喪失や転权免除などの不正を生み、記録事務が二の次になった遠因と思う。
年金番号の一元化構想が頓挫したが、あれが実現していればと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原点に戻って、紙内付記録のある
直しが必要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は在籍しておりました時、本庁からの通達等に基き事務処理を適確に行って来たと思っておりますので、まさかこの様な問題が起きる事を全く認識しておりませんでした。
長妻現大臣の問題提起、発言で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題発生時点での事務処理のずさんさの問題だと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度が導入され統合処理において多くの不突合が生じた問題点は近年の報道にて知りました。
但し被保険者が就職時の年齢制限をのがれるためや氏名については通称等を使用したり厚生年金保険被保険者番号を重複している事例が多数存在することが年金裁定時に障害になることは懸念していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当県では広報事業主説明会や新聞などでも訂正変更、重複取消の届出するよう周知に努めた。
また、県独自にコンピュータを利用して連名簿を氏名生年月日、若干順等の索引簿を作成し年金相談に対応していた。結果としては不十分な取組みであったかと思いますが当時としては積極的に対応していた。
基礎年金番号制導入による統合処理で判明した問題点を解消にむけて対策をとらなかった本庁の対応が理解できません。

ご協力、ありがとうございました。

18－126

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期解決は必要ですが拙速に走らず適切な処理対策が行なわれることを要望します。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中に年金記録についてこの様問題があるとは認識してありませんでした。
この様な問題については、いままでの新聞・テレビ等で報道され大変な事になったと驚いている次第です。
これまで報道されている年金問題以外に具体的に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧紙台帳(マイクロ・フィルム等)とオンラインの記録と照合実合する以外ないと思います。
(現在すでに死亡している者、生年月日、氏名が相違しているものは除外して作業する方が早いのではないか)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険に加入している、被保険者にとっては、年金に加入しているという記録は一番大切なものである。
当時年金に加入しているという証拠となるのは被保険者が資格を喪失した時点で、社会保険事務所より社会保険庁事務課へ記録を「進達」する事務を毎月行なっており その記録を社会保険庁事務課においてオンラインに記録しているもので、地方庁においてこの様な問題が発生するのが疑問に思っている。地方庁が記録を紛失することは考えられないものと思料する。
この様な問題を知ったのは、メデア等で報道された時に初めて知ったものである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を解決するには大変な事だと思います。
地方庁（社会事務所）の職員は、記録の「進達」業務は真面目に取り組んできておりますから、この様な問題が起ったことに疑問を感じている

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○本人が勤務していたのに記録が無いという事について
(本人は確かにその事業所に居た事は間違いないとしても)
・その事業所は、当時社会保険の適用事業所であったか。
・適用事業所であっても、本人は適用漏れになっていなかったか。(自分の手取り額が減少するので、加入するのはイヤと言う人もいた。)～調査官の総合調査などで判明する事もある。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(申し分けありませんが)
現在対応してもらっている以外に思いつかないです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求の際には、期間確認請求書（通知書）によって、本人の職歴も確認していたはずなので、）問題なかったと思っていました。

この種の問題が出て来たのは、小泉政権時代だったと承知しています。同じ頃社保（庁）改革の事も頻繁に世に出た頃だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すでに退職していましたので、特に具体的な対応はしませんでした。

現役の頃は、その時の担当々で、それぞれの計画（目標）に向ってやって来ました。
ただ今から思えば、常に数字に追われた感はあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道にやるしか無いと思う

18－129

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 昭和60年頃、年金相談窓口での応対を通して認識していた。

○ 年金記録は、年金請求時に整理統合すればよいという考え方があり、当時は問題とはなっていなかったと思う。

○ 将来、高齢化が進み、年金請求者が増大した場合、年金窓口だけで処理するのは大変だろうと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 会議等で年金記録問題の存在を報告していた。

○ 基礎年金番号の導入時に整理統合すべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

18－130

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題意識なし。

昨年の一昨年が記憶なし。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

請求主義が問題であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にないが、当県のような少ない人口の県でも記録が符合しない記録、いわゆる事故リストが相当庁から送られて来て、その処理にたいへん苦労した思い出があります。
大きな県では当県の比ではないと思われるが、この処理が当時適切に実施されていたか心配である。又、不在被保険者の取扱いで放置された被保険者記録の取扱いの行方がどのように処理されていたか気がかりである。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今となっては、本人の記録と厚生年金にあっては会社の記録、国民年金にあっては市町村の記録でも照合出来なければ、第三者委員会の判断に委ねるしかないと思われる。
旧令共済の期間の確認のような方法で当時の同僚、上司の証明で認める方法もあると思われる。善良なる市民の主張には応えていく必要があるも、不真面目な主張には応える(救う)必要はないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私共が担当していた頃は国民年金については市町村との照合を定期的に調査して、３回に及び特例納付で年金権を確保するために奔走していた。自分の担当市町村から無年金者を出さないよう、夜間徴収まで市の担当者と回った記憶がある。ずさんな処理、無責任な事務処理で被保険者の不利になってしまうことが生じたことは、当時から、担当者の資質によると感じていたと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金においては、地域の納付組織から市町村は担当課への金銭の収納受授、それを印紙化検認方式に転記し社保事務所が紙台帳に記する。それを紙テープ化し社保庁へ連達するという、何度も記録の転記作業し人の手にかかるための誤りが生じることは当然のなりゆきといわざるを得ない。コンピュータによる管理システムが定着化するまでの間の機関委任事務制度はそれなりに人のぬくもりを感じられる事務システムで、年金制度の普及には役立ったものの、大きな落し穴になったことも事実であろうと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

申し立て管轄事務所が含まれるものであれば(たとえば総務付事住所と事業所所在地が理に合うものであれば容認するも止むなし)

~~稿ではなすがありえない。~~ ~~ただし、1日以帳時代はどうあるかもしれない。~~

~~住所(本人)を把握しなくてもよかったことから別人のような場合がありうる。名寄で修正されていると思う。~~

18－132

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の記録照会を受け、台帳を調べることによって（当時、氏名索引、生年月日索引ができるようにしてあった）見当らないものはほとんど無いと思っていました。中には本人の加入事業所でない場合もあって紙録の思い違い等で無い日々もあると思いました。
担当をしているときに（年金係長時代）思いました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会は旧台帳等を本人と連絡し
できるかぎり深して通知文を書きました。
当時は地方では電算の内容が分りにくいもので、明確なもので確実な記録になるような事業主、社保等の認識が深まれば本確に記録等が今のように混乱することは少なかった。と思います。~~ただ当時地方と社会保険庁ではどのような考えで資料正確に交給するかは記録の整理段階では最後まで考えていた~~
個人管理にするようにしたことは改善されたと思います。今後スムーズに進むことを期待しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中、報道されているような、年金記録問題が…発生することは、想像できませんでした。

・報道されるまで、このような問題が、存在することを知りませんでした。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に、有名人等に対する「年金記録のみそこ見」等については、職員1人1人の倫理観の欠如があったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○現在 実施している方法(才三者委員会)に依る解決が良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・特段認識はしていなかった。

・国会、マスメディア等に取り上げられた時。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・反省点
事業の実施にあたり各県における実施方法に相違のあったことが事象発生の一つの要因と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存している紙台帳やマイクロフィルム化した台帳とコンピュータ記録との突合を早急に実施することが肝要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の場合、市町村の台帳と社会保険事務所の台帳を定期的に突合もしてきましたし、厚生年金の場合、社会保険庁から送付されてきた事故リストもその都度処理し、記録の適正化に取り組んできたのに このような問題が起きたのは非常に残念です。

マスコミの報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者・受給者の方々に疑問があれば照会するように勧め、その照会に対し、誠心誠意対応してきました。

最低でも年１回は年金の記録状況を被保険者あてに通知すべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　◯退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　◯地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在のところ考えられません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在籍中は、年金記録問題はありませんでした。
地方庁においては、年金記録を本庁に送付していたのみです。なお本庁では送付された記録を、正確に処理されているものと思っていました。
在籍中には、今回のような年金問題の情報はありませんでした。(在籍は、昭和62年3月まで)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 在籍中に特に問題点として出なかったので、対応の必要性はありません。

○ 本庁における確認行為が「すべて」であった事が反省点ではないだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1～4までお答えすべき立場にはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

認識不足かもしれないが、特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている被保険者の記憶を申告していただき、確認する方法がベストと思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識不足であり、問題意識は全くありませんでした。

但し、平成19年に全国で不適切な記録管理が存する旨を知り、各被保険者の不利益にならない様、復帰することを念頭に行動したと考えております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 厚生年金保険法等の理解不足を痛感し、過去の経緯を再認識することで、被保険者の不利益がない様、申し出を相手の立場で確認する様努めたと思っております。

○ 反省点，… 特にナシ。強いて言えば、年金記録に対する管理意識が不足していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村との協力連携の強化

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合記録の解消
※代名相違等により完全解消は非常に困難と認識していた。
・平成19年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・当時示された工程表等に基づき確認作業等は徹底して実施した。
・記録管理の徹底

ご協力、ありがとうございました。

19-1

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-2

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

したがって、方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 このような問題は、発生していませんでした。
2 宙に浮いた年度や消えた年度が報道されたときです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

したがって、上記1のため、対応や反省点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

19-5

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金に係る件。
昭和30年頃の山梨県の適用事業所は比較的に座繰製糸業や製材業が多く、材料(かいこの繭・また製材のチップ)等の関係で、被保険者は年に一旦、喪失し材料が入った際、また取得(少しでも報酬・勤務条件の良い会社に移動、その都度新規番号の振出)等を繰り返し、そのため年金番号の重複が多く(1人で4~5枚も時券)重複取消の処理に負われたいた記憶があります。
「よって、一部には取得期間が(3ヶ月~6ヶ月)短かく、その部分が記録不明になっているのか?」

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(4に記載)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

法及び省・庁の通知に基づき、業務の促進に一生懸命に
かかわってきたので余分のことは、考えていなかった。
単に係員だった。

知った、のは、平成18年以降です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（お願い）
現在、病弱（狭心症及食道癌・術后経過観察中）にて、
思考力・記憶力等が低下し、いろいろ考えると頭痛が生じ、
何もかも、嫌になる状態で、お役に立つことができず申し訳け
なく思います。何とぞ、よろしくご配慮の程よろしくお願
い申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-6

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この調査で問題が存在していることを知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし。

ご協力、ありがとうございました。

19-7

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

◎ 現職中国民年金の納入督励に行った職員の話では保険料を納入しない多くの人は「私は将来年金について国に一切お世話になるつもりがないので納入しない」といっている例が多かった。

◎ 厚生年金については再就職する際生年月日の及び氏名の虚報告の例があり多くは記録に結びつかない例

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民総背番制にしたらよいのでは.? (今後)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金保険料を故意に納入しない人については無年金者となって当然だと思う、自己責任である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職中友人や知人と、又被保険者が年金の話題になる度、将来のため、又法律に規定されている事等話してきました。

私は現職中与えられた職務に対し多くの職員と共に被保険者及びその家族の為そのため必死に職責を果たし最善の努力をしてきたつもりです。退職後20年近く経過した今、年金記録問題を聞かれても明解な答えもありません。

ご協力、ありがとうございました。

19-8

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の納付済記録漏れが、報道されているほど、大量にあるとは信じがたいです。
納付記録の復活として、若干の条件を付するようでありますが、2年以内の未納分は、即復活するとの案が浮上しているようでありますが、簡単に認めてしまえば虚偽の申し出が相当数発生することが予測されます。この様な処理は如何なものでしょうか。
現在問題になっている事象を処理するための名案はありませんが、事務処理内容からして、更なる機械化を早急に進め、一時的に多数の職員を雇用して、人海戦術により処理するより方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時、現在問題になっている各事案があるとは認識しておりませんでした。
従って、年金記録問題の存在を知ったのは、現厚労大臣である長妻大臣が野党時代に~~おいて~~国会において質問した時点で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍当時、年金記録について問題があるとは認識しておりませんでしたので、特段対応の必要もなかったので対応はしませんでした。
年金は長期間の記録を要するので、転退に対して的確な処理をしておかないと、数10年後の給付の時に問題が発生するので、転任の認識の高揚を図り、本庁と地方庁との連絡を更に密にする必要があると思います。
また世間では職員数の削減と言われると思いますが膨大な事務量を処理するためには、年金の特殊性から職員を増員することが必要であると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくにありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

宙に浮いた年金について、個々人の住所の変更や、氏名の変更、あるいは、死亡者があることを思えば、100%追跡は不可能かと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は国民年金出身者でしたから、保険料の調定等の業務にたずさわることがありませんので、調定段階で、事業主と話し合われることなど考えられませんでした。

この問題を知ったのは退職後、ここ数年、年金問題が新聞やテレビで報道されるようになってからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の徴収率を競う(みせかけの徴収率)体制に問題があったと思います。

今にして思えば、特に保険関係出身者の間には「社会保険へ入れてやる」という姿勢がみられたように思います。国民のためのサービスという感覚は殆んどなかったようにも思います…。

ご協力、ありがとうございました。

19-10

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・厚年記録については、転居の申出がない限り名寄せは困難と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「被保険者原票」による記録を全国集中の管理に不安がありました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータ化の際の入力化の方法に問題があったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

19-11

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の給付の基となるものなので、慎重、かつ正確に行われていたと認識している。

しかって退職後において知ることとなった。このような問題は全くの想定外でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応とかに遭遇していませんので反省点は特合もてよりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-13

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現職中、国民年金の未納保険料の納入督励に行き、保険料を納付しない多くの人は「保険料を事実上的に使」あるいは、年金については国に一切世話にならないので納付しないと申し出る例が多くある。
厚生年金については短期雇用をする時、氏名、生年月日の誤りあり年金記録に結びつかない例が多い。
＊厚生年金証を1人で10枚も持っている例もある

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金通知等が出されているが、被保険者が職歴等について更に理解が必要だと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は厚生年金・国民年金の記録は適正に処理されていると思われた。
問題については退職後に知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中、将来の年金のため被保険者・友人等に法律、規程、を話してきました。
被保険者の加入時 本人の氏名・生年月日を確認出来るもの(住民票)等を添付し届出を適切確にする。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-14

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

むずかしい問題であり、格別な解決策は思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然、将来年金受給時に記録が打ち出され不明な記録があるとは思いませんでした。
不明は記録があるとのことを知ったのは３年ぐらい前にテレビ等で放映されて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職しており特別なお応はとりませんでした。
反省点は１つは事務取扱要領等しかして、すべて事業所の届出により事務処理されたことと、２つめは、喪失された記録の入力が正しく処理されなかったことではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-15

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビ、新聞等で報道されているので、それ以外は、特別のことはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い間、社会保険の業務を行ない、蓄積されてきたことなので、ここで解決することは大変むずかしく、問題がどうするか、については、一概には言うことは出来ません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職の時は、自分に与えられた業務を精一杯してきたので、このような問題が、これほど大きくなるとは思いませんでした。又、問題を知ったのは、3～4年前にテレビ、新聞等の報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として挙げるとすれば、所でいずれか、このような問題が発生することを把握したうえで、話し合いを持つ等、対処出来ればよかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

19-16

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題を知ったのは、報道等で知りました。
よもや年金記録が正確に入力されていない実態。大変残念です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

かねてから、年金は、各種複雑で分かりづらいという指摘がされており将来、記録問題で、入り組んだり記録の重複が出なければ良いなと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-17

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めている方法しかないと思う.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に記載事項なし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-18

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁に実施している加入者特別便の送付等により年金に対する関心を喚起することしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 厚生年金保険と国民年金では加入者の届出事項の違い、特に厚生年金保険では会議（任免要件）の確認を行なっていないため資格関係について整合性がとれない場合もでてくることは国民年金制度発足当初から認識していた。

② 国民年金では市町村と社会保険事務所の記録方式が違っていたことと、当初は事務処理を手作業で行っていたため、記録の不一致が生ずることが想定されていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①について
施行規則の改正を社会保険庁に要望していたが、なかなか改正されなかった。早い時期に実現していれば、このような問題にはならなかったと思います。

②について
記録の不一致を是正するため市町村の名簿と社会保険事務所の記録との突合を実施しました（2回）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-19

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の免除記録について
国民年金行政は検認率第一主義でやってきていたので未納者に対して免除の申請を強力にすすめてきた。
いきおいあまって被保険者の申請によらず市町村が独自に所得審査を行い、代第し申請した。
社会保険事務所においてもほぼこれを受理し承認した。
年度末においても、市町村の受付が7月中ならば4月に朔のぼって承認していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去のものはそのまま承認して免除期間として扱う。
被保険者の申請でなくても、同一世帯の者であれば受理する。
年度末(3月)までの申請であれば前年4月からの免除を認める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚年の記録が重複(記号番号)していたり、抜けていたりしていた。
(氏名の違い・年月日の違い)
通算老齢年金の支給が始まった頃、(昭和46年頃)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年加入の際、氏名年月日の確認の徹底、過去の加入記録の確認
再加入時に
厚生年金被保険者証、国民年金手帳の確認

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-20

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-21

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以降として、記録は、全て正しく入力していたと考えている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(今後の対策として)
厚生年金の掛金(保険料)について、会社がさかのぼり報酬をカット、引き下げ等をしていることが判ったものは、国が補填すべきである。
現状では差し押え等は出来ない。

ご協力、ありがとうございました。

19-22

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

※ 厚年に加入すると保険料を控除されるため、給与の手取りを多くするため、被保険者になることいやがった人がいた。

※ 事業主が保険料負担を少なくするため報酬を低く届ける事業主がいたと

※ 制度発足時には 旧社会にある政党の宣伝により加入拒否した人がいた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

※ 納付した記録、領収書等具体的な資料がないものは認めなくて、期間を終了すべき。

(まじめに、きちんと納付した人が損をするようなことがないように)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職した後に知った。平成15,6年頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

身分扱管と、職員組合。

ご協力、ありがとうございました。

19-23

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ 年金請求時に職歴の聞き取り調査をしたが、磁気テープにて記録管理されているものは、該当者の記録を捜しだすのに苦労していたので（該当者の見落としもあったと思う。）、社会保険大学校の専科研修（年金専門官研修だったと思うが・・・）のとき、磁気テープ管理している記録もコンピュータでの記録管理に移行してもらいたいと要望したが、その時の回答が、それをするには５億円かかるので現時点では無理という回答であった。
　なお、コンピュータ記録管理のなかにも氏名・生年月日が打ち出されていない記録もある。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ 適用事業所からの資格取得届の提出時には、戸籍抄本なり住民票の抄本等を添付して氏名・生年月日の確認をすれば良かったと思う。現在では基礎年金番号で管理しているので必要はないと思うが。（遊戯業等には、地元を何らかの理由で離れ偽名を使い資格取得したケースがあった。また、サービス業には採用条件に何歳までという条件があり年齢を偽っていたり、源氏名での資格取得届があった。）
・ 脱退一時金の支払については、委任払い・窓口での現金払いはしなくて、本人の口座振込にすれば良かった。（脱退一時金を会社からの退職金として支給していたケースがあるので、本人は脱退一時金を受けた認識はない。）
・ 各県を競争させるような保険料徴収率の番付表のようなものの公表は職員にも廃止したほうが良い。徴収率、徴収率と騒がない方が良い。（徴収率を上げるための、報酬訂正、遡及喪失が亡くなる。）
・ 問題点を見るには、過去の「社会保険庁だより」の冊子を一読するのも何かの参考になるのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-24

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

終りがあれば早急に正しいものにするしか方法はないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在ではこのような問題があるとは思ってもいませんでした。オンライン切替時、業務担当係長で遡及業務を行いましたが、業務センターでの記録管理に問題があったのではありませんか。（健保海用係長当時のこと）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に誤った処理をしていたとの認識はありません。どうしてこのような年金管理になったのか理解出来ません。

ご協力、ありがとうございました。

19-25

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中、年金にたずさわったのは1年半だけで詳細は多く知っていないのが実状です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正直に納めた人達が嫌気をさして納付の意志をそぐような方策は絶対だめ。
民主党政権になってくれでもかんでも未納者を助けるような方策はいずれ年金制度の崩壊につながるような気がしてならない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時はいわゆる「のぞき」と云われた問題が起こった頃で、年金記録のるいは夢にもこのようなるいがあるとは思っていなかったし、そんなくちるをやって来たつもりもない。我々は

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、少ない予算と人員で膨大な記録を処理しなかったるいはたしかに少々の無理があったと思われる。
少なくも巷で言われるような仕事をしていたるいはなかった。「忙しい職場」という認識を持っていたとしても、ただ~~[illegible]~~こなして（まったというるいはあったかもしれない）~~[illegible]~~平素のくちるを顧みる余裕もなく惰性的に

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-26

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

確認作業の人員を大幅に増やし、記録が確認された者に係る裁定入力を簡単なシステムにより決定する事

あるいは、本人申立のとおり認め、後日不正が発覚した場合詐欺罪として刑事告発するなど罰則強化を図る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現場では事務処理要領に基づき処理を行っており加入記録問題になるとは思わなかった。
この問題については退職後知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度が過渡期で複雑であること。
過渡期にあって、紙台帳からコンピューター管理に切替時に入力誤り等入力後の確認が不十分であったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-27

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職の職員には苦労いただいている。
退職者ももっと協力する場があればと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

皆、職場と仕事にほこりをもって働いていたと思う。
このような大きな問題になると思っていなかった。
マスコミ等で騒ぎだしてから、問題の大きさを
知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙面の記録の管理、当初は手作業でしていたので
多少のミスが出るのはどこの職場も同じだと思う
大きな問題となったのは制度そのものの不備
(複雑さなど)があったからではないか。
しかし、受給者も少なく国民の関心も低かった
とき、甘さがあったのかなと反省している
事務所の窓口において微力ではあるが手伝わせて
いただいた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-28

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めている対策で実行すること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識も不足でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期に対応をするべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-29

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 厚生年金被保険者証を、一人で何枚も持っているようなケースを見て、一人の年金記録において、40年にわたる厚年、国年の適切な切替、もれのない記録の把握確認などが果たして可能だろうかと、年金記録の将来に一抹の不安を覚える時がありました。
- 年金相談窓口で、年金相談の対応を始めた平成6年頃かと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録の統合処理は、まだその当時は行われていなく、「年金請求の際に行えばいい」という風潮があったと思います。
- 年金制度が発足した頃から、発生するであろう諸問題を想定した、事務的けん制体制が必要だったのではないかと思います。
(例:厚年資格取得届に住民票を添付させるなど)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-30

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向て努力すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要な問題である。新聞等で公表されたことで知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人情報保護に対して再度認しきし対応するように努力した。
個人情報保護に対する情報が少なく、対応が遅れていたのではないかと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-31

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便を送付して申し出をいただくよう努力するとともに、公的機関にも協力いただき広報に力を注ぐことが大事と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各制度において一番号を取得していたが、年金請求時に一本化できると考えていました。そのため、各種説明会においては、自分の職歴等を年金手帳に記入するよう指導しておりました。

この年金問題の存在は、数年前、報道されるまで知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~該当されると思われる者に対すから申し出いただくため~~

気恵のある若いうちから、自分の職歴等を年金手帳へ記録するよう進めてきました。

基礎年金番号導入後、本人からの回答のない者に対し、再三にわたる指導がなく、そのまま放置したのが残念です。年金請求時に一本化できるという考え方が、反省点と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



19-32

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○事業所からの資格取得届において、偽名や偽生年月日で届出されている者がいると思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ご本人から偽名や偽生年月日で届出をした覚えがある方は申し出ていただくよう広報を行うことによって、未統合の記録を統合することができる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号制定時の昭和61年に国勢調査並みの統合調査を実施しないと未統合記録が多数生ずるのではないかと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・統合するための通知書の回答を提出するよう広報に努めたが、現時点では、「質問３」と同様に国勢調査並みの調査をするべきであったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用事業所対策として認識しており、社会保険者の得喪については制度に基づき、適正に処理されておるものと考えていたこと。

最近の新聞紙上。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 適用事業所に対しては財政対策を第1と考え、適正保険料の当初、適正給付の実施に努めたこと。

2. 事業不振、廃止寸前の事業所に対しては、性国年出身であり、所長就任後2年で返転のため、十分に検討しなかったことを反省。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年頃から始まった「厚生年金保険被保険者台帳」を年金業務室へ移管するため夜尺台帳の内、事故台帳の処理について、調査して補正された台帳の外は事故台帳のまゝ移管した。

これらの台帳のことは、世間一般に知られている年金記録問題の一部であると認識している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故台帳の処理に当っては、被保険者、事業所に対して照会、或は出張調査等により記録の補正をしたが、補正出来なかったことの理由は、①被保険者の所在不明②事業所が倒産により事業主の所在不明③他庁の払出しのもので記号番号がないもの④他庁の払出しの記号番号のため、その管轄する社保に照会するも回答がなかったもの

上記の理由で事故台帳のまゝ移管した。

この補正作業で反省したことは、徹底調査を行なうための特別作業班を設けなかったこと、このための「事故台帳整備要項」の策定をしなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っているものがない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在資料が判らないので考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録は将来受給権や年金額の基礎となるものであることから長期に亘り確実な記録をして年金権の確保に不利益をきたしてはならない業務としていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピータに入力しての確認はしてもらったが、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に本統合の記録の内容が判りませんのでよい方策が思いつきません
よい方策を持っている「OB会議」を実施してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者名簿が完備していたので特に問題はなかった

報道によって初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

責任はどこにあろうとも、被保険者の不利益に対応しなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が起るとは全く考えておりませんでした。
この問題を知ったのは、3～4年前からのマスコミの報道によります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時は制度の内容について説明会等を開いてPRに勤めた。また、記録に関係については専ら紙台帳(被保険者名簿)が頼りであった。資格の有無については台帳照合をきめこまかにやる外ないと思う。(古い期間のものについて)
(資格の得喪・氏名の変更・訂正、生年月日の訂正、被保険者証の重複取消・等総て被保険者台帳に記録されているはずです。)
これらの紙台帳がコンピュータ化したあと廃棄されたやに聞いておりますが、事実だとすれば誠に残念なことをしたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>J. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金きろくについて、これまで世間一般にしられていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年代頃までは、厚生年金の本格支給が始まっていない、推定年金額も低く老後の生活費を賄えるほどではない、などで、一般の人々の年金に対する期待や関心は低く、「老後は子が扶養する」という考え方が普通で、年金は「小遣い」といった認識が強く、「健康保険は必要だが、年金は不要」と言う者も多かった。
また、国民年金にあっては、共産党を中心とする団体が「保険料は軍事費へ転用されるー」として加入拒否運動を展開した地区もあった。
このような情勢の中で、記録混乱につながる次のような問題があった。
(1) 被保険者が勤務先を変えても、記号番号を有することを申し出なかった。
(2) 自己の氏名や生年月日を2種くらい使っていた者もあった。
(3) 自己の前歴を隠して就職した。また、偽名を使って就職した。
(4) 事業所の担当者が、被保険者資格要件、資格取得(喪失)年月日の解釈を誤って届け出たり、被保険者の届けをしなかったりした。
(5) 事務処理のミスは、事業所(市町村)、社会保険事務所の各段階で起きた。
(6) 国民年金の保険料については、納付組織が作られていたが、保険料集金業務は当番制で行われ、当番が集金した保険料を市町村へ納め忘れた、などという噂も流れたこともある。

(質問2) 現時点において、この問題解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点ともなれば、社会保険事務所、市町村、事業所等が所有する帳票・書類等についての調査を実施しても解明出来ないものだけが残っているものと思われるので、この問題の早急な解決には無理がある。
また、宙に浮いた記録とされている中には、その記録の持ち主に、その間、厚生年金の被保険者であったという、意識がない者も相当あると思われるが、そのような者に、送られた「ねんきん特別便」の内容では、何の効果もなかっただろう。
その他、違う氏名や、生年月日を使用した者については、コンピューターでは抽出は困難で、これらは、直接本人に当たるしか方法がない。それも不可能である場合、年金請求時点で本人の、越し方すべてについて年金とのかかわりを確かめることも一つの手段ではないだろうかー。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回顕在化した年金記録の問題は、退職後２０年余を経た最近のことではあるが在職中にも社会保険庁で記録の集中管理が始まるとともに、移管された古い記録と新たに進達した記録が突合しないという問題が発生した。このようなものは、事故リストとして社会保険庁から照会を受け調査修正したが、その結果（質問１）で述べたような誤りが発見された。

年金の記録は、年金の受給資格にもかかわるので、年金に対する社会の関心が高まってきているとき、特に市町村や事業所の担当者への指導や、職員の意識改革に務めたが、最も大事なことは、事務処理システムの改善だと認識していた。

５千万件もの記録が宙に浮いているとか、消えた年金とかの報道には大変な驚きであった。そして、政治とマスコミによる「ずさんな社会保険庁」とか「社会保険庁解体」などばかりが強調され、実際にはほとんどの人の記録は正しく記録されているのに、「年金記録はすべてでたらめ」であるかのような不安感を国民に印象づける結果となったのは、極めて遺憾と思う。

（質問４）質問３の問題を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしきしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人間は、いかに注意していたとしても、膨大な事務処理を行ううちには、たとえ僅かであっても間違いは防げないことであろう。にもかかわらず、年金記録のような重要な事務処理について、担当者は誤りをしないことを前提として成り立っている事務処理システムでは問題が起きるのが当然とも言える。

人間は間違いをするもの、その場合であってもその間違いは直ちに発見修正できるシステムの構築が必要である。

昨年６月、安倍首相が参院厚生労働委員会で述べたような「社会保障番号」制の導入も効果あるものと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません
一般に報道されている中で帯祝事業所(有様)について強制的に資格喪失させたような事件は長野県ではなかったと思います。又、上司からもそのような指示を受けた事はありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁における年金記録問題については進達業務によって社会保険庁業務課ででしく記録されていると確信していました。

但し重複記号番号の処理については大変な業務であると思っておりました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務課より調査照会に対する重複処理については大変苦労しましたが保険名義により、適でき処理をしたと自覚しております。
（小職が事務所業務第二課長担当した所は課長が一人で責任を以って重複照会の処理をしておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を知ったのは、2008年10月年金記録がオンライン化された1986年以降全オンライン記録約15,000万件のうち改ざんが最も疑われる記録69,000件あると公表されたことで知りました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は雨墓によって遺王に処理をしていました
組織ぐるみの関与(不正)をいわれたこと残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

コンピューターに収録するに当って、旧台帳の氏名にフリガナを付しましたが本人の確認を得ていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳に付したフリガナが正しいかどうか本人または家族に確認してはいかがでしょうか。市町村に連絡して住民票のフリガナと照合してみてはいかがでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>地方社会保険事務局<br>*平成11年度までは各都道府県保険課 国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、世間一般に知られていない問題で私が知っているということは全くありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記(質問1)について該当事項がありませんから、ここでも記載する内容はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

上記ご照会の「年金記録問題の認識」の意味は、オンライン上の記録不統合など一連の問題と存じますが、私は23年前に役所を退職している者であり、在職していた当時は、そのような問題の存在を知りませんでした。
ここ数年来のマスコミ報道で知ったものです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後、既に20年以上経過しておりよくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(対象となる問題がありません)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在勤中、年金記録問題は発生しておりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段部分　認識の対象となる問題は、発生しておりませんでした。

後段部分　年金記録問題の根幹にあるのは、組織の中に、日常業務遂行のなかで現在の作業が20年、30年前の事を踏まえて、極めて重要な記録という認識が欠けていたことと、おわざるを得ないのではないでしょうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 現職のとき実際の事務（台帳）につかなかったので詳細に不判からないが年金問題は将来年金記録が一番の証拠になるという話は見聞かれていた

② 退職後に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応は実際の記録の提出があった場合は台帳と確認をして正しいと判断出来れば台帳を確認して正しい記録に訂正しておく（その時点の実を記録として残しておく）。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録については、数い将来に及ぼす影響が大きいと考え慎重に処理していた。
従って、本来に於いては、この様な大問題になるとは、全く考えいなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題については、余りに長期間経過しており、今において処理不能の件については地方におろして試てはどうだろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が勤務していたころは、厚生年金の記録の改ざんや標準報酬月額の改ざん等の問題が無かったと思うので、世間一般に知られていない問題については思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先ずは、窓口相談の体制等から、マイクロフィルムへの活用をしているのかどうか、マイクロフィルムによって検索したならば、事故件数はもっともっと減少するのではないかと思料されるかどうでしょうか。
イ、何人かどこの会社に勤務していたか。
ロ、企業番号。
ハ、厚生年金番号(基礎年金番号)。
ニ、氏名、生年月日。
(ハとニの照合)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

我々の時代各種届出書（資格取得届、変更届）に
フリガナが無く、いつか問題になるだろうと思っ
ていた。フリガナが無いなに例えば「幸子」を
サチコ、ユキコと担当者の判断で決定してしまった
事により、後々弊害が出てくると。
また、コンピュータにおいて無年金者対策として
紙伝帳の使用をしたころかとはっきりとは
覚えていない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全般的に見て、マイクロフィルムへの活用を特に
お願いしたいと存じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職<br>飯田<br>社会保険<br>事務所長 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁をあたかも犯罪者集団であるかのような報道がされてますが誤りと犯罪行為は区別して考える必要があります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最初は、週刊誌のゴシップ欄のスッパ抜き記事のように思いました。
事実の存在は、いまだに正確に確認できる立場にいないためお答えできません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・オンライン稼行時の膨大な入力を考えますと誤りが多くでたことは考えられますが、発見したときは、その責にあった者が正しく対応したと信じています。
・問題点について、調査結果と対応策を声を大にして発信する必要があります。
(責任者が)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

38年間社会保険職員として勤務したが、このうち現業は昭和20年代に2年間、30年代に1年間、40年代に社会保険調査官6年間、50年代に給付専門官約2年間経験したのみで、他は管理業務であったため、このような問題は昭和30年代に旧台帳、昭和60年代の原票の進達により確実に処理され、このような問題は存在しないと認識していた。

また、このような問題は、今回新聞発表された時点で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和30年代の旧台帳、昭和60年代の原票の進達(いた)際、不突合の被保険者又は被保険者であった者についての処理がされていたならば、このような問題が生じていなかったと思われる。

また、不突合なものが生じたとしても、新聞発表のような膨大な件数になっていなかったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

心あたりありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合の記録を最後の1件まで統合することは困難かと思います。一定の期間で未統合記録は別に管理し、年金裁定請求時に、それぞれに対応して、未統合記録の中に該当するものがないか確認すること。

"消された記録"については、最終的には、本人の申し立てを認めることとする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、現在の年金記録問題は顕在していなかった。
年金記録は、将来の年金受給に関して基本となるものであるとの認識は当然である。
現在の年金記録問題は"宙に浮いた年金記録"のマスコミ報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後10年以上経過しており、予想もできなかったことであり、対応の仕様もなかった。
問題が顕在化した初期段階において、
政期間で解決されるという印象を与えたことは反省すべき点である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金保険の資格取得時に事業所の事務担当者の誤った届出。
氏名のフリガナの誤り、生年月日の誤り、特に中高年女子については採用条件に年令制限があり偽った生年月日を使っている、取得年月日が試用期間を除いている、標準報酬月額の誤り。
現在は無いと思いますが、以前は事務所の厚生年金の番号を重複払出した件数があり調査して修正したものがありますが一部残っているかも知れません。職を転々と変えている人は、いくつもの職場隠して採用されるようにするため、厚生年金手帳を複数持っている人が大勢いると思われます。長期に亘り勤務している方はほとんど訂正されていると思いますが、短期の勤務者はそのままになっていると思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金相談時あるいは各県の委員会に申立てた段階で、できるだけ掘り起すことが必要だと思います。
できれば年金記録関係に精通したOBを使って記録を掘り起せばかなり効果があると思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在することを知ったのは、昭和〇〇年7月頃。当時配属された課は業務二課で主に年金関係の業務でした。毎月庁の業務課から大量の事故リストが送付され、それを処理して進達するのに四苦八苦していました。年金の支給申請も量が増え記録が整備されないため、処理が遅延し支給が遅れたケースもあり、これは将来は大変なことになると思いました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時私の勤務していた事務所は、事故リストの処理状況は全国ワースト5に入り、連日その処理に追われ、その処理状況を県に報告し、主任課長と係長の私とで年金の払出済の確認、事業所、退職者については住まいまで出向き面接をし確認し処理もしました。

反省点としては、当時はオンライン化されていないので、現在とは少し違いますが、事業所側の書類作成時、採用時のあまさ、又事務所側の書類の審査雑さ、取得面の様式にも問題があったようにも思えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の台帳を紙テープに変換する作業で、氏名をカタカナに変換して入力をした。
カタカナに変換するにあたって、複数の読み方のある氏名は、通常と思われる方々で変換した。
これが今は、同一人物かの問題になっていると思われる。

例「幸子」　サチコ ⇒ ユキコ又は サチコ
　　ユキコ ⇒ ユキコ又は ユキコ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金記号番号と生年月日で連結し同一人物と認定されたい。

(注) 当時は、このような説明で作業をした。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金にあって、検認率(保険料の納入率)の向上を最大の事業と認識し、記録の改竄・保存等については、当然に、正確にされるものと思っていた。

年金記録に問題が存在することを感じたのは、基礎年金制度が制定された頃であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「ねんきん定期便」の「オレンジの封筒」の人には、記録もれの可能性の高い部分を、もっと具体的に、わかりやすく書いて、通知し、回答を求めるようされたい。

今までの定期便では、理解が困難な点がみうけられました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なきになし.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私は国民年金業務に従事した期間が長く、厚生保険は医療事務が若干期間あるだけなので、国民年金記録関係で記したいと思います。

1. まず現在行われている記録救済措置は、非常に危険なものであり、相当厳しくする必要がある。
私達は保険料が100円、1円時代から市町村へお話して各戸収納を行っていたが、手持ち現金の有無で夫婦の一方しか納めないときが多かった。納め忘れが多いのが事実である。納付済の申立てを信用しておいけない。

2. 各戸訪問収納時、公務員を偽る者が多く軍事費に転用される保険料は納めない、と公言する者が少なからず存在した。
それらの者が偽りの申立て・3・をしている恐れがある

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題としては意識していなかった。最終的には本人の経歴申立てで解決できる（厚生年金の場合）といわれていたような気がする。
国民年金の場合は、紙テープで記録進達を行ったが、テープ作成後に必ず読み合わせを行っており、チェックはできていたと思う。とくに納付記録は前年分、前々年分の未納通知を社会保険事務所から送付し、納付促進を図っていたので、間違いはまずないと思われる。
年金記録問題の存在を知ったのは、2～3年前の週刊誌記事からである

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の存在を知った時期が上記のとおりであり、とくに対応しようと考えたことはない。むしろ、圧倒的多数である真面目な社会保険職員の意気を消費させることなく、時流に乗った年金叩きを止めさせるように当局に望みたい。
有名人の記録覗き位で分限覚職などとは不公平も甚だしい。記録問題が世上にでた当時の厚生当局のお応がまずかったのではないかと思われるが如何？
なお、大所高所的見地から見れば、社会保障なる年金制度は、保険制度に割切れまないものであり、原則、一律給付で財源は目的選とすべきであろう。徴収減れのない消費税的なものがよかろう。

ご協力、ありがとうございました。



以上、各問に敷文を弄しましたが、意のあるところをお汲みとり下さい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録を整備し、本人からの履歴と突合
不突合の場合要調査

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録に関しての問題は特に起きなかった。

なお、この問題については、新聞・テレビ等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中、全国オンラインシステムが始まり、研修やシステム移行など一時期多忙を極めたことがあったが、以後順調に推移していることと思っています。
また当時は各種届書は方へ来期的に進達し、進達した書類に不備などがあった場合返戻され整備のうえ再進達していた時期でした。何が原因で記録漏れなどが生じたのか、新聞テレビなどの報道では理解できない所もありますので設問の反省点は申しあげられません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一律に年金記録についてと言っていますが、基本的には厚生年金と国民年金に分かれると思います。
私は厚生年金の担当でしたから記載することは厚生年金記録になります。厚生年金は勤務していた事業所の事業主が届出することになります。勤務した人が、過去において厚生年金保険に加入していた事があれば、当然厚生年金番号がある筈ですが、事実際には番号が不明の場合もあり記載されていない時もあり、又以前勤務していた事業所等も判明せず、番号が不明のまま、処理された事もあります。又本人自身が生年月日等を間違えて(戸籍上の生年月日と相違する)場合もあったようです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

生まれた時に全ての人に基礎番号を交付して、生涯同じ番号にすることが一番正確かと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1.に記載た通りです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上（*平成11年度までは主幹）<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚年被保険者台帳の年金業務室の教官から始まった電子計算システムが数十年もかけて、世界に冠たる処理システムを作ったと信じて、業務に携って来ました
実際に裁定請求時にすべて解決してきましたので"知られていない問題点"としては、ございません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の解体という形でなく庁全体の現役OBで解決する方向で進めていただきたかった。

社会保険庁は10,000人系の少数で時の医療年金、児童手当、介護等々、国民全体の奉仕者として貢献して来たと信じています。
方策は申し上げられませんが、又数十年からねばならないかと心配しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時では、業務センターにおける記録統合に信頼をしていましたし、裁定申請時に複数の年金手帳なり、年金日記正あるいは改名変更等解決出来たと信じていました。
2007年に不安全等のニュースにより、年金特別便での相談も受けたのは2年前です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談例に遺族年金を受けてる配偶者の結婚前の機関がありました。

基礎年金番号あるいは社会保障番号等以前あった国民総合番号との制度発足が必要と思います。

加入者、事業主、すべての国民に更なる広報をお願いします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 戦災により、品川・熱田社保が全焼したと聴きました。
2. 紙台帳整理事務処理で、疑重復台帳、誤記番号台帳、記番号不明仮台帳がありました。
3. 脱退手当金申請書に、委任状未添付がありました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 加入者の証拠書提出により、記録復元処理と聴きました。
現時点では、保険者あるいは第三者委員会へ申出と考えます。
2. 本庁への引継名簿に仕分けして記載はした。(但し、疑重複台帳は除く。)
現時点では、管理者確認が可能と考えます。
3. そのまま処理した。現時点では、未受給者は、保険者あるいは第三者委員会へ申出と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録事務は、人的処理でもコンピューター処理でも、「未統合の発生は相当数にのぼる」と認識していた。紙台帳整理に従事した昭和31年です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令、通達、マニアルに従って、最善を尽くして事務処理をした積りです。

[反省点]

現行法の積立方式では、年金記録を100%正確を期することは不可能と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は，年金記録問題が起きることは全く予想もしていませんでした。

（厚生年金については，算定基礎届の照合調査を100%実施したり，事業主からの届書類など，適用事務は適正に処理されていたと認識しています。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、全て正常記録事務の推進維持に努めていたことを認識していたものであり、今回の不正脱落等の年金問題につきましては、国会議論、類会討議並びにメディアの発表等によって始めて知り、このような事実問題があったのかと驚愕あまりあるものがありました。

※ 地方庁においては当初より紙台帳により管理され、検認票→検認印→台帳への記録→人を変えての記録チェックと綿密なる目視確認と手作業で処理されておりました。その後、本庁業務センターのマイクロ化により全てが入力されコンピューター化もされました。その間の切換作業において、~~おいて~~不安がなかったのかどうか。組織全体（本庁及び地方庁）の問題視（チェック体制）厳重確立化。（特に入力問題時の人材派遣？）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時のコンピューター化に一部民間企業も（自身のコンピューター実施化に）問題視されていた分野があるやにも聞き及んでいたが、社会保険庁業務センターのコンピューター設置業界は、国内でも有数の有名企業である旨をマスコミも絶賛していた。また、地方庁へも指導及びメンテナに苦労して日参していた。コンピューター大賛成、大信用!!。今もってその一人であります。ただし、是正できるものは、早急に是正されるようご尽力下さい。

※ 現役時代は平常業務に専一専念して来た経緯からして、私自身の現在体化にも一偏の無念さが残ると云え、最たるものとして言えますことは、現役時代の機関組織の一員として世間の皆様方に大変なご迷惑をおかけしておりますことに頭を垂れ深く反省している現状です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知っていることは何もありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と人を使って調査するしか方法はないと思われますが、未統合の記録の中には亡くなった人もあり、本人が職歴を忘れた人もあり、完全な統合は不可能と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の年番に多数の重複払出があり被保険者の住所が届出事項となっていなかった制度上の欠陥が将来問題になるのではないかと思っていた。
昭和60年代後半です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年年番の新規払出には特に注意した覚えがあります。
基礎年金番号制度を国民年金発足当時から実施していればかなり異った形と思われます。
厚年が被保険者の住所を把握していなかった事が致命的です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入履通知の励行による本人からの申出。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手作業時代の記録には、転記ミスがあり得ると、認識していた。

記録ミスが大量にあることは、今回、新聞報道等があってから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入歴通知による調査照会等もっと早く、取りくむべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>~~(i)~~ 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正確を期すべき最大の努力をしたつもりです。
（紛失）期間それは年金請求時の履歴確認で解決されると思っていた。

消えた年金の問題
新聞等で報道されるようになって知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、事故リストが定期的に庁から送付されてくる中で、旧台帳時代の不備と、オンライ化当初時代の不備等と認識し、多少やむおえない面もあると思い補正をした。
しかし、新原票方式になった部分についても、記録事故が発生してくる事には、いささか、疑問を感じていた。（庁の入力事務の膨大さと粗雑さが要因と思われる。
又、徴収が長かったので、業務に来てある程度業務に精通してきた時期

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁の会議又は所長会議等においても、このような膨大な記録不備問題は、あまり知らされていなく、議論もほとんどされた記憶はない。
退職後不備件数の報道を知り驚いている。
地方庁勤務の我々は、ただ適用関係、徴収率問題等に重点をおかされ、奔走させられていた実情であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、主に国年特会で業務をしておりましたので国民年金関係を回答いたします。

国民年金は、資格取得の届けがないものは、転構適用を行った。
また、細は記録は、2年に一回くらい社会保険の台帳と市町村台帳と、細は記録等の照合を行った。
将来、無年金者のでないよう、またトラブルのでないよう、社会保険事務所も市町村も細心の注意を払った。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策はありません。社会保険庁が信頼崩壊の前に幹部がマスコミ等に説明すべきであったと思います。

一言、云いたい。

地方の職員は、庁からの通知にもとづき職責を忠実に果してきた。
それを組織ぐるみの不正行為などと報道されることは、心外ですある某の元主收課長発言を、全国の社会保険職員も不正をしたと報道されているのは、退職者として怒りを感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この

年金記録は、それぞれの人の将来における、大切な、年金の基礎となるものと考えていた。現職当時、会合の都度、自分の年金記録といくらの年金になるか

今の年金記録問題はマスコミ報道で2005年ごろ知った。

被保険者に広報していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村が行っていた国民年金業務を国(社会保険事務所)に移したことが反省点だと思います。

市町村が保険料を集めることにより、長い間 推認率は90%台を維持できました。

また

社会保険事務所と市町村が年金記録をおたいにチェックする体制もできていました

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には、年金記録問題は、発生していなかった。
したがって、そのような問題の存在を知ったのは退職してから相当の期間が経過してから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

親切・正確・迅速をモットーに、相手の立場にたって仕事をしていた。
また、今になってみると、オンライン化の際、職員が記録の確認をしっかりしていればよかったと反省している

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)　室長,<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全国で報道等により知らされている世間一般の年金記録問題の例以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員等の皆様で現在この問題に取り組んでいただき感謝しております。
いろいろなケースが生じていることを聞いたり、新聞等で耳にしてますが、何分にも氏名の誤りとか、資格取得の月日の誤りとか、~~氏名の訂正とか~~、重複出来しとか、ある訳で、なんとか宙についている記録は本人の職歴等を確認をしたりして出来る限り、~~当後~~確認をしていただいているところですが、その上止むなく判名しない案件については残念ですが不明案件として残していくこととしていくか、むずかしい問題でありますので私の考えは以上です。
退職者といえ大変ご迷惑をかけていることに対し申し分けなくいつよりお感じています。
私共が記録等を勝手に訂正等をして記録問題をおこしたということは全く考えられません。

⑨ オンライン切換完成時も本庁、地方庁で大変な作業で完成を祝ったもので、その後、機械化にもなり諸り等はだんだん減りスムーズな記録で事務処理が出来ていることと認識していた。この様な問題は現職中はぞ~~[illegible]~~こなかった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在勤中はこのような話題もなく、ごく自然に業務課より事故リストの照合が社保事務所へ送付されてその事故リストを台帳等で調査確認を行い、大体、毎月くらいに来ていましたが、それを補正して回答進達を行っていた。その後（退職後）
退職所新聞報道、国会等で話題となり、記録問題大連等の国年保険料の未納問題等が生じ、全国で話題となりだんだん私も認識をして参りました。
大変なことと思い退職している現在も重要なことであると考えています。
一日早い解決をと心配をしてます。私の方の出先としてはリスト補正をきちんとその都度行っていた。記憶もあります。業務センターの詳細については地方庁としては全く判らずしていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 申請方式であり、年金関係事項については本人、事業主の申請により行っているところですが、氏名、生年月日、報酬等については正しい裏付のある添付書類で確認し処理する。
- 生来に重複払出の防止に努める。重複払出は記録事故の元となる。
- 記録というものは将来にわたって影響にくる事項であり全体に勝手に訂正等をしてはいけないということは強く認識をしていた。
- 届出のあった事項については、そのまま処理をしていた。資格等も氏名、資格関係月日、報酬等も、その通り処理をしていた。内訳がおかしくても、届出通りの処理をしていたところもあった。結果としてはこの事例が多くあったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方庁は、本庁の通知、通達に基づき、職務していたと思う。
年金記録問題の事務処理統合問題は本庁の作業であり、その他地方庁で発生した事例は正確に職務していたと考えます。
この方策については分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題を認識したことはない。
ただし、第三号被保険者の届出
は将来問題が発生すると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

破綻した国民年金を昭和60年改正で
厚生年金保険でカバーしたことが
そもそもの発端、この時期で税に
切りかえていればよかったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

OBとして可能な限り、現役と一体となって事態に対応する以外に、

手立てがないのではないかと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

テレビ、新聞の報道で基礎年金番号に結びついていない約５千万件の記録等

事象の数字に愕然としてしまいました。

反省点として、制度の認識（国民生活を支える基盤）、チェック体制等が

挙げられるのではないかと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年代だったとおもいますが、従業員の出入りと都合が良いとの理由で、給与の支給を、月2回払(月の15日、月30日)にする会社があった様です。この方法で給与の支給としていた会社の中には、その月の1回分の額と、社会保険庫用給与台帳に記帳しておき、社会保険の定時(等定)調査に、その給与台帳を提出していたといいます。

この方法での給与報告が社会保険で給与を下げて記録したことになっているーつかもしれません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の記録(月額)が半分位だという者について給与が月2回払であれば、確認する。給与明細書は、ありますか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 取得時等の全ての記録は、当日入力した分について、全て記録とお出し、届出書類と照合、点検確認して、その記録票を、毎週業務センターに専用箱で進達していました。
業務センターでの処理時に事故が発見された記録は事務所にもどされ、事務所では、再調査（書類・会社・等）し、確認補正して、業務センターに再進達していましたので、全て業務センターで入力されたものとおもっていました。

○ 年金記録についてはテレビ、新聞で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ テレビ、新聞で知ったので、協力できることがあればとおもい、事務所をたづねると、私の退職後は年金記録の管理方法が大巾に変更になった旨の説明があり、現方法は私にはできませんので、1日当候等で協力できることがあればと話しました。

○ 業務センターに進達された記録の中に、未入力の記録があるとおもわれますので、先ずはその未入力記録を入力することとおもいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・よく分かりませんが、従来同様、申立内容と旧台帳を含む資格・納付記録等の地道な照合しかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・平成7年3月末で退職しましたが、在籍当時、この様な年金記録問題の存在は認識しておりません。~~よくわかりませんが~~ 知ったのは、国会(新聞)でとりあげられた平成13～14年頃かと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・退職しており よくわかりませんが、資格記録、納付記録等の取り扱いについては、より正確かつ確実な~~取り扱い~~方法が望まれます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

既に各マスコミ等で報道されていること以外は承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決に向けては、年金制度加入者全員のご協力をいただかなければ進んでいないと思います。そんな意味で、現在行われている特別便や定期便の実施に敬意を表します。

たぶん所有のこれらの便が、所在不明で配達不能となっている人又無関心で放置したまま回答されない人も相当あると聴いております。今後も、ねばり強く定期便の送付を継続されることを希望します。

又、所在不明者への新たな対応を考える必要もあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題がこれほど大変な事態になっているとは、退職後だいぶ経過してからこのたびのマスコミ報道で知ったところですが、問題となっている手番記録が発生した遠因になっているのではないかと思われることが2~3あります。
①厚年の加入手続きは全て、事業主経由で行われることにより、中小企業の中で事務能力に乏しい会社の手続きは、はたして正確なものであったと云えるかどうか。例えば、当時の求人広告には採用年齢制限が表示されていた為、年齢令が少しオーバーした女性の場合、生年月日を偽って再就職したケースが多々あったと聴いております。このため本来の再加入手続きではなく、偽りの生年月日で新規加入の手続きがされていること。
②サラ金等債権者に追われ、行方をくらませている人が、偽名を使って加入している例。
③名漢(手書き)管理時代から初期のコンピューター化へ切替えをする中で、当時のコンピューターは漢字収録の能力がなくカナ入力をせざるを得なかったこと、当時の台帳には、フリガナ及び住所の登録がなく切替え時に該当会社へ照会するも既に退職されている人とか、又、事業所そのものが閉鎖となっていた等で、カナ確認ができずに一般的に読めるカナで入力をした等の事情もあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全事業所を対象にした毎年実施される社会保険事務説明会を中心に随時の広報、やチラシで、年証記号番号重複取消届、氏名変更届、生年月日訂正届等の手続きの重要性を訴え、その手続きの励行を呼びかけてきたが、思うような成果は得られなかったと思います。
たゞ手番の年証をなくさずに保管していてくれれば、将来、年金裁定請求時に記録の漏れは発生しないものと思っておりました。
しかし、現実は、多くの方々が、手番の年証を紛失してしまっている事、又、自分の勤務歴(職歴)さえ定かに憶えていない人があまりにも多いことにビックリしています。
年金制度の広報が未だ〜不足していたことが反省点です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者（○） |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁（○） |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、地方庁（社会保険事務所）の厚生年金適用業務に従事しておりました。基礎年金番号への統合をどのようにやったのか分かりません。
旧紙台帳の記入は、旧紙台帳（名簿、原票）の時は、社会保険事務所と年金業務センターの2重管理していました。
社会保険事務所と業務センターへ事務連絡の往復をしており、業務センターから社会保険事務所へ「事故記録の照会」が定期的にあったのですが、ある時点で照会がなくなりました。
第2次組合との話合いで解決になったと聞きましたが、これから大きな問題ではないかと思っております。
さらに、基礎年金番号の統合の際、記号番号を複数持っている人の記録が完全に統合されたのか、疑問に思っております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・基本的には、旧紙台帳と照合することが、良いと思います。記号番号と出勤の照合も必要と思います。
・旧紙台帳の書替、オンライン切替時等の事務記、本人への記録入力時のミス、記号番号の重複等、誰にあるか分かりません。
人間が行うことですから必ず誤りがあります。
誤りをいかにしてなくし、誤りを補正するか、方法はないと思います。年金手帳の中でも（確認と入力データ等）
・現在行われている「年金定期便」で、本人申出確認も良い方法だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職時には、マスコミが報道するような問題は、ありませんでした。
しかし、年金記録番号を複数持っている人が多いことは、分かっていました。
そのことも本人が知っていればよいのですが、本人が被保険者証(手帳)紛失等で知らない場合が問題になると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録番号重複の問題は、最終的には、年金裁定請求時に本人の職歴により、記録を確認するが、方法がないと思っていました。
現在、報道されている5千万件の問題とか、年金記録改ざんの問題などは、全く知らずビックリしています。
ただ、マスメディアの報道本位で確認もせず、社会保険職員を悪人扱いの報道は許せません。
社会保険庁の事実も確認して公表すべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金は請求年金と認識していた。受給権発生時点において請求者が申請を行い不服があれば最終的には審査請求の対応を行った。

② 管理制度になり基礎年金番号の導入後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、年金は基本的には個人管理であるが基礎年金番号の管理について、国民にどの様に周知徹底するか。

2、容易に基礎年金番号を取得可能のため生涯1番号の設定…(時間をかけてが重要)

ロ、氏名生年月日を偽る者をどう無くすか。

ハ、短期滞在者の未加入が多いため全加入要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に問題なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の方法でよいと考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録問題は持たなし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金は被保険者の老後の生活を支える大切なものであるから、その記録には正確なものでなければならない。
- その時々に行なった事務処理の結果は、後々になって評価されるものであるから、日常業務を慎重に行わなければならない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 課内研修・市町村国民年金担当者転勤の会議・研修等において、~~その~~ 上記のような話をした。
- 市町村の台帳記録と社保の記録の突合を定期的に行なっていた。
- 厚年記録については優良事業所外勤に突合を行なっていたようだが、ほとんどの事業所は行なっていなかった。
- 紙台帳からコンピューターへの記録切替終了後、10年かけて、事業所台帳と突合を行なう予定になっていたと思うが、日常業務に追われて先送りになっていたのでは……

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在対応されている以外に特に思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人が裁定請求書に書いた職歴に基づいて期間を確認し、又、管轄外社保へ記録照会をして対応してきましたから、特別大きな問題はなかったように記憶しています。

退職後にマスコミ等に問題提起されて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務に携ってきた職員は誰れもが、その時々にベストを尽してきたと思います。

年金記録を切り替えた時に、それまでの全期間を再確認（チェック）できれば良かったと思いますが……その時は業務を信頼してそこまでしなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の方策で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題はないと認識していた。
今回の問題を知ったのは、国会で問題が取り上げてからです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応していない。
反省点
1. 統合帳からの切替時において時間的な余裕もなく、点検が甘かった。
2. 収納率等の目標が高く、押付けが若干あった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している未統合の記録突合計画等を確実に進めていっていただきたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1人で何枚も年金番号を持っている人がいて心配していた。

5千万件も未統合があったことは退職後に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入した時に時間をかけてもしっかり突合すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 未統合記録の突合、解明。
② 社保OBの活用
③ オンライン、台帳等保管記録の統合に向け、オンライン操作をOBも登録して、操作できることが必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○記録問題は全く考えていませんでした。

○記録が統合できないとは思いませんでした。

○未統合の件は、平成9年以降です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○、未統合記録は、オンライン、名寄せ、等で記録を追って行けば必ずつながると考えていた。

○、OBの活用と、オンライン記録等及びオンライン操作に制限を加えずに徹底操作できるようにして、記録の統合と図る。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

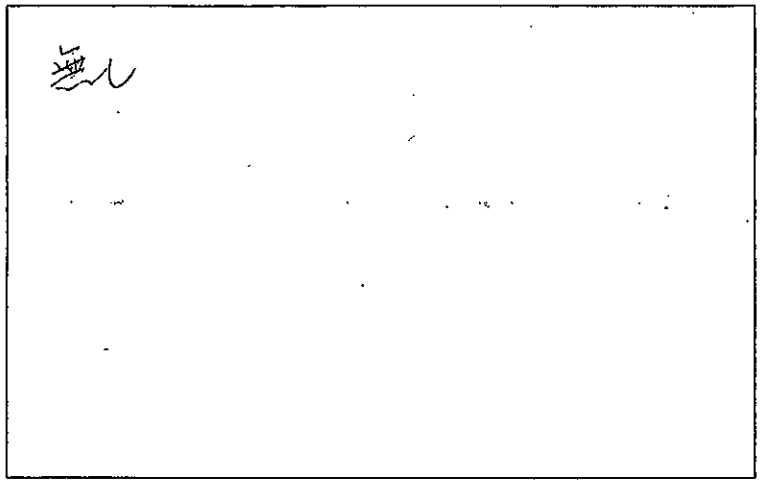


(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は問題は無かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進めている作業等の方策に全力を尽すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は考えられないことであった。
記録問題がクローズアップ(前に注目した年金)される前後の年成19年の初め頃と記憶している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題に対する重要性の下限が足りなかったのではないか。と思う。それに、社会保険庁としても同様であったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にないと思います

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は現在程、請求件数も多くなく問題化になる程ではありませんでしたし、苦情の対応も適正であったと思われます。自身が国年のさん孔タイプライターで入力した経験、又、厚年記録のペーパーレス化に取り組み更には年金窓口も担当したことから年金記録の重要性は十分に承知していたつもりであって、少なくとも長野県の当時の取り組みは常に熱心であったと理解しております。したがって問題が大きくなるにつれてどうしてこのようになってしまったのか逆に不思議に感じた程でした。適用事業所の雇用との関係かでしょうが、取得年月日氏名、生年月日等の誤り等が年金問題の根本にあることも事実ではないでしょうが、年金問題の存在は退職後です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であり対応のしようがありませんが反省点をあげてみます。
社会保険事務所が事務署として当初から指導監督権限を持って事業所を指導していたなら、相当数の不備は無くなっていたのではないでしょうか。人の一生に係わる年金の記録に社保が責任をもつということは一方で監督権限がないことには責任の持ちようがありません。
関係書類の提出を事業主に頼わせている限り、正しい内容が出てこなければ意味をなしません。調査官制度は必要ですが、事業主の書類の中味が正しいかどうか、定期的に100%突合することができれば記録の正確性は格段によるのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(○)退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に公表されている以外 承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便が有効策と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録に問題があることを取り扱っていませんでした。

年金記録問題は一般にマスコミを通して公表されて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民個々の年金に係る権利であるという認識のもと職務を遂行してきました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

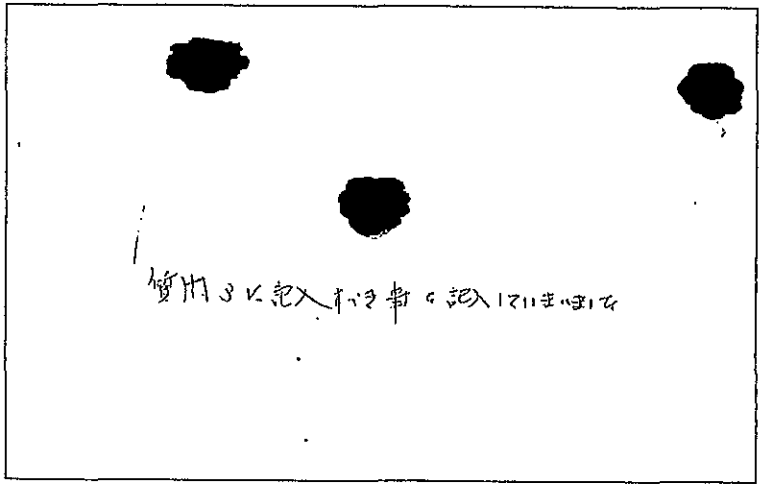


(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、業務に誇りをもって働いていたので、問題が生じているとは思っていなかった。退職後、事象のような問題を聞くとつけ情けない思いです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は認識しておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

急増する年金の決定・支払を全て社会保険庁で処理することとした際に膨大な地方の記録も社会保険庁で集中管理することとなり、各社会保険事務所保管の記録も取り敢えず社会保険庁へ送達した。これらの業務処理方策には多少の不安を思ったが、当時の説明では、本人が年金裁定請求書に記載申し出る本人職歴と照合確認するので問題は生じないとのことであり了承していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

参考：－(所長在職1年)

大変重要な記録と思っていました。
(35年間在職のうち、年金関係は、昭和
(50年代に3年間位で、他は、保険部門
(でした。(健康保険)
(従ってそのころから思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真面目にやってきました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にお知らせする事項はございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い案が浮んできません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁の指導どおり職務執行をしておりました。
マスコミで報道されてから問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にございません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

~~マスコミ等で報道されるようになった頃から~~
~~この存在を知りました。~~
知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の社会保険庁で管理しているオンライン上での機能の中で進めていくとすれば、時間(年数)がかかっても ひとつひとつ確認をしながら地道に整理・統合していくより方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等で報道されるようになった頃から
この存在を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に移行する際に、オンライン上の未統合の記録や厚生年金の旧台帳の記録等について、複数年かかっても、もっと長期的に計画的に組み入れてやるべきだったと思います。

地方社会保険事務局（特に業務センター）のオンライン上関係やそれらに関連する事項についての中枢部分の本当の状態を全く知らなかったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の未納問題について

未納者に対しては、現年度分は市町村、過年度分としても社会保険事務所から何回となく通知連絡していた。

また、納入奨励等で戸別訪問も、全員とまではいえないが実施していた。

例外はあると思うが、今になって納付済の申立てには多少疑問が残る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録問題を知ったのは平成19年5月頃。
○5千万件の中には、国民年金の不在被保険者や喪失後の死亡者、また厚生年金では、複数の番号を取得した者、喪失後国民年金への取得届未提出の者や、そのまま死亡した者、基礎年金番号発足前の死亡者等も含まれているのか？。
その他、使用されなかった欠番号のものも含まれているのかどうか？

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の分析調査と被保険者や受給者の異動時には、例として住民票を基に、市区町村から年金主管庁へ通知する等、必ず状況を把握できるシステムをつくる必要があると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に、年金専門の仕事に従事した経験がなく、年金記録問題、多くの事象があることは認識しておりませんでした。
ただ、業務で事故リストの処理をやった経験からは、事業主からの届書は、ゆずれも正確ではなく、将来的に問題が生ずるのではないか、と、感じてはいました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

具体的な対応や試みはありません。
かつて、国民総背番号制の構想がありましたが、今から考えると、導入した方が良かったのではと思うこともあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の手帳の番号が重複していた事例があり、将来被保険者が困ることもあると思っていた。
このような問題は昭和45年頃知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時 国民年金の取扱者は市町村が窓口であったので、市町村に国民年金資格の有無の把握を適切にするよう指導しようとした。
国民年金の事務処理がオンラインされていない時代において重複加入のチェックは困難だったと思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ報道されている5000万件といわれる記録漏れの内容を、地方の第一線の職員とともに検証し、実態の究明を。
(特に紙記録をパンチで置き換えた時期)
マスコミへの情報提供は、確信を持って行い、国民に不信感を持たせないこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入記録は、業務センターで適正に管理されていると地方の職員は認識している。
自民党が衆議院で議席を大幅に伸ばし、阿部さんが首相に就任し、予算編成と参議院選挙に絡むマスコミ報道がされた頃。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職をしており、マスコミ報道以外には、知るすべもなく、対応する立場にない。
この問題が出る前に、業務センターは年金記録管理のあり方を承知し、対策を講じていたのか。
国民年金の未納者の多くは、市町村も状況を把握しているのではないか。（市町村にも配慮を）
一般の人（国民）は、マスコミ以外には、情報が入らない。政治家とマスコミには、適切な情報提供を。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁において実施している年金特別便の送付等の対策を確実に実施していくことであると思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、長期間にわたる業務の蓄積の結果であると思っております。在職中においては一生懸命業務推進に努めて参りましたが、結果として、かかる事態に至ったことについてはただただ残念でなりません。

年金記録問題が明らかになって以降、退職直前の頃からと認識しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については、膨大な量を長期間にわたる記録の蓄積結果という面があり、大変難しい問題と認識しておりましたので、地方段階でどうこうできる問題ではないため、中央の動向を注視していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職員一丸となって、一日も早く不備記録の解消を確実に行い、国民の年金に対する不信を払拭し、安心と信頼を取り戻すことが必要である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していませんでした。
知ったのは退職後です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期に年金問題についての信頼を取り戻し、国民サービスの向上が図られなければならないと考えました。
また、退職者でも何かお手伝い出来ることは無いかと考えたところであります。
反省点としては、早期に年金記録の不備の解消を図っておく必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に取り組んでいくことしか方策はないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時に、世間一般に知られている年金記録問題が
あるとの認識はなかったし、退職後問題の存在を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の付番時から、年金記録に対応してこなかったかが、大きな反省点と考えます。
また、本庁と地方庁における問題意識の共有ができていなかったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求する時に記録整備できると思っていたので、認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・オンライン入力（氏名ふりがな）、基礎年金番号の設定
年金制度改正など、大きな事務処理変更があった時に、短期間で処理をすすめすぎたと思う。時間的な余裕をもって事務を処理すべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、分立する公的年金の各制度がある中で、人世の四半世紀にわたる個々人の記録をトータル的に管理することは法態系上困難な状況にあった。
更に同じ制度内においても、職場・地域を変わることにより、本人の申出がない限り年金番号を重複して払出す結果となっていた。
従って記録の統合は、年金受給時に本人の申し立てに基づき窓口職員の努力により、記録に欠落がないか確認をし、裁定してきた実態であり、基本的には、算入されない年金記録は無いものと整理されていた。
なお、07頃「消えた、(弱された)年金記録」などとマスコミの報導があって、知ることとなった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・OB職員として、年金記録の統合処理を行う作業に協力をすること、住民からの相談に経験を生かし、対応すること等、OB会である社会保険倶楽部員に対して要請した。
・社会保険庁や社保現場の責任追及をしても年金記録問題は解決しない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の基礎年金番号への統合については、社会保険事業を遂行するうえでの最重点事項と位置づけ、事業主、被保険者、年金受給者の皆さんに広報等により周知徹底するとともに積極的に事務処理を実施してきたところであります。

近年、新聞等のマスコミ報道により5000万件もの膨大な過去記録が未統合であり、また一部の記録においては事務処理ミス等により記録誤りがあることを知り大変な驚きとともに憤りを感じる次第でもあります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機会あるごとに基礎年金番号の重要性を周知するとともに、職員には事務処理の適正化、正確性を徹底指導してきた。

今後更に広報等により統合実行するとともに、私台帳等との照合を実施し、年金制度の信頼回復を図ってもらいたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」ともに どのような理由で本人へ発送されたか、わかっていない人が多数いると思う。
「新聞、テレビ、ラジオ等」で 再度PRを行い、主旨をわかったうえで再度、年金記録についての照会を行った方が良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問３〉あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所から、庁へ通達された個人記録は全部正しく入力、記録管理されているものと思っている（思っていた）

〈質問４〉質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保庁で外部の業者への記録管理の委託後に（氏名・生年月日・等等の記録）正しく入力をすることを徹底指示をした後に、業者にまかせるべきでなかったかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

OBを活用して解決を図っていくのが一番と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に問題とは認識してなかった。
知ったのは退職後。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・厚生年金保険料は周に事業主が介在するため、救済を基本におきある程度申し立てを認めざるを得ないと思います。

・国民年金は、納入者と滞納者の公平性を保つ必要があります
ある程度合ぴよう性を求める必要があると思われます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 各々年金番号を複数所有している方、年金手帳・被保険者証を持っていない方が多数いたこと、又過去の職歴を覚えていない方もおり、記録の一本化が難しいことは当時(S58年頃年金担当時)より思っていました。 |

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| 老齢給付が本格的に始まるまでの間と合わ、年金制度の重要性(被保険者期間と合計)を広く周知徹底できていなかったことが、被保険者側も、制度に対する認識の甘さがあったと思われます。 |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

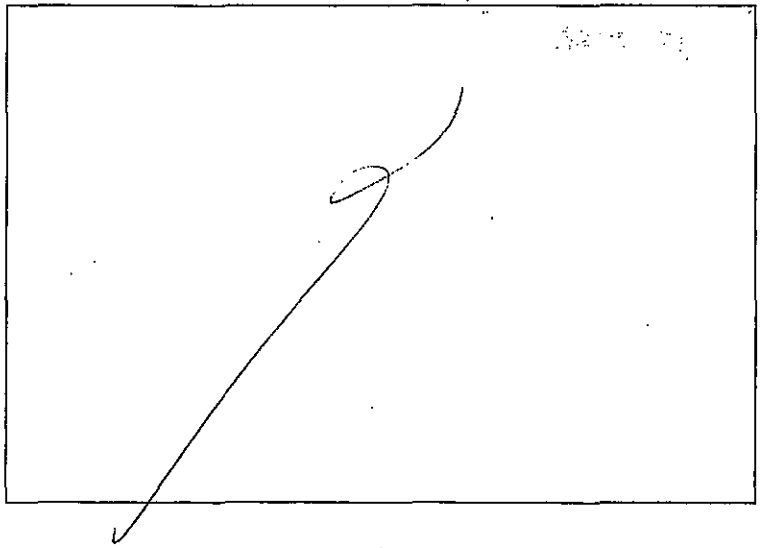

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当なし（退職後）
（年金記録に係る問題があることを認識していなかった（今対象となっている事案））

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

（現在の皆様には日々大変御苦労されており申し訳なく思っております。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

予算措置を十分にし、多くの人で調査することが望ましい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・加入者にとって非常に重要な問題であると認識.

・報道がなされた時点.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・調査するには、人と予算が必要となるが、両方とも十分ではなかった.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 前の国民年金課長として在籍していた当時は、のぞき見と国民年金の免除申請に係る不適正事務処理が大問題となり、終始その確認作業等に追われていた。
- その後、18年の後半頃から安に浮いた年金記録が報道され、全国的にくすぶり件化する事を知った。
- 年金記録については、従来からの裁判遺跡の裁定請求時に最終確認を行い、記録補正・追加等実施し、その後新たに判明した期間については再裁定処理を行っていたものであり、これまでトラブル、問題等発生していなかったところから、問題意識として全く認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録問題に係る年金相談、電話相談をはじめとして、社保業務全て、本庁からの通知、指示に基き土・日の休日及び昼夜にわたり、全職員一丸となり取組み対応をしてきたところ。
- 現在実施されている年金定期便等による確認通知が必要だったと思われる。が、郵送代等漠大な費用を要し、当時の予算化が難しかったのではと思料される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミが言うまでは、そのような記録がなくなっていたり、改ざんされていたことなど又く知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

やはり、0年～4年に1回ぐらいは当時から、特別便等で発送して確認する必要があったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員を大幅に増やして集中的に取組むことしかないと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間で報道等(社会保険庁の公表)されている以上のことは承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の解決は政権の公約ですから、現人員体制の下で総力を結集して早期解決すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が国会等で取り上げられ、世間で注目されてから業務センターが管理する記録の中に5千件を超える未統合の記録があったことを初めて知りました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組織を挙げて未統合記録等の解明を優先業務すべきと考えました

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・申請主義による届出もれが多い。
・平成18年頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・上部機関(社会保険事務局)の指示に従って処理した
・被保険者、事業主に対する制度周知が不足していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・相談体制の拡充

現行のほかに各市町村、各企業における相談窓口を拡充いただく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・記録問題発生時は、制度発足時における不備等による管理不備等が主であると認識していました。しかしながら他県等において意図的に記録改竄行為があったことから大変残念に思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事務局の指示に基づき、各管内において制度の沿革・記録管理の詳細等の説明を繰り返し実施し、ご理解をいただいた。

・年金記録問題は事業成績の向上競争における産物であり、現場に対する過酷な本庁指導が起因したと断ずるを得ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の記録が約５千万件あること。

数年前から未統合記録整備が行われていることにより。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁のスケジュールにより業務を進めていた。

・平成９年基礎年金番号設定時に住基番号、私技番号等々とのリンクができなかったこと。また、他省庁の理解と協力が得られなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無いこと、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申し立てを重視し、第三者の立証がなければ認めるべきでないが、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 重大な事項と認識していた。<br>年金相談業務を行った時に知った。 |

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| 本人から聞き取りも十分行い、資料も調査に務めた。<br>資料不足（調査できなかった点） |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変むずかしい問題で分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後発生した問題で認識していなかったが、平成19年春ごろに新聞報道等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人に対する加入記録を定期的に知らせてこなかった事が問題発生に繋がったものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

消えたとか、重にういたとか という認識はない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

誤りのない、確実な仕事をするよう自問自答。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

保険料の記録は、100%、正確に、的確に入力されているものと信じています。従って、別に耳にしたこともないので、ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

勤続年数30年未満ですが、当然、勤続期間についての年数に応じて、年金に結びつくもので、記録問題が年金に有無なるとは、想上外のことです。
新聞紙上等報道され、件数まで知るにつけ驚きました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在まで行われている方法以外は思いうかばない。
・在職者については、事業主を通じ、過去の職歴を全員提出させ、突合する(予算等が相当かかるが……突合期間等、気の遠くなる様な作業であるが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は当然のようであるが、正常な形で記録運営されていたと認識しておりました。

・通私後、新聞報道等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録の脱ろうはあり得ないようであり、待機料納はがありながら記録が無いようは考えられない。未適用事業所の事業主が源泉光収を行はい乍ら、届出をしていないケースではないか。

・コンピューターのセキュリティーが不充分であったよう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・申し出に基づき1件1件調査確認する以外にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金記録は当時地方から社保庁へ紙による通達方式がとられていた。よって地方庁から集る年金記録の処理及び管理に無理があったのではないか。膨大な

○ 届出者の制度認識が低く会社を変る又は転勤をする度に新しい年金番号を取得する等の問題があった。

○ 度重なる法改正及び S40～50年代激増する加入者等の対応に必要な労力が適正であったか疑問である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎ 再取得と思われる者については会社等へ再照会等の方策がとられていたが、加入手続にかかる期間及び事務量の増大化等の問題があり100%の確認は困難であった

◎ 基礎番は番の際に十分な調査確認が必要ではなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

重要な事に教えてもらって下さい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険の年金の審査が大切です

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

請求主義と先輩からも、法的にも教えられていた。
現場では、発見の都度、統合はしていた。H9年の基ソ番号統合時に一度、全ロ調査が実施されたが、回答率20%ぐらいで終了していた。その時点で今のように、民主党もマスコミも徹底的にまうべきであったと思う。その当時現場では、もっと実施すべきの意見だったが、予算がないと打ち切られたと記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

組合を通じて、予算要求すべきと要求した。当時は、政治家の先生も興味がなかったと思われます。
さらに、請求する方々も、紙厂も全く記憶がない人が多かったし、又、わざと記録を捨てる人もいたと記憶している。（平均月額が低下するため）
日年の記録については、岐阜の場合、未納記録は、絶対にまちがっていないと思っている。必ず未納通知し、滞納整理をした。その際対応していない人ばかりです。
ところで、日会議員の先生方の年金は、どうなったのですか。その方を先にすべきじゃないですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今までどうり厳密、地道な処理。
安易な救済策は良くない

※このアンケートを手にして今さらという感じです。多くの真面目に頑張ってきた社会保険マンのためにも、社会保険庁は、世論(マスコミ)、政府に対して正々堂々と、事実をふまえた経緯などで反論していただけなかった事が残念の極みです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題は退職後知ったおどろいています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 退職の場合、市町村事務が事務移管しにくい。
- 事業実績向上の指令が強かって、内部事務がゆがめられたこと。
- 法改正が複雑多岐で業務が滞った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-010

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題に関しては、年金制度発足から長い期間経過しており、この間においては紙台帳からオンラインシステムへの移行までには、その環境下で事務処理が行われており、なかなか解決までには難問である。
過去の記録に関しては、一定のルールを定め、早期に解決を図り、今後の対応、対策(職員の研修、モチベーションを含めて)に早期に着手すべきである。
過去のことの問題点を整理し、その対応を早期に実行するリーダーシップが求められていると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金業務にたずさわった以降、年金そのものは何十年後の先のことだが、そのとき、そのときの記録をしっかり管理すべきであるとの認識をもち、業務に遂行してきたと考えている。

② 社保庁による5,000万件の記録問題がマスコミでとりあげられてから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された際には、厚生年金・国民年金の二つの制度を統合するように幹部に対して意見を述べたが、その当時は反対され、実行されなかった。
従前、国民年金においては、社会保険事務所と市町村との間においては定期的に記録の突合を実施してきたが、国民の年金に対する意識が十分でなく、記録問題を十分管理できなかったのではないかと思っている。
個人的には、将来における年金支給に対する長いスパーンでの管理を考えておく必要があると考えていた。

② 職員に対する年金業務・管理の重要性の認識の徹底と、年金制度の改正及びその当時の事務処理について、しっかり研修しておけば、年金相談の対応も違ってくると思う。
（年金は長い歴史・時間をかけて実行されるものであるから）

年金について、損徳勘定・意識をさせるPRに疑問をいだいている。
もっと、年金に対する理解を国民に求めるべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　(*平成11年度までは主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記述することはありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に管理されているものと認識していました。
コンピューターによる「のぞき見」が問題となった時期。
(週刊誌、新聞、テレビの報道)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁で実際に記録を管理または従事していた者(職員、当時は年金業務室)に聞き取り調査を徹底すべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 保険課・国年課
・庁の指示により仕事をしていたので、
そんな問題があるとは知らなかった。
② 退職後、新聞の報道で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ご質問の問題となる他の具体的な事例について特別把握いたしておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題に関する調査について」の年金記録問題事象のうち未統合記録、未収録記録の解決については地道な統合処理以外に具体的な方策が思いあたりません。

一方記録の不正確な入力、納付記録もれ、事実に基づかない標準報酬、資格喪失の遡及のケース等については、今後次のような対策を講ずる必要があると考えます。

1. 法令、規則等の遵守となお一層の研さん、習熟。
2. オンライン入力処理後の点検確認の強化。
3. 事業主、被保険者等によりわかりやすい制度、手続方法の啓蒙。
4. 国民年金被保険者種別変更の届出納付者にできるような処理方式の検討など。
5. ご都合主義~~の根絶を~~な処理の根絶をはかる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は在籍期間中に年金記録のまた記録業務を担当することがなかったので、年金記録は原則的に正しく処理されているものと認識していました。
担当した被保険者資格の取得・喪失、標準報酬月額算出業務については、法令、通達に基づいて正確かつ適正に届出させるよう指導するとともに適正をモットーにしておりました。
また、年金記録問題の存在については、退職後十数年を経て、新聞、テレビ等の報道によって知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どのように対応したかとのご質問ですが、退職後のため特別な対応はしておりません。したがって親せき、知人からの疑義、相談があった事項に対し社会保険事務所へ相談に行くように教えたことぐらいです。
現時点でみた反省点としては質問2で例挙した方策に関連した事項と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職<br>事務局次長 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-014

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一刻も早い解決方策は各県・各事務所の実情を各県の社保協会に把握させ、OB職員を活用、各事務所の目標を定め実施する以外方策はない。
現職員に更なる負担を強いれば算定・総合調査得喪年月日の確認、賞与届の提出確認等が希薄となり再度同様の問題が必らず発生することとなる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職時も未統合の記録が多少はあるとは思っていた。しかしこれも年金裁定時には解決されるものと認識していた、5千万件もあるとは全く寝耳に水であった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

第1に年金問題は制度上の問題が大きいと考えられる。国年3号制度、学生の強制加入、地方から国への移管、ビジョンのない変更なる厚生年金法改正等々がある。
次には、現場を知らない、現場の意見を聞かない社保庁が長年にわたって現場を仕切ってきたツケが今回の問題となった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当事例なし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当事例なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般に知られていない問題以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昨年社会保険事務所に記録整備の応援に6ヶ月行った時感じた事。
名寄になって判明した未請求記録について受給者に電話をしたが中には死亡している者、病院入院者、認知症等の方については家族に聞いても本人が勤めていた会社名、住所が分をこちらから申し上げてもわからないと答えた人もあったことから完全に解決することは困難と思われる。
どこかで一線を引く必要があるのでないかと感じた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときは、年金記録問題について、被保険者又は年金請求者、あるいは年金受給者から特にトラブルもなかったことから当時は問題として認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合
厚生年金の場合記録がコンピュータに漏もれなく正確に入力されていないことが問題 制度当初から基礎年金番号のように１人１番号にしておくと良かったと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・存じていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・1件1件を確認し対応する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍していた時には、このような問題があるとは思ってもいなかった。
・新聞等の報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録の管理の方法、
・システム上の取り扱い、切替時の入力の不正確

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

大要は語り尽くされていると思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・正しい解決方法はないと考える。
・政治的判断により対応することで解決するより方法はないと思っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保に採用されたときから、健保全体の事務体制で年金について記録問題を含め整々考えていることが大変気にかかっていた。
実際、年金担当（有年）になり、年金記録についての技撰さ（旧台帳、年現記録管理の示法等）が目についていた。→社保庁側のこと。
今日の問題として起こりうることは目にみえていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・出来うる限り被保険者の中心に基づき記録の発見に努めた。

・庁における指導力の欠如が今日の問題を発生させている。地方庁として直接被保険者受給者に接し発生している問題をもっと強く庁に申立てて、解決していけたらと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | ○本　庁　×地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

／

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

仕事に自信をもっていたので在職中はそのような事は考えもしなかった。
数年前に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・行政の責任を問はれているが、国民（被保険者）の自覚と責任を求めたい。
・社会保険庁の指導方針も考えられたい

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-021

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録訂正請求者について全て救済
(不正請求に対する工夫が必要)
・持ち便未回答者へのアタック
(事業所名、勤務期間などのヒントを与える)
・市町村との情報交換
(住民情報の活用など市町村への協力要請)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

早急に解決しなければならない重要な問題である。
全件解決は大変難しいことである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○職員の年金記録管理に対する意識の欠如
(紙台帳から切替え作業時の怠慢)

○国民に対する年金制度広報の不足
(制度認識の重要性のうえ付け)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別なことはありませんが
年金記録について、テレビ、新聞等で、オーバーな報道が
窓口を混雑にしている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方策はないが、
報道のあり方、良い事も世間一般に、
特別便も計画的に送付(現場の状況を見て)
時間をかけて処理するしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、特に問題がなかった。
年金手帳を複数持っている人有り。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金もらう時「損」をするから、届出をするように言ってきた。
コンピュータに早く記録を収録されたい。

（我々は、接客以外の仕事（滞納処分、調査、相談等）やり
残業手当も十分無く、人員も不足、この様な状況化の中でした）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分らない(本人より)申し出を精査して行くしかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在職中は誠心誠意業務に取り組んでいたため、年金記録については、きちんとしているものと思っていた。

○ 問題を知ったのは、ここ数年前より、新聞、テレビ、雑誌等の報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にしていない。

○ 町内会の役員会に顔を出すと、皆、社会保険のOBと知っている。年金問題とよく聞かれる。説明するが、あまり分ってくれない。何か罪人の様な目で見られているのが、くやしい

○ 地方の職員は、皆、業務取扱い訓令に基づき一生懸命してきた、又しているものと思う。

しいて言えば、本庁(業務センター)の取扱い・運営が適切ではないかと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策で良いのではないか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道で初めて知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法令や通知に従って仕事してきたので、こんな問題が起きることは考えられなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めておられる方法が最善かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私共は地方行の現場での業務に精励して
生ました。
本通知文にも記載されている「年金記録問題」は
マスコミの報道により承知いたしました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在進められている作業の推移を見守るところ
です。
コンピューターによる情報管理技術について、現在と過去を
比較すると大差があります。
社会保険庁としては、その時々の情報管理技術の枠を集
め、対応させて生たのではないでしょうか。
（詳細は地方庁職員ゆえ、判りません。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　(医療監理官)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-026

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長い期間での記録管理や処理方法の誤りの累積である。受給中の高令者については、本人への記録照会を早急に、回答の不充分なものについては、個別訪問を含め本人面談を実施し、年金制度への信頼を回復することが必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①．厚年記録の原票を切り離し社保庁事務課へ送達するときに、氏名にふりがなを記入することとしていなかったことが、記録の不備につながった大きな要因と思う。（昭和４５年頃）．

②年金裁定時に本人らしい記録があっても、確証がなければ、本人の記録としない冷たい対応をしてきた。（平成５年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①の対応…処理方法が定められており、疑問を持ちながらも処理要領により実施した。

②の対応…もう少し本人の事を思い、寛大な考え方で年金裁定すべきであった。

◎その他の反省点…平成９年の基礎年金番号付番時に、名寄せによる処理を行い、本人通知・照会を実施していれば、こんな大きな問題にならなかったのでないか。

◎事務において、将来への問題意識をあまり持っていなかった、考えが甘かった（若い頃）．

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・継続して引き続き調査は当然ですが、OBの活用もすべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・退職後にテレビ・新聞で知り、数の多さに驚いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・総背番号制の導入か、基礎番号と住基ネットの活用
・氏名検索で事業所規模により100名表示されないため
・平成19年6月に事務局長及びOB会支部長の協力要請により対応した

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

経験のある社会保険OBを活用することも一つの案と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録問題があるとの認識がありませんでした。

不正免除問題がマスコミで報道された頃です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性についての認識が不足してはいなかったか考えさせられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○未統合、未収録等については、事業所からの届出不備によるものも散見されます。
(例)従業員の氏名を通称で届出している。
生年月日の確認が不充分である。
過去の年金加入の有無が確認されていない。
事業所、本人の都合により未加入となっている。等。

○事務処理おいて、旧台帳→原票→オンラインへの切換えに伴う入力ミスが散見される。

○切換え後の、旧台帳等の保管方法並びに廃棄処理に不徹底がある。

以上

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○個々の事案について個別に聴取、確認が必要と思われる。

以上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 本庁の指示・指導により的確に処理しており特に問題意識はもたなかった。
  それぞれの時点でしっかり業務を遂行していた。
- 今回の問題を知り得たのはマスコミ報道の「消えた年金」等である。

以上

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 経験者、OB等の過去の経緯が解る者による協力体制の充足を図ることが急務と思われる。
- 年金照会。事務処理においては、書類の流れ、決裁までの経過を明確にし現在の進捗状況をリアルタイムで解る様な事務処理体制が必要である。

現在(年金照会処理事務を担当して感じた。)

以上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に良い解決方法は考えられない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の事故に関する事については重要問題と認識し厚労処理時代の事故リスト処理が100パーセント完結しないであろうと考えた時点。
国民年金は新しい記録なので可能性としては知っていたが問題になる程の数は退職後である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応はしなかったと思う通常業務の範囲内であった。
反省点としては特に台帳、名簿、厚労時代の記録処理及び保管が杜撰であったと考えられる。
年金制度が未成熟の時代は給付は先の話として職員の認識もあまい面が一部見受けられたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-031

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私が退職後 相談員として社保事務所に在籍し 記録期間照会事務の補助したときに感じたことは、偽名・偽生年月日・転職そのによる重複取消などは、完全記録統一することは無理だと感じました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているときは、日本の年金制度は、世界のトップクラスの完成したものだと自負して業務を執行していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取過組合のオンライン反対によって業務の合理化が遅れ年金記録問題が生じたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金台帳と名簿と突合の上移管した事を聞いていたので現在の問題は感じられない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　(*平成11年度までは主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

原特定の脱退手当金を事業所から事業所の退職金といわれて受け取っていたケースがあったと聞いたことがあるが、この様な場合は、年金記録訂正の際、脱退手当金を受け取っていたに申し出るのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

支給事件を洗れているか、支給金額は正しいかを検証して、相違なければ、支給されていたものと認定する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、戦中、戦後の混乱期における記録の、焼失、紛失、現在では考えられないような、劣悪な職場環境、手作業による記録事務、届書から台帳への記入誤判等による記録問題は認識していたが、現在の年金記録問題は、マスコミの報道等により認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職者に現状をたずねる程度で、特に対応はしていない。
反省点としては、チェック体制の確立、法令の順守。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記載なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞等で報道されたとき。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・退職後相当経過していたため、特に対応はしていないが年金特別便の処理に協力した。

・社会保険庁の年金制度に対する対応のまずさが見られる。過去の社会保険事務所は、健康保険に対応する事務所であった。

・年金記録は本庁において完全に処理されているものと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

21-036

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 適用事業所のあり方(本社一括、支店・営業所別、親会社で加入)が判然としない。
※異動時、手続上のミスが発生
2. 氏名(通称名)、生年月日(本人の希望日、例えば1日とか)
※採用の年度制限で1年も相違するケース日
3. 資格喪失日のあり方
※結果的に退職日の日付も多かった。
4. 基礎年金番号設定時の充分でなかった対応
※その時点で、もっとPRすべきであった。
5. 年金の関心の低さ
※何十年も先のことだから
6. 適用拡大(業種)の度重なる改正と保険料のあり方
※口年では未納はカウントされず、厚生年金は未納でもカウントする不合理

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金基金で運営されていた、被保険者に関心を持ち続けてもらう方策
※節目時のお祝い金とか貸付金

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多くの被保険者分の資格取得者を事業所から届けられた時、厚生年金番号を新たに払い出すケースがあった。

※健康保険と同時手続きのため、保険証交付が優先された。

※後日、重複手つ消滅を提出されるよう広報もしていたが、何十年も先の年金受給に国民の関心は薄かった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定請求書に勤務記録の記載を受けることによって、浮いた年金は統合できるとの認識があった。

※現時点で考えるに、何十年も前の年金加入記録（事業所名、所在地、加入期間）を100%記載することは困難に思料する。

※あの当時、年金手帳を採案（私履、口年）し、実現したにもかかわらず充分活用されなかったのは、前歴を伏せて就職したい人々が存在したことであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-037

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変難しい問題でよい方策が現段階では浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来年金受給に大切な記録と
認識はしていた。
この様な問題が生じている事を知っ
たのは退職後、テレビ等で、…

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職党全体の記録に対する認識
不足と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-039

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)　保険指導室長<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昔のことなので、
ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

No.

Date

回答票③

質問(1)

(1) 各部原方に当時（戦時中）[redacted]があり、原年に昭和17年1月1日より健保と共に加入していましたが、終戦后年金を支給される者が多数出て来たとき支給されない者が必ず俺はどうしてもらえないのか、と社保事務所に毎日押し掛けて来たので調査したところ健保の名簿に記入されていないので、会社に問い合せたところ、軍属で、国の軍人恩給の対象者、つまり国からの技術指導者で飛行機や鏡器の指導された者で、恩給を支給されている者が殆んど、それから、名簿には残っている者で追加したとき当時は男子でも ~~追加~~ 脱退年金

No.
Date

回答案③

質問(1)

(1) 各動原市に当時(戦時中)[redacted]
[redacted]があり、原年に昭和17年1月1日より
健保と共に加入していましたが、終戦后
年金を支給される者が多数出て来たとき
支給されない者がみなり俺はどうして
もらえないのか、と社保事務所に毎日押
し掛けて来たので調査したところ健保の
名簿に記入されていないので、会社に問い合
せたところ、軍属で、国の軍人恩給の
対象者、つまり国からの技術指導者で
飛行機や鏡器の指導された者で、
恩給を支給されている者が殆んど、
それから、名簿には残っている者で追取
したとき当時は男子でも ~~[illegible]~~ 脱退年当金

∴ 支おれる法律だったので、年金台帳移
管后のため業務センターに問合せたところ
年金台帳コピーには、何年何月000円
支給ズミの連絡あった者もいました。

(質問3)

年金通則法が出来たとき、年金専門官をしており、窓口に脱退年金を請求に来る人に、将来、退職後、再就職したり、結婚して、旦那さんが、他の年金に加入していたり国民年金に加入していた場合、又、国民皆保険皆年金の時代になるから、それらを通算して年金が受けられる時代が来ますから、少し、請求を待ったら、如何ですかと説明したりしていたら、結婚のための費用がいるから、とか、生活費にしたいからと断られるケースが殆んど、国は私達が積立てておいたお金を理屈を云って、おわないのですか？と云われて、受理するケースが殆んどでした。

(質問4)

私も最初就職したときは、適用係でしたから、健保の名簿と年金台帳には必ず記入していたので、間違いはないと思います。

只、三鷹の業務センターに年金台帳のみ移管し、コンピューター化したそうですが、バイトの人に処理させていたり、聞いたところでは、他の省庁の使い古したコンピューターで、結構手違いが多かったと、聞いておりました。

No.

Date

反省点

1. 厚生年金保険証のPR無足、会社の担当者や、被保険者自身の無知のため、5枚位の被保険者証を重複取消したり、結婚前の加入していた記憶で、現在の被保険者証とを調査して重複取消した例が何十巻もありました。
再就職の場合、事情により、前歴をかくして就職して、2〜3通の厚年の被保険者証を持っていた例もありました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

調査を行い解決して行くしかないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期的な記録管理が必要であることから正確な処理に心掛けることだと認識していました。

これほど多数存在することは、新聞報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理台帳等の正確な処理を行う。

基礎年金番号制度が導入された時に国家的事業として厚年、共済、国年の記録統合をやらなかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、これまでマスコミ等で公表された問題以外の問題については、全く知らなかった

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全く知らないので答えようがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 在職時においては、年金記録問題は存在していなかった、住民とのトラブルもなく正常なものと認識していた。
マスコミ等の報道等により問題として存在するのを始めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 退職して相当の年限を経過した後、問題認識したので、個人としては対応できなかったが、社会保険事務所の要請により、年金相談体制の補助(美濃加茂社保)、記録確認事務(岐阜南社保)に協力した。

② 法令の順守とチェック体制の確立
職員に徹底を図ること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・引続き調査を進めていく以外にないと思う。
・建設的な広報が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、TV新聞等の報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（対応）
19年6月ころ 事務局長・OB会長から要請があり問題解決にお協力した。

（反省点）
・総背番号制の早期導入が必要であった
・広報不足

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-044

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の被保険者資格喪失が事業主と本人との間にズレがあったことがある(充分な説明と届出書の確認が不充分である)極端な例では事業主が遡及して喪失届していたものがあった。社保では事業主の届出書で処理するためその確認はできない。結果的に本人は期間に空白が生じることとなる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者本人は届出書に認印が押印できる所定欄を設けて資格喪失日について確認していることを社保で確認すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金保険料納付について。
（制度）当初から保険料免除制度があったが、
免除基準（所得把握が申告（本人）と
市町村の確認であった）の把握が
かなり、あいまいな点があった。そのことが
保険料納付に行いきようがあったと思
われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

免除基準に適確に審査するようにした
が、納付意欲（本人の）はいったん免除
を受けると行かなか高まらなかった。
結果的に未納に至ることが多々あった。
所得確認も適確にできるように
方策をとるべきである（市町村との連携
国税との連携など）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i). 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが浮かばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このように問題が起きると認識していなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 対応していない
1. 地方なとに働いており反省点は私にはないと思料されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-046

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職以後に知った。(TV.新聞等で)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

完全解決は出来ない
死亡、失权者等、相当いる。
記録の生年月日の誤記、
氏名の誤記。
} 本庁で機械記録に載せる時点で誤り。
事業所等も全喪、事業所名変更、所在地の変更等
又、当時の事務担当者、経営者の死亡、etc.
どこかで線を引かなければ解決は出来ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く認識していない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今の方策で充分である。
あとは、各個人において説明する人海戦術しかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(じている)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にしていなかった。
知ったのは、年金給付を担当してから。
(旧姓欄がボロボロで判らない等)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の年金制度に対する関心も、この問題の起因であるので、積極的な広報と、時に若い人に実施すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中認識した記憶ありません。
退職後報等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

最近特に2～3年前から、新聞、雑誌、TV等以外には知らなかった。始めは、国民の不安をあおる、マスコミのオーバーな表現と思っていたが、……
各社会事務所の窓口での応対がパニックが続き、職員の中には、心の病が多発し、先輩として何か少しでも力になれないか、ボランティ心で行ってます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

後輩職員の業務多忙のおりから、もう少し中央で制限(特別便)し、5ヶ年計画とか年令別とか照会(相談)件数を調整すべきなった。
また時効の撤廃も問題だ、請求年金をモットらとしてた制度が崩れてしまった。
今さら解決の方策は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、特に問題がなかった。（平成4年頃まで）

ただ転勤、転職の多い人には番号の重複、届出の遅延生年月日、氏名の誤記（届出書または本人の申出）は当時から心配していた。また月末返職日の空期間発生（届出どうりで再確認していない）も問題があった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和36年以前の旧台帳、新原票等の方式ではすべて、中央へ中間進達しているので地方では安心して、記録もれは無いものと思っていた。従って昭和25年以降昭和34年頃までの台帳は書替えて、旧台帳は不明となっている。（原年台帳一括送付済で中央に管理）当時は健保重点に考えて、原年記録については、中央（業務センターが一括管理していると信じていた。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時は、ただ只管本省庁の指導監督のもとに営営と業務の遂行に当っていたものである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-051

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「紙に手作業記録システム」を実行した(けして好い加減の仕事をしに訳ではない)当時のOBを活用して地道な作業が有効ではないか。

昔の「紙」をコンピュータ化しても「できた」は云えるかも知れないが、実効はうすいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿システム、個票システム、初期コンピュータ導入、基礎番制実時と各人の変更新規に問題意識が希薄であったこと。今は、我々OBにも責任の一端はあるので、協力は惜しまない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たらない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、存在することを承知していなかった。
マスコミ報道以後に知った。
基礎年金番号導入前に退官している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法令、運用通知、取扱要領に基づき仕事を進める中で、現在取り沙汰されている年金記録について問題が生ずるとは想像すら出来ず、どこに問題点があったのか分からない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どの様な方策があるのか分からない。本人の申し出に基づき名寄等調査しか思い当りない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・問題が生じたこと事態に驚いており、在職中この様な問題が発生するとは想像したこともない。
・問題の存在は、マスコミの報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どこに問題点があるのか分からない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

温泉旅館などに従事する者（特に女性）の中には、通称名で届け出ていた事例が見受けられました。また、年齢を若く見せようとの思いでか、生年月日を偽って届け出ていた事例も聞いております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録５千万件の内、現時点で未解決となっている内訳（特に理由別）が不明なので、対策を考えることは難しいと思われますが、引き続き継続して調査していく以外に無いものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に新聞・テレビ報道等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○　対応については、平成１９年６月に事務局長及び社会保険倶楽部支部長からの要請に基づき、社保事務所において問題解決に向け協力しました。

○　反省点ついては

①年金手帳の職歴欄が十分機能していなかったのではないでしょうか。

②再取得者の場合、健康保険証の早期交付を求められたため、厚生年金番号不明者については、とりあえず新規に番号を発行し、後日事業所から提出される重複届の処理に委ねられていたことではないでしょうか。

③総背番号制が実施されていなかったことではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

期間確認調査事務を担当していた時、書類保管庫の名簿に、過去の手書きの加入者名簿が1冊、1冊、1ページ、1ページ、指で差して、目視で調査したこと、又、マイクロフィルムによる調査をしたことがあったが、非常に困難で大変だった。
そのうえ、過去の記録が記載されていて「紙台帳」と突合すれば解決するようなことが言われているが、実際には、その「紙台帳」は、数十年前に手書きにより作成されたものであり、氏名のしつこの字が崩れていたり、判読しづらい文字があったり、「紙台帳」そのものが、汚れていたり、破れていたりしているので、「紙台帳」と突合にも、全面的な解決にはならないと思慮する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人からの申請を義とし、虚偽の申請をした者に対しては、罰則規定を設ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は40年という長い期間の管理が必要であり、在職していて同じ年金業務に携わっていた時は、その時、その時、しっかりと記録を管理していたので、将来において、このような問題が生ずることは予想していなかった。

この問題を知ったのは、宙に浮いた年金記録が5000万件あるということが、テレビ・新聞等に取り上げられた時。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して、10数年が経過しているため、具体的な対応ができないので、この問題が大きく報道された時、社会保険事務所へ土・日に応援に行った。

反省点としては、「最後の1人まで責任をもって解決する」と時の政府が安易に国民に向けて言い切ったこと。

5000万件というのは、莫大な数であり、最後の1人まで解決することは、不可能であると思慮する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(X) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(8)
g2.

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんき人特別便で回答のあった方について、社会保険事務所保管の記録照合を早急に行い、支払いに反映する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の職員/合同で"被保険者記録更改リスト"の補正作業を定期的に行っていて、当時感じたことは、古い名簿と照合してもどうしても確認できない記録が残ってしまい、送達システムに問題があるのではないかと考えていた。厚労送達方式においても、新記番以外は、被保険者名、生年月日のみで記録もなく、送達後入力誤りにより照合出来ないなど送達のシステムに問題があったのではないかと感じていた。照合出来なかった記録についてもその後どのようにされたかもわからず、不安に感じていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人からの記録照会または、年金請求時に、時間をかけ、勤務期間の記憶を思い出してもらい、申出に沿って、記録確認をしたが、記憶がはっきりしない場合、確認できない期間がでてしまった。

反省点

①被保険者記録は、記番と生年月日で管理されていたようだが、氏名も必要ではなかったか。

②1人で複数の被保険者証を有している場合もあるが、1枚しか発行できないシステムにすべきではなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申し出により記録を整備する.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は問題があるとの認識は無かった
退職後、公表されて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適正な処理の仕方に問題はなかったか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、被保険者名簿及び旧台帳がコンピューターに切替時に正確に入力されていると思っていたがけに世間一般に知られていない問題は無いと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正確に入力されていないものがあれば時間をかけてでも直す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　(*)平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題についての、各事項は、既に公表され、出尽くしたものと思料する

ただ、強いて言うならば、地方庁の誤りもあるが、全国から集中的に進達を受けた社会保険庁業務センターのオンライン業務切換処理および膨大な事務処理に在る
(事務処理のズサンさにほかならない)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

定期便・照会等の方法を講じているが、既に死亡しているものも多数あって限りがない。一定期限を切って、それ以降は、集まったものを以て処理せざるを得ないのではないか。

かつては、市町村で業務処理をしていたのを国に引き揚げたのも失態の一つであったと思料する。市町村を利用する方途も検討してはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者本人が、年金受給時利益を被るために正確な記録管理が必要と考えていた。

昭和35年頃以降、滞納事業所における事業休廃止の遡及処理による滞納額の取消による不正行為が東京都内各社会保険事務所(その他の県にもあり)で行ない収納率を上げていた経緯を承知した

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

滞納保険料の遡及取消は、そこに勤務する従業員(被保険者)に影響し、将来問題を残すことにより本来においては全く無視していた。

現在存在しているかどうか、昭和34.35年以降における「全国都道府県別各社会保険事務所保険料収納率一覧」を確認すれば、一目瞭然判明する。(収納率に100%は、あり得ないものが、現年度分収納率100%と在る課所は、違法行為と見て相違なし)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは生幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題は考えてもいないし、私が知ったのは、新聞・テレビ報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

戦時中の粗悪な紙がすり切れ、読み難くなった被保険者名簿を見たとき。
被保険者の住所・氏名が社会保険庁に収録されていないと知ったとき。又、収録件数が被保険者数の数倍と知ったとき。
住民票等公簿と突き合わせがされてないと知ったとき。

多分昭和40年代と思いますが、将来裁判の際、大変な事になるだろうと予想はしたが…。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新規裁定の際は代理人でなく、本人に窓口へ出向くようなかした。

年金番号制になり今後は同じ様な問題は起きないと思われるが、「住民マスター」「外国人登録」とのマッチングをできるように法的措置がとれないか?

戦中戦後の混乱期、年金に対する認識の低さ、紙に手書きという記録の不備…これらの要素が重って発生したと思われるが、まず最初に職員パッシングを行い、士気を低下させてから調査を行うという方法は、経営者として最善だろうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 事業場毎に適用事業所になっていたため、例えば[redacted]大会社でも、発電所間の移動人事により空白の生じたケースが何件か有った。
2. 産まれ薫ため、年金を何歳も若くして届出たケースがあった。
3. 本人が勤務した会社の名前を知らないケースは多数~~あった~~有った。又、勤めていたことさえ忘れているケースも…。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金は、住民票等公法と関係なく氏名・生年月日を届出させていた。国民年金は強制加入とは言っても自主届出を建前にしてきた。
これが過去の問題の根本にある。
保険者の知り得ない部分や国民が自ら放棄した部分までは社会保険制度として、保険者に限界があるのでは?

今後
①. 国は制度を整備する。それを利用するかどうかは、国民の自主判断にまかせる。
②. 全ての国民が加入するもので、「公共の福祉」に該当するものとして、基本的人権の一部制限も許されるとして強制する。
①or②の方針を決めて徹底することだと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

問題はなし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

むつかしい問題です
全職員のきおくにまず取り組む…
一事業所ごとに内容をチェックする(履歴調査)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

考えられない（このようなことは）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知られていない問題について、報告する事例はない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職するまで、年金記録問題の事例があったこと事は知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　(*)平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的な事例は特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件毎記録の調査(本人確認資料の提示)して解明する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の年金記録は長期間（20年～60年）管理するため、重要であると思っていました。また、この問題の認識については、報道（テレビ、新聞）による。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人の大切な記録であるため、正確に処理することであります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-067

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 以前は、事業所を退職時には、厚生年金保険法の規定に基づいて、脱退一時を請求(大半の方)されていました。
従って、その受給を受けると、その支給対象となった期間は、消滅されます。
このことが報道されていませんので、当時のことを忘れ、この期間が消えていると騒がれているかと思います。
今回の問題を提起されたときに、強くピーアルをすべきではなかったかと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 厚生年金保険に加入時には、前職丁のある方は最初に受けた厚生年金保険被保険者証番号で再取得することになっています。
ところが一部の方には、転場等に前職丁を知られたくない人がおられるため、年金の裁定請求時にならないと、その申出をされないケースがあります。従って、年金の裁定請求時には、その裁定請求書に、前職丁も記載するようになっているので、年金の裁定請求時には全て解消できるので、このことをもっとピーアルすべきかと思います。また、未裁定者の中には、即に死亡をされていても、1人暮しなどで死亡面の提出をされていない方があることも現実です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、更新から、処理決定までの決裁課程が、全て、面書や裁定請求書等を添えて決裁を更新する制度になっていました（担当昭和34、35年度）
従って、現在、騒がれているような問題はあり得ないものと信じています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、年金の裁定請求をするまでの課程では、本人が、前駐丁の申出を拒まれる場合もあ。たが請求時には、本人が直接請求により、駐丁等を駐場に知られないということで、年金請求時には、過去駐丁等も全て記載され、請求もれ期間の解消（視聴者記載者の1本化）が出来た。
今後においても、前記のような事例があるので裁定請求年令前に、全て解消することは不可能に近いのではないかと思料します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-068

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分りません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-069

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・未統合は死亡婚姻等で全面解決は出来ないと思考する
・オンライン切換時の委託事務の問題と思料する
・保険料関係は被保険者と事業主の問題である
・報酬、喪失等について事実と相違する扱いはない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限を切り一線を引くことと思考する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の受給権と認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員の批判ばかりで誠に遺憾です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別になかったです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録を開示すれば
いいと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は ありませんでした。
退職してから 知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の不備は 機械化する時に
人間と機械を信用しすぎた事に
あると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の事実の関係を追求調査することが必要と考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は被保険者の年金受給権に係る重要な問題で適正な管理が必要であると承知しておりました。

問題の存在については、テレビ、新聞等による報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後25年を経過しており、現職であり多忙のため対応の方策はとれませんが、上記に述べたとおり適正な管理に最善の努力が必要と考えます。

年金受給権者の権利擁護のため不突合記録等の事実関係の解明が必要と考えます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

OBを含め協力して問題を解決する以外なし.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・ある程度は問題が生じることがあるのではと思っていたが
(被保険者の問題もあり→勤務先毎に年金番号を付番している。
④氏名、生年月日に意識して提出しているケースあり。等。)
この様な大きな問題となることは思わなかった。

・この問題は退職後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 職員及び事業主に対し公報の徹底。
1. 事務のチェック体制の充実(複数)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人への記録確認の徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

直工研に行っていたのに何故(どこで)という思いです
社会問題となった時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時にありません人
すでに報道のとおり

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策は思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

採用後、1.2年で年金番号をいくつも持っている加入者がいることは知っていたが、裁定請求時に統合されると認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その時々の事業運営方針等に基づき、一所懸命やってきた。
これだけ膨大な記録を整理するには、人員が少な過ぎる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等で多く伝えられてありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

更なる国民共通の年金制度への移行、税金の投入となれば所得を把握した、国民背番号制の導入検討が必要ではないでしょうか。しかし個人情報保護管理の徹底は言うまでもありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理の段階では、正しく処理されているものと思っていましたが、国の記録と被保険者の記憶（記録）がこれほどまでに異っているとは思いませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁と地方との間では、どの様なコンピュータ処理が行われていたか判りませんでした。（コンピュータ化時点も含め）記録結果については被保険者に返すことが大切であり年金手帳に自分で記録しておくことは長い期間において相違が発生する（した）と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　社会保険室長<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i). 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○紙台帳を庁へ移管した際の入力及び訂正補正が確実に実施されていない。(庁業務課)
(記録に訂正がないものを紙台帳には訂正手続をおこし移管又他手帳記録した当該台帳に確実に反映されていないものがある。(紙台帳の処理が不充分))

○厚労方式になってから事務所としては、届出書の迅速な処理に重きを置き安易に判断手帳をお出しされていた。
(事業主からの届出内容理解不足により名前の漢字誤り、生年月日がいい加減であったものが多い)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○過去の記録については期間照会時には当該年金記録を確実に行う。

○今後は各種届の受理に際に手帳と基礎年金番号を徹底的に確認したうえで処理する。
(処理に時間がかかっても、紙台帳方式に戻りに行っていた、届出と年金記録を別処理する方法も考えられる。)

○事業主に対して適正な届出の指導啓蒙を強化するとともに十分に通知された被保険者への届出内容の確認を徹底させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私自身は紙台帳移管後の昭和33年採用で監理部門が長く年金業務に携わった期間は短いが、採用まもなく脱税給事務に携わった折に手帳をいくつも持っている者があったことや、被保険者期間の照会に対する期間確認業務を担当した経験から、職場を転々とした者については、期間脱漏が起ることは認識していた。従って、採用時からある程度知っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従って、私が年金業務を担当した時は、被保険者が不利にならないよう最大限努力した。又、監理係長、監察官、所長、指導官長として事務所指導、職員指導に力を入れてきた。（岐阜県としては他県に較べてこの問題は少ないと思っている。）

反省点としては、事業主指導が充分でなかったこと、職員の意識がかかったこと、又、年金記録が進捗していた当時の方（業務課・業務センター）における入力（補正）が確実に行われていなかったことが考えられる。

（県においては、事故リストについては100%補正回答している。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当事例ありません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明ですので、よろしくお願いします。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明ですので、よろしくお願いします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

該当事例がありませんので、よろしくお願いします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当事例がありませんので、よろしくお願いします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

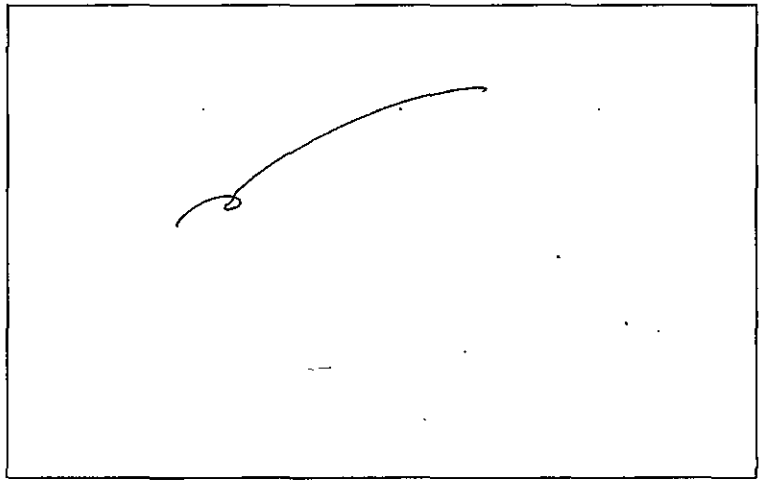

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

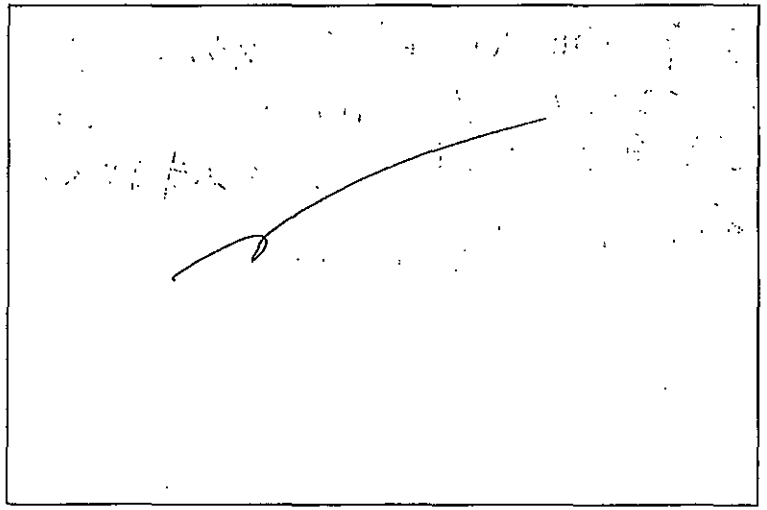

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

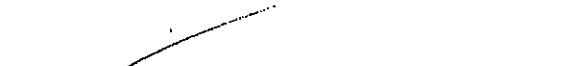

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私事高令(83歳)と退官後30年近く経過して記憶力が甚しく減退しているため質問事項に正確にお答え出来ません悪しからずご了承下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

21-082

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年代 裁定請求書を受理すると、厚年保険証と氏名、生年月日の相違が多数あったと記憶しております。資格取得時の届出が、本人、事業主とも正確な届出の認識がなかったのではないかと思います。
又、再就職、転職にともなったとの届出も保険証をなくしたとか、前歴を事業主に告知しないとかで重複発行が多いのにつながったと思います

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

取扱の申出により、訂正するより方法がないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピューターが導入される以前の届出は、機械的にはチェックできません
やはり請求書を受理したときに、調べるより方法がありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全面解決するには、申し立てを尊重するしかないと思います。(後で、申し立てに誤りが生じた場合は、取消を行う。)
なお、真面目に納付した方との整合性も考える必要あり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

期間照会をすれば、氏名索引等で判明できると思っていた。
退職後に新聞等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者記号、年金手帳にかわる、1人1番号となるものが必要。
(基礎番号制など)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便等により、加入者や加入者であった方等から期間についての確認照会に対して早期に対応する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録については、紙台帳の廃棄からオンライン化になった以降も、記入誤り、入力誤りをしない様心掛けて仕事をしてきました。問題発生当初は、記録の統合されていないもの(1人で複数の手帳を持っている人等)が、加入者等の申し出により、解決していくのだと思っていた。
手帳の入力誤り、フリガナの登録時の誤り等々19年の手帳調査の際多数あることを認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時別便、定期便で、加入者の方々に記録をお知らせすることにより、加入者の方々が不審に思われた場合等の相談に親身になって応対していく。

旧台帳の記録はコンピュータに取り込んでいないものも多数あったことが、統合を遅らせた要因の一つと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

浜松市は、戦争により火災に会い、事業所、社会保険事務所も被害を受け、当時の年金の記録について、大変な苦労をしたことを聞かされています。

戦後は女子は織物工場で働き、脱退一時金を受ける者が多かった。また、再雇用される時、年令を若く申し出る者もいたと聞いている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法規がわりやすくかないと思う。

ご協力　ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題で報道や厚労省が発表した内容以外、存知している問題はない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良策はない。今後年金相談等、国民に直接接する職員は、良識ある者を任命し、しんせつていねいな相談に応じる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、政治家等有名人の年金記録の限り見と、国民年金納付率低下が大きな問題であった。
年金記録問題は、自分の退職後に過去にふける問題があったものと認識しているが、昔から旧台帳・原票を送達すれば、社会保険庁が間違いなく入力されているものと信頼していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合は、平成９年の基礎年金番号導入に伴い、旧制度年金番号の統合について、国民に対する周知が万全ではなかった。当時が異なる厚年と国年の番号を基礎番号に統合しなければ5000万件という数字はなかったのではないか。
地方庁は社会保険庁は全て正しい、という認識で仕事をしてきたのが問題発生後は、国民の苦情は地方庁に押しつけていたのではないか。
社会保険庁こそ、国民と、社会保険を地方で頑張っている職員の為にしてほしい。
為して

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　室長<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は問題にはならなかった。
知ったのは新聞等で報道されるようになってから

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人情報の大切さが報道されてなかったので。もっと早くから職員に認識させるべきであったと思う。

ご協力ありがとうございました。

00-88

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は適正に突合整理されていると思っていました。
・マスコミ等で報道された時から知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・退職後に知ったので、対応できませんでした。
・自分としては、適正に処理されていたと思っていたので反省点はありません。

ご協力、ありがとうございました

00-02

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の未納、未統合については国又は各県に残されている諸会議録を検証したうえで方策をとる必要があると思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、基礎年金(国民年金)の未納、未統合
地方事務官制度、機関委任事務、地方分権問題
が大きく影響したと思います。

2、厚生保険特別会計での滞納について
~~保険料の遡及報酬改定について~~
滞納整理担当2年、徴収課長2年経験あり
動産、不動産、債権(預金、売掛金、電話等)
の差押経験あり、現在事業所への執行はする
職員、される事業主の苦しみは大きすぎます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○上記質問の2について(報酬の遡及について)
滞納事業所の役員について受理したこと
はあります。その際は報酬の改定に関する議事録を取り
~~(給料の~~ 処理をしております。従って
正当なものだったと認識しています。

○上記質問の1の未納問題については
国民年金の未納に関った時期は退職
する前の2年間(所長として)だけでしたの
で、国民年金の収納(保険料課)の中に
4人の処理の専門職員を配しましたが、地方
分権後の担当職員の数が圧倒的に足りない
状態でした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

判りません。

ご協力ありがとうございました

23-00

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和46年から年金関係に係る仕事は
しておりませんでしたので当時の現在
のような問題は全くなかったと
考へてもいない状況でした

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年を経過しており新しい
事件であり考へていないから
問題があったとすれば制当の問題
と思われる
取扱いが遅きに失したと考へられる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在のように毎日新聞で報道されていますが、
在職中このような問題になるとは要素を
しておりませんでした

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中に業務上で聞くと担当者が相をみながら事務処理として取り扱っていたと思う事務の交代も当時はないと思う
（全国関係は担当してないので不詳ですが）

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上．*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策といっても良い考えは思いあたらないが、審査整理していくしかないかと…

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、年金記録訂正や連絡業務にあたっては、担当職員が常に責任もって業務処理をしていました。従って年金問題など知るよしもありませんでした。また存在を知ったのは、新聞紙上に掲載された頃からと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最初に年金を資格取得した時から本人には年金記録と異動のあるたびに知らせるべきだったと思います。
それに年金制度については、広く一般国民に十分に知ってもらうようPR等に努めるようにする。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　(退職者) |
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

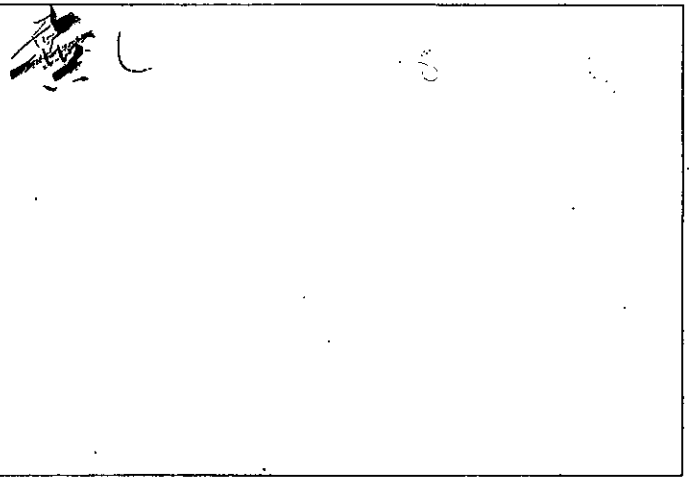

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りませんでした。
(今日報道されているような事象並びに
膨大な数量があったことも。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、個人(被保険者)の将来における重要な記録であることと認識す。
正常な処理がなされているものと今日まで信頼をしていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)　医療管理官<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録については、紙台帳との突合等をする。すでに実施されていることですが、一番の方法と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録が沢山あることは退職後に知りました。在職中は、事故リストでの補正等で記録は整備されていると思っておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当係がらの切り替え、年金記録の事故リストによる補正等をしっかりできる体制づくりが必要であったと思った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者・(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　・(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

迅速な処理。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題が存在するのは知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁の指導・指示に基づき事業運営及び事務処理を行なっており問題があると認識していなかった。
また、このような問題は、テレビ新聞等で初めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 本庁の適確な指導・指示があれば、このような問題が発生しなかったと思う。
- 未統合の問題は、現時点でみた場合、本庁の考え方が甘かったと思う。基礎年金番号導入時に現在のように対応すべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在報道されている年金問題により多くの国民の皆様に年金記録に不信感を持たれた事が問題と思います.
年金相談・年金請求等において、親切な応対に努め、年金記録を詳細に説明するなどにより皆様に信頼して頂くよう努めることが必要と思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中、当県の職員は、次のことを中心に適正な年金事務処理に努めており、現在のような問題が発生することは全く認識しておりませんでした。

1 社会保険庁から照会のあった年金記録事故リストについては、年金記録の重要性から、事故の解明に努め、誠意をもって回答を行いました。

2 資格取得・喪失年月日、標準報酬月額については健康保険財政の安定化もあり、社会保険調査官治定時決定時における事業所調査により適正化に努めました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在報道されている年金問題の発生原因は、社会保険庁で年金記録を入力処理する際に誤って処理したことによる事故も多いと思います。
事故リスト処理をした当時、社会保険庁に入力方法の確認、適正処理の要望をしなかったことを反省いたします。

ご協力、ありがとうございました。

0－85

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能であれば、事業所の賃金台帳等で年金記録と突合すれば良いと思いますが。(サンプル的に)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

莫大な被保険者の年金記録を長期間コンピューターと照合して適確な管理がなされていると信じていました

新聞・テレビ等の報道で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

判りません、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(~~している~~)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金担当をほとんどしておりませんので、わかりません
但し、30〜40年前社保庁から多量の事故リストが送付されて来るのに驚き、なぜこんなに多いのか不思議でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

Q3の通り担当しておりませんので、わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に事例はありません。
厚生年金については、実務に強く携っていないので(最終直前の1年程度)詳細を承知していないから、事例はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の処理体制を更に確立する必要があると考えます。
① 処理担当の組織を強化する。(適切な人的投入を含めて)
② 処理に係る適切な予算を確保する。(「予算の枠の範囲内で」ということがないように)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金業務について、実務に殆ど携っていないので（最終直前の1年程度）詳細を承知していません。
国民年金業務について、① 市町村が窓口事務及び保険料徴収事務を取扱い、事務が市町村を経由していなので、二重の処理と考えられる。
② 市町村でも被保険者名簿が備付けられていて、記録の管理が行われていた。
③ 市町村でもって、被保険者名簿と社会保険事務所の被保険者台帳との記録の突合を行った事例もあった。
以上のことで、年金記録は正確なものと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 年金記録は、かつては年金制度毎に処理されていた（いわゆる縦わりであった）が、基礎年金番号制度の導入により統合整備が行われた。処理にあたって量的にも内容の複雑性でも予測以上であった。
② 年金記録処理の体制が、組織的（人的も含め）にも、予算的にも相応でなかった。
などで記録整備が遅れ遅れとなり問題を大きくしたと考えられます。

ご協力　ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 事業所からの届書は正確なチェックを行い進むしておりましたので、そのままの記録が算出されるものと思っておりました。

② 新聞等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

都庁当では職員皆んなが正しく対応していたと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に方策はうかばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意識していなかった。
新聞紙上等で問題化された頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私員の教育の不十分さと、上司のモラル意識の甘さ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は社会保険事務所の現職当時、厚年の脱退手当金や年金の裁定業務を担当した経験があります。

当時の業務を通じて実感した点は、年金等の請求に必要となる戸籍謄本と管理している被保険者記録(台帳を含む)との内容が合致しないケースがかなりあることです。

これは、資格取得届には戸籍謄本等の添付は要らないことで事業主側におけるこの点のチェックが充分には行われていないケースがあります。このことによって、年金記録上は当然ながら別人扱いとなり将来的に年金受給に大きな影響が生まれてしまいます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

資格取得届には戸籍関係とのチェックを事業主側の義務と位置づけるか、添付させる方法は如何でしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、昭和31年4月に当時の社会保険出張所職員に採用され厚生年金の台帳班に配属されました。

当時の上司からは、この作業は、被保険者の将来の年金に結びつく非常に重要な仕事であるとの厳しい教育指導を受けました。

ベテラン職員とのマンツーマンで毎日、四六時中被保険者名簿と台帳との記録突合作業に追われました。

こうした厳しい確認作業の積み重ねが現在の年金制度に大きく生かされていることも事実かと存じます。

作為的な事務処理が行われているなど最近になって知り得た問題です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どういう職務であれ、確たる根拠に基づいた処理決定を行うことが国民の奉仕者（公僕）としての責務であると再認識しました。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

十分な人員を措置して、現在の取り組みを着実に行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

機械化されていなかったため手帳添付なしの場合は、確認できる範囲での確認でみそのまま処理せざるを得なかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機械化された時点で、早期に統合を図るべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村保有の住民基本台帳との突合。
本人及び家族等に対する照会の実施。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○在職時においては、年金記録事務については、加入者本人及び家族にとって老後の所得保障としての重要性からみてその記録の取扱いは極めて慎重にかつ正確に実施するという認識をもって対応した。

○新聞、週刊誌等マスコミによる報道により年金記録問題が取り上げられるまで不明だった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に国民年金被保険者にかかる記録について住所変更等の場合被保険者本人から市町村窓口に確実に加入の有無等届出をしない場合記録整備に時間を要するケースが多かった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金、国民年金及び船員保険の旧台帳がぼう大なため、旧台帳の中にコンピューターの中に収録されていない記録があるのではないかと疑念を持っていた。
年金給付が成熟してくると大変なこと(政治問題)になると思っていた。
旧台帳からコンピューターに切替する段階で認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳は5年へ10年で廃棄するのでなく、永久保存すべきである思っていた。
旧台帳の保管場所あるいは切替時の総点検(チェック)等当時としては、ぼう大な人件費等を用し、予算上の問題もあり、実現は困難であった。
本庁の認識不足もあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の適否が問題になる（被害）とは思ってはいなかった。（適格に処理がされていることを確信していた）。

新聞、テレビで報道された頃。（時点）。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の保険料納付については、現年度分は、市町村、過年度分の未納保険料の徴収については社会保険事務所と仕事分担が決っておりました。
そこで、現年度過ぎると、翌年度はじめに市町村より全被保険者の納付状況が報告され、社会保険事務所との定期的のうちに、それと台帳と被保険者台帳に手作業で記入してありましたため、お客様にも作業してありますが、万が一にも誤記入が生ずる可能性があったわけですが社保では、全未納者に納付書を送付し催促をやっておりましたので本人が「納付した」等の申立に誤記入が判明する仕組になっておりましたが、1年経過しても反応がない場合、誤ったままになってしまう可能性もあったかと思います。
また、電算化により入力ミス等が生ずる場合があるので被保険者台帳(紙台帳)等は保存しておくか、マイクロにしておくべきだったと思いますが、社会保険庁の通知により廃棄してしまったと聞きびっくりしているところです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~このようなことは~~、市町村電算化後においては、記録はテープ文献により処理されることになりましたので、このような誤りはほとんど生じないと思います。
このようなことから市町村で電算移行前の過去記録を保持しているところもあるかもわかりませんので、それと突合すれば誤りが発見されるかも知れません。
※プライバシーの問題があり、それらの提供は簡単にはないと思われますが。

※市町村においては年金権確保のため、過去記録を整備していた方がおられたやに聞いておりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

確かに誤事記というものが生じた可能性を否定はせんが、実務経験から申しますと、年金なんかいらないと云っていた人や、25年納付して年金権を確保したから納めないと云っていた人が年金受給年令に達し来訪して納付しているはずだと云ってどなられたことがありましたが、未納者の督励カードの記入によりこのような経験であなたの云っていることはおかしいですよ、と説得したことがたびたびでした。国年より厚年への移行際の国年の未納等手続きを行わなくて生じている例が非常に多いと思います。
厚年等の記録で電算への未入力があったということは最近(年)さびつくりしております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未納者に対する文書による納付督励と同時に市町村と協力して、個別訪問により徴収督励を実施しました。

電算移行時に入力資料をマイクロ化しておくべきだった。（莫大で入力に相当な費用がかかり大へんだろうと思いましたが。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方法以外、思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、問題意識を持ちませんでした。
最近の長妻大臣の発言で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(反省点)
原票で管理していた加入記録をコンピューター管理に切り替える機械化作業時の正確さに欠けたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　◎ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本 庁　　◎ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>◎ 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

戦中・戦後から、皆さんの年金に対する認識は低調であり、仕事が困難でした。
1，ある政治家は、厚生省を指して「ああせい、こうせい厚生省というのだ。」と私に述べており、総じて政治家は票にならないためか、社保の組織、社保制度、わけても公的年金制度をよく理解していなかったようです。
2　戦後は、鉄工所、木工所、商店等の事業所が頻繁に設立され、５人以上従業員を使用していても届出しない事業所が散在し、既適用の事業所でも保険料（わけても年金保険料）を滞納する事業所が非常に多くありました。
3，職員は、国民皆保険、皆年金を至上命令と受けとめ、現場へ出向いて適用の推進、また、悪質な滞納事業所には命がけで処したことも多々ありました。こうした厳しい執務は税務署をはじめ他官庁に、ひけをとらなかったと言い得ます。
4、被保険者資格を重視し、遡及適用はしても、滞納事業所について遡及資格喪失させたことは断じてありません。ただ、滞納処分を強行することにより倒産を余儀なくするときは、役員の報酬を下げて存続を考慮したケースがあったと聞いています。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

、年金記録の整理を進めておられますが、今後に向けて僭越ですが私はこう考えます。
1、いつまでも大がかりに進めても、完全な整理は難かしいと思います。したがって、適宜な時期に、適切な名目を以てとり止め、残る記録は、宙に浮いた年金などと言われないよう、名称を付し、確保しておいてはどうですか、「ねんきん特別便」などでカバーできているから１０年（例えば）も経てば不用になると思われます。
2、裁定（申請）主義を持続し、受給申請者の職歴と年金記録を照合し、職歴の空白期間について確保された年金記録を精査、補完するようにしてはどうですか、

私の回りにいる高齢者は総て年金受給者で、誰れ１人不服を言う人はいません。その中の何人か常識ある人は、このうえ１千８百億円も使って記録整理を続けることはない、もったいないと言っています。
さきに検証委員会は裁定（申請）主義を採ったことを強く指摘していますが、むしろ客観的見地からすれば、適切な方法と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、問題として認識したことはありません。ただ紙台帳を含めて記録が大量であるので、人為的ミスがあり、補正されるだろうと思っていました。

国会で論議されたときから認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が国会で論議され、社会が騒然となったので、次ぎのようにしました。

1、人びとが、社保職員に大変厳しく当たっているので、見るに忍びず、[redacted]掲載してくれました。

2、その頃、与党のある政治家がテレビで、『わが国の年金を含む社会保険は、世界に冠たるものだ。』と述べておられたので、その言葉もいれて機会あるごとに周囲の皆さんに、心配しないように、社保事務所で確かめるのもいいと話しかけました。

反省点（広い意味）は、次ぎのとおりです。

1、走るように仕事をしていたが、記載、入力、過達は再確認（予算措置していただいて）を行うべきだった。また本庁での労働運動がよくなかったのかと思う。

2、不備記録５千万件への追及は容易でしょうが、きつかったので不信を募らせ、国民年金の加入率をさらに低下させたようです。これからも要注意と思います。

3、第三者委員会の判定に甘さを感じます。ずるい人はいつもずるいです。正直者が貯めた財源ですから、今後は厳しく判定を実施されるよう切にお願いします。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

※ コンピューター等入力の外部委託。
(特にキーパンチャーへの徹底指導等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている以外の問題については 承知しておりません。
消えた年金問題については、在職当時は当たり前の業務として行っており、時に悪いことはありませんでした。
出先機関として法律に基づいた仕事をするしか選択肢は無く、名前・住所が本当に正しいのか確認するお注意なく、その結果、多くの消えた年金が発生したものと思います。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

消えた年金問題については、厚生年金保険の取得届を提出する際に住民票あるいは戸籍の確認を義務づけること、これを実施しないと今後も申告者のまた録は無くならないと思います。

更には今後の年金制度を考えると、未納者等への罰則規定の創設も必要ではないでしょうか!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

消えた年金問題について、年金請求時に記録訂正・突合を行うのが当たり前と考えていましたが、国民年金が市町村が管理する記録を基に管理されているのに対し厚生年金保険が本人申出による厚生者を基に取得届が提出されていることに違和感をもっていました。しかし、厚生法はそこまで求めていないからと納得させていました。意見としては上がったと思いますが、トップダウン形式の取扱ですので取り上げられなかったと思います。

静岡県では業務改善検討委員会が開催していましたが、検討事項は、業務の実施に共通性を持たせること、より効率性へ向い対応等は検討されましたが、法律に服れることについては、上部組織への上申という結論しか出しようがなく、上申してもあやふやな回答者しくは回答なしという結果だったと言え慎している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

出先機関には、被保険者・受給者から様々な苦情・意見がよせられる。しかし、その苦情・意見のほとんどが上部組織まで届けられることが無いのが社会保険庁に限らず公務員の実情だと思います。（下からの風通しが悪い）

国会議員・マスコミ等から問題提起され取扱いが変わったことであったと思うが取員からの意見ではおそらく取り入れられることは無かったと思います。

出先に届けられる様々な苦情・意見を吸い上げて、対応を協議するような体制づくりが必要では無いでしょうか！
本来の取員は出先機関のことをあまりにも知らなすぎる。
出先の取員を、法律を執行するための自分達の駒としか考えていないのではと疑ってしまいます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金審査委員会の現場の意見を、解決策について聞いて方策をねるのがよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は「年金記録問題」として認識していませんでした。
退職後新聞報道等で問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料収納率が影響しているものと思われますが、事業主の届出誤りなどもあるのでは思います。
反省点としては法令に基づく適正な処理をするための公務員としての自覚、組織の監督を通しての徹底

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本・庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

電算化により不明となった記録は、元の納台帳の再点検をすればよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号の重複保持者が多数いると感じていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金と厚生年金の加入記録を統合するため基礎年金番号への統合を進めた厚生省の考えは正しかったと考えるが、この切替で発生した統合できなかった記録の調査を先送りしたところが現在の混乱を招いていると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中は、年金記録問題は適正に処理していたと思っております。
(年金記録が国年記録について)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後、9年経過しようとする者に解決を法等、聴取することが正しいと思いますか
現職の方のご苦労は、理解しますが、努力して下さい。
「伝言」
退職すれば、タダの人、ただし、秘守義務にあります。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

受給のための記録であることは、承知しており、誤りのないよう、最善の努力はしたつもりであり、点検を何度もしたつもりです。
年金記録問題を知ったのは退職後のことです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職の時は適正に処理したと思っています。
社会から方へ記録を進達した時点で、方が完全に処理していれば、このような問題は発生していないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今計画されているものを一つづつ確実にやっていくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているときは知らなかった。
平成19年頃、テレビ・新聞等で報道されるようになって初めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合記録問題(年番整理)については、基礎年金番号導入時にもっと整理する方法があったのではなかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○厚生年金・国民年金共に年金手帳を重複(番号)して取得している者が多々いる。

○事業所に勤務していても社会保険に加入していない場合がある。(臨時雇用、短期間雇用)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当事業所に確認する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入期間の不明部分は、年金額に影響すると認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・市町村への照会
・旧台帳、事業所名簿等の確認を徹底した。

・疑重複処理が行なわれていたが、
安易に別人扱いとしている感がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局) 医療管理官<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○国民年金
夫婦で加入していた場合、一方だけ紛けした場合があるではないか。(家計事情)

○厚生年金
通称名で加入

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人からの申出と広報

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 歯速な経験料納けに対して、正確な記録 |

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>(h) その他(事務局) 社会保険巡察官<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

年金記録問題についてのご質問について、回答欄を空白で提出しなければならないことを申し訳なく思っております。

私は、昭和23年から44年までの22年間、社会保険にお世話になりましたが、残念ながら厚生年金の仕事は一度も担当せずに終りました。

従って、厚生年金のことについては素人程度の知識しかありません。それに私達の時代には現在起きているような問題など皆無でしたのでなぜこんな事が起きたのか不思議でなりませんこんな事故について検討したこともありませんし、退職してから既に40年近くにもなりますので、現役当時の知識も薄らいでいます。

このような状況ですので、回答欄を空白で提出することをお許し下さい。

平成21年12月4日 [redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道されている内容以外のものはない.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術しかないと思う.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昔は、「事故リスト」により不突合の記録整理していただけ、オンライン化後は、見受けられなくなった。
大変な作業だが、「事故リスト」の様なもので、その都度記録整理をしておけば良かったのではないか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 特に旅館の仲居さんなどが、資格取得時に変名や生年月日の偽り(若い人の採用のため)の届出などあった。
- 生命保険の外交員に、本人の知らない間に被保険者とされ、それを知らないまま退職しているケースがあった(短期間加入のケース)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- オンライン以前の地方庁は、各届書や原票を庁に進達しておりました。進達後の事務処理について知る由もありません。膨大な数のうえ、地道な作業であるが同台帳や被保険者名簿などと、現在の記録の突合する方法しかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職中に被保険者が特に不服を言い、年金記録に問題が生じたことはありませんでした、職員も捜せる限り不明な記録を捜し出していました。
しかし、基礎年金番号導入の際には、厚年、国年、3号、など完全に統合できるか、不安がありました。
この問題を知ったのは、現大臣の国会での質問です

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・地方庁は通達マニュアルどおりに事務処理していました
通達後の処理を庁がどのように行っているのか、分らない状態でありました。一人の人間の記録が死後の人生を大きく左右することを念頭におき、事務処理の流れを地方庁、社保庁の職員に徹底しておくべきだったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題になってから知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出時等から記録まで、本人が確認していなかった点、
(確認できなかった。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録等の知識のある者が記録の整備を行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統一されていない方が在住していることは、認識していましたが、年金を受給されている方は、基礎年金番号に統一されていると考えていました。
その他については、問題とされるまで、知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録を知らせる仕組がなかったことが反省点です。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 地方庁で昔作られていた名簿の被保険者名は漢字に仮名が振られていなかった。保険庁で現在の台帳に写すときの職員が振仮名をつけるのに夫々に処理したため、読み方が事実と異ているのがある。為に「いくつの事業所を変った人」に不足されているものがある
2. 我々既の名簿の記録は「しっかり」処理したつもりであるが、他県(特に大きな東京とか大阪等にはかなりしっかりしなかった事務処理があった。
3. 当県でも国民年金の職員として採用された者に「易易加減な処理」をした者が居たのも事実である

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録は正しく整備することが必要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

我々も含めて将来退職後の収入としてになる必要なもので「きちんと処理」することを考えていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁は完備するために可成りの経費が必要のようであるが、為に国民のために造られた福祉施設や色々な事をする施設をなぜ廃止して行くのか、国としてよく考えてもらいたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

テレビ、新聞等で報道された以外のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決の名案など思い浮かびません。
現職の皆さんに刻苦精励、努力して頂く以外に解決の方法はないと思います。
頑張って下さい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた3年余り前(昭和5年頃)には
このような問題が起きることなど全く予想だにしていませんでした。
新聞、テレビ等で報道されるようになってから知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は社会保険在籍中、一貫して政管健保の任務に当っており、国民年金の仕事には全く携っておりませんので当時すでにこのような問題があったとは知りませんでした。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 ・ (退職者) |
|---|---|
| 所属 | (本庁) ・ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長 *平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方針体という大変厳しい現況下において、地方職員側から何も申し上げることはございません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方事務所にて、その時点の現存被保険者の資格取得の的確な把握のため、調査官調査や全所体制で行う定時決定調査によって適用の適性化に重点を置いていた。
今回公表されるまで、このほどの案件が存在していることは予想すらしなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 届出は事業主の義務としているが、届書に氏名・生年月日を確認できる書類の添付を求めていない点。
- 事業主から被保険者に対し、届出の内容が伝わっていないことからは、費用面の問題はあるが、連名式の届書から個票式にして決定通知の一部を被保険者に交付するような事も必要か(将来、年金記録がつぶれの大問題にならないためには)

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健康保険、なかでも保険医療関係の
業務が長く、年金業務は無かったため、
申し訳ありませんがコメントできません。
質問2も同じです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社保庁の方策を支持してきました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今と同様に証拠書類に基づいて判定していくしかないのでは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近報道されるまでは、知りませんでした。
認識はありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたが。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の指示、対応等に問題があったと思われる
収納率にこだわったこと、記録確認をおざなりにしたこと等が
あったのではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この問題については、世間一般に知られていること以外に特に承知はしておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在既に問題解決に向けて基本スケジュールを立て取り組まれている所でもあり、これに沿って進めるのが妥当と思料します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題が表面化した時は、すでに退職しておりましたが、その件数の多さに、これは長年の業務処理に問題があったと思いました。
また、この問題を知ったのは、2007年6月の新聞報道が初めてで、それまでまったく知りませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に対応策はとっておりませんが、社会保険業務に携った者として責任あり「問題解決に協力する意味から ボーナスの一部を自主返納しましたが
この問題の反省点は一言に云えば 事務処理に欠陥があったのではと思料します

ご協力、ありがとうございました。

22-0

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・各種面出書類は性善説で処理していますが一部中小企業の中には理解していただけない事業主さんがいることは事実と思います。
例・見ならい期間は面出しない
・月末退職者を月末就業日とする。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旅館の仲居さんの中には、何らかの理由で本名で働かないで生年月日・氏名を偽って働いていた人がいることを聞いたことがあります。(事業主が住民票をとらない。)
本人からの申し出がない限り、記録の整理はたいへんむずかしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・会計検査院の検査で、資格取得もれ、多月日訂正、喪失多月日訂正等を指摘されることがあったことは広報不足と同時に事業主の認識不足を感じます。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・月末喪失日の人に対し事業所の担当者に退職多月日を確認のうえ処理していましたが、本人確認が必要だったと思う。
（服務不明当時は被保険者の住所もわからないから無理かもしれませんが）

ご協力　ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職<br>主幹は、どこですか？ よろしく | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚労大臣に お任せします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁業務課は、何をやっていたのか？ 地方は頑張っているのにと思いましたし、この様になっているとは判らなかった。
公表の時点です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方では、社会保険庁業務課内の組織が、しっかり判っていませんでしたので、この件については 庁、業務課の要望に積極的に努めるしかないと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・世間が年金に関心が薄った頃また、不況で就職難の時期は、事業所は保険料の納付の事、本人は給料から天引とれる事を考え、資格取得届を出さないとか、取得時期を遅らせる。
・脱退手当金制度(特に女子被保険者は退転時に退職金の一部と考え受給していた)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金特別便の未回答者には二度、三度と通知する。
・市町村に国民年金の納付記録が有ればこれとの突合を行う。
・年金裁定時に本人の職歴と加入記録との突合を徹底的に行う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の事故照会リストが送付された際には自分なりに精査して回答していたのでこの問題が新聞、テレビ等で報道されるまでこの様に多数の不突合記録が存在するとは全く知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・この話が出た時には年金特別便について必ず回答するよう話した。
・再就職者等の取得時の年金番号、氏名生年月日等の確認が甘かったのでないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○世間で知られていないかどうかは不明であるが
その前は記録(特に資格取得日)が本人の取得(入社日)と相違するものは多数あった。
例
実質の入社日(4月1日)
取得日(6月1日)
であり「見ならい期間」として、加入日の偽りが多い
これは社保側の責任ではなく、事業所側の責任がすべてである。
(被保険者の責任でもない 但し、保険料は徴収されていないことは考慮しなければならない)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道ではすべての責任が社保側にあるような形であるので正しい公正な報道を望む

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・氏名、生年月日等は届出制であり、又年金証（手帳）も数枚持っている者もあり、氏名は通称、あるいは略字を使用している者も多く、当時は年金請求時に変更すれば良いという考えもあった。しかし、いつかはこの記録等に矛盾問題が生じるのではないかとの危惧がいだいていた。（誰も思っていたのではないが）
一時、国民に番号制（国民総背番号）の話しがあったが、反対派にあってつぶれたと記憶しているが

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現行のままであれば、記録問題は完全になくならない
・社会保障カードを早期に実施（上記は解決できる）
・上記のカードが出来るまで、又はできないならば、取得時に個人の氏名、生年月日等の確認できるものを添付しないのが疑問に思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は旧社会保険出張所に、S30年9月台帳課に配属され約5年間台帳業務に従事してきました。
当時の感覚からして業務は縁の下の力持ちと言ってもよい状態で全て手作業で膨大な関係書類に囲まれての作業でした。
新規取得者の番号のすい出し再取得者の番号確認重複番号の取消等々であります
一方事業者側の感心も低い状態でした。作業は非常に苦しいものでした。又役所側の考えも大同小異でした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・1件1件地道に作業を行うしかありません。
・関係者の意識の高揚。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金は日本人の老後の生活を支える大事な制度であることはみな承知しております。その根幹をゆるがす今回の問題は誠に残念なことであります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①で申し上げた通りです。
少なくとも所長クラス以上の方には現状の
掌握に更に務められますようお願い
致します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私もごく当然のことで、文書の標題に間違いがあるかと存じますが、当時、「年金記録の事故リスト表」が社保庁業務課から照会があり、その都度、担当課の職員が全員で調査、確認し真面目に処理し業務課に返達してまいりましたので特に問題にしていませんでした。
従って、地方庁は業務課の未処理ではないかと思料いたします。
ここ数年前から「年金記録」問題が大きく取り上げられていますが未端としては誠に残念で情けなく思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(3)のとおり問題はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問　1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

世間一般的に報道されていないものは今回想すると、事業所に雇い入れさせてもらうために生年月日を詐称した者や名前を偽っていたものが少なからずあった事実。

また、基礎年金番号導入以前は、個人の住所記録を持っていない、期間重複リストが出ているにもかかわらず、記録整備のための追跡調査ができない、または手付かずで記録整備のできないままになっていた。

(質問　2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①紙台帳とコンピューターの記録を全件照合するとしていますが、オンライン化後は紙台帳を更新していないため、その後にデータが補正されている可能性もあるので発見の可能性は限定的だと思います。したがって、名寄せ特別便が届いたにもかかわらず未回答であった者だけを再度追跡調査する方策、戸別訪問等を考えることだと思います。

②報道されている標準報酬月額の遡及改ざん、加入期間の遡及全喪は事業所側に原因がある問題であるので、事業所側から申し出てもらうよう働きかける方策しかないと考えます。なお、加入期間の遡及全喪は、事業主が保険料を支払っていないのだから、事業主と従業員の間の問題として処理するべきだと考えています。

③持ち主のわからないといわれている5千万件については、前記①の未回答であった者の中から多く出てくると思われますので①の方策でまず行ってみることだと思います。ただし、加入する時に生年月日を詐称した者や名前を偽っていたものが少なからずあった事実を考慮すると100%解決することは有り得ないと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問　3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。
また、そのような問題を存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①年金記録は、特に問題あるとは認識していなかった。

②問題の存在を知ったのは報道されてはじめて知ったところである。

（質問　4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①特に問題あると認識していなかったから、対応は考えもしなかった。

②国民年金の場合、紙台帳からコンピュータ化する時、当時は新たな事業を行おうとすると、何もかも組合が反対した。したがって、紙台帳からの転記・照合についてもアルバイト等で対応するしか方法がなかった。照合だけは職員が行うべきであったことが反省点として挙げられる。また、厚生年金の場合は、社会保険庁で行ったが同様と考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で報道されている内容以外は知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体策は判りませんが国民の納得の行くよう処理し今後も安心に信頼のおける社会保険システムを堅持すべきと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁では正確に遺漏又は過算支給をしていると信じていた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の回答のとおり業務を遂行していたと考えるが職員組合も要因の一部と思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金の入力処理等の年金業務に携わったことがなく、該当はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者や被保険者、及び事業主の方々にお願いして、1人1人の記録を確認させていただいて整理をして行く方法でと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本当に年金受給者、被保険者の方々に申し訳ないと思いました。
年金の入力処理等の年金業務に携っておりませんでしたが新聞、テレビ等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1人1人のお客様にできるだけ早く年金記録の整理をしていただきたいと思って対応しておりましたし、本当にこのようなことになって申し訳けないと思っております。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題と、ひとくくりにして問題提起しているが類別した事例の提起がなければ、どのように認識しどのような対応が必要なのか答えることはできないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時、問題として世間に提起されるまでは、正しく
庁において記録されているものと信じていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方庁に勤務するものとしては、庁への記録の進達により、記録は正しく反映されているものと確信していた。
しかし昭和40年代の国民年金記録の紙テープの
進達による庁からの地方への取得記録の照会はなく、庁は
正確に記録の確認をされたのか、現在も紙テープの
保存はあるのか、地方庁は確認されていないのではないのか
私の現時点における疑問点です。

ご協力　ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　(退職者) |
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)の通り、「この問題…」そのものを承知しておりませんので、(質問2)は回答しようがありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた平成12年3月末まで「年金記録問題」という事項は特に取り上げられていなかったため特に認識しておりませんでした。
新聞、テレビ等のマスコミ報道により社会問題化され知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

それまで制度ごとに番号が付番され、それぞれに記録が管理されていたことと、今日のようなコンピューター管理の時代ではなく、全て紙な帳で対応しており、システム的に管理技術が不充分であったことが(今思えばであるが)挙げられる。
平成9年1月から基礎年金番号を導入したが全対象には限度があり、被保険者側の報酬不足や無関心(その時点では)また行政側の不充分な側面もあり(右出を待つのみ)十分な統合作業が出来なかった点があると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i). 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべてが社保庁に非があるものではないので
事例により精査する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は、こんな問題が起こるとは全く認識していなかった。
問題を認識したのは新聞報道等以後であります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金業務を市町村から社保に引きあげたことにより収納率の低下を一層深めたものと思われます。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

定時決定時届(算定基礎届)に記載された報酬額が被保険者に支払われた実際の金額と相違していた。これが発覚は、被保険者が健康保険における「傷病手当金」を請求しその支払いを受ける際、給与月額の6割(昭和63年当時は平均標準報酬月額の6割)より少ないため社会保険事務所の窓口に申し出たことによる。この際の事業所における賃金台帳は、いわゆる二重帳簿(事実に基づく金額が記載されたものと社会保険事務所に届け出た算定基礎届に記載した金額と符合するように記載されたものを作成)であった。
「事後頭末;遡及して事実に基づき報酬訂正するとともに、傷病手当金の更正決定をした。」

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法では、事業主は、資格取得時、定時決定時、随時改定時の平均標準報酬月額について、社会保険庁長官の確認がなされた旨の通知を受けた時は「被保険者又は被保険者であった者にその旨を通知しなければならない」こととされているが、中小零細企業では必ずしもそれが徹底されていなかったために発生したものであり、この徹底と監督庁等による調査の充実が必要。また、「平均標準報酬月額は保険料控除の基礎ともなるものである」から、被保険者にも意識を持ってもらう必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年代当時から「被保険者資格記録（年金記録に同じ）の欠落や未統合記録が存在する」ことは認識できた（当時社会保険庁高井戸庁舎から、統合不可能な「不備を伴う記録」については、該当の各社会保険事務所に年に数回、補正帳票（当時は「事故リスト」と称していた）が送付され、社保事務所では、それを担当者に配布し「記録補正等」を行なったうえで社会保険庁高井戸庁舎に返送していた)。

当時は、年金受給される方々も多くはなく、前述の不備記録は「事故リスト」により対応可能との認識であった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少なくとも、自分が処理する被保険者記録（取得、喪失、定時決定、随時改定等の年月日や報酬月額、氏名、生年月日等）については、社会保険庁高井戸庁舎から統合不可能な「不備を伴う記録」として返戻乃至は年数回送付される「事故リスト」に含まれることのないよう的確な事務処理を心掛けたつもりである。

反省点を挙げれば、事故リストの発生防止に組織を挙げて（社会保険庁と社会保険事務所が一体となって）真剣な議論がなかったように思う。このことは、「質問３」に掲げたように、庁も社保事務所も「不備記録は事故リストにより対応可能」との認識であり、今思えば、年金給付の裁定は社会保険庁が一括処理していたこともあり、社保事務所の大多数の職員は、特に報酬にあっては、「年金額の基礎となる記録」という意識は薄く、専ら「健康保険の現金給付の基礎報酬」であったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

0-22

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、問題にされている事象以外にはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかると思いますが、社保のマイクロフィルムや市町村の名簿とオンラインと記録の突合が最善と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金業務を長く担当しておりました。自分としては被保険者の年金権確保を重点に業務をこなしてきたと思っており、まさか今日のような問題になるとは思っておりませんでした。
しかし、反省点としてはオンライン切替時に多数のアルバイトで対応し、職員が確認したと思っておりますが、切替の数の多さからみて、もっと時間をかけてやるべきであったのではないかと思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおりであります。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名簿・原票(マイクロフィルム等)と照合するしかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 認識していない
- 報道があってから知った
- 生年月日の登録において「まるめ方式」などは地方では全く知らないことであり、それも番号を統一できない要因の一つではないかと思う

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地域で何らかの集まりがある時に説明している。なとの人は問題を抱えていないが、疑問があった人には、その人の経歴等を詳しく聴き対応している。

疑問で一番多いのは、社会保険ではなぜ同一人に何枚も年金証(手帳)を交付したのか？それが一番思い等の訴えである。当時資格取得時に以前年金に加入したことが「無」と届出があれば新規払い出しをした結果として同一人に何枚も払い出す結果となったことであり、年金証の添付があれば当然同一番号を登録しており何枚も払い出すことはなかった。

当時は届出主義であり偽名であっても、生年月日違いがあっても戸籍抄本等の添付はなく、そのまま処理されており、結果として別人扱いとなってしまったことであり、これは年金裁定時に過去の転居等により確認していたことであるが、基礎年金番号導入後早い時期に対応すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　○退職者 |
| 所属 | 本　庁　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>○f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

無し

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

遡及しての標準報酬等訂正は事実関係を調査確認の上事業主の届出に基づいて処理した
近年報道等により「年金記録」までに問題が波及したケースを知り現職当時においては全く想像出来なかった
問題点としてあえて上げるとすれば「各社保険事務所間で過誤なまでに「保険料の収納率」を意識しすぎた結果被保険者記録」の不正処理にまで連動したものに推測される

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・厚生年金保険料を「保険税」とする法改正
— 国税と同列とする(差し押え--先取特権)
滞納処分の権限強化
・年金記録の重要性について広報活動をさらに拡充する。
"被保険者記録"(資格(取得、喪失年月日、報酬 遡及訂正)事業主に対しての指導、広報)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

火災等で記録が焼却・紛失していることを考慮し本人及び職場の同僚・事業主と職員が面談して事実関係を確認し、その結果により判断したらどうですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号の照会リストが送付されましたので、私を過去の台帳・名簿により調査して回答していたので問題はないと思っていました。
いつ頃かは記憶はないがテレビ・新聞で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①届出書類のチェック体制を複数でする。
②記録のA入力を複数でチェックしてA入する。
③職員が記録・保管の重要性と認識して日頃意識して対応する。

22-0

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。
年金記録については、地方庁(社保事務所)、本庁特に年金事務課の指示に従い、忠実に進達してきた。
従って、このような年金記録もれがあるとは夢にも思っていなかった。本当に残念なこと。
ただ云えることは
→事業所からの届書(資格取得届)が正しいものかどうか
右左認の方法がなく、(代名、生年月日、が正確かどうか
又、新規取得か、再取得か等について事業所からの届出が正しいものとして処理せざるを得ない)、再取得にもかかわらず新規取得との届出、
代名、生年月日等が正しくないため前歴[illegible]統合がされない。
早期に背番号制の導入してさえれば、このような事態には至らなかったと考える。
→社保庁だけの責任とはではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠心誠意、努力するしかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~年金記録は~~ ~~将来老後に向けての年金受給の基礎となるもので~~ 大変重要なものと認識していた。
テレビ、新聞で報道されるようになって初めて知った。
大きな問題であると思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職当時は正確に進達していたので問題はないと思っていた
年金記録

現時点において、この様な数の記録漏れがあるとの事を考え合わせると、考えが甘かったのではないか。コンピュータ導入にあたって、もう少し慎重にあらゆる事柄を想定し万全を期した上で導入着手が必要ではなかったかと思う。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている対応を続けていくことが大事と考え
ほか方策については わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

届け提出された書類に基づき、適正に処理が行われていたと思っていますので問題の認識はありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　・　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　・　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金記録に関して問題と認識しておりませんでした。

この問題が存在することを知った時期は、テレビ新聞等で報道されるようになった2007年だったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の存在を知ったときは、すでに退職後10年以上経過しており、対応することはできませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じ上げません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

40－25

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(　質　問　1　)　年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら具体的にご教示ください。

① 厚生年金の取得時において、年齢を偽って加入していた被保険者が多かったと思われます。(当時は、入社時の年齢を限定して採用していたため)

② 1人で何冊もの年金手帳を持っている人が多かったと記憶しています。(転職ごとに年金番号を取得していたため)

③ 事業所によっては、試用期間を設けて採用していたことも多々ありました。(例)試用期間3ヵ月の場合・・・本人は4月入社と思っているが、事業所からの取得届は7月となっている。

(質　問　2)　現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 現調査の続行と広報の強化

② ねんきん特別便については、対象者を絞って発送すれば経費が少なくて済むと思います。(年金期間に空白のない者については、今やらなくても良いのでは？)

③ これからも引き続き、年金請求時の確認の徹底すべきと考えます。

④ 現職の皆さんのご苦労は大変であり、辛い思いをしていることと思います。現にストレスの域を越え、うつ病になったもの、耐え切れなくて退職した者も数多くいると聞いています。　まず、職員のメンタル面のフォローが問題解決に役立つと思いますが如何でしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質　問　３）　あなたが在籍していた（している）時、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金記録は、限りなく１００％に近い状態で正確に管理されていると認識していました。

② 定期的に疑重複リストが、社会保険庁から送付されていたので、それを処理することで正しい記録が管理されているものと思ってました。

③ 上記のことから、このように多くの記録不備があることは退職してから知りました。

（質　問　４）　質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

① 本来、職員が行うべき業務（台帳の切替や基礎年金番号の符番等）を当時の職員組合が臨時業務と位置づけ、労働強化に繋がるという観点から、賃金職員や相談員で処理していた。　本来業務であるという認識に欠けていた。
② このように多くの記録が洩れていたことは、知らされておりませんでした。基礎年金番号の導入の際に知らされていたなら、本庁、地方庁が一致協力し事前に手を打つことができたと考えています。
③ この年金記録問題を含め、地方においては社会保険庁の指導の下、業務を遂行してきました。　国民年金の免除申請問題もこうなる前に本庁に異議というか要望というか唱えてきましたが地方の言うことには聞く耳持たずの姿勢でした。免除問題に限らず、年金委員問題・金銭登録機導入等々で異議を申し立てましたが何ら相手にされません。　（このような実態は十分ご存知だと推察しますが）
　反省点というなら、地方がもっと協力して本庁に対して発信力を強化できなかったことだと思います。
（こうなった元凶は、地方のトップが本庁職員がきていたため、意見が反映されにくい組織であったと思われます）

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金受給資格の確認と年金額算定の基礎資料として。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

受給権の確認と本保全

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には考えてもみなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

小生は、[redacted]入所しました。
当初は[redacted]喪失台帳を年金業務室へ移管すべき準備事務をやっておりました。ホコリまみれの台帳を棚から出して、記入洩れがないか、基本的な事項を確認点検をし、不明の場合い等は、現存の名簿と突合し補正しました。
台帳課は課長・主任・係員5~6名とアルバイト1名の9名位と記憶しております。
1年以上かけて　無事年金業務室へ移管でき　当時の課長は喜んでおりました。
入所当時、仕事の目的や　記録の重要性など　まったく知らなく　もくもくと
汗とホコリにまみれて　連日一生懸命がんばりました。
その後の　経過を地方から見ますと　移管された記録がその後　適正に事後処理が　なされたかが　現時点の問題では　ないでしょうか。?+

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| なし |

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| なし |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職中、このような問題があるとは、夢にも思ったことはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後、30年以上経過した現在、解決方法を問われても解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、マスコミの報道により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

齢80歳を超えた今、私の脳細胞も少しづつ老化していると思います。従って、反省点を挙げろと言われても、思いつく点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の回答で差異のある人のみ調査する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会で問題になった時

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br>※ 県保険課保険指導室長<br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳・被保険者名簿・被保険者原票という書類にふれてはいるが、それが何千万人、それぞれ存在していた訳で、資格の取得・喪失がからめば、その数は数億人分になるわけだ。届け出た報酬がどうかということになれば問題はその数十倍になる。原票の記録は多い者は十枚以上送られたろうから、事故発生のチャンスはまた、数倍になる。その処理を手作業でやれば、ある個人については「じぶんの記憶」に合致しないものが発生して当然であろう。完全無欠な者が届を出し、その処理をしない限り誤りは生じるわけだ。そのことを取り上げて政争の具にしているように思われるがいかがですか。
事故リストの整理は苦労したが、その時既に処理不能のものも多数あったわけで、思えば不完全な記録も送ったろうが、受け取った方も適当に処理した面があるだろうから、不備の責任を問われれば、届出が正確だったかをを含めて、関係した者全員にあると認識すべきだ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1で述べたとおり。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これまでに報道されている内容以外は承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで取り組んできた対策をさらに徹底していくと共に、相談体制をきめ細かにし、すべての相談内容に応ずる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の受給資格は、長期間を要するものであり、被保険者一人一人の記録の正確な積み上げと、その管理は重要なものと認識して業務に携わってきた。特に、被保険者の資格取得届については、氏名・生年月日の正確な届出、さらに新規取得か再取得かの明確な届出等の指導を行ってきた。加えて、定期的な調査(定時決定時や調査官調査)において、報酬調査も含めて確認してきたところです。

また、社会保険庁への記録の連達については、適正を図るとともに、発生した事故リストの的確な対応等により記録事故の発生防止を図ってきたものです。

基礎年金番号に未統合の記録が多数あることは、この度の年金記録問題が報道されて知ったところです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者記録は、氏名、生年月日、年金番号を主に適用事業所における被保険者期間を管理している。氏名については同姓同名もあり、生年月日についても同じ者がいる場合もあるため、年金番号との整合性が求められる。このため再取得者については、「被保険者証・年金手帳」の確認事項が重要となる。この時、再取得者でありながら、新規取得者として届出されれば、別人として管理されることになる。

このため、基本として再取得者の証・手帳の添付の徹底を図ることと、事業主を通じて指導していく必要がある。

また、資格取得届は、事業主からの申請に基づいて記録管理されるので、氏名や生年月日の正確さを徹底するためには、住民票の添付も必要であったのではないかと思う。

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中（平成4年まで）、今は言われる"行政側の瑕疵"に基づく記録問題など、見聞きすることは無かったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の記憶も薄れ、無責任な関等はいたしかねます。ご容赦下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が存在するとは思っていませんでした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は国民年金業務に従事した期間が長いが、
国民年金保険料については、市町村で徴収し社会保険事務所に検認票で報告、年度が代わった後、前年度分検認台紙を社保に提出、社保では検認票による記録と検認台紙の印紙貼付状況を照合確認していた。
市町村からの検認記録の転記はかなり正確であった(誤記録はゼロとは言わないが)と確信する。
未納となっている期間について納付したと主張するケースとして
1．国民年金印紙は購入したが検認を受けず、また、検認台紙も提出しなかったために納付とみなされず未納となっている。
2．昭和30年代、市町村においては未納者に対して戸別訪問による徴収を実施、この際、現金の持ち合わせが無く夫婦のうち片方だけ納付のケースが多数あった。夫(妻)が納付されているから妻(夫)も納付したと思っている。
3．昭和40年代に入り口座振替が始まった後においても、市町村は振替不能を極力減らすために振替の優先度を設定していた。(例　①市民税②固定資産税③国保税④国民年金)また、国民年金保険料の中でも①夫分②妻分③子供分のような優先順位を決め残高不足による振替不能の防止を図っていた。夫(妻)が納付されているから妻(夫)も納付されたと思っている。
等が考えられる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人が立証すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く問題と認識していなかった。マスコミ報道で問題であることを知った
複数の年金番号を有する者が多数いることは承知していた。これらの記録は裁定請求時点で職歴を確認することで自然に統合されるものと考えていた。
年金番号については「一人一生一番号は」古くから広報していたこと。複数の番号を取得する者には転職の際それなりの事情があってのこと。
職歴を偽って就職したため旧年金証書を事業主に提出できない
年齢を偽って就職したため旧年金証書を事業主に提出できない
年金証書を紛失していた
氏名が変わったが理由を詮索されたくない等

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の一職員としては中央の指示通りに忠実に事務を遂行してきたし、仕事に対してはまじめに取り組んできたと思っている。
行政側に全ての責任があるのか、事業所側の被保険者指導に問題は無かったか、被保険者には全く責任が無いのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決の方策は見当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインシステムが完成した時点で旧台帳の記録が完全に統合され収録されたものと認識しておりました。
問題点が存在することを知ったのは新聞、テレビ等で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新規に資格取得する時点で本人確認をする。
(氏名、生年月日等の誤り防止)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問3)

当時の資格給付記録は、現在問題視されている年金記録のみならず健保記録も一体化されており、長期に亘って重要なる記録という意識を自覚しておりました。当時は特に紙台帳で、記録の余白が一杯になれば社保庁に台帳移管の作業が繰り返し、実施されており、記録照合不能のものも、いわゆる「事故リスト」として社保庁から照会があり、事業は監査事項にも取り入れ「処理の促進」「正確な回答」にも目くばりし、職員の自覚を促していたという記憶があります。また年金裁定の処理に当っても、本人の職丁を重視し、空白期間があれば徹底的に調査し、本人の納得する年金処理に当ってきたと思われます。特に厚年規則でも裁定時に統合処理ができる道が開かれていたと思いますし、現在問題化されている未統合記録は裁定時には遅くとも「きちん」とできる裁定処理になるという意識があったように思えます。報道等から規則なに社保庁の処理、または各県単位でも、問題意識の格差があるのではなかったかと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金一元化にはなっておらず、資格取得者が提出され、「年金記録は新規」とあれば、新しく年金番号を払い出しし、また代表、生年月日等も戸籍抄本等添付不要となっているので、本人の都合等で、戸籍と異っていてもそのまま新規払出しするという結果が今回の問題を生み出したのとも思います。その裏には年金裁定時点に本人転入との照合で必ず対応できるという「実務取消処理」訂正処理

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

点があったからと思います。本来でも「新規払出」の厳重処理通達はなかったのとも思います。これが一般的処理であったようにも思います。

「対応策」

施行規則上これらの処理方法を盛り込み処理の厳正を促してはどうか。

退職後20年も経過しているので、業記憶違いもあるかもしれません。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞・テレビ報道以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度のPR・広報紙の配布だけでなく、原点に返って各地区での座談会・説明会等を開催して理解を求める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現役時代は寝食を忘れて社会保険庁等発展のため頑張ってきたのに、このような問題になるとは全く思ってもなかった。新聞・テレビ報道で知りビックリした

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度のPR不足

年金制度の度重なる改正により制度が複雑になっている。~~のを経過措置を単純明快にすべき。~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、知られている以外の問題については知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等で報道されるようになってから、知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

年金という長期にわたる記録を管理するには、あまりにお粗末な事務処理ではなかったでしょうか。

基礎年金番号制、機械化の導入の遅れではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳分についても全てチェックするべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来、発生する年金権、年金額に直結する最重要事項であるため毎日の業務のなかで特にチェック業務に神経を費した。
今回、年金記録問題がマスコミ等で報じられたことに実は驚いた次第である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方庁は本庁(業務センター)の指示に基づいて適確に事務処理してきた自負心がある。
地方庁から進達された記録を業務センターが処理する段階で正規職員がチェック業務を行うべきところ一部アルバイト職員に依存したことが今回の事故を招いた原因ではないかと噂話を耳にしたけれども単なる噂で終って欲しいと思う。

追伸
ご回答いただけない方については……一瀉知すと
…この看し文句には憤りを感じます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金担当業務に就いていた時、取得届が事業所から提出されたものについて、氏名、生年月日を本人が偽って届出されたものが多数見受けられた。事業所入社する際、年令を若くし、又名前も通称名で、厚年手番については、はじめて厚生年金加入として新規に手番を交付するものがあり、これは、すべて、事業所、本人からの届出で担当者としては、疑いようもありませんでした。

その後の、氏名、生年月日、手番訂正には大変手間取りました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金担当当時は、毎月厚生記録に補正リストとして中央から送付され、その記録確認には大変な作業でしたが、正しいものを選定しておりました。が、いつの頃からか、リストが送付されなくなり、その後担当が変わりましたので、年金記録問題が大きな問題として取上されたのは、現在民主党が国会で取り上げるまで知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去記録の整備については、相当な業務に精通した者でなければ、整理できるものではないと思われます。

派遣やアルバイトでの業務では、時間と労力の無駄で正確記録はできないのでは…。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よく分らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会で追及された時期

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長　61.4～62.3　就任期間<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金関係については実務経験が浅いので詳しくは解りません
国民年金については、制度発足時より担当しておりましたので次の事項を参考までに、
1 不在被保険者として処理され、納付記録が一部有するケース
2 未納者カード(個別納付督励カード・督励記録)の有・無
3 市町村窓口において、現年度保険料納付推否し将来の年金权を放棄する旨の「誓約書」を提出した者の以後の保険料滞納について。(誓約書の市町村、現在付管管理状況)
『これは、市町村独自で行った処置で将来受給年齢に到達したときに、退去市町村では、何の指導も無かったと苦情の申出時に当時指導した市町村担当者は殆ど有っているので、その裏付資料として活用』

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 不在被保険者として処理された者の中に納付期間が多少でもある者の追跡調査。
2 (上記3の誓約書の市町村のに保存されていれば参考になるのでは。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

10年年金、5年年金新規受給者が受給の始まりで
本来年金は、被保険者期間が比較的短かかったのと
通算年金においては、社保に資料を有していたので年金記
録問題は特に発生する状態ではなかった。(台帳保管されている)
また、才3号被保険者の適用促進の時期でもありました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 電算化について、労組との諸問題で実施が遅延化した。

2 切替分との原票との照合が適格であったか。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○ i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今までの処理は正しい
①適用された時期
②正規職員・臨時職員の別
③算定の全数調査の関連
も考慮して処置したい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 被保険者台帳と被保険者名簿の照合
② 被保険者台帳から原票に切換、
に職員に必要性を説明した。
新聞、TVニュースで見てびっくりした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未適用者0を目標に仕事をしている。
資料が無くても認めるということは考えられない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なっている方法がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○被保険者の将来設計の基盤となる大切なもの。
○テレビで公表されたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特記事項なし。

ご協力ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道されている内容以外は承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問1)の回答のとおり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁に採用されて以降、将来の年金受給に結びつく大事な記録の適正な管理が重要不可欠と認識し仕事をしてきた。
国民年金不正免除の発覚以降、マスコミ報道による年金記録問題の存在を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金記録の原票からコンピュータへの切り替え時に，直接作業に携わったが、当時原票のゴム印による標準報酬記録が不鮮明であったり、判読不明などの記録については、業務センターからエラーリストとして返戻されてきた。このエラーリストについては徹底して調査確認のうえ進達をした。
宙に浮いた記録の中には、行政責任ばかり問われているが、事業主からの届出方式であり、被保険者本人が氏名や生年月日を偽り届出がされたケースが多分に含まれていると思われます。これらの人が年金特別便で訂正し必ずしも届け出るとは限らないと思われます。
国民年金（現年度分）が市町村から社会保険事務所に事務移管がされたことが、はたして適切な行政判断だったのか疑問である。
また、所得による免除は申請から職権による方式に制度改正することが、行政サービスまた年金受給権確保に必要ではないか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業所の適用問題について。
適用拡大ということで、法人事業所は全て加入としてきたが、保険料の滞納事業所が多く、やむなく標準報酬の改ざんも行ったものと思う。滞納の恐れがあると思われる事業所については新規適用をしない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新規適用時に事業所の資産状況等について詳しく調査を行い、適用後に事業所分の保険料を負担していけるため、具体的な負担すべき金額を示し、適用について慎重に考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金等の取得取得時に厚生年金番号の新規払出を安易に行ったように思える。

年金受給の新規裁定時（申立て）に記録の整理（統合）を正確に行うということで、後日重複整理をする。（昭和60,61年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得時に年令から見て、過去に厚生年金の加入があると思われる者について、事業所に問い合せ等行った。（60%以上が過去に加入があったと実感している）

・反省的としては、事務講習会等で年金の加入記録の広報をもっと積極的に行うべきだったと考える。

※ 現在年金特別便等の事務整理の手伝いをしているが、このような重複整理が必要とする者は、30%以上と思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進められている対策が、年金記録問題の解決に向けて着実に進んでいると確信しています。
しかし、全面解決となると、ある時点で政治的な判断も必要であると思います。
本人に責任のない年金記録問題であるケースは、原則として本人申立を極力尊重する方向で解決していただきたいと希望しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去の年金記録、（特に旧台帳記録）については、記録管理の面において、完全でなかった点があったと思います。

旧台帳の中にコンピュータに収録されていない記録があることは聞いていましたが、この記録については、その後に再取得した場合は、その時点でコンピュータに収録されるため、それほど問題はないと思っていました。

基礎年金番号制度が創設される以前の記録については、個人の住所管理がなかったため、本人特定が難しいという問題があります。

当時は、本人が口座振込を行う時に、もれている記録があった場合は申立を行うことにより、本人記録の訂正を実施することにより、解決するほか方法がなかったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の管理は、社会保険事務所から送達された記録に基づいて、社会保険事業センターで行われています。

送達して記録に問題のあるケースは、滞留記録として照会があり社会保険事務所で調査回答を随時実施していました。

基礎年金番号に未統合の記録が「約５千万件」あることが報道されたときは、正直、驚きました。

在職当時は、年金番号の重複取得を防ぐこと、年金裁定の際、本人申立の未登録記録について、徹底した訂正を実施することを心掛けていました。

事実に基づかずに、遡及して標準報酬月額を訂正したり、遡及して資格を取得させたりしたことは、ありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

~~特に~~ ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録問題が存在する事自体を認識していませんでした。
- 年金記録問題が報道されるようになって、始めて知りました。
- 年金業務については、本庁の指示のもと、適正に処理して正確に自信を持っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金相談窓口を担当した経験があるが、当時は本人の私丁にもとづき、旧台帳をひっくり返して調査して、文書で回答していた。どの人になると年金手帳をダブル所有していた者もあった。従って全くの別人の記録となってしまっていた人も相当数有ると思われます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私丁にもとづいて調査するとしても旧台帳が無いと調査不可ではないかと思う。
特別な方策は考え付かない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問１と同様

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

来客者には年金は将来必ず身近な問題として多かきることであるから、若い時から関心を持って対応するように話をしていた。年金手帳を何冊も持っている等以ての外と講習会等で話をした覚えがある。
年金を受給する年令になってあれこれ騒いでも手遅れになってしまうこともあるので、若い時からの教育が必要。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等マスコミで報道される内容が断片的で詳しく知らない事が多い位で、特別に知っていることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

残念ながら制度発足以降保存されている記録を確認する以外方法はないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金相談を担当した昭和60年頃新事務方式によるオンライン記録のみを信じた仕事をする職員が目立った時に、将来的に心配だと感じた。その時はオンライン記録の完成度は問題ないと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新事務処理方式に切替え以前の記録歴史を職員に理解させるよう努力したが結果的に一時的でオンライン化データを100%正しいものとして事務取扱いしていると思われる。
歴史的保存記録を事務処理に確認作業等していないのが問題となっていると考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時(昭和61年3月)までには、現在の事象のような年金記録問題は認識できなかったが、近年のマスコミ報道により問題を知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職時は、被保険者が将来貰う年金に誤りがないよう常に標準報酬の適正化と、記録事務の適正化を推進して、正確な業務を行ない、サービス官庁としての自負を持っていましたが、誠に残念でなりません。

反省点は、年金記録を紙台帳から機械業務へ切替移行時に量的に作業のミスが生じたのか？
又業務の重要性の認識度が欠けていたものか？
(想像で書きました)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br>保険福祉課長<br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

質問1．について（年金相談コーナー在籍中の経験

1．年金手帳（証）を勤務先が変わる毎に新規加入として、社保事務所へ届けられていたため何枚も所持していた。それも氏名のあて字や生年月日の違いもあった。年金手帳の重複取消の作業には、現実の勤務期間と手帳の無い期間も判明したり、相当の調査日時を要した。
私の1年6か月の年金コーナー在職中に、一人で、最大32冊の年金手帳を所持していた者があった。

2．全国には、氏名や生年月日を全く別人の如く勤務先へ届けていたケースは、数限りないでしょう。
現実に、内縁の夫が死亡（独身者）し遺族年金請求時にこれらを申し立てられてたが、本人の認否が証明で、きなければ、として相当な調査期間を要したことがあった。

3．先輩方にきくところ、昭和21年～30年ごろは、厚生年金への加入は会社側から従業員へ加入したいか否かを聞き、加入させていたケースもあった様です。
確かに、昭和59年ごろのこと、年金受給年齢に達した二人が、年金相談コーナーに来て、一人は当時の会社に勤務して年金加入期間も正しいと認識していたが、もう一人がどうしても足りないので、調査されたいとのことで、勤務先の事業所別記録台帳を確認したが、同事業所の従業員の中にも台帳に同僚が居無い者が何人かあった。「その時は、おかしいな」と言っていたので、当方から、会社側からくじ引きで、加入、不加入を決めていたことはなかったか？と尋ねたところ、「ああ、そう云えば、くじに当たったら保険料を払わなくて良い、と言って儲かったと喜んだ時代があった。」それで記録がないことが分かったと承知されたケース。

4．大手会社は別として、中小零細の事業所への勤務は、本人の届出の氏名、生年月日で社保へ届けてあるのが大多数でしょうから、それらの違いが、5千万件の中には相当に多いでしょう。

5．退職して、次の事業所へ異動しても、前の事業所が資格喪失届けの提出を怠っているケース。
退職した翌日の資格喪失年月日と次の事業所の入社日の資格取得年月日に重複期間が生じていて、全国社会保険事務所にこれが未処理になっているケースが山ほどあるでしょう。
私が業務一課に在職していた当時にも、各事業所への照会作業が滞らせていた他課の職員がいたので、補助的にその照会作業を手伝ったことがありました。それは大変手の掛かる仕事でした。一事務所で、年に数百件はあると思います。この名目の数を単純に一事務所の1年間を積算しても（毎月800人×12月×全国250事務所として=2,400,000万件）現在を積算すると以上の事務未処理件数は氷山の一角にしか思えません。何故かと申しますと、これらの事務職員には窓際という職員しかさせていないからでしょう。人材不足から低位の者に与えられてしまう始末。
また、氏名や生年月日の相違するもの、年金手帳の重複払い出しの数を合わせただ

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

質問２．現時点について

１．私は、メディアで言われている５千万件はあると思いました。これは地道に処理をするしか、手は無いでしょう。コンピューターを使って処理できる内容のものもあるでしょうが、６０％～７０％は手作業によるしかは無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問３．年金相談コーナーに在籍していたとき、について

１．年金期間記録の整備が第一でしたので、前々から期間照会をさせてから、再度同人の記憶と照合してから、請求手続きをさせていました。そのため請求時点で、真剣に個々に問い質せば問題は無いと考えていました。また相当難しい期間的な漏れも判明し他人の期間の混入も洗い出せたりしましたので、この方法で年金請求手続きは、大変ではあるが、そんなに問題は無いと考えていましたし、今も請求者にも地道に対応さえすれば問題はないと思います。

２．反省と言っても、昭和３６～７年ごろからこの様なことは「問題があったでしょう」と思っていました。それは、紙記録の進達記録で、カーボン紙やカーボンいらず、のもので、明瞭に記録の字が薄くて見えないので、将来困るのでは、ということで当時から上司にこの問題を進言したが、そのうちに、厚生省が良い方法を考えるでしょうから、今はどうしようもない、ということで気の付いた部分を補正して進達すればよろしい。と、取り敢えずその方法で進達していた。若い時代でしたから、それ以上には考えなかった。

３．昭和３７～３９年業務一課在籍中、当時は旅館やゴルフ場の女性社員は名前を変えたり、年齢を４～５歳若くして申し出たりしていた者も多いと思う。年金相談コーナーにはそれらの訂正の相談も多いから、とんでもないことではあるが、現実には年金が受給できればよい訳ですから、問題は起こらないが、現在の期間記録照会には、これらの相違の事件が相当に多いと思う。

４．現時点で考えると、事業所の届出時点の正確性、或いは個々人の事業所への氏名生年月日の正確な届出が必要であった。と思う。　それには、やはり自動車運転免許証取得の様に、各事業所加入には「住民票か戸籍抄本」等の提出により、正確な社保への届出が必要と思う。

５．また、個人が退職したら、保険証を必ず元の事業所へ返納することが第一義的に必要と思う。個人のモラルの問題ではあるが。

６．今の５千万件は、個々の年金請求時点で、再確認をしながらの手続きで、十分達成できると考えます。

７．５千万件を一っ時に解決しようと思うから「大変だ、大変だ！」になる訳でしょう。慌てることはないですね！

８．５千万件の記録は完璧には行かない、永久に不明の記録が残るのは出るでしょう。

しかしながら、個人的に困る者がいなければ問題は無いでしょう。と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本 庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1.年金番号は、終生一つであることが特に若年層に徹底されていないと思われます。諸事情で転職を複数(ほぼ個所)している場合に記録漏れが多くなるため(なかなか、永続さない)前の履歴書に記載しない何のあることと当時担当者から聴取したことがあるやに記憶しています。よって年金番号を何枚も持っていて高齢となり年金額に問題が生じていると思慮します。

2. 入社時の履歴書の精査について
以前は採用が縦割のため
生年月日(一番)　記載 1月1日 11日 21日 31日
(二)　記載 1月10日 11日 21日 31日
(三)　記載 1月11日 11日 21日 31日
} 事業所が1個所であれば良いが支店営業所、出張所等が散在している場合、現地採用しているため面接だけなので誤りを生じると思います。

3. 姓名について　旧姓(本人との)が不充分で誤りが生じ(異人数にならない)事故の元となるケースがあると思います。
(例) 工、近、宗、歳、職、総、俊、泉

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金証の保管について
健保証は交付後速やかに本人にお渡ししていますが年金証は常時必要ないとして紛失防止を理由に会社で一括保管しているところも多くあることがあります。よって、本人が氏名、生年月日、取得日の確認をさせていないので証の交付時に、最終届の宛名知らせに、本人の確認欄を設け捺印をすることはいかがでしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度の趣旨について、
保険料(掛金)を納付して一定条件の元に保険給付を受給することは公的年金も私保険でも同じと思います。
以前の年金証書が小さく、従って分割制度の内容を知らせることは出来なかったため、資格関係において、軽視される向があり、その原因による事故が多いと思います。
私的保険のため、事業主に義務がかかるのは当然ですが、被保険者への趣旨のPRが必要と存じます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平素上記のことについて危惧を抱いていましたが加入者が莫大のため、要望には応えられないと言われた覚えがあります

(被保険者への制度PRのため年金証の改善について)

ご協力、ありがとうございました。

質問の要旨に添はないと存じますがお許し下さい。

その他

指定団体と駐在員制度の創設について

1.指定団体について

在任中私保では、指定団体が県下2個所[redacted]を指定団体として私保事務を依頼し助成金を交付していた記憶があります。

私保とは事情は異なりますが、社保事務所より遠隔の地にある市町に責任者を選定し、特に社会保険委員の設置されていない被保険者数20名未満の事業所並びに被保険者を対象に特に年金関係の広報活動はいかがでしょうか。

2.駐在員制度について

当時焼津私員室を事務所として、入港する漁船の水揚の中より保険料を全収することを主な業務としていましたが、併せて資格、給付関係についても相談を受け成果があったと思います。

管轄についても、この時期に適当な地域を選定し、このような制度を一考されたらいかがでしょうか。

最後に乱筆乱文をどうぞお許し下さい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧厚生年金の場合、法改正前の未適用事業所(5人未満、個人事業所等)に勤務した人達が、話題にでるにつれ急増し、相談や照会、質問などに言われたのも、増加の一因かと思う。
従って、マスコミ報道などでも、たまには周知するのも一方法かも知れない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

職歴欄に(人取、強、個人別)なども記入されたらどうか。(法改前のみ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化されれば瞬時に記録照会閲覧ができ、
促進派の小生は大乗気だった。
今日この様な社会問題化するとは夢想だにせなかった。
国会の場で公表され、気も遠くなる様な膨大な数字
（件数）見て驚愕するのみ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・人海戦術による処理以外無し
（更なる入力ミス一掃に名は難しいのチェックの徹底強化）
その後の労力、作業時間、費用等を考えれば二重作業によることも止むを得ない。人間による目視検も大切です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞に報道されている以外のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、年金特別便・定期便により地道に記録の確認をし解決していくことが確かな方法かも思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金にたずさわっていた当時（旧法時代）は
厚年・国年の番号を複数もっている人も大勢いました。でも年金受給手続きの段階で、重複取消
処理をし記録をつなげて受給権の確保につとめ、
受給者から感謝された思い出が一杯です。
記録については全て集録されていると信じて
おりました。5000万件の記録ミスといった問題は
新聞（マスコミ）報道です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は記録は事業所の届出どおり適正に
管理されていたと信じております。
その時その時の時代背景の中、氏名、生年月日を
偽って採用された方もいたと思われるし、事業主も
入社即届を出さなかったケースもあったのではと
思います。
又、基礎年金導入時に手帳番号の統合を
もっと強力に推進していればよかったかも知
れません

ご協力、ありがとうございました

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「私の在職中は年金記録問題についての情報は一切なく、知りませんでした。一昨年のテレビや新聞報道で始めて知りました。」

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは何の事か
知らない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

わかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に無し。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に無し。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般　なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

両親が出て来る時退職(後)ですから特別な考えはありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が考えられたのは退職後4,5年たった頃です

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別に考えたことはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長 *平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見しない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在の事務所の設備は当時と相当異なり
冷・暖房は全くなく、文金てが手作業で、
担当職員は大変苦労していたことを
記憶している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時代の変化は大きく、現在と当時の状況は
理解し得ないと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹 [redacted]<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題の処理については行政側の処理のミスや不適正が問われ批判されているがその原因は企業の担当者や市区町村の担当課 本人の記入ミスに伴うものが少くない。
それは ① 昭和30年代の高度経済成長を迎え、企業も人手不足で求人を募る。
働く側にも転職するたびに複数の年金番号を所持していた。
事業所(企業)から提出される面(取得面)の過去に厚生年金台帳記号番号有無欄に(有)と記入されていても、年金番号が記入されていない面番が少なからずみられた。
② 被保険者側も当時は年金に対する意識は欠如ないしは薄く、過去に厚生年金に加入していても、無と記入したほうが就職に有利と思っていた。(企業が採用にあたって転職者を敬遠)
③ 事務処理をする行政側も被保険者が健康保険被保険者証の早期交付を求めるので、取り敢ず、被保険者名簿に記入し事後、照会の結果、判明した者については年金番号の重複取消面を提出させて処理していた。
しかし、年金に対する意識が企業の担当者、被保険者にも稀薄で、返事がないままのものが少くなかったと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

総務省所管の住基ネットは国民の9%以上が登録されていると聞いている。社会保険庁のデータと突合させる。

年金記録の正確を期するには社会保険カードの導入することが有効な手段と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後の生活設計を支える大きな柱になる時代がやってくると考えていたので、台帳の記録整備は重要な業務であると認識していた。（昭和[illegible]年頃、社会党の幹部議員から、厚生年金保険の被保険者ごとを複数所持している者がいると聞く、台帳管理はどうなっているかの質問を受けたことがある。当時、私は愛知県保険課に勤務）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題は年金制度の成熟化に伴い受給者が増大し将来重要な関心事となるので、職場にも台帳管理の重要性を指導していた。

年金記録のコンピュータ化、基礎年金番号制導入をもっと早期に導入すべきであったと考える。（早期導入にいろいろ事情があったにせよ）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

格別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時はまだぼつぼつ受給者が出初めた程度で年金制度の周知に注力しており記録に問題があることは認識にいませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

総点検をすることもない、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金行政にかかわったのは約30年も前がとで
その後の業務運営の動向が不明であるが、在職当時管
理者としては記録の適正化には強い感心を持って
いた。当時担当職員は被保険者台帳への記録
不能データーの解消に苦慮していた事実もあり
管理者としてその解消に努力した憶出がある。
また、業務システムの運営が非常に困難だと
も感じていた(例 記号番号の重複交付、住所、氏名
変更等による処理、記号番号の変遷等)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人(被保険者)に面談し一からチェックする事、特に高年令者から実施する事

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

機械化も整備され順調に進展している事と認識している。
問題が存在することを知ったのは手術
7年ぐらい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

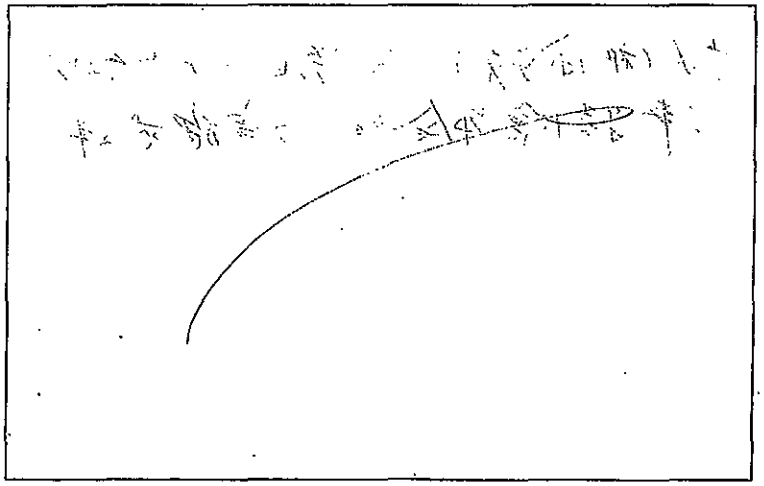

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は退職後も社会保険 森係の仕事に従事しておりまして
左様の問題があったのか 記録がない位い 多くした仕事に
追われておりまして 余り強い記録がない 解憶で 大いした
問題もなくに 日々が忙がしくて 仕事に追われていました
従来に仲間として 寄合した連中との仕事でしたので その様な
問題についても 感じなくて 毎日多忙を 極めた生活に
退職後は追われて居りましたので 良い返応は ございませんので
申し上げることもありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

雑話は従来に合わせた仕事の延長を問題もなく
生活をすることができてきましたので 特殊に困った事も
ございませんので 特記事項はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られている以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決方法等について退職している自分には、解決する方法等が出来ないので、方策について考えてみたことはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来重要な案件であるので本庁指示の通り万全を期して私は遂行しておりました。問題が存在するとは全く考えてみたことはありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁に於いては問題点については充分認識していたと考える適切なる指導を徹底改善をしておれば良かったと考える

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

戦争における米軍の空襲により
焼失した台帳の記録についてはどうにも
ならず本人の申し出を参考とせざるを
得ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

三十年をこえる勤務期間中台帳関係の仕事はほとんどなく詳細は不明であるが、最近よく言く事に事業所勤務期間あるも被保険者になっていないとの申出については、社保事務所保管中の、被保険者名簿、旧及び旧々名簿(工場台帳を含む)で適用の有無はわかるものと思う。
注：被保険者名簿、工場台帳はもちろん手書きのもの。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別とくに考えていません。
その立場を精一杯努めたつもりです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「質問3」の通りです。
年金記録問題について誠心を通して少なからず心を痛めています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、一般に知られていない問題は承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、ねんきん特別便により年金加入記録の確認が行われたところでありますが、現時点で未統合の方に対しては引続き照会等により記録の確認が必要と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

高令化社会の進行により、年金に対する関心が高まっており年金記録の重要性を認識していました。
また、年金記録問題については、新聞等の報道により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性を認識して、年金記録の適正な管理に努力してまいりましたが、現時点でみた場合の反省点としては、その管理の対応について尚一層の努力が必要であったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長　保険指導室長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

多くがマスコミ等を通じて始めて知る問題でしかも多くが退職後に行われた制度改正、事務処理方法の改訂にからむ問題で真実の程をうたがう程度で問題が提供できる立場でない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あらゆる資料を参考に記録漏れと思われるものは記録の回復を計るべきである　なおこの場合に従業員側或は事業主側の都合により未加入となっている場合(資料等にも記述)もある事を念頭において問題解決の判断資料とすべきものと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は常に重要な問題と認識し保険適用、適用記録の適正化に留意してきた。従ってこのような問題は在職中はありえないと思っていたし問題の存在はマスコミ等で報導されるようになってはじめて知った

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中は社会保険調査官の活動を通して制度加入ならびに標準報酬届出の適正化に努めてきた
この活動を通じて時々指摘された事項として事業主側の不注意又は故意の過失により従業員の加入洩れ標準報酬の過少届出が見受けられた
これらは従業員、事業主が保険料負担をきらう事に起因し時にはパート採用条件に合わせるため生年月日をごまかした届出もあった
従って年金記録問題は全て社会保険庁の過失による問題の様にあつかわているが私は事業主の届出に問題があった場合も多いのではないかと思う従って年金記録回復についてこの点も充分考慮すべきと思う

ご協力、ありがとうございました。

なお事実に基づかずに遡及して標準報酬を訂正したり遡及して資格を喪失させたりしたケースは私の記憶中ではありえない

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に申しあげることはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

むつかしい問題ですが庁の記録を本人に照会する。特に滞納事業所に勤務されていた方については勤務期間と標準報酬について特に注意をはらう必要があると思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

すでにご存知のこと思いますが、昔は年金記録台帳は手作業の紙台帳で行なわれていたため、同じ被保険者加入場所を矢々と変られた方でその都度年金番号を払い出している ケースがあり、判明の都度重複取消届を提出してもらって、一枚に集約するよう指導してまいりましたが大へん心配でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の年金記録台帳はご承知のとおり紙台帳のため長年経過したものはインクがうすくなり判読できないものがあり、その都度できるかぎり確認照合して正確なものにするよう努力していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で報道されていることは外特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最終的には政治判断によるしか解決しないのではないか、ただ公平、公正を如何に判断するかではないかと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項はございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

過去一貫して、常時適正な事務処理に努めていたものと認識していたのに係わらず、この度、こんな問題が存在していたことを、2〜3年前よりマスコミ報導により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く『青天霹靂』の事態と思われたと共に、世間全般の皆様方に対し、肩身の狭い思いで老後を過しています。
この制度が、氏名、生年月日を基本にしたことは完全とは言い難いので、これに併せて、国民背番号？等を計設し、加入記録の正確性を画ることも一計かと思料いたします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に無し

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　⊙地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の生活保障の一つとして重きを置く。
また、年金問題等の重要性については、時期は不詳であるが、社会保険職員となってからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務については、常に適正を期すことが必要であると考え対応。
また、今後は(質問2)のとおり対処すべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不詳

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

如何なるスパンであろうと、調査解明を果すべしと考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後年数も経たず分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紀録の保存が大切だった。。昭和の年頃、

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳のマイクロ化。
現時点では分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の設立準備室時代が私のスタトであり
当時は生活保護関係の国民(住民)と国民年金との
執行が問題があり法免だ、申免だ、と各市町村行政との
調整が検認年の向上とで問題が多かった この実録が
市町村台帳(手書き時代)であった。不明が多い…

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の者
生活保護者に対しては全員 満額の支給対応をする 発生的な対策で将来において0になる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

いつかは年金記録問題が発生することは認識していました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金機構庁として
年金の一元化して将来は統一番号による全国民の把握が必要と思う.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職<br>社会保険事務所長 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

どんな方策がよいか考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中年金記録問題は関知していなかった。
のものを朝ズバッで知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍中の問題意識なく、現時点での小生個人としての反省点はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 在職中のほとんどを国民年金担当でしたので国民年金の問題を念頭に回答します。

2 在職中に記録問題を具体的に認識したことは記憶にありません

3 オンライン切替事務やそれ以前の手作業、記録事務が問題発生の温床と推測されますが20数年前以上前のことでもあり若輩の思考が対処できません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | (現職者)　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 従業員を採用する際の条件に「35歳未満の女性」等があったため、生年月日をごまかして応募した等の例が少なからずあった。

2. 子どもに生まれ、夫の扶養家族から外されるのをさけるため、氏名をいつわって採用された。(旧姓を用いる等)

これらのことを知ったのは、窓口での年金相談の際に、氏名、生年月日での索引で記録が出て来ないときなどに本人に細かく質問した際に本人がもらし判明したことが多くあった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のことが起こらないようにと、事業所への事務打合会等の際に「このようなことが絶対にないよう」指導することとしていた。(将来、かならず問題が起こるから。)

「オンライン上の未統合」「旧台帳からコンピューターに収録されていない。」等の問題については、すべてが本庁の怠慢によるもので、当時の大臣、長官をはじめ上層部におおいに責任があると思われる。
(国家戦略なんとかと言って威張っている人も、職を辞して反省すべしと思われる。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社センターから送付された「厚生年金記録に事故照会リスト」について、該当者が勤務している(していた)事業所に照会し可能な限り調査を行い、問題を完了した。又は、退社後の勤務先及び住所不明等の理由により「調査不能」の旨を記入しリスト(回答)を返送していた。　その後の社センターにおける処理は承知していない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その他の記録問題が報道されている様な膨大な件数が生じたのが驚愕であり、信じられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のとおりですから方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職するまで(在籍中)年金記録は正確に処理されているものと思っておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合において、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかった範囲での補正をする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中はそのようなことがあることは知らなかった。退職後新聞報道等で知った様な気がします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題意識はなく、特別な対応はしなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

サラ金等の債務者が身をかくして再就職し、再雇用の時に、身元が分らないように氏名、生年月日を偽り届き、被保険者となり、年金手帳を新規の受領する方法の者がおり、この例は完全に架空の人間になり記録が一つ宙にうくこととなる。
また就職時は採用年令合わない場合偽りの年令で届けられため記録が合わない。
前者の場合はこの記録を統一することは極めてむつかしい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者には年金手帳が交付されており、そこには各自が記録を記入することになっており、これを活用すれば記録ぬけを防止することができる。自分の年金は自分で管理するという気持があっても良い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金の記録管理は完全に行われていると思っていた。
年金問題が、このように大きな問題として世間を騒がせるとは
ここ2、3年前まで知らなかった。　地方庁は事業所や被保険者
から提出された書類を本庁に送付するだけで、記録の不統一がこれ
ほどあるとは思わなかった。　私の在職中はまだ全所にコンピューターが
配置されず一部運用の時代であった。　従って会議や、研修で
年金の記録について議題に上ることはなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の在職は20年以上前のことで記録の管理を信用していた。
記録不統一についてはどこまで追跡調査し、正しい記録の保管が
必要だったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険事務所に冷房設備のない頃、国民年金担当者は年金記録を進達するための土人孔テープ機械室の冷房の利いた部屋で大勢が雑談をしながら業務をしていた。私は事務所の適用、矜持を担当する業務課長であったが、あんな調子で作業をしていて間違いなく入力されているのかと多少の疑はあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

遠方の一時期のことであり、いまさら解決策はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務所長在職当時は、被保険者記録をオンライン送信して、その日の送信結果を社会保険庁から配信して布署の突合していたので、年金記録は完璧に入力されたものと思っていた。当時は紙台帳がマイクロフィルムへの収録が終了した頃であり、年金の加入記録に関しては現在のような問題が出てくるとは全く考えていなかった。所長の立場としては、社会保険料の滞納処分対策と、国民年金保険料の納入について管内市町村の理事者への対策にほんろうされていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人的な入力ミスが現在のような問題になっていると思われるので、職員を咎めることよりも人的ミスが出ないような制度にしなければならない。
現在の社会保険職員が必ずしたミスではないのに、システムの欠陥により発覚した不具合が単因で社会のバッシングを受けている職員にとっては不合理なことである。
オンラインシステムを企画立案した本庁幹部と地方庁へ指揮命令した本庁職員がどのように反省しているのかを承知したい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不詳

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時このような問題が生ずるとは考えられなかった。
テレビ、新聞等で報道され初めて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

実態がよくわかりませんので(電算化の作業情況、入力処理等)わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の適正な管理は年金給付上重要であることは十分承知していましたが、社会保険事務所（以下事務所という。)においては、社会保険庁発足後は業務センターが機械化により一元的に管理運用されているものと思料し、事務所の多くの職員は他の本来業務と比較し、ことの重要性の認識は希薄であったこと。

また、記録の適正な管理については、当時業務センターおよび県保険課（当時）からも特別強い行政指導がなかったこと。さらに庁・県の業務指導監査においても同様であったと記憶している。

次に記録問題が存在してきたことは、社会保険労務士業をしていたため、数年前から関係者より事務所窓口における年金請求時において記録の不備により裁定の遅れや、年金額が誤りではないかと言う疑義の情報が多くあり知り得ました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の不備の主な発生原因はいろいろあるが、資格再取得の届け時年金手帳（証）を添付せず番号が不明な者が多くあり、この場合止むを得ず新規取得者扱いとして、年金番号を重複交付し、その後早急に重複取り消しの処理をせず事故の要因となったこと。

また、取得時氏名・生年月日の正確な確認手段がなく、必然的に再取得後の記録が不突合を生じた者が多く発生したと思われること。

この対策として雇用保険の窓口における事務処理のように、届け時にコンピューターにより従前の記録と即時照合し、統一された記録の管理方法を参考としては如何か。

なお、事務所においては、記録は最終的には年金裁定請求時に、当人の職歴と全加入期間の記録を確認すればよいと安易に考えていたこと。もっと早く中間の一定の年齢時に記録確認を実施すべき方法を考慮すべきであったと思われること。

次に、昭和４０年代ころ業務センターに移管した者の記録不突合者について「事故リスト」として事務所へ常時多数照会があったが、当時事務所においては、本来の業務が多忙なため調査に困難をきたし、多くの件数を調査不能として返送したこと。

その後「事故リスト」の照会業務がなぜか中止になったと記憶しているが、今でも疑問に残っている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常に大変な作業ですが、現行方法で止む得ないものと考えます。
(一部市町村の長が国保ガラミでの協力の意志表示もありますが)
但しこれも限度がありますので、本人の申出による年金記録の訂正にもどうも止む得ないものと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職は昭和61年度は丁度、オンラインの端末機の導入を終え、一方基礎年金の導入、強制適用事業の拡大と年金制の大改革の時期でした。
オンラインイヒと同時に年金相談特に期間等の照会の増大、特にこの中で
○ 男性の場合… 職場のアイマイ（記憶の薄さ）
○ 女性の場合… 社会保険での年金…氏名のアテ字等が多く見受け
小期間調査の困難さが予見された。

現在の問題点については ここ、2、3年前の問会での質問等で判明。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段（質問3）年金相談には記憶者同伴（女性記憶者の場合）
人生の節目（子供の誕生時、入学、結婚等から年金加入時の聴取）
必要性をPRした。

反省点 国民総番号制 これは不可能ですが……
旧名義・旧公民等に フリガナ付 必要性を痛感しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間に知られていない問題で私の知っていることはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大なお金を処理しますが疑わしい記録のものも支払わないと始まらないように思います
責任を逃れることは不可能かと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中 滞納整理に関係した年数は約10年を越えると思います(一宮,熱田,岡崎)
滞納事業所に対する標準報酬月額や喪失年月日に手を加えることは全く考えたこともありません
東京都の収納率と比較に叱られたことがあります

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新聞を読んで もし滞納のところまで遡って喪失の処理ができたら かなり楽であっただろうと思いました
何の役にも立たないことばかりで申し訳ありません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

教育しかないのではないか。

残念ながら [redacted] しました。
台帳(紙)から ウインドマシンに変わるころから廃棄 (そちらに記録はあると思うが) [redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

36年間勤ムしたがこの間年金の担当はない。
いま社保は世間からおおふくビンタですね。
このような問題がふきあがってくるなぞは想定もしていませんでしたね。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思えばこの年金記録問題がおこってもふしぎではない。どんな法整備をしてもこれで(良い)とはいかないのではないか。
公務員としての資質のような気がする。いや「人」としての生き方なのかも分りません。たがいをけん制し合ってばかりの日々であったらあまりにもギスギスとした毎日であるだろう。
むつかしいことです。すくなくとも他者の諭素振り等に？のつくようなことを感じた者からの訴しがあったら冷静・沈着に再を仮す上司にならなくてはいけない。例え垂れ込み風であっても茶滓してはいけないと思う。
本人も勇気を出して、うったえ出ているのだから―。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、本人にとって大事であると認識した。
現在問題になる様な事は考えもしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真面目に対応した。従って反省点なし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

制度の現業事務経験が少ない為、誤っていればお許し下さい。
・資格取得等すべて事業主の責任による届出方法であった事。
・取得年月日を臨時期間経過し、本採用の日で届出(小規模)だケース
・報酬関係で本給のみで、諸手当を含めてないケース
・高度成長時代、就職が自由に出来た為、本人が得って(氏名・生年月日・住所等)申し出のまゝ、届出されたケース。
以上すべて届出等について、本人の戸籍(プライバシーの問題)で確認が不可能であった事が大きな問題点。
・脱退手当金(女性が多い)の請求から受領を事業主に委任(集団就職者)され、会社からの退職金に合せ支払われている為、年金給付金と退職金との区分が充分出来ていたか。(織物関係等集団就職者が多い)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題になっているケースの内容を100%理解してない為、解決の方策が充分な回答が出来ない。
古い記録台帳(名簿)等悪い用紙とインクだ判読が出来ない。市制で町名変更等により記号変更された記録が古いと判らないケースもある。
年金記録問題が出て以来、報道関係及び現職の方々による水人さん特別便等で対応された結果なお抽に浮い記録は、高令者又は死亡者でないでしょうか。
社会保険関係以外個人から届出方法が大多数である為、他省庁(地方含む)の協力(本人の所在確認)を得て実施する方法は出来ないでしょうか。
但し、本人の戸籍が正しく届出されてなければ100%確認は不可能。本人の住所管理以外の古い記録は本人の申出以外にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然年金は長期間の管理をする必要性から色々な方法で集中管理に移行された。当初は属人を符号化、右原票により進達、記録上不明な記録を事故リストにより処理されていたため、正確に管理されているものと思っていた。
今回始めて公表された件数の多さを知りおどろいてます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場(事務所窓口等)の混乱を知り、数日事務所窓口整理に行きましたが、20年も離れているため、充分な対応出来ず申し訳けなく反省してます。
年金制度も色々見直しされ、皆年金制度へと移行されましたが、その都度現場で正しく事務処理した結果であり決して怠慢していたとは思わない。
本人の所在確認の出来る可能な方法としてオンライン活用による背番号制化し、地方自治とのオンラインで交合出来る様にしなければ、現在の属人制では解決出来ないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別思いあたる問題はございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特効薬的な解決方法はありません。
現在、やっていらっしゃる方法を継続するのがいちばん良いと思います。
(対応人員の増加)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとは知りませんでした。
国会で問題が存在することを知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

知りませんでしたから対応しようがありません。
反省点は、部下を信用することは大切ですが
必ずチェック機能が働くシステムとしておくことです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近のテレビ、新聞等で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時，こんな問題が生ずるとは
ゆめゆめ思ってもいなかった，
新聞・テレビ等で報道され知った，

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

実態がよくわからないからわかりません，

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

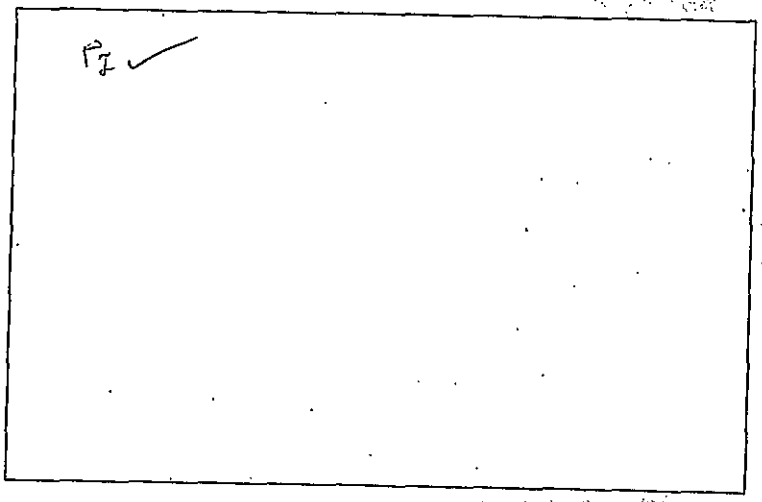


(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

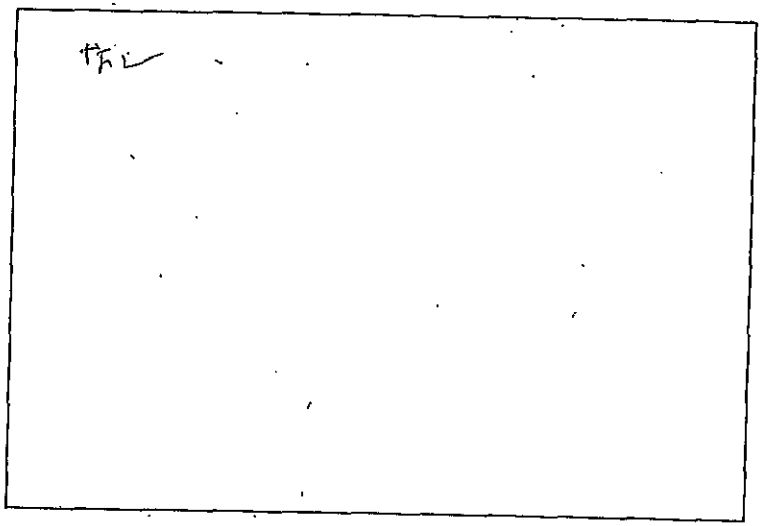

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しいものと思っていた。
問題の存在を知ったのは テレビや報道後。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。
「お金」と「時間」をかけて、一件づつ解決するが、近道では？。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題があること自体、承知していなかった。

新聞等の報道で初めて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点？無いように思うが、わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は大事だと思ってました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自ッ努力しました。

1. 戸籍(生れたとき 番号を受ける)と同様に一生一つの番号を持ち.

2. 年金手帳に掛金のわかるように記録を個々人に通知し(年一回は送付する)たものを帖ったら良いと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退私してすでに二十年、思い出せません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成9年、基礎年金番号を付けたとき、どのような検討がされ、どのような処理をし、てんまがどうなったのか知る由もありません。
(宙に浮いた5千万件は、このとき発生した処理と理解しています)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

半世紀以上も前からのこともあり ~~最終~~ 直近でも二十年近く前のことなので、すべてを思い出すことはできないが、統計会計機から電算システムに変更された際の事故処理リストに考察した記憶はあります。初最終てん末は、知らされていないので よくはわかりません。

昭和40年頃のことです

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・年金記録は、個人個人の台帳式(紙台帳)であり、当時は紙の質も良くその上インクを使用しペンで記録し手書で行っていた。又事業所毎の記録も同じく、紙で名称を作成しペン書きであった。その上昭和34年の伊勢湾台風によりかなりの台帳が角に濡れ、(特に熱田の事業所がひどい)一担角に濡れるとインクが滲み記録も判読不明のものが多数あるやに聞いている。自分もそういう台帳を目にしている

・保険料滞納事業所で不渡手形を発生し、事実上倒産するも、加入資格の金額処理もせず、放置する事業所に対しては遡及して資格を処理した事は承知している(過去金額)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決について、最善策は思い当たらないが
年金記録は、事実確認出来るものはもちろん、過去し、本人の申し出についても、ある程度認めざるを得ないのでは!

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中はまだ若く、年金は自分自身まだ先の事であり、深く考えなかった。当時は全く問題と認識していなかった。
今思えば問題は潜在していたと思う

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後 20年近く経過しており対応のしようがない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和30年頃から1日の紙台帳について戦災又は水害等で判読困難なものについて整備をしたが他には特にこれと言った新しい事については存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時、可能な限りの整備をしたものであり現時点で良い方法があるとは思えない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

近年報道されるようになるまで。そのような問題が存在するとは全く知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

意見なし (わからない。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在していないと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない。

(入院していたため、おくれました)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長　保険指導室長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

> 徴収関係の業務が多かったのであまり記憶にありませんが切替時(オンライン化)の希望リストの数が多く業務現場課のみで処理出来ず他課の職員も手続ったような憶えがあります。理解不足から問題があったと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

> 年金機構に不採用となる職員を活用し、処理を急でよりない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

非常に大切なものと認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。現時点では地道な処理が必要と思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○昭和30年代の中頃まで社会保険事務所では、よく言い合い、年金記録も生活、国からの通知が紛失、消失したり、また引継不能になったりがある。

○戦時名簿で空襲で名簿が焼失したものがあり、原則年金記録訂正の局交なく難儀した。
(事務センターからの提出一覧表で、何千名の中から探し調査した二度と下りんにもんでる。

○昭和29年～32年頃は、旧台帳と名寄せ突合せ、公務員共済の加入記録取り寄せ、再度は国民年金加入勧奨が多く、本人確認のしがあった。　当時には臨時職員、補助員が当った。

○厚生年金給付が発生したが、年金番号が分らなかったため、仮番号を作成し、後に訂正したことがあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

照合不能者
被保険者で、総ての経歴で調査に努める必要がある。

○被保険者台帳の記号番号は手作業のナンバーリングで作成。
ナンバーリングへの打つ力、打つ角度、インクの加減で番号が分かりにくくなり誤解が生じた。
(数字の判読、誤解の例)
0-9・6-0・1-7・7-9・6-8
0-6・9-0・7-1・9-7・8-6

○庁内、手作業ではその人その人の数字にクセの書き方があり、ある人には別の数字に見えてしまったりすると別人になる。
(済)
1-7　9-7　6-0　6-8
7-1　7-9　0-6　8-6

方策　一手間暇かけて手作業で1件ずつ調査に努力するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶が何年前のことで定かでありませんが、年金業務課から年2回ほど来た郵送カバンに事故調査名簿が送付されました。
私も年金番号にも歴史があるように愛知県の場合
「愛」の何番。「愛い」の何番。「愛ろ」の何番。「ら」の何番と
(昭和17、6月～20年末。21年始～27年末、28年始～32年、その後？)
事務所別に番号が私も。
年金業務課の担当者では、こうした歴史が分からず
多数の「愛」を「愛い」。「愛い」を「愛」と綜合化して返戻され
補正整理進達した覚えがあります。
いつの頃か、記憶は定でありません(昭和40年代)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 当時、現場の職員は事務量が多く、与えられた仕事をするのが精一杯でした。
旧台帳、名簿、被保険者記録の関係については、特別な指示もなかったのでないでしょうか。
○ 当時の上司は事務所係云どまりの方が指導していたと思います。
○ 記録、名簿等の保管のマニアルを見たことがありませんでした。
○ 社会保険庁の本省――と保険課。年金業務課と地方社会保険の意志疎通が完全に不足していたのではないか。

記憶があいまいのところがあります。ご容赦ください。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

回答(2)以下時で

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

初最初に一言
この年金記録問題が公に報ぜられて以来、全て
社会保険事務員が悪者となり腹が立っています
私の知っている事は被保険者が事業所を変るたびに
年金番号を新しく取得して多数取得した者は7番持ち
それをはこりに思っている者は会社に入るために
生年月日をごまかして以前と番号を新しく取得している者を
多数知っています 社会保険事務員にはこのような事は防げ
るものでなく消えた年金の原因の基はここにあると
思い社会保険事務員の悪評ばかりは止めて下さい
社会保険事務員はまじめ者ばかりです

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン記録と旧台帳記録との突合を全数行うことが必要と考えますが、これを行うことは困難であり、記録の誤りが生じた原因が、事業主からの虚偽の届出も把握できなかったことによるものもありますが、社会保険事務所での処理上のミスもあったと考えられるし、徴収上の対策から恣意的に標準報酬月額を引き下げたり、資格を喪失させたりしたケースもあったと報じられており、行政の責任があると考えられますので、被保険者・被保険者であった人からの申出に特に疑わしい点がない限り、給与明細書等の具体的証拠資料がなくても申出に基づき記録を訂正すべきであると考えます。

申立が偽りであると判明したときは詐欺罪で告発すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時は今日云われている年金記録問題がどうの認識はありませんでした。
年金記録問題が存在することを知ったのは、国会で論議が行われ、それを報じたテレビ・新聞等マスコミの報道によってであり、平成16・17年頃であったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍していた当時は年金記録問題の認識がなく、具体的な対応はしておりません。
オンライン切り替え作業は賃金職員を雇用して行わせていたと記憶しており、読めない漢字については読ませて、職員が事業所へ問合せて確認することを面倒でもすべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全部本人の申立てを容認しない限り、解決しないと思いますが、市町村職員社保事務所が職員が庁の指示(規則・準則)に従って一生懸命誠実自身持もって仕事をしてきたのに残念です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は全く意識していなかった。
裁定請求時に本人の聞きとりにより算入されていない期間があるとは信じられない。
又、国民年金については二重加入の調査（疑重複調査）を行ったり、市町村の名簿と照合しているので、記録もれはないと信じている。
間違いがあったなら大へん申し訳なく思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

小生は、国民年金事務の経験しかないが、未納者については市町村・社保から何度も催告を行なっており、安易に納付済とせず十分聞きとりをして欲しいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長 *平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記載すべき事項はない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

漏れた記録については、本人からの申立てにより調査する。その上、判明しないものについては、第三者機関を設けて判断する。

それでも判明しない事例については、ある時点で政治的判断するより仕方がないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の解散事務に携わったとき、基金の記録と厚生年金本体の記録が一致していることが要求されているが、不一致が散見され明らかに厚生年金の記録の誤りが多くあり危惧していたが、具体的に国民の権利を知ったのは新聞等の報道である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 記録事務については、入力事項の別人による二つの徹底を図る。
- 国民年金制度の下、加入員番号について1人1つとして複数の番号が付されないよう努力。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

そうありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいものと思っております。
マスコミの報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であり何も対応はしていません。又年金記録は正しいものと理解しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

① 昭和30年代～40年代に事業主が故意的に資格取得年月日を事実より3ヶ月～6ヶ月位遅らせて届出されていたことが多数あった。

② 就職時に年齢を若く偽り、または名前を故意に変えたりている被保険者があった

これらは年金相談を担当したときに気がついた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 事業主から正しい届出をしていただくよう協力を願う。

② 旧台帳のコンピュータに未収録分については現状のままでよい。かりに今後コンピュータに収録しても30年代以前については明治、大正生れの人が多いため価値がない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和45年前後に年金専門官になり年金相談のうえで知った。
年金記録を調査すると厚生年金の番号を就職するごとにとり、5枚～10枚も持っている人が多数あった。また生年月日の偽り、名前の偽りも多く判明した。
被保険者の厚生年金に対する認識不明足と感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の記録を職歴にしたがって調査した。
事業主の正しい届出が必要
社保からの広報が被保険者個々にいきわたっていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録も年金資格も、被保険者あるいは被保険者であった方の申出に~~矛盾~~(ムジュン)が感じなければそれを認めることとする方策が最適と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長 ○*平成11年度までは課長(保険指導課課長)<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状行っている方法でよいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいと思っており問題認識はなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はマスコミ情報で知ったので、その様なことが存在していることが信じられない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を認識していなかったので、コメントのしようがない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在までに公表されている問題以外には承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進めている対策を着実に進めてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

十分に認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、もっと早く公表し解決すべきと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①取得届に生年月日を偽って届出たケース(特に女子に多く見受けられた)
②転職するたびに厚生年金番号を新に取っていたケース(多い人で5つから7つ年金証を持っており完全に統合処理がされなかったこともある)
③女子の場合、2年以上の資格期間がある者が退職時担当者により脱退手当金を請求し会社の退職金と合せて支給されたため、本人が脱退手当金を貰ったかどうか記憶が薄い等のケース
④伊勢湾台風で事務所が被害を受け被保険者名簿が水に浸かり字がほとんど判読できずに曖昧な形で処理されたケース
⑤厚生年金の旧台帳からオンラインに切り換える際、膨大な業務であり、アルバイトがその業務の大半を担ったため、正しく処理できなかったものが多く見受けられた様に思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これらのケースは相当昔のことであり、現時点で解決できる方策は見当らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の認識については在職時業務を正しく処理をしているという自負があった。
問題が存在することを知ったのは、ここ5年前ぐらいだと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にいこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては年金記録は支給できるまで長期間を要しそれの記録の保管は重要だと思う。現職当時はほとんど手作業であり繁に期の3月中頃の取得届が多く提出された時名前の字の読みが曖昧でも確認せず処理としてしまったような点が反省点として挙げられる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常業務として、当然の処理をしてきましたので、特別に意識したことはありません。
また、このことを知ったのは、新聞・テレビ等で報道されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、退職後、永い時間の経過があり、対応のしようがありません。
反省点ですが、記録管理の方法が、旧台帳による方式から事業所からの届出書を庁への送達による方式へ、名簿方式、原票方式、現在の機器方式となんども変更しているため、その変更時の処理、管理が不十分ではなかったかと、思いますが……。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時に、承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の現況がどのような状況か不明なため、どうしたらよいか考えられません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　指導室長<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 認識していなかった。

2. 新聞等で報道された時。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 地方では、政政文策として保険料の徴収や検認率の向上に重点が置かれていた。そのため、ややもすれば年金事務が二の次となりがちであった。

2. 厚生年金の番号は、一人一番号であることを事業主、被保険者に徹底すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①いわゆる紙台帳(旧台帳)の記録のうち、昭和17年又は昭和19年の取得記録のみで以降資格記録の全くないものが相当数あると思われること

②戦災、天災により事業所名簿等が焼失、消失したものの記録確認が物理的に不可能であること。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①②とも、その実態を公表(具体例、件数)し、
特に
①については、すでに戦死されている人も相当数おり又すでに100歳を超える人などもいると思われる。これらの記録は例えば職権で処理するとを検討したい旨を議論してはどうか。
②については、例えば事業所あてに照会し当時の職歴照会等をしてはどうか。
(個人照会は限界に来ているのではないか?)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳（当時は厚生被保険者証）の再交はあるいは資格記録の事故リストの処理にあたり、前記②のとおり戦災による名簿焼失、火災により年金番号払出番号記録（個票）の判読不能によりどうしても処理を完結することができなかった苦い経験がある。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に具体的対応は残念ながら方策が考えつかず苦悩した思いがある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録において、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者となるべき、従業員、事業主に多大な過失(責任)があることを世間に知らせるべきである。なぜなら、保険料納付を免れるべく、届出をしなかったり、低い給料を偽って届出ていた事実が多々ある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い記録は、戦災で焼失したものも多いと思われる。オンライン上の記録の不備は、如何とも難い部分がある。全てを、役所の所為にするのは、認識不足も甚だしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職をリタイヤしてから、数年経ってからでした。

（東京都の社会保険事務所では、2ヶ月間 3ヶ月滞納すると 金額資格喪失（認定喪失）せしめ、滞納額の増大を防いだと、諸々から情報を得た事実がある。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

その1、対応の仕様がない。

その2、保険料納は記録のない者を、救済する場合は、確たる裏付けを得た上で実施し、善良な受給者と不公平が生じない様に、厳格に配慮すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i).事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録されについて被保険者の給与明細等明らかになるものがない場合は、被保険者の申立てに基づき、勤務していた当時の事業主に聴取したり、一緒に勤務していた者が判明すればその者から当時の状況等を聴取しその者の年金記録を参考にして判断するも一つの方策かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が報道されるまで、そのような問題があったことなど全く認識していませんでした。
当然、正確に処理されているものと認識しておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化にあたり地方庁から進達された旧台帳の記録が膨大なため、オペレーターに時間的余裕がなく、入力もれがあったのではないでしょうか。
又、入力後のチェックもされていなかったのではないのでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

氏名変更(訂正)届
生年月日訂正届
厚生年金番号変更届

上記届出の提出がされていないか提出されていても厚年番号払出結が処理されていない。また進達(本庁へ)されていても処理がされていたかどうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で問題になっている事案はオンラインに移行する前の旧台帳(事務所保管)時代のものが多いと思われる。加入期間がもれている人については年金加入期間調査書を提出していただき旧台帳と照合する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各個人の将来受給する基本的なことですが、
問題の存在はここ4、5年前頃です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点ではオンライン処理で入力ミス以外は
問題ないと思われる。
過去において将来をみた仕事として精一杯した
つもりでいたが現在これだけの件数があることを
思うと残念でなりません。
旧台帳時代に特に問題点が多いことは反省しなければなりません。例えば年金番号重複届、
氏名変更(訂正)届、生年月日訂正届などの提出がされていたか、提出されても処理が正しくされていたかなど問題点はあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者別記録の訂正の申出があれば社会保険委員会により申出が正しいと判断されれば証拠物件無しでも認める事で解決すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の問題としては年金記録は戦前のものの中には戦災による焼失・紛失等不明なものが存在することは認識していたが戦後の記録についてはほぼ安備していると思っていた。但し加入者の既正の記憶が喪失している場合は問題が生じる可能性があると思う年金相談を担当した昭和の5年頃そう感じていた。
国民年金については市町村が絡むので細付記録データーの処理 市町村 社会保険庁 一庁 この間での処理以上思われるが、制度の初期には市町村が採用した保険料の徴収員による不正があったと聞いている

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度の設定で過去の年金記録は全て統合されるはずであったが、総合の事務処理の過程でミス予算上の欠陥があったのかもしれない当時カナ氏名アリ入力出来なかった
又加入者に対して自分の加入記録の確認の必要性をもっと周知するべきだった。
加入者も国会で年金問題が取り上げられる前は年金支給年令に到達するまでは大きな関心が無かった。自分としては各種会合の席で制度の周知は図ったが記録問題と特に認識した事はなく反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>J. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

長時間かけ地道に解決するものと思われる.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職の被保れて相当年数が経過しているため
解らない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号発足時(平成9年1月)より計画的
に数年をかけ~~実施~~解消に努めることがよかったので
ではないか?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知したことは、ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各人が将来に受ける年金の重要の
要素となるもので法律を遵守し
適切に処理したと思っているので
その後の問題も想像しなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | (本庁)　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にございません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金保険は長期性に亘り保険料を積立て受給権を取得する基礎期間となるものであり、被保険者の方々の大切なものであると認識していました。
これも自分が年金担当になってから特に重要であるを痛感いたしました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

届出書にもとづき確に記録処理することに専念して来ました。
反省点はありません。それは在籍中真面目に仕事をしてきたものと自負していますので何の悔もありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があるとは思ってはいませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

⇒入力を正確にするため、二度入力がよい
しかし、時間を気がかかる。
今後は

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>＊平成11年度まで各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　　＊平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　　＊平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i..事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k..その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

採用時に、台帳課に配属されましたので、紙台帳の記録整備に従事した。　今、思えば、戦後の物不足のためか、紙台帳あるいは旧旧名簿等については現在のトイレットペーパーにも劣るような紙質であり、また、戦争のためか？疎開等により事業所名・同所在地の変更あるいは社会保険事務所（当時は出張所）の新設・管轄の変更等のためか旧旧名簿の散逸？で、記録の整備ができなかったものがあったのではないか。
　僅かな期間で台帳課をはなれたため、結末は承知していないが、本庁に送付されたと聞いている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術により、あまり処理期間にとらわれず、原点に戻って記録の整備が必要？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録に関わる部署にいた期間が僅かであったこと、上司あるいは、上級庁の指示、また、指導に基づき、業務に精励してきたつもりであり、新聞報道等により知りえるまで、こんなひどい状態になっているとは、想像もしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まじめに仕事をしてきたつもりであり、前厚生労働大臣がいう、悪人呼ばわりは大変心外であり、そのためか、社会保険庁という組織がなくなり、年金機構に変わりますが、故郷がなくなるということで、大変残念な思いです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていたかどうか分からないが、地方庁の我々は、本庁からの通知等により真面目に仕事をしてきたと思っている。
厚生年金当時、記録の欠落は、本人が将来の年金額の事を考えず、就職活動が有利となるように考えて、年金番号を新規に取得するなどのやり方は、風評として感じていた。
年金記録の管理方法や本人記録の通知がなかった事などから、記録に対する認識はあまりなかったと思われる。
不突合記録、5,000万件の中身は、我々には分からないが、なぜ、今まで放置されてきたのか、想像を絶する数である。
私には、知らされていない問題があるのか無いのか分からない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決策とはなるかどうか分からないが、問題と言われている5000万件の中に生存者の記録がどれだけ入っているか私は知らない。就職当時、古い記録をコンピュータ管理するには、時間とお金がかかり無駄が多いから、必要に応じその時に調査し、反映させれば良いとお話され納得してきた。昭和40~50年頃、年記録の事故リストの調査があり、調べた上で回答していたが、それがどう処理され、記録統合されたか分からないが、不突合記録として問題となり、宙に浮いているとすれば、一件づつ調べるがないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度の充実により、年金が老後生活に寄与する大変大事な仕事であり、それと同時に、年金がその人の老後人生そのものであると思っていた。記録問題は、本人の認識度の問題でもあるが、事業所の組織や、事務担当者の資質によっても大きな差があると思う。厚生年金保険者証や、年金手帳を10枚持って自慢する人もいた。年金番号が変われば別人となる。年金相談を担当した、昭和60年頃そんな事を思った気がする。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談や期間照会等については、その担当者にとっては何百・何千件の中の1件であるかも知れないが、該当本人にとっては100％の回答となる。常にそういう気持をもって仕事をしてきたつもりである。
年金は専門性の高い仕事であるが、人事異動に5ヶ年や1年で担当を変わる事もある（人によっては）。地方庁の窓口は広い。特に年金制度は複雑すぎる。老後の生活は、一生懸命働いた事に対する保障であっても良いように思う。年金基金制度は問題含みのように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

正しい氏名、正しい生年月日、又、資格取得等が届出されていれば、この様な問題には至らなかったと思う。一人で10通以上の手帳を持っている人もいる。
責任の一番は本人だと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在計画されている方策をしっかりやるしかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録が5千万件もあることにおどろいている。退職後に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最近まで国民に対しての年金の重要さが周知されていなかったのが一番だと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1、参考となるかわかりませんが、国民年金制度発足当時は、市町村で被保険者から保険料を徴収し、国民年金印紙を年金手帳に貼付、検認印を行い同時に検認票を作成し社保へ送付され社保では国民年金被保険者分帳に市町村から送られた検認票にもとづき終了記録を行った。しかし、社保に送られる~~時間~~日数が相当かかり、その間に被保険者は転出していたりしており転出先の社保に記録依頼するものの これが完全に記録が完了されたかは疑問に思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村が当時被保険者分帳を管理されているところがあれば、社保分帳と資格記録すべてを完全する方法しかないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○国の施策により国年法に基づき、手作業から1T時代と時代の流れなかで、精神に業務に取り組んできた。ハンなんとも年金の土台を担ってきたと思っている。その中で現在起きている諸問題が生じるとは思いもしなかった。

○民主野党時代に国会審議中に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○反省点と言うより今後の問題点（まだに解消されているかも知れませんが）あまりにも多い居所不明者~~の解決~~、不在被保険者の取り扱いに問題はないか。

※プライバシー問題となるが、風氏統一番号制の導入することにより、居所不明者の解消、重複加算の防止が図れる。

（昔には、反省点はかりであり、所の指導のもとで地方は従ってきた、提案、問題があれば、その都度指導も受けさた）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、テレビ等により知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁(社保事務所等含む)がすべて悪いように云われているが、被保険者、事業主等も一端の責任はあると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

『国民保険料(税)納付時代における検認記録(月日の被保険者台帳への記載(処入)並びに、検認済台帳の照合時等における記載誤り、照合誤り』、『コンピュータ記録への切り替え時の納付記録(事務)の誤り、漏れ』が存在する可能性が皆無かどうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決方法はないと思われる。
(当時の検認票、検記台紙、切り替え票など一切存在しない。焼却処分されている。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和37年ころ、一時納付記載業務に携わったが、"これが誤った記録とした場合、そのまま行ってしまうのだろうなあ"と漠然と思ったことが想い出される。(往時の保険料課全員で記載業務が行われた。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不安が多少生じたものの慎重に、確認しつつ記載に心掛けたのみである。

何万件、何十万件の記載(転記)だけに、誤り、漏れが発生し得る状況に対する対応策がなかったのではないかとしかいえない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

そこで見たものは、マスコミ報道の流れに乗った、お客の怒声が飛び交い(電話対応も同じ)、夜遅くまで居残り、土日出勤もある疲弊した職員の数々かつての職場とは全く違う悲しい現実でした。

厚年記録問題について、旧台帳・マイクロ・端末機による慎重調査では本人による生年月日誤り(二つ以上)・氏名誤り(通称名)と推定されるのが相当数あり、1件で2・3時間要する調査もある。

戦後、皆保険を目指す経過の中で未加入事業の数の多さもあり、各個人の職歴と年金加入歴は全く相違するが、混同されている。高齢女性の脱手受給否定(昭和20・30年代の世相、生活困窮度を忘れ)、昔からコンピュータ処理のごとく、ＩＴ社会の今日的レベルで判断する人々。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

反省点は年金制度の広報宣伝の徹底不足です、学校教育・県市町村、町内会会など系統的ではなかった。一つには年金制度の数え切れない程の法律改正、経過措置もあり、複雑な制度になっている。年金記録管理の教育学習についても全職員による学習、点検は徹底的とは言えない。

これまでの圧倒的多数の社保職員は真面目に職務遂行してきたが、上記2点の責も指導的立場にある社保高官(国会議員もいる)に求めず、現場社保事務所に帰着するのは、どうかとお尋ねしたい。

標準報酬等訂正について、保険料一円違い・給与明細写し数年数カ月同封・特別保険料と標準賞与額制の認識がない多くの人・児童手当拠出金上乗せの認識がない・保険料の算出の基である、取得届、算定基礎、月額変更の要件、そもそも税控除前、通勤手当、残業手当など諸手当含む総額の標準報酬制への理解ない。以上、当初の意図されたことと全く相違した内容ばかりでして、この実態を国民皆さんはどう思うでしょう、国費で実行することとは到底思えない。

なを、低額報酬の遡及の件は先日の検討委員会の公式発表のとおりであると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚労大臣殿あなたは、マスコミ報道よれば一時期、年金問題の英雄扱いでした。私はここ数年、忸怩たる思いでいるし、今なを一部マスコミでは社保庁をあたかも犯罪集団のごとく描いている、まっとうな年金制度の理解とか、掘り下げた深みある民報番組、報道一つもありません。「消された年金」、「改ざんされた標準報酬」このフレーズの意味が解りません。

この世に完全無欠な人間はいない、人の事務仕事もしかり、民・官も間違いもあり犯罪もある。この負の確率は社保庁だけが突出したものではない、しかし生活関連故、許されなかった、あなたの活躍もあり負ばかり強調された。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この調査も疑いの匂いを感じます。

今後は社会保障番号の創設、年金申請の簡略化、特例的な年金資格の短縮などが考えられます。

以上、まことに不十分な文章で申し訳ない。現在 71 歳ですが、なお、現場の要請あれば根っからの元社保人バカとして、ボランティア・バイトとして協力惜しみません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者（退職者） |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁（地方庁） |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳しい状況や原因を承知していないので判断ができません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・法人が全面適用となった際に適用担当課長としていたが、加入を跨がる事業所の届出に氏名、生年月日が事実と相違すると思われる書類を受理した時ことがあったこと。
・昭和38年～39年に年金裁定を担当したが、遺族年金、障害年金と請求者の職歴と記録が相違し再三調査するも不明で当時は年金額に変りがないケースが多く本人納得の上判明記録のみで裁定したことがあった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務課の記録が完全に整備されることを期待していました。
年改リストの生年月日や氏名の相違する者について、事業主に問い合わせる等、少しでも完全な記録とするような取り扱い方を決め、努力すべきだったと思い残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不統合記録が、生じていることにつきましては、記録の点検や補正の処理をしていた頃(昭和60年頃)より認識がありました。

その時点で突合困難な記録については、後日、本人からの記録照会や年金請求時に補完が可能と思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の事務処理能力からは対応策は考えられませんでした。

国民背番号制のような制度導入が必要ではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これは、関係者なら誰でも知っていることであり、この欄で回答すべき事項でないかも知れないが、「世間一般に知られていない」ということで記しておきます。
今までの新聞等のニュースで年金記録問題として、厚生年金と国民年金を一緒にして報じているため、表現上の誤りも見受けられます。
両年金は法も仕組みも異なるため、別々に考え、又表現しないと余計な混乱を招くのではないかと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私は国民年金の経験が所得時代の短期間しかなく、詳細な事務内容は知らないので、厚生年金に限って回答します。
(以下3・4の質問も同様です。)
解決には被保険者、特に過去に被保険者であった(死亡者も含めて)人々との面談による事実の突合ができることが不可欠と思われ、その協力を得られるなり、又協力は得られても事実を思い出せない人が相当数見込まれる以上、完全な解決は不可能と思われます。問題が国会等で表面化した当初の対応(行政の努力のみで解決できるような発言)の誤りを率直に謝り、解決できないケースも相当残ることを明らかにすべきでないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明な記録があることが全て社保庁の責任であるかのように一般には認識されてしまっているが、当時は被保険者本人より事業所の担当者の年金に対する重要性の認識が欠けており、安易に直接して書類を取得したり、氏名、生年月日の誤届も多く、これが記録問題の発生した主因であると思う。（これが事務ミスも一部はあるが）

年金申請の際には、この対応として本人申出の転歴と突合して訂正し、できる限りの解消を図っており、問題であるとの認識はなかった。

低額制への変更については、事業主あるいは家族従業員の報酬と賃金台帳、取締役会議事録等に基づいて処理していたものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記事由により、この質問に対する回答事項はありません。

以下は全般的な私の考えです。

確かに一部の職員には非難されて当然の人がいたことは事実だが、これは役所全体というより各個人の資質に起因するのが大きかったものと思います。

記録問題が騒がれ始めて以降の国民からの社保庁バッシングと機構改革の流れによって将来の幹部候補たる有用な人材の流出及び問題処理のため平常の業務に支障を来して、むしろ一般国民に迷惑をかけている現況が残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。
ただ年金記録については、昭和35~6年以前については、生年月日(年金めさば読み)の相違がなく、私歴照会で旧台帳等を調べているとそれが多い、又名前を替えたり、通称で登録されていたものが多かった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

偽名で私に就いていた時の事を思い出していただくこと。(生年月日についても同じ)
又事業所も、社会保険の記録と名称の相違も結構多い(屋号等での登録)それを名称を正確にすること等。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に認識したのは、退職後です。
年金裁定にかかわっていた頃も本人の書く職歴と事務所の記録の照合は多く、記録の打ち出しを見ながら本人の記憶をたどってもらっていた事が多かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得届の時点で、氏名、生年月日を正しく届出ていただく事(この時点で記の誤りが多い)
喪失届の時も本人が来なくなったとの事由で退職日が大きくずれることがある。
(本人は病欠等のつもりでいても届け上喪失しているケースもあった。)
この辺りを正確にしていただくこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁にある者としては、記録は正しくされているものと、思っておりました。
問題の存在は、近年の報道以降、初めて知りました。
未加入者、未納者の存在は、当然、承知していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

20歳以上の者が就職する際には、「年金手帳」は必ず所有している筈、なのに、受け入れる企業が「年金手帳」の提出を、いまだに徹底していない。
大企業ですら、このような状況であることを考えると、今後も、この問題は、いくらでも発生すると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の徹底の見直し。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題となるようなことは何もなかった。
記録補正は重要と認識していた。
問題が存在すると知ったのは、マスメディア等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

恨没からの切替の時にもっと慎重であるべきで
あった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この問題は、すべて行政庁の責任と取り沙汰されているが、本人、事業主等(事業所の事務担当者・社労士・行政書士等を含む)にも落度がある場合が相当あります。
正しい事項を届出しなければならない上記の者が故意に誤った届出をするケースがあった。
例えば、年令をごまかしたり、名前を通称で、加入年月日を遅らせたり等々の事例がありました。
職場を転々とし、長い期間での記録、日が経つにつれ人の記憶も曖昧になりがちです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便で記録を送付し、一応の効果があったと思われます。これからは異議の申立があった者の個別対応すればよろしいかと考えます。
と申しますのも、年金記録は長い年月を経過し人によってはかなりいい加減になっている。
それをマスコミを始め、おもしろ半分、興味本位であおりたてる族がいて困ったものです。
この問題が明るみにされた折に、しかるべき立場の人がきちっとした対応をしておけばよかったのではないでしょうか。
このままズルズルと世間のバッシングを受け続けたら今後のこの事業推進が危ぶまれますよ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長い期間の記録の管理は量質的にも大変なことと思っていた。
前述しましたが、もしい留出をしない人が多くいたので
その解消に留意し、公的年金への加入は任意加入
(特に国民年金)と思っている人が相当数いたことにも
驚かされた。これらは広報、算定基礎面等の調査時に
周知するとともに指導をしてきた。
事務を直接担当していた頃の昭和40年代
からです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３にて述べたとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)　　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

離職して10年を超えており、記憶も途切れがちですが、新聞等で報道され始めて知る事もあり、一般に知られていない問題には心当りがありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の一般に知られていない問題の解決策かと思われますので、特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、国民ひとりひとりの一生であり、老後における生活の安定観を与えるものであるため、正確で確実な管理を意識して業務に励んでいました。

数年前、消えた年金というテーマで年金問題がクローズアップされましたが、政権を揺がすような大問題になるとは、予想もしませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村と連携をし、正確な記録管理に努めたと考えています。

今から思えば、職員に限りがあるものの、四重・五重のチェック体制が整備されていれば、今回の問題の発生を防止できたのでは、と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>※平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

新聞等で報道されているような方策以外は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等で知るまで、このような問題があることは認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思い浮かばない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

再取得者の厚生年金番号の未記入者について、安易に新規番号を払出したため、重複番号保持者が増加。
重複取消者の啓蒙等処理の徹底がされなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して10年以上のため、事務所の処理経過等が不明のため特になし。
現時点では、未記録申請者の記録確認を早急にする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

おお旨適正に社会保険庁で管理していると思った。
また業務課から年金記録事故リストの照会があったので一部は未統合があるではないかと。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 年金決定時に完結にすれば良いと考えていた。
受付時にもれた職厂については聴取して正確に補転していた。
○ オンライン前の記録については事務所は庁にすべて連達していたので、庁の処理に問題があったのではないか。
また、庁のコンピューターの容量が少ないため、法改等でも最少減にしていると聞いた事があり、その点においても国の年金記録に対する重要性が低くかったではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別人の氏名、生年月日で資格取得していた例がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立
元同僚の証明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多数の年金番号を同一人物が持っていることは、適用業務に従事していることをすぐに認識しました。
(昭和41年当時)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の適用業務は記録を地方では、見ることができなかったこと。
毎日の業務に追われて、健康保険被保険者証と、厚生年金保険被保険者証と原票作成に精一杯の状態のため、時に対応していませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

60歳になった時点で、本人と面談のうえ 徹底的に調査を行ない、期間に見合う年金を支給したら良いと思う。(受給要件を25年→10年に変える)
障害年金、遺族年金は加入していれば原則受給出来るようにする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号を適用したことが年金記録問題を発生させたと思っている。(統合が充分されていない)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成9年1月時点の加入年金制度の番号を基礎番号にし、統合を年人の手まかせにして行ったことがまちがいと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別な事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在新聞、テレビで報道されている情報しか解りませんが、本人からの申立ての内容をある程度信頼し容認していく現状で良いのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の問題が発生するなんてことは夢にも思ったことはありませんでした。
ただ、徴収を担当した昭和58年頃(?)に関東で遡及金表の扱いが行なわれているとの話しは耳にしたが、適法にもとづいた処理のものであったものではないかと思います。
と理解していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適用関係(年金記録)は担当したことが全くないので特に何もありません
遡及金表の扱いについては、現在報道されているような方法を指示されたり、又指示したこともないので組織的に行われていたとの報道は信じられない。
今あれこれ言われているが、当時は皆んな精一杯仕事をして来ており そのことについて反省する気はさらさらない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(A) 被保険者本人が年金について関心がうすく重要である事の自覚のない人が多数あったと思う。それについては下記の届出が多かった
・厚生年金被保険者証再交付 ― 昭和36年頃 一社保事務所で300～400件ある
・〃 喪失届 ― 本人が事業所に就職する時に新しい年金番号を取得する(被保険者が知らないことと思うので今大切にしよう)
・〃 氏名訂正 ― 事業所担当者が間違えるのか、本人が修正申出ているのか
・〃 生年月日訂正 ― 本人がうその新卒事務へ採用されるため年金も修正届出したのではないか。ある一定担当者が間違え届出したためか？
(旧社保事務所においてもミスはあったと思う)

(B) 私が昭和37年頃に厚生年金保険を強制に勤めている時に、9月に台風接近風により、事務室内死のとまで水害にあった。その時年金番号払出書類がかんぜつ。氏名・生年月日・採用年月日等が一致しまなんな所事。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(A) 新適用・算定基礎届の説明会や調査時に当該者名簿が作成していない事業所が多くあり、氏名・生年月日・採用年月日等の確認が正確に実施された。
(事業所担当者、事業主にその都度作成する様お願いする指導とした)

(B) 現役事業所については事業所の新生及び得喪届も照会し年金記録を調べる。
社会保険事務所の古い名簿を時間をかけて探すが、たかし統のためすりきれて判別出来ない名簿が多いので無理と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(A) 社保在籍中は、被保険者得喪の年金記録は 庁業務課へ進達しておりました。
その 得喪等記録について 年2-3回と思うが 記録不明リスト照会があり、その際 業務担当職員が 分かりして 調べ 回答しておりましたので 業務課において 年金記録は 完全にちかい状態で保管されていると思っていました。
近年の新聞・テレビの報道で 未統合の年金記録が多くあることを知りまして 驚いております。

(B) 年金給付課在籍中「老令厚生年金裁定請求書」の履歴欄の事業所名 勤務期間等は 記録を調べて、(他庁照会したりして) 裁定をしておりましたので (時間はかかった場合もある) 未統合年金記録についてトラブルの記憶はありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 算定基礎届説明会、各社保委員会等において その都度お願いした。
ただし 説明会等に出席しない事業所に対して ~~[illegible]~~ 文書等発送した。

○ 年金記録等を 昭和54年に オンライン化しておかったと思った。
年金相談者が多くなった ~~[illegible]~~ ことに 窓口対応が迅速に出来る様になった。
ただ 同姓同名が多く 読む厚年番号が 相談者のものか判別出来ない場合がある。
その事により オンライン化後 費用がかかっても 記録等を(予算化して)チックして 徹底的に正しい記録に統合しておくべきと思った。

○ ただし社会保険事務所の場合、厚生年金法、健保法の法律改正が頻繁にあるため、それを事業所へ説明会を何日を行うことになる。時間も取員も多忙を ~~[illegible]~~ ていしたが 一生懸命にやっておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)　*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基礎年金番号への未統合記録の発生原因等について(質問趣旨に相違?)

社保退職時(平成10年4月)までの「地方庁裁定」の実状は、次のとおりです。

1 被保険者の同一人判定は、性別、生年月日、氏名及び住所で行うこと。
2 厚生年金の資格喪失者は、コンピューターで住所管理されていなかったこと。
3 基礎年金番号に反映されない厚年資格喪失者の年金記録は、年金手帳等で確認するほか、職歴とオンライン記録に基づき資格記録を補正(年金請求時を含む。)していたこと。
4 厚生年金資格喪失者の記録整備は、再取得時または住所変更届の提出時までは 記録補正できなくとも やむを得ないものと認識していたこと。
5 窓口相談において、同姓同名者があつた場合 勤務先の市区町村名を聴取するなど慎重に事実確認を行うこと。
6 給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づいて裁定することを原則としていたこと。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1 国民年金原簿等の早期整備
2 年金制度の周知
- 窓口相談等の充実強化
- 再裁定者の早期処理 → 増額改定による同僚への周知を期待?
- 市区町村への協力依頼?
- ねんきん特別便等の送付

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問１のとおりです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問２のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

請求者の職歴での空白期間の取扱い。
本人の申立に基づく請求である限り
当初から問題あり。
国民年金は、厚生年金保険事務所と市町村の記録は
照合しており、納付記録のモレはごく少数と思われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金制度の未加入者が多く空白期間
が必ずしも厚生年金期間ではない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

大変困難な仕事ですが、一件ずつ調査確認する方法と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいかの認識でおりました。
尚、年記録問題については、退職後、新聞等の情報で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者のため誠心誠意仕事として参りましたので、このような問題が生じて誠に残念に思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職以降10数年経過し、別の社会生活を経て来たなかで、記憶も朧げになりつつあり、世間に公表されてきた問題の他は、特に思い当らない。

過去の年金記録は、国民 ＜市町村 事業所(企業)＞ 社保事務所 → 社保庁業務センター → 機械化へ切替。と大勢の人手を経て記録が管理されてきた。

現時点から過去を振返り見れば、各々の部門を経由する毎に、人手による為に問題の生ずる要素があったのではないかと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに幾多のダイレクト照会が実施されてきたが、①相手側からの反応が無い記録 ②届かない記録について、各々の記録が経由して来た過程を逆行しながら1件づつ膨大な人力を投入して調査をしていく。

調査には、各省庁や地方行政機関、及び企業や、国民からの強力な協力・理解を得られなければ解消していくことは困難と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

台帳制度では、正しく届出された記録の管理されて、年金請求時には本人申告の年金履歴と照合し、不突合記録があればシステムにより探索のうえ記録の統合がされる。

当時の現況では、同一人が複数又は沢山の年金番号(手帳)を持ったり、生年月日・性名の間違いなどの理由には、いろいろの事情がある様子があって年金記録の統一に支障のあるケースもあったようだ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職当時は、「基礎年金番号制」への移行準備が進んでいた。新制度がスタートすれば、過去のバラバラだった記録や、復数持っていた年金番号が統一されるので、この制度にみんなが協力し、届出をして、順調に制度が機能する様に願っていた。

反省点は——もっと早くから年金統一番号制が叫ばれていたが、今日程に年金記録の重大性が盛り上らず遅きに失した。また、新制の制度も省庁間の权限の垣根が高くて住基台帳や課税データをリンクした国民統一の番号制にならないのが残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ない。
○ 国民年金の担当が長かったので、この様な問題がおこることは考えてもいなかった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○新聞発表では年金記録の未統合として5000万件と、発表され、どの年金かが発表されないので、全ての年金保険者、保険者に動揺を与えているのではないか。
○国民年金、厚生年金、船員保険と基礎年金を別の年金として詳しく発表されれば、国民年金強制保険者の納めは拒否者が出る様な事はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○国民年金の担当が積んだので、国民年金については、記録が当初からコンピュータ管理されており、又記録も統合できるチェックしていたので、国民年金については、問題はないと考えていた。

○又市町村、報告所間にたいても翌年度には記録のチェックをしていたので問題はない。

○この問題については、新聞発表により知る事となった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○運用以後10年以上たってからの事であり、問題として認識はなかった。

○新聞発表では年金記録の未統合が5000万件とセンセーショナルに発表されたので、各年金等の詳しい件数を発表される方良いと思う

○オストケーマで、どこかの県を主体的に実施し、問題点を再把握してから、全体を行った方が良いのでは。

○あまりにも年金知識の少ない方からの発表が多すぎるように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、世間一般に知られている問題の内容について承知していませんので、回答しかねます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]の不信感を大きくしている。[illegible]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険記録の一部が、年金番号の重複あるいは判読不能等により、旧台帳の記録がコンピュータに収録されていない記録があることは承知していたが、基礎年金番号に未統合の記録（５千万件）、旧台帳の記録がコンピュータに収録されていない記録（千４百万件）があることを初めて知った次第であります

なお、使用頻度が低いとの理由で昭和２９年以前に資格喪失しているマイクロフイルムで管理している記録を、電子データ化するよう機会あるごとに地方庁から要望をしてきたが、予算等の理由により受け入れられなかったと承知しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

５千万件の数字が、マスコミ等により報道されているため、年金記録の不信感を大きくしている。５千万件の内容（記録の件数で人数ではない。死亡者も含まれている。等々）について、社会保険庁の現況では難しいと思われますが、記録管理者として国民に詳しく説明すべきではないかと思われます。

いずれに致しましたも、昭和１７年の年金制度発足以来、地方の社会保険事務所の第一線で仕事をしている職員のすべてが、年金記録の管理にはその職務、立場に応じて最善の努力をしてきています。

本庁としても、今回の問題と、処分職員の年金機構移行の問題とは別問題である旨を強く主張すべきではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

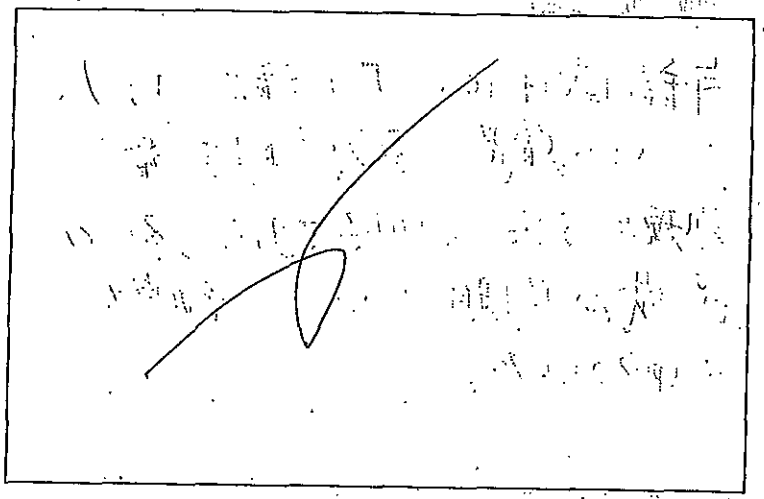

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

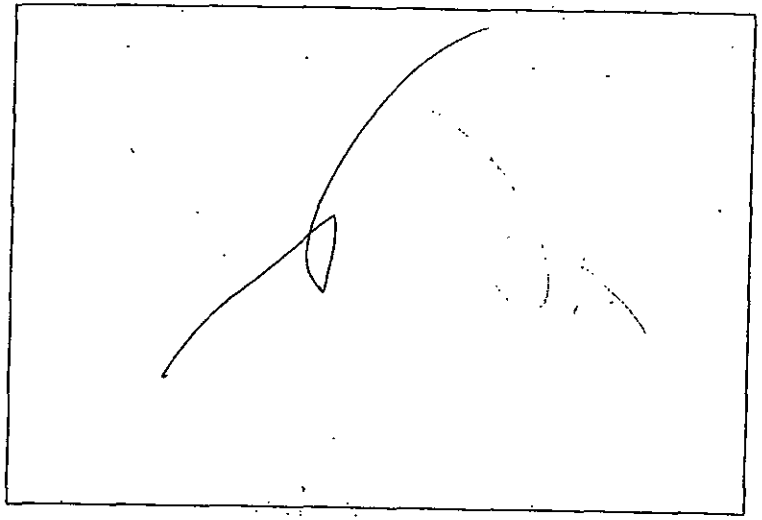

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は長い年月の記録であり、いろいろな職員の協力により正確に処理されることが必要である。各自の認識が問題であるが その点が心配された。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

6

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

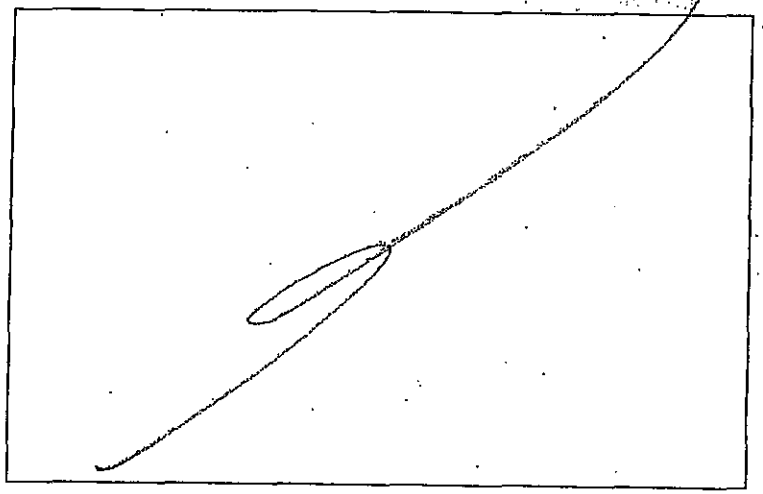

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

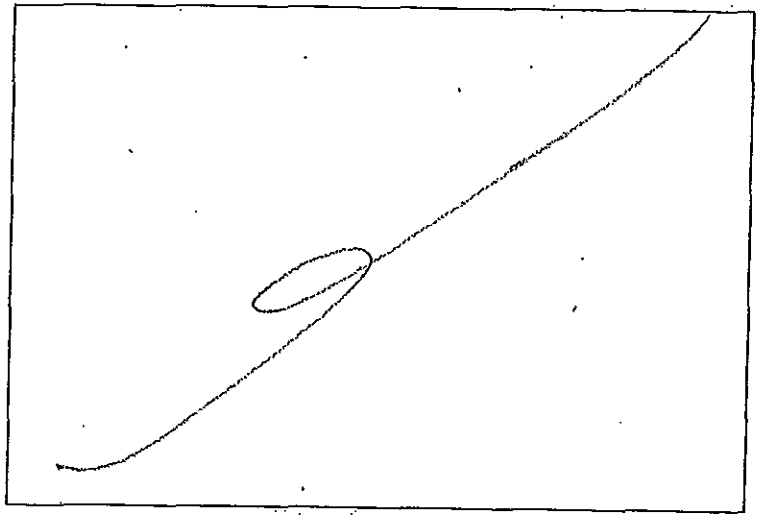

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未入力の記録があれば完全に被保険者記録を入力することから事務処理を進めるべきと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公表されるまで知りませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徴収率が優先した結果ではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.(事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

いません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶がありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和46年頃までは、事業主もサラリーマン等の年金制度に対する認識が薄く女性は一時金を受けると厚生年金被保険者証を保管する人が少なかった。また、再就職時には男女共、前の職歴を隠す人が多かった様に思います。これが現在不明問題の原因ではと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 昭和の30年代 40年代は、女性の就職について、若くみせるため、生年月日を偽わって就私していた。
また男性については、前職を隠して面就私を何回も行っている。
このため重複が多い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職中は、年金問題よりも、地方分権等への方が問題になっていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金業務に精通した、社保職員での処理促進を対応する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時に年金記録問題というものに関しては、現在の様にクローズアップされていませんでしたし、特に認識はありません。
ただ、年金記録は将来の年金権に結びつく重要なものであると認識しています。
国会で取り上げられてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員相互間のチェック体制の強化、及び本庁・地方庁に専属のスタッフの配置を。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記憶しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方法を続ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は庁が一元管理しており、特に心配等していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに◎を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に云われている問題点以外には、特に承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不統合の記録につきましては機械的に突合させることは非常に難しいと思われますが、妙案は思いつきません。

本人の申し立てに基き、合理的と判断された部分について、認めていかざるを得ないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していなかった。

退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は全て社会保険庁業務課に送付しており、その取扱いた問題がなければ、地方に対して的確な指示がなされるものと認識していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は年金裁定時に整理できるものと認識していた。
年金記録問題として報道された時に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の未統合5000万件を公表してこなかったこと。(職員すら知らされていない。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | ~~現職者~~　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | ~~本庁~~　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけて、1件1件あたる以外ないものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中においては特に認識していなかった。新聞等の報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

要請があれば、社会保険事務所に出向き、お手伝えを考えていた。

社会保険加入手続きにさいし、被保険者証の有無の徹底と、生年月日、性別等について、

証明できるものの添付が必要であったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の旧台帳の中にコンピューターに収録されていない物がある事。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳を再度事務所で入力させるか、本庁に送達済の記録を入力させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和60年頃、年金受給者記録の照会が
本庁より事務所に多数の照会があった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にいまの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この照会については特に回答をしてきました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あることないこと・メディアに取り上げられておりますが、県によっては、いろいろな問題があるようです。
しかし、私は、愛知県でそのうなことがったとは感じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とにかく、量との戦いだと思います。
市町村を味方につけなかったら、絶対にできないと思います。いるさらなぜ地方分権なんて読んでも始まりませんが……。
OBを使うのも一つの方法と思いますが、老齢を出勤させるのも無理ではないから、せめて市町村の近い所で仕事ができれば、可能かと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、昭和37年に社会保険事務所へ就職し、同39年に保険課へ転勤し、主として、照会に対する回答を担当してありました。当時は、照会といえば脱退手当金の話ばかりで、みんなが年金なんて関心を持っていなかったと思いますし、国もそれほど大事な制度と思っていなかったのではないでしょうか。何といっても「アメダマ年金」ですからね。しかし、業務の度に制度改正がくりかれ、やっと国民の関心も高まってこれ様のでしょうね。年金問題を社会保険事務所の責任だ、ているのが新聞やテレビの論調のようですが、就時で台帳の紙も質が悪く、戦後も台帳管理には熱意がなかったと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最大の反省点は、旧台帳記録をプログラムに記録しなかったことでしょうね。ブロックの緊急会議で上げたこの作業を当時行っていたら、残念であります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なかなか難しい問題ですが、現在行っている方法が一番ではないかと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

氏名生年月日等により記録の検索は年金請求・資格取得届等の処理を行う際かなり行っていたと思うが、改ざんの未統合問題が出た事により、平成義務についての意識が出てきたと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の検索については平常業務として絶えず行っていた事、又、平成義務についても特別指示が無かったと思うことから罪の意識は全く無かったが、以降取り扱いは慎重に行う様になった。

又、反省点としては色々な届出があった際、本人確認等により時間がかかり、処理が遅れた事により被保険者等から苦情があったとしても確認処理（年金番号、取得等）を優先すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・上記問題は承知していない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・未統合記録や入力誤りの記録があることは聞いていた。(事故リスト等の補正があった)
・その他のについては新聞報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・新規年金裁定時に本人職歴と突合し完全な記録にして年金支給をするという指導を庁から受けていた。
・地方庁で対応できる問題で申し訳ない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数の短期間処理は不可能と思います。
引き続き社保職員の地道な努力を。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 我々、在職時には、今般言われている様な年金記録問題について、敢えて俎上にのる様な~~状況~~事態ではなかった。只、結果的に今日の深刻な状況を考えた時、業務処理に携わった社保庁、及び我々に瑕疵が無かったとは言えない。

○ 問題の存在を知ったのは安部内閣の時。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成11年に退職しましたので対応は出来ませんでした。
只、反省と言うより今後の課題として、システムの充実化や地方方には専門部署の設置が必要と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「正直者が馬鹿をみない」ような対応を
お願いします.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リスト補正業務時に 記録が未整備な者がありする。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リスト補正業務を継続していれば未整備の記録は減っていたと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和20年～昭和30年代の被保険者名簿は紙質が悪く、またインクも薄れ正確に読むことが難しい状態で記録照会に追われ残業の日々を過ごしました。

私員はその時代、時代を誠実に勤務していたことを理解していただきたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

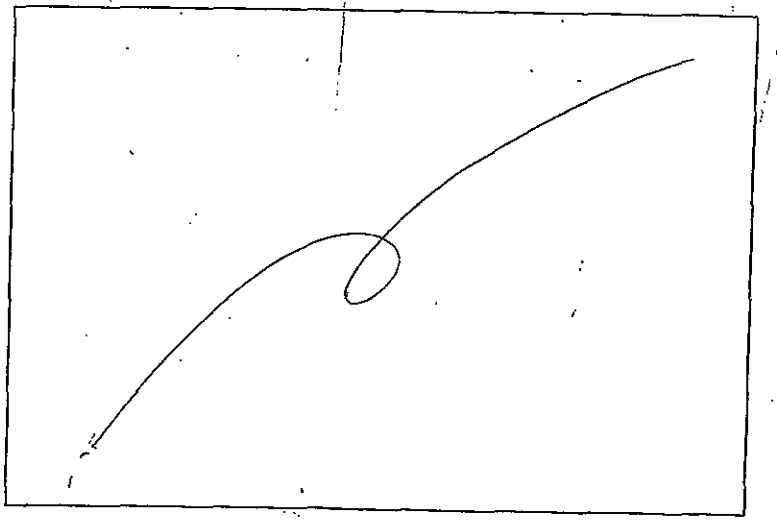

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録が40年以上にわたる期間？管理のため、正しい記録保存状態に気を配り、仕事しなければならない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません
既だ悪いことばかりでなく伊勢湾の
とき身を呈して台帳を守った先輩がいたと
聞いて記録の大切さは承知していました

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会でとりあげられてからです

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては
記録に関して、センターで行われていることが
最善と信じていたことです

記録がどのように保管され、どのように処理されて
いるか全く知らされておらず、今回の問題で
知った程度です

なお、保険料徴収に関しての改ざんでは、保険料
徴収は何故行なうかが、良く分からない職員が
収納率の競争に追われ、起きたものと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている問題点以外で認識しているものはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在示されている対応を越える具体的な考えは持ち合せておりません。
ただ、紙台帳との照合、ていき便等による本人確認には限界があると考えます。(加入者の反応は非常に低い)
早期解決には、何らかの方法による未確認記録の開示、事業所、年金基金、団体等への積極的な協力要請が必要かと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然のことながら、未統合記録の存在自体は承知しておりましたが、現在の年金記録問題の事実を知ったのは、退職後です。したがって、在職中においては、年金記録問題について、特別の認識は持っておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は、企業年金基金に在職の立場から、年金セミナーの開催、年金相談、懇会等で年金記録問題には積極的に対応しているところですが、加入者の年金記録への無頓着、また、本人の記憶に頼るしか方法はなく、その効果は限定的です。

今回の問題の反省点は、情報開示の遅れと過去において年金加入期記録は、原則社会保険事務所の窓口以外容易に確認することが出来なかった点等かと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題は根絶に時間をかける以外にないと考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中はこの様な問題になるとは認識していなかった。
新聞等の報道で知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分の現状では、お役に立てないと判断している。
厚生年金番号を重複して取得させたことが原因と考える。
(本人確認、職歴等を厳格に確認すれば事故は減っていると思う)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 本人からの年金記録の申し出があった場合、事業所の協力の関係で被事務所に失たがる時、事務所の担当者の中には真面目に調査しない者もいた。(旧台帳、マイクロフィルムから探し出すのに時間を要する場合がある。)
- 昭和30~40年代、被件(氏名変更、氏名、生年月日、種別の訂正)処理を放置していた者がいたようだ。
- 女性の被保険者の中には、氏名、生年月日を偽って雇用されていたものも少なからずあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に年金記録を送り、漏れ等の申告があれば集中的に調査をする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が奉職し始めた昭和40年代は現在みたいに受給者も多くなく、職員の年金記録に対する認識も希薄だったと思う。
保全体として地味な仕事を軽視して収納率等を重視した。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職した職員の年金記録の認識の影響で現職の職員が苦労している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

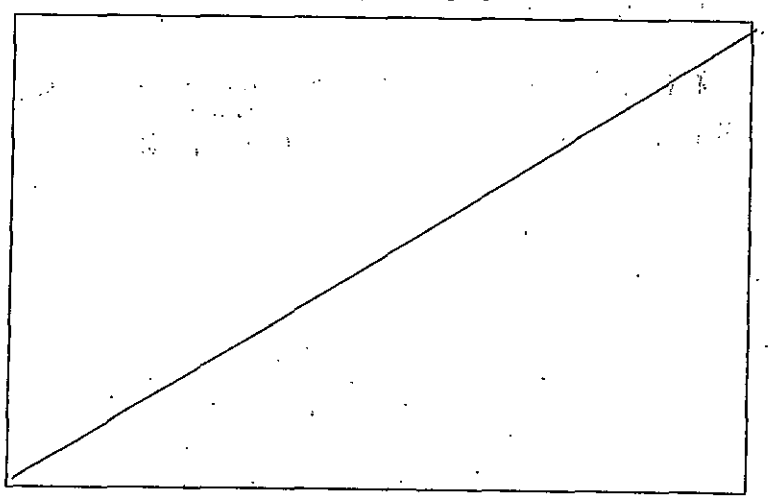

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

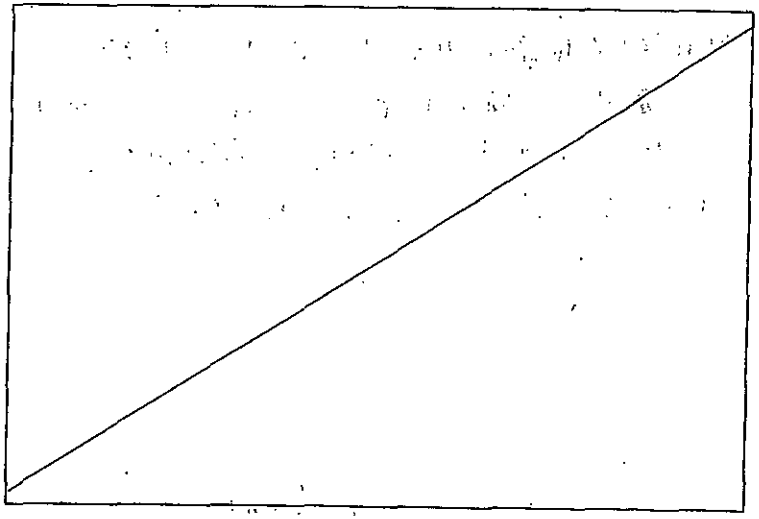

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は老後生活を支える生柱であり、年金記録漏れ等はあってはならないことであると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者資格記録、年金手帳再交付等の申請等について、迅速、正確に回答及び交付できるよう努力してきたが、在職中は保険料収納が最優先であり十分な人手を割けない状況であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職<br>年金調整官 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、ねんきん特別便を送付して記録確認の回答をいただき、相違があれば調査し記録整理をしていく

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金手帳を数枚もっている方がいて記録の統合漏れがあることは認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

どのような対応をしようとしましたかとの質問ですが、当時は年金記録の関係のみではないが、年金関係等については適用事業所においては毎月発行の事務所だより、随時開催する社会保険委員の事務研究会で周知・説明をしていた
市町村の広報誌に掲載依頼して周知はしていた
また、定期的に開催する年金相談会を市町村の広報誌に掲載して年金相談をしていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

*オンライン作成時、記録不統合等あり、旧名簿、紙台帳の再確認を行いリストと直した事はあります。旧名簿は紙質も悪くはっきり見えないもの等はその人の感で行った部分もある。多くは(愛、愛い、愛了)等記号違いがあると思われる。記入もれの部分については取得年月日により払出簿確認の上記録整備を行った。時間外等一生懸命にやった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・この記録によって将来年金が支払われるため大変大事な記録である。

・年金の不正受給があった場合より、不正を知った。不統合の記録もある事は知っていた。当時はサービス業等未適の事業所も多しあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・不統合については、就職時採用条件に年令等があり特に女の人の場合は、ふる年のごまかしはあったと思う。又再就職時良い印象を持たれない事業所等は、職ノに来記入で就職した人もあり

・同性、同名で生年月日が同じでも同一記番とならない人もいた。
手帳破棄の場合　最終的には年金請求時に重複取消をする様指導した。

・本人に当時の事を思い出してもらうしかない。

・厚年の適用は全国どこで適用していたか、又屋号で適用していた事業所等は不明となり、本人も知らない人がいる。事業所に支店も確認出来れば本人の申出と合うかもしれない。

（本人の申出だけで記録作成するのは良くない。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、実行している方策でよい。その結果、時間が多少でもかまわない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は全く知らなかった。

テレビ・新聞などの報道を通じて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

金融機関で年金相談担当として お客様に関する「年金記録問題」があれば、行政への手続き方法等を説明している。
お客様には全員について学校卒業後 現在までの加入歴を聞き、加入記録もれ等がないかを確認している。

反省点
① 加入記録等もれ者が直接社会保険事務所へ行かず、社会保険庁へ郵送していて問題解決に時間が長くかかってしまったこと。
② "ねんきん特別便"などを読まない人や、読んでも放置している人が現時点でいること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1)記録整備の平準性、

(2)経験豊かなOBの活用

(3)アルバイト数を増やし、自宅に出向き正しく説明すること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の生来の大切な生活を支える資金源と認識していました。そのような問題が存在することを知ったのは、あまりはっきりとは覚えていませんが、報道されていた頃だと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 国民の立場に立って、正しい説明、分りやすい言葉、納得していただけるまで説明するように対応するようになりました。

② 反省点として、職員研修の内容で、もっと年金記録の大切さ、重要性、をしっかりと職員に身につけさせるような研修をするべきと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>I. 事務所長<br>J. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

来統合記録の中には、当時(就職時)本人が線名・いつわりの生年月日を申告して被保険者となっている者が多数(女性は多い)いること。(この解明は不能)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旧台帳とオンライン記録の突合は費用対効果の面から無意味である。
他に方法を見つけるべきである。
(例)(特別便等の回答者で、本人分であると思われても記録訂正なしと申告者等への面談説明等)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

担当職員の研修と事業主・被保険者に対する周知。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入期間が判明しなかったり、「年金番号が重複」しているなどの場合、受給資格はどうなるのか、と、期間調査を担当したとき思いました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入期間の判明に努めたが、現時点での"年金記録"の問題点とは考えなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

適用関係を担当していた昭和40年代の頃は 休職するために職歴を隠したり、生年月日をいろいろかえて、厚生年金保険証を取得している者が多くいたと思う。
その後で、重複取得届があったか、全てが一本に統合されたかどうかは不明
(その時点であっても、本人の記憶があいまいだった?)
小生は昭和40年からの勤務で、それ以前からもあったと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている ねんきん特別便でよいのではないだろうか 年金裁定後であっても 空間があったり、その人のものと見られる記録があれば、1回限りでなく 裁定後であっても 本人が納得するまでは何度でも照会に対応していくべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後、マスメディアにより知った。

年金記録については、年金記録の『事故リスト』の処理により整備されていたものと思っていた。
（年金番号や生年月日の誤入力等については）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の事故リストをすれば良いと思っていた
（質問の答に従っていない？）

反省点については（問題が起った）

1、年金番号は一人1番号の旨をもっと周知する。併せて、重複取消、生年月日訂正、氏名変更の届を徹底すれば良かったのでは。

2、基礎年金制度をもっと早くから取組むか
国民総背番号制にして その番号で年金記録を管理すれば良かったのでは

3、年金記録問題の5番目は、事業主からの届出でなければ犯罪！

そのような処理を~~する~~できないようにするチェック体制が十分でなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1のとおり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号の手書きによる払出し名簿において事業所の記号は記入されているが、被保険者の氏名、生年月日の記入もれがあった。

昭和50年頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取得届等により整備をして来た。

しかし、追跡しきれない部分があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありませんでした

退職後知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

大都市は電算化が早くから国の援助で行われていたことから、未統記録者等については、市町村と協力連携が必要でないか、地方分権で年金制度の業務で市町村との共同業務が行われなくなったことから、未加入、未納者が増えたことに残念に思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私は現役時、年金制度はやはり老後の生活設計でなくてはならない制度として法に基づき、適正に処理してきたと思っていますが、その中で業務の不祥時が発生したことに残念に思います。
年金制度は大事な制度としてこれからも長期的な確実性のある計画を建て国民が納得できる合意の中で制度が運営されることを望みます。
未納、未加入が増える現実を考えると皆が公平な、福祉目的税が初めたを得ないかと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は加入期間が長期に亘ることから、再々職場を変る方は制度が分かれていることから資格期間のとぎ十時等に問題が発生するのではないかと認識はあった。
こうした問題は本人の年金請求時に訂正されれば良いと言われていたが、現実には途中の得喪、届出時の氏名(通称名等)生年月日等の誤りが発生し確実に記録されない問題があり、積もり入って5千万件の未記録(確認)が発生したものと認識している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在は電算による基礎年金番号が制度共通の番号で処理されるようになったが、これがもっと早く通算制度が行われた時代にこうした年金共通の番号が実施されていれば、未確認記録問題の発生を防げたのではないかと考えます。
しかし処理は適確に行われないとやはりこうした問題はまだ発生することがあることから、より一層の適確な記録業務が行われていくことを望みます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にこの問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。



[redacted]

別紙①

回答を失念しており時間的余裕がなく、質問と回答が支離滅裂かもしれませんが参考までに記しておきます。よろしくお願いします。

質問１について（世間で知られていないことは）

特にありません。

質問２について（現状の解決方法）

① 旧台帳の名簿（被保険者記録）も早急なオンライン化による検索ができることを望みたい。

② 当時は新しい会社に勤務すると、厚生年金の加入のある事業所に勤務がなかったとして、本人も事業所も安易に、新規番号で登録申請している。

氏名・生年月日も、戸籍や住民票を添付させるわけではないので、氏名・生年月日が相違しても社会保険事務所で判別できない事態であった。このことが大きな問題かもしれません。

③ さらに年金申請は、法律上は、本人の申請主義であることも問題であったかもしれません。将来年金を申請する時に記録をつなぎ合わせればいいという発想がいけなかったとも感じます。２重３重の記録のバックアップと適正な記録管理ができているという条件がついていることが前提条件と感じます。

④ 現状は基礎年金番号で統合して１人１番号とされていることから、重複交付は減少したが…まだまだ、問題もあるように感じます。

⑤ 地道な努力ですが、何度も何度も被保険者や事業主に対する届出に対する注意喚起（国民向けの広報）を広報することも重要かもしれません。今後は一層の広報が必要と思います。

質問３について（どう認識していたか）

厚生年金被保険者証の番号をもって個人の加入記録を管理するものであり、将来の年金受給に最重要なものと認識していた。

質問４について（３の対応方法）

私が、はじめて社会保険に勤務した昭和40年当時は、大企業は別として中小企業では社会保険の加入は扶養家族になっているから加入したくないとか保険料がもったいない。

また臨時の雇用だから試用期間を設けて、それ以後勤務成績によって正社員として社会保険に申請するとかあったと感じています。

さらに、当時事業所に電話すると社会保険事務所といってもどんな所か理解してもらえず保険屋さん（生命保険と一つ）かと、言われた記憶があります。

そのような時代背景ではなかったかと感じております。ですからそれ以前はもっと社会

[redacted]

別紙②

保険に対する認識は薄いものであったと想像できます。なお、昭和50年当時もあまり大きな変化はなかったのではないでしょうか。

特に大曾根社会保険事務所に勤務した昭和50年ごろ、年金記録に係る担当(再交付及び被保険者記録照会)を経験したときに感じたこと。

36年以降は被保険者記録を被保険者単位の個票としていたことから資格喪失時点に進達を実施して、記録の整備がされたと思われるが、それ以前の記録は複数名を記録した名簿方式で（さらに5年程度の被保険者報酬月額を記載できるようにされた名簿）管理されていた。どのような方法で進達していたか理解していない。

私が、厚生年金被保険者証の再交付の担当をしたのは、昭和50年ごろと思いますが、当時の昭和19年ごろの名簿は水分が切れたもので、おせんべいのように端からパリパリと割れて記録が欠け始めていた。すごく慎重に気を使った記憶があります。

さらに、22年ごろから25年ごろの名簿は終戦の影響からか本当に紙質が悪いもので記録の判読ができづらいものも存在したと思います。

再交付及び記録照会に対する回答をする場合の手順

| 調査方法 | | 当時の対応策 |
|---|---|---|
| ①まず勤務した事業所名が大曾根管内に存在するか→事業所台帳を何度も何度も日を変えて調査となる。 | 照会者からの事業所名称が、正確なのかどうか、屋号等ではないか→そのことによって判明しない場合がある。 | 歴代の担当者からこの事業所はこの事業所名とかこの所在地で検索する等のメモを引き継いでいた。<br><br>特に三菱関係の検索には三菱に赴いて氏名索引の個票を作成した記憶があります。 |
| | 所在地を、うろ覚えの場合とか、また勤務した場所は正確であっても営業所等であり適用は本店所在地、支社等で大曾根管内にない場合→管内分の台帳を保管していたことから他の社会保険事務所管内は不明となる。 | |
| ②次の段階として、事業所が判明しても該当事業所（被保険者名簿）に該当者がいるかどうかの調査となる | 被保険者名簿は、5年程度で次の名簿に書き換えられているため、3から4冊にわたっている。<br>照会者の申し立て勤務期間以外の名簿を調査する必要がある。 | |

熱田に平成10年ごろ勤務したとき、この旧台帳を整備するために、当時の上司にお願いして、更に当時の年金記録の担当者の協力を得て、事業所名を検索するためのシステムをどのように構築したら最善な内容になるかを検証してもらい、これを基に業者にシステム構築を発注した。

このことにより、とりあえず旧台帳に係る愛知県内の事業所名索引をパソコン化して、愛知全体で情報の共有化を図った。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にはV

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・特になV

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別認識はしていない。
(新聞報道等でビックリしている)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・現時点でみて、収納率を上げるための手段なのかと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施している外に、思いつきません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識
特に認識していませんでした。
マスコミ報道で知りました。詳しい時期は、
記憶にありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あまりに重大なことであり、簡単に
解答回答できません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・職員等要員の確保を恒久的に実施し、1年～2年を
目途に一定の区切をつけ、拡大版の公表、広報をし、
一般的な認知を充分にすり、終了宣言をする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の年金番号をもった人が数多くみられ、きちんとした正しい記録が担保されるか憂慮していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一人一番の利活を早期に実施しておくべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実施中の方法で

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主・被保険者の認識・従事

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 特に認識はしていない。
  (問題があると事態承知していなかった)
- 退職後。(マスコミで大々的に取り上げられるようになってから)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

意見はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の内容、件数を知らされたのは、平成18年から19年にかけての頃が初めてだったと記憶している。

それは、公表されたものだったと思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に関しては何もありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和57年頃、適用担当になり重複取消や氏名、生年月日訂正がかなりあると感じたが、制度的なもの、あるいは会社(本人)からの届出に基づくものであり やむを得ない部分もあると思っていた。
年金請求時にはきちんと整理されると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新番の取得者は、会社に前歴の有無を確認した。
特に基礎年金番号付番後は、20歳以上の新番取得者は何らかの年金制度に加入歴がある者として調査し重複払出しを避けるようにした。
地方庁(現場)の職員は一生懸命やっており、地方庁の問題ではないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

船員保険については、当初 被保険者の記号番号が無かったので 基礎年金番号への統合が困難に思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合には大変困難であり、方法について思いあたらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にない

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人とお金を沢山使って早期に処理.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、新聞を見て知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

物心ついてから

マスコミにて知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の現場事務の認識不足

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞を読んで

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最善な方策はわからない、地道な処理しかないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 基礎番号への未統合、コンピュータの未収録については、個別対応しその都度統合、収録
- 詳細については、新聞等マスコミ報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金手帳への加入記録(納付)等を事業主等に、記載を義務化等をする。
(勤務事業所名と事業所住所、及び期間)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な件数でもあり、併せて解決への時間的な制約もございまして、地方(市区町村長)の全面的な協力を得て解決することが肝要と考えております。
なお、全国には3,100有余の市区町村が存在していると思われますが、情報提供も不可欠なものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和43年に奉職しておりますが、年金制度に対する国民の皆様の関心も次第に高まり、高齢化が進む中で、年金は老後の収入を約束できる唯一のものでございまして、その礎となる年金記録は極めて重要なものであると認識しておりました。

従いまして、将来年金を受給する際に不利益になることがないよう、数職等により再就職する場合は、必ず最初の事業所で交付を受けた厚生年金保険被保険者証(現在の年金手帳)を提示するよう勧めていました。

なお、昭和時代の後期から件数は定かではございませんが、年金記録にかかる問題が存在したように記憶しております。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険被保険者証については「一人一生一番号」として重複して厚生年金保険被保険者証の交付を受けることがないよう広報に務めておりましたが、複数の厚生年金保険被保険者証を所持する者も多く、昭和50年前後と思われますが、現在の年金手帳方式に変更することにより、(変更の)主旨も周知されたものと記憶しておりますが、また、平成時代に入り基礎年金番号制度の導入により記録の管理につきましては、一層の適正化が図られたと記憶しております。

ただし反省点としましては、業務を輻輳している中で、常に最重要課題は健康保険料、厚生年金保険料さらには国民年金保険料の収納実績向上であり、年金記録の整理につきましては「二の次」になりましたことは否定できない事実と思われます。

最重要課題

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

件数の多さに驚きました。(今後どのように確認処理を行っていくのかと。)
記憶しておりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応する前に退職していました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に実施している事ですが、
厚生年金については
旧名簿・旧台帳との記録の照合
国民年金については
社保で保管(マイクロ保管)している記録と、市町村記録(WM記録)の照合
が最低限必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の記録があることは相当以前から承知しておりましたが、この問題は年金請求時点で確認できると認識しておりました。また、基礎年金番号発足当時に"年金番号はひとりに1つ。と相当周知に努めておりましたので、"5千万件"には驚いています。

旧台帳の未収録については、基礎番以前からコンピュータへの収録について現場サイドから要望していた部分ですが、予算・費用対効果から実施されなかったと聞いています。

年金記録問題への認識

事務的には個々のケースと考えておりましたので、特別な認識はありませんでした。

誤りがあれば正しく記録を訂正するというだけの認識です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場である社保では、個々のケースで内容が違うことから、相談者（お客様）の話をよく聞くことを特に指示しました。（特に過去に厚年番号が多くあると思われる方には、調査の必要性を伝え、書類を提出してもらうこと等も含め。）

反省点としては、全てにおける視点が、被保険者側（国民側）になく、国側の都合による部分が多かったように感じています。（現役のときはあまり強く感じなかったことですが。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(1) 年金手続きへの直接の窓口対応への経験が無かった事。

(2) 年金窓口装置（WM）での検策において、検策上色々な読み方で検策し、情報が得られない時は、やはり、見当たらずとの判断に至るとの認識でした。

(3) 今回の問題の存在について、地方から本庁組織へ送達していた記録が、今回の問題の大きな要因→整理されてないとは知りませんでした。

(4)

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(1) 昭和50年前後、昼当番で窓口に出る機会があり年金記録番号の「重複取消届」を扱った記憶が今でも鮮明に覚えますが、一人が8枚の年金番号証を持参して来られた。職種は「トラックの運転手」さんとの事でした。

(2) 訪問販売員の資格取得、資格喪失届の届出も頻繁で年金手帳が出来上がってて事業所に届いた頃には辞めているケースもあるよう用いた事がありますね

(3) 今回は、一人一番号制ですが「生まれた時に終生変らない番号」を附け、その番号で統一することとなれば(1)、(2)のような状況は起こり得ないと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度発足から相当な時間が経過しており完全な記録の回復は無理なので、一定のルールの下で記録補正を行う。(本人の申立ても参考)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年の消えた年金記録が話題となったとき。

年金記録は、社会保険庁のオンラインでの管理と地方庁のマイクロ等の管理で二重に管理されており年金請求時にオンライン記録との不突合があってもこれらの記録調査で回復できると思っていた。現に業務において、マイクロの調査、オンライン記録の氏名索引等で調査は処理ができていたと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時での記録突合で十分との認識であったため特に対応はしていない。

年金記録問題が発覚したときは、地方庁の現場で本庁指示による対応にあわれた。

年金額は一人一生ひとつの原則が貫かれなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

国民年金保険料未納者は1月2月の短期の方が多かったと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号への統合整理が順次進められており
裁定請求までには記録整理がされるものと思っておりました。
本庁からのその都度の通知・連絡により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁・局長の指示に従い、現場の体制作りを心がけ
記録整備業務に取り組みました。

人員削減が削減される中、目の前の仕事、課題をこなすことで精一杯であったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限と期間を決めて本人の申立を認めるしか
すべてを解決できない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインシステムが導入された時点で被保記録の整備と基礎年金の統合を図る必要があった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方出先機関では上局からの事務処理が優先され、物を言っても通らない状況であった。

社会保険庁では年金の記録は本人の問題であり当然自分自身の働いていた会社等はわかっていたと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が昭和44年に採用され初めての転勤先で、
氏名変更届、生年月日訂正届の方への進達において
ある担当者が焼却処分したということを聞いたことがある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の中で、氏名が変わっていると思われるもの、又
記録がぬけていると思われる方について限定して再調査
する必要があると思います
また明治生れの方の記録も残っているため、その方については
時期を見て消却するつもりの必要があると思います
これはすでに死亡されている方がほとんどであることから
生存されている方のみの調査としたらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

すべて記録は正しく整備することで国民への信頼を
回復させるべきと認識していた

記録ののぞき見が発覚してから年金問題が
あると知りました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・来訪者及び電話での対応で、1/10才の記憶を
何んとか聞き出し記録を統合出きればと思って
日々努力してきたと思っている。

・この記録問題は基礎年金導入以前に記録統合を
完了すべきだったと思う。そうすれば これほどの
件数(54万件)になっていなかったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

> 新聞報道等では様々なことが詳細に知らされており具体的には思いつかない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

> 記録のもれ誤りは個々のケースで異なり各一的に対応できないものも多いと考えられ、個々の申請等に対して相気よく確認・整理していくことが結果として解決に向けての良策と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の不備等は組織的な対応でこうした事象が発生したのではなく、個別の対応とその結果が、長い年月の経過の積み重ねにより生じているものと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化後可能となったことでは、氏名索引等による検索、突合、あるいは住所の変遷等から考えられる範囲の照会（他社保、他市町村）により、新たな事実（手書、記録）等の発見に努めた。
現在でこそオンライン上で全国一律に記録等の確認が可能となっているが、昭和20年代30年代において現在のような技術進歩を想定できる先見の眼があるのであれば異った対応もできたのではと思うが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

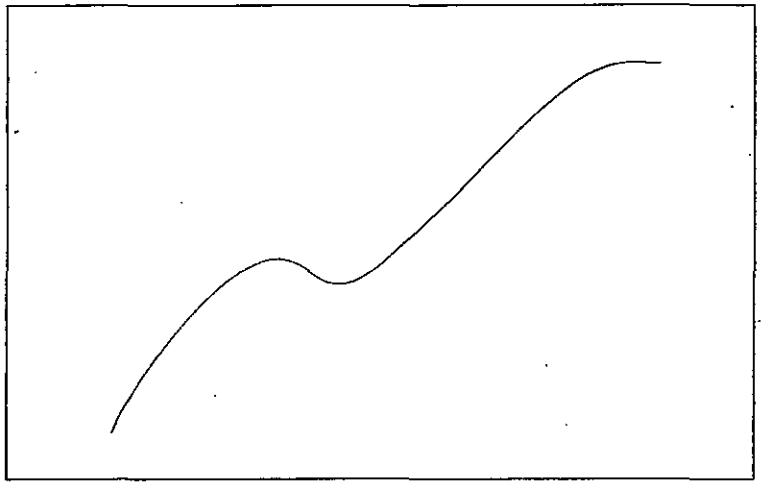

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の取組を進めることと考える。
ただし、年金受給年令前の者へは時間的ハードルを高くした対応が必要ではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が表面化してから認識したところである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応については、庁が基本的方針を示し、取組に応じ対応をした。

・予算の関係もあると考えるが、加入者の皆様に加入期間のお知らせを図る努力が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 取員を採用しても、採用後3ヶ月～6ヶ月は試雇期間として資格取得届を提出していない事業所が多くあった。
2. 取員の希望により資格取得届を提出していない事業所もあった。
3. 脱退手当金を貰ったことを忘れている遺
それは退職時会社の担当者が意で脱退手当金を請求し、退職金と共に支給していることがあった。
→ 補則 厚生年金に加入するとそれだけ減収になるからこの理由です

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点での処理状況の詳細は、わかりませんが
このまゝ完璧に処理することは、不可能と思います
何処かで適正な一線をかくして処理をすべきと思います

◎ この問題、被保険者、事業主、それに社保の
主者がそれぞれの悪が競ったもの
であると思います

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年頃？だったと思います。業務室ができそこへ各県で保管していた年金台帳をそこで全部保管し、1枚ごとに写真をとり ~~[illegible]~~ 火災による焼失を防ぐ為 2ヶ所で保管されることになり、さすが国のやることだと感心したものでした。
ですから将来、年金番号の重複問題がおこっても、名前と生年月日の実合により必ず解決できるものと信じていました。
テレビでよく放映されるようになって知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題が出て来た頃、私は厚生年金記録は絶対正確だから何の心配もいらないと説明をしてきましたが、次から次へと問題が出てきてものが言えなくなってきました。
S.17 労働者年金 S.19 厚生年金法が施行された頃戦中下であり全くPRがなされなかったのではないか。S.23年当時遺族年金 [illegible]年金、障害年金 [illegible]をした方からは厚生年金を知り感謝されたものですが大方の人は厚生年金に加入していることすら知らない者が多かったものです
S.23年当時年金PRを大々的にやり、年金証はあんな小さくて紙質の悪紙きれでなく立派なものにしておけば良かったと思います。何しろ何十年も保管する大切なものですから機械化のことはわかりませんが ~~[illegible]~~ 力技的になったと思いますが、地名人名程 読み方がわからないものと思いますが、どのように確されたものか教えて欲しいものです

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知らされている以外の事は知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題点については、更に朝をみけても
修正をしていく必要があるが、方策等は分らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各被用者の年金記録は将来年金を受給する大切な記録である事は認識していたので、在籍中（昭和56年）までは年金業務課にコンピューターで正確に記録が送付されていたので、種々の事故などの問題点が起こるなどないと思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

―――

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金被保険者の保険料納付記録は、手帳などの納付記録の不備が多かったものと思われる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の支払を依託した民間納付組織と市町村間の帳票の保存がなされていないのではないかと考えられ、解決可能と考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

市町村での記録台帳は任意様式であり、人為的な誤り紙台帳の紛失等懸念された。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

市町村、民間納付組織の研修指導の必要性と認識した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金ねんきん特別便により解決を見い出すより法方はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金受給について事業主の届出は正確を期するよう事あるごとに心がけていた。
問題の生じたことはマスコミ報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当者の資質にもよるが、決裁を速やかにした点にあると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国際正当時　予者その被認証を市町村から直達をうけ
旧台帳に記録し　年度終了後　直達された被認証紙の
突合の際不突合が多々見られた。昭和40年度にさくるし
タイプ導入の際　不突合となっていたものは夫々市町村名簿との
照合した結果　大半は整理されたと思料します
その後　市町村との記録突合を主が行われているとき
市町村と社保の記録洩れないと考えますが　市町村が地区
組織を活用していたときの記録洩れは不確実でした

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者の過去に記録に疑義があるときは、同一世帯員の
記録の照合、現在に至るまでの納付状況を確認し、市町村
の資料等によって判断してはどうですか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、市町村と記録交合をしていたので問題意識はなかったです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生保険の担当であったため国民年金については教示することはありません。
1) 世間一般にはこの制度のすべてが届出主義であることが知られていない。
責任を転嫁するものではありませんが事業主からの届出(資格取得、喪失、基礎、月額変更届)はすべて正確なものであるとして処理されている。
(例、○○会社に○年○月から働いていたとの申立が本人からあっても試用期間中は加入届出されていなかった。又採用時の給与は殆んどが基本給のみで届出されていた。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 事業主の届出主義であったことを十分PRして理解を求める
2. 事業主の届出主義であるから記録はすべて変えない。
3. 本人の申出をすべて容認して訂正する

2、3はどちらかに統一決定する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和20～30年代に被保険者台帳を整備する業務を賃金職員(アルバイト)で事務処理をしたがそれが粗雑であった
機械化切り替えの際に量との戦いで処理したためミスが多かった
問題を知ったのは昭和50年4月頃と思う

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
業務課(業務センター)と地方庁との意見交換、研修会による問題解決策をたてなかった点、
職員団体が地元県の組織に入っていて運反対運動を十分阻止出来なかったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の転歴等を把握し年金記録を照合し解決するよう努力してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年頃、台帳を業務課に移管するため、名簿と台帳を突合し記録を整備確認し正しい台帳には所長のゴム印を押印して台帳移管しました。
今日のような問題が生じる事のない様一生懸命努力したと思いますが、この様な問題が今日発生していることは誠に残念です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録を当所から年金通帳として管理してその都度、本人、事業主、事務所も確認(鏡)できるシステムであればよかったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私達が業務処理をしていた時は、年金記録はもとより、処理は手作業であり、大変重要と認識していました。

そのため、担当者から係長、課長を経て確認しておりました。

また、紙台帳から名簿、原票と書き替えの都度、読み合せ照合を繰り返しておりましたので、この様な問題は想像もしていませんでした。

なお、私が業務に携わっていたのは、昭和40年代だと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会に対しては、複数職員で徹底調査し、無い者は無いと強調すべきだと思います。

なぜならば、当時は年金（健保か含む）に加入したがらない従業員は多く、年一回の調査時に遡用もれが多く見られ、法定期間まで遡及して遡用し、本人や事業主とのトラブルがあったことを記憶しています。

ただ、電算処理時には、どのような方法を取られたか存じませんが、？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞、テレビの報道以外のことは、承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何故このような事態になったのか、よくわかりません。
私が在籍した地方においては、このような大変な問題が起こるとは、微塵も考えていなかったことですし、退職して2年を経過した現在、申し上げたように何故このようなことになったのか、よく解りませんので、何とも申し上げられない現状です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和60年9月までの在籍でしたので、この年金記録は起っていなかった。
在職時は、年金記録は受給権及び年金額を左右する極めて重要なものであるという認識に立ち取組んできました。
この年金記録問題が存在することを知ったのは、一昨年新聞、テレビの報道された時点です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時は年金記録の適正化と受給権の確保に全力を尽す一方、特に監察官当時は、台帳の紐付記録と検認票の突合を抜粋ではあったが実施しました。
また、コンピューター導入後は、台帳記録の適正化は勿論コンピューター入力の適正処理を期しました。
現時点でみた場合の反省点については、
・過去、年金番号が職場を変えると新しく資格取得していたため年金番号の複数取得者が多くあったとのことであったので、事業主を始めかつ者自体の認識を昂める必要があると思ふ、しかし今回の問題で皆様認識したと思います。
・今後は絶対ないと思ふが、資格取得届等の振仮名を勝手に行うことは避けなければならないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現時点においてこの件について該当するものがあれば、本人の申し立と同僚の者にも照会する等して、確認することができれば資格を認めることも必要と思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

伊勢湾台風により四日市事務所の被保険者名簿の一部が水につかりインク（赤，青）が広がり取得、喪失の年月日が判読不能のものもあつたと記憶しております。これらに係る記録照会については，留意する必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後２０年余を経過しておりまして、はっきりとした記憶はございませんが、在職中は、給付関係の部署が永く年金記録問題につきましては、認識があまりございませんだ。
年金記録問題について、各種問題が生じていることを知ったのは、多分平成１０年以降と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題につきましては、保険者ばかりの責任ではないと思います。
戦後の苦しい経済情勢のなか中小企業等は時代により被保険者とし雇用しているにもかかわらず未届けのケースも多々ありました。
昭和３０年から５０年当時は、年金受給者も比較的少なく年金給付に関する認識もあまりなかったと思われますが、現在は受給者も増加し今後の年金問題についいて新聞、テレビ等にて報導されています。従いまして年金に対する認識も深まり今後の問題としては、事業主、社会保険委員等の協力を強化してこの問題の解決に当たるべきも一つの方策と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の認識はなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の年金記録台帳は5cm×10cm程度の薄葉紙が木製の木箱に収納されお粗末な保管方法であった。
あるとき、この年金記録台帳(通称年金小票)が散乱しており、上司からこの記録は被保険者の生涯の記録であるから大切に取り扱うようにと叱責され指導されたことがあり認識していた。
この問題が発生していることを知ったのは、国会での質疑応答であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

新規索への切換え、算定基礎届の処理、年度末の帳票整理等で深夜3時4時までの勤務を強いられ、生涯何千時間という奉仕超勤をせざるを得なかった苛酷な勤務条件下、中央庁の指示のもとに誠実に従事してきた者として反省点として述べよと云われても、困惑する。
ただ、戦時下の軍需資金を得ることも一つの目的として発足した労働者年金であり、多給和発生時の問題に関しては駆せなかった、政府と従事職員は共に反省すべきであると思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1.950年代において、健保、厚年の強制適用業態にありながら、使用者側の恣意により、健保のみが適用され厚年が適用されなかったケースがある。

このことは、旧被保険者名簿の厚年番号欄に斜線が引かれており明らかである。

特に旧保険課関連の国保連合会等の関係団体である。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料未納等により資格の喪失等が救済されるのであれば事業主の恣意により厚年適用を阻害されたケースを救済すべきではないか。

また、適用官庁である保険課のお膝元でこのことが行われ容認されていたことは問題である。

解決策は、われわれレベルで申し述べることではない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

心当りなく存じていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録されるものと思われる事実の確認 現事業所・勤務した者に当時の勤務実態(担当業務・場所・期間・処遇等)の報告申出を受け、必要に応じ調査確認を行う。
この結果を分析検討し、その妥当性を以って確定する以外にないと考える。
(担当人容時間の問題があります)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題がこれ程、内容記録に不備であったことを知ったのは報道以後です。

在職時、庁へ報告した記録不備の照会に対する回答処理は時にあったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所従業員の資格手続き処理が各人の将来に係れる重要なことであることを、事業所に充分周知すると共に、受理側としても敏速確実な処理（指導）を行わていく必要があると考えます。

地域での相談者（年金受給）にも、より深重に当ることが大切と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

規定により解決すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、正確に記録するものと考えていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

チェック体制が不十分であったとも思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1で「存じない」と回答。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録を業務課（本庁）へ送っていたが、
進達袋の適正な取扱いがなされていたか、
2. 進達後本庁に於いて事故リストを事務所（地方庁）
へ照会がなされたが、この時点で記録問題が
発生しているものが存在していたと思われる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 事務所（現場）に於ける進達の取扱、本庁に於ける
進達票の取扱が適正に処理されていたかどうか、
しかし、一職員としては株職員適正処理に努力
したことは云うまでもない。
2. 今回照会のあった件につき「回答しないと点」
は、氏名を公表とあるが理解に苦しみます。

以上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>(e) 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　(室長)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁が設立以前の厚生年金保険被保険者記録は、紙台帳として、地方庁において保管・管理（報酬・脱退手当金等etc記録）していたが、IBMのコンピュータ化に伴い社会保険庁に移管。
（かなふり）氏名・生年月日・報酬等の記録は庁において集中入力処理!!
その後の厚生年金被保険者記録は、原票方式となり、その都度庁へ週1～2回カバンに格納のうえ進達していたので記録洩れはないものと確信しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に2号被保険者に得喪が生じた場合配偶者の3号被保険者並びに2号被保険も1号被保険として強制加入するものと思料するが、この空白期間が生じない対策として、得喪届に被保険者住所を記載していただき、市町村に提供し万全を期していたものと記憶しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

民主党政権が考えたらよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何も問題はなかった。1年2年前、民主党の長妻が国会質問をしているのを聞いて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は主として総務関係の仕事をしていて業務の仕事はしていない。仕事は社会保険庁の指示及び指導のもとやってきた時に反省点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 我々が採用された昭和30年代頃、就職難の時代や、特に女性の就労がより難しく、就職するために年令を偽り就職する者が多くいると聞いていた。

2. 昭和30年～40年半頃か、女性が会社を退めると、ほとんどの女性が結婚費用にするため脱退手当金を受給していた。
支給すると名簿に脱を押していたが、そのゴム印の色が確か緑色、長い間に消えてしたったものが有るのでは、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

5,000万件の未統合記録のうち、どの程度かわかりませんが多分に年金受給者の長い間の就労期間で、その内の1年未満のような短い期間については、本人が年金請求時点で、その期間分は承知で捨てているものが次山あると思います。
これら記録は、今のコンピューターの時代と違い何人もの手を経て管理する間に、氏名、生年月日、厚年番号等に相違が生じ統合出来なくなっているものと思はれます。よって、本人が承知で捨て、諦めている期間で完全解消は難しいのでないでしょうか。

空白期間はありませんかと問うても → ありませんの返事が返って来ると思います。
異議申立事項のみ追跡調査をされては、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、加入者の重要な記録であると認識し処理に当っておりました。

問題の存在は新聞報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(反省点)

- 我々の時代についても制度の周知徹底に努めてきましたが、年金受給者も少なく、一般の制度に対する関心が薄かったか、
- 手作業積重が負となった。
- 記録管理をいろいろ変更したこと
- 制度を度々改正することは問題が生じる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状況がわかっていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題なかったと思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別な認識はしていなかった。
又、年金の問題点としては「同姓同名」での誤りを危惧はしていました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・名前のみではなく、住所(番地まで)の把握までの必要性があるのでは と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この様な問題は私が知る限りでは認識していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

先ず原因を究明するとともに責任の所在を追及することにあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は名簿と台帳整理のため業務センターから記録の照会データがあったが再三同じ氏名に係る照会があり問題の複雑さを感じた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・名簿の整理および台帳の適正な記入を指導。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の調査について、大半が文書にて処理としていますが、当人に面接して説明を兼ねた調査を増やすことは出来ないか。
(面接は、永張するか、又は、当人が了承すれば事務所の窓口利用する。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

上司の指導により、手作業にて、名寄作成、台帳作成等に毎日が追われていたので、このような問題は考えていなかった。又、会議研修等でも議題に出なかったと記憶しています。
問題が存在することを知ったのは、新聞やテレビで報道されて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所から記録調査(名寄にて調査が主)の依頼があり、本庁前から出勤して調査を実施しました。
反省点としては、根気よく一件でも多く、早く調査をすることと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題に関係のある業務一課、二課、徴収課、年金事務官等に在籍したことはありますが、当時年金請求者、年金受給者も少数で事業主、被保険者等から不平、不満、質問等はく問題はありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点は付かったので解決策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時年金記録問題について事業主、被保険者等からの不平、不満、質問等なる問題認識はありませんでした。

問題の存在するのを知ったのは当時長妻議員（民主党）が国会で追求しマスコミで報道された一昨年頃と記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に誤りが生じた要因は憶位をつければ①事業主（保険の適用もれ、試用期間の適用もれ等）②被保険者等（脱退手当金の受取り忘れ、年金手帳の重複等）③行政（追逐時のチェック体制）にあると考える。

反省点は事業主講習会、研修会の開催、広報の推進等積極的に実施する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない。

ご協力、ありがとうございました。

08

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般的なことしかぞんじない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記すべき方策はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍中は、このような年金問題はほとんど認識していなかった。
・問題を知ったのは、マスコミ等で報道された時点。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、
チェック機能の充実、各種届書の適正化のため
事業主等への周知徹底、指導調査の実施等が
挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、報じられている対策を、ねばり強く継続していくことが最善と考える

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、事象が表面化しておらず、問題認識が無かった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

明確な答えが見当らないのが、現心境です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は老齢・障害・死亡の給付として社会保障の極めて重要な業務です。
年金記録問題は新聞、テレビを通じて知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍時は、常に年金記録と事故リストの回答を社会保険庁へ進達しました。
現時点では、ある一定の年齢に達した時に年金加入記録を個人情報として通知しておけばと個人的に考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1、厚生年金旧台帳(紙台帳)の照合調査
2、年金特別便等無回答者に対しても調査を徹底
3、国民年金については、以前は適用、収納を市町村で行っていたため、備付台帳が残っている人については、これを利用する。
4、住民基本台帳の利用を市町村に依頼し住所の調査(厚生年金)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

小生が退職したのは平成○年○月１日であり、その後基礎年金番号が導入され、此年年金記録問題が浮かび上って来た。在職時には全然問題視されていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題視されだしたのは数年前であり在職時は特に対応することもなく、通常の処理であった。
現時点でかんがえると、基礎年金番号導入時、急がず徹底的に調査のうえ実施させるべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和４５年頃の記憶ですが、適用関係業務を担当していた。４月１日に付け人事異動の前日に窓口対応をしていた際、４０歳前後の女性が来訪し氏名、生年月日の全てが異なる厚生年金被保険者証４枚を持参し重複取消を申し立てた。

内容が全て異なることから、事情を尋ねたところ、入社時に租税を免れるための偽りの届けをしたとのこと。また、生年月日については、求人の年齢制限に合わせたものと申し立てた。はたして、全てが当事者の厚生年金被保険者のものかどうか疑問に感じたが、翌日に他事務所への勤務のため事務処理を上司に引き継いだ記憶がある。

また、求人の時の年齢制限に合わせるため、生年月日を偽った届書などは事業所の調査時点でも発見することは不可能で、このような事例は多数存在するものと思っていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民総背番号制度の導入が必要ではと考える。

被保険者の突合等の作業は、アルバイトでの対応よりOB等の実務経験者の活用が適切ではと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に国民年金の納付の件について
事が納付、夫は未納、また逆のケースは相当あるが方ではあり得ないような発言をされていますが一度納付督励に行ってみてはどうですか。
(夫婦別会計の家が相当あることを目で見てほしい)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方保管の年金記録台帳等関係するものを全てをほおり出し整理したうえで不足分を地方庁に助けてもらう形をとるのが一番(今の段階では住民は全て地方庁(社会保険事務所)が勝手に記録を消したとして窓口での喧嘩気みた話し合いが多々あります)

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方庁に採用された時には既に被保険者原票になっていましたが、当時でも年金番号重複届、氏名変更、職務届、職務届の一部を進達するための届書が3枚複写を採用されていました。その届書の3枚目を県単位に設定された月日に庁へ進達することになっていました。庁は進達された3枚目で個人台帳を整理されていたものと思っていますが、読みにくい届書もあったものと思いますので完全処理とはいってないと思われます。（地方庁への照介はほとんど無かったと思っています。）

また、原票以前の地方庁は名簿で処理されていますが、この時期も届書の3枚目を庁へ進達し業務センターで個人記録を整理するという処理方法がとられていたようですが判別、解読しにくい3枚目の届書で庁が個人台帳を整理していくということは不可能であると（S45年）思っていたところ現実となってなさけない結果となってしまいました
見にくい3枚目の届書で台帳整理ができない届書は事故リスト（照介するなり、返戻するなり）として地方庁に確認していれば多少なりとも助かの手もでたのではないかと思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

庁の問題であるが名簿当時から個人台帳整理にかかわった女性職員（相当数）への指導不足がもろに出たものであって手の打ちかたがないものと思う
地方庁に頭を下げて助けてもらうしかないと思う（現職の者では台帳当時のことは分かっていないので現職を責めることは筋ちがいと思います）

庁の通知、監察等によりオンライン入力後処理結果リストと届書とのチェックを行うとされています。台帳当時庁では処理後のチェックさせる指導がされていなかったと思われますので、この問題は地方庁の責ではなく庁の責任だと私は理解しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 8月より面談の仕事に携わっていますが件数の多さに驚いています。
- ねんきん特別便の送付により本人より回答がお提出されていますが事業所名がオンラインの記録と不一致が非常に多く、年金額を増額するように本人に勤務していた事業所名をおもいだしていただくよう協力をしてもらっています。
- しかしながら未統合されていない記録を統合することにより増額にならない人や減額される人も多数います。
- 本人に有利にならない人は未回答者でも統合を職権等で実施すれば未統合の件数は減少するのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 年金記録問題を解決するのには本人の協力がなければ解決はできません。
時間をかけてする以外に方策はないと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号を設定の準備時に在籍していましたが本人より未回答が多く今後裁定時に問題が発生すると思われた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・基礎年金番号の設定時に未回答がないようにもっと努力をするべきであったと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・ありません。出つくしているのでは？

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・問題点の全体がどうして起っているのか十分に理解できませんので、その方策が浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録の管理の必要性は十分認識し適正に対応していたと思っています。
問題が起ったとのことを知ったのはここ数年のことです

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・もう少し被保険者、事業主等の自己責任もあるべき点も示すべきであったとも思いますが？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申しおと記録の相違については、旧台帳との照合、事業所適用の有無、当時の同僚上司等の名前から確認する方法や、重複している番号があるのではないか等地道に調査する以外にないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特に問題になっておらず、知ったのは数年前からです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金制度による年金の一元化を急がず、慎重にすべきであったと思われます。
また、旧名簿、旧台帳等は焼却せず残しておくべきであると思います。
なお、国民年金については、資格確認、保険料徴収等の業務について、市町村に引き続き委託しておれば混乱が避けられたのではないかと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・未統合の記録について
・事業主から取得届の提出にあたり、氏名を通称名等、戸籍上の氏名で届出になったもの。
・当時の採用条件に何歳以上以下と言う年令制限があり、生年月日を詐称して届出た者が、数多数あったと思われます。
・業務センターでパンチ業務において入力誤りがあったのではないかと考えます。読み合せ等のチェックを行っていれば防げたものもあったはずです。
・業務センターからのリストによる照会・再照会についても再チェックを確実に行っていれば未統合件数も減せたものと考えます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・届出の正確を期するためには、国民総背番制等のような一生涯変らない社会保障番号等の施定による管理を徹底させることが望ましいと考えます。
・制度的に年金機構と社会保険の二つの制度による事務処理が行なわれるようになったことを機会に二つの機関で相互にチェックができるシステムを取り入れることも入力ミス・統合ミスの削減につながるものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は年金記録問題は起っていなかったと考えます。
大きく報道されるようになったのは退職後と思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について ある年令に達した時、
例えば 30代 40代 50代、60代に記録の確認を行うようにし、記憶の確かな事点での再確認を求めればよかったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「どのような策をとればよいか」と問う前に社会保険庁がどのような策を考えているかを示してから、策を問うのが筋ではないのか！
本庁はいったい何を考えているのか！
又、今頃になってからこのような調査を行って、何を考えているのか疑問である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁がシステム改善を図れば万全という姿勢で地方に示してきたのでないか。
今ごろこのようなことを問うのはどうかと思う。システムを改善する際地方の意見を充分とり入れなかったからこのような状況になったのでないか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

アルバイトを多数やとい対応しようとしても無理がある。一定の知識をもった人間がじっくりとこしをすえて対応しなければ改善はできない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の記録については、市町村との関係から適正な処理を行っていたが、このような大きな問題が発生するとは想像もしなかった。
平成9年1月の基礎年金番号設定の際、詳しく調査確認が必要。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の場合、事業主からの届出により被保険者の加入等を行っており、生年月日、氏名等が現実と異なる場合があったのではないかと思われます。
法的に加入者の戸籍等との確認を行うべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旧台帳との照合等は、住所・氏名・生年月日の確認について市町村の協力を得て実施していくことが良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・老後の生活の糧となる重要な業務と認識していました。
・退職後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・個人の将来の年金权確保という観点に立ち、制度への深い理解と、的確な業務に努めてきました。
・長期に渡る運用であり、何よりも正確な記録の保管と、緊張感をもって業務を遂行することが重要と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません(特に気付きません)
(※社会保険へ37年間勤めたうち、
国民年金関係が33年間でした。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とにかく、大量の人海戦術が必要でしょうが
1件1件照合して最後までというのは、とても
大変だと思います。
(2年間ではとても無理なような気がします)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金関係業務ばかりでしたが、
とにかく正確に記録していくことが大切と認識して行っていました。
国民年金の場合、市町村から納付報告が来て、社保で台帳に記録して、社保庁へ進達するという三つの記録がありますので、まず、市町村の記録と社保事務所の記録を正確に行うようにしていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の場合、社保事務所が1年分の記録を終えると、
毎年6月～7月にかけて、社保の未納者分について、市町村の記録と一致するか、毎年1回照合していました。
また、3年～5年位ごとに、社保台帳の記録内容と、市町村の台帳の記録内容と、照合を行って、正確を期していました。
※記録問題、年金問題の一因は、年金法の内容が大変複雑で、法改正が何回も行われているがゆえに、その内容をすべて理解している社保担当者はとても少ないと思われます。
年金制度内容がもっと単純で、国民みんなにわかりやすい内容であったら良いのではないかと日常々思っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特別便等取り組みが行われているが、これを着実に行うとともに、今後について業務量の問題もあるが、新規あるいは再取得時に過去記録を被保険者等に確実に周知する必要があると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度の円滑な運営に資するため、適用の適正化や財源確保のため保険料の徴収業務を重点に取り組みを行ってきたが、年金記録の問題については、地方庁の一員として、事故件数や事故原因の認識も不充分であった。
記録問題の件数等詳しい内容は退職後に認識したものであります。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号統合後、速やかに事故件数や内容を職員個々に認識させるとともに重点的に取り組みを行うべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判らない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道機関により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民総背番号制にすべきでない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

家族形態の核化が進むなか、老後の福祉充実に向けて、年金制度の適切な改善が討られてきた分けですが、その進む早さと、過渡期である膨大な年金記録等の事務処理に対して、IT化を中心とした、時代の要請が、一歩、遅れてしまった結果であると思います。

昭和50年代後半頃認識しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁のIT化推進と、地方庁の指示により仕事をしていました。

IT化の時代が、あと、20年は早くくる必要があったと、思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金受給に係る、原資として認識している。

年金相談時等に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の照会により、（届出）対応していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

広報の充実

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金導入前の記録喪失は、当時の制度では存在している事はあり得る事であり。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所研修会、市町村研修会での制度の趣旨説明等の徹底。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>(e) 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に調査、記録収集を続ける

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は庁の通知通達等に基づき業務を遂行していました。
報道等でなされて以降知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な努力と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していませんでした。
マスコミで報道されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

膨大な件数を手作業で行ってきたこと

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別記以外はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 台帳及び被保険者名簿とコンピュータ記録との突合
2. 市町村台帳との突合
3. 定期的に被保険者の方に加入期間、納付期間を通知する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、平成9年1月以前の厚生年金の年金手帳の払出が1人の被保険者で複数の年金手帳が払出がされているケースがあった。

2、市町村で国民年金保険料の収納を行っている時は社保事務所台帳と突合しチェックできる体制が出来たが、収納事務が社保事務所に移行後は出来なくなった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1、複数の年金手帳の払出は基礎年金番号制度で改善できたが、以前の年金記録が整理できなかった。

2、地方分権による国民年金収納事務を市町村から社保事務所への移行し保険料の未納の督促等に力を入れて、年金記録の情報開示を積極的に行ってこなかった。もと被保険者の視点に立った仕事が必要であったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在職時は問題はありませんでした。
○ 退職後、平成○年度以降と思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金に加入し年金番号を取得しているにもかかわらず職を変え別会社へ再就職した時に新たに厚生年金番号を取得し1人の被保険者が二重、三重の記号番号を重複に取得しているケース、また会社へ入社する際に、年齢(生年月日)を偽って入社し厚生年金番号を取得してる被保険者がいる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

収入主人特別便による お知らせを再々送付し年金記録を認識と共に確認をしていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピュータに収録されていない記録があることは事務処理上で知っていた。（裁定時に調査確認し処理できる範囲の件数であった）

未統合記録が５千万件、コンピュータに収録されていない記録がこれ程多いとは思っていなかった。

このような問題があると知ったのは、退職後、新聞・テレビ等のニュースで知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入にあたり、導入後は記録管理は確立されていると思いますが、年金制度が始まった当初（戦前から）より１被保険者１番号の背番号制として確立し管理されておれば問題発生が防止できた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | (現職者)　退職者 |
|---|---|
| 所属 | (本庁)　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g). 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(□年、厚年記録について)
すべてを解決することは不可能です。
最終的には、政治的(法的)処置かと必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の保管、保存が紙媒体によるものであるため正確に長期にわたり保管、保存には限界があった。

※ 名簿のすりきれ、破れ、インクのにじみ、水害による被害等で、期間の調査依頼の結果が、調査不能に終わることがあった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保有(であった者)からの調査依頼には、必ず見つけてやるという姿勢で臨むも　上記のような状況に判明しないケースがあった。

手作業から機械処理への移行がもっと早い時期になされておればと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・虚偽の氏名・生年月日を使用して届出のあった年金記録
・資格取得後、数日で無断退職とされた被保険者の記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人の申告、および事業所の証明が必要
・厚生年金被保険者証を本人が受け取っていないと考えられるため、前後の記録と本人確認

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重複して番号を持っている方が多く、本人の申出、年金相談時等で確認する方法で解決することが最も良い方法と考えていた。

年金記録問題が本人の申出による確認が必要と考えていたため大きな問題であると考えていなかった。

年金記録問題が大きな問題であると報道された時。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○国民年金については、市町村の納付記録が有れば認める。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○適正に事務処理を行っていたので、何も思わなかった。
○平成18年以降に問題が存在することを知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○上方、局からの指示どおりに対応しようとしました。

○現時点でみた場合の反省点
事業所からの再取得届には、年金手帳を添付するまで受付ない事を徹底する必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道な突合業務の継続

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全般的に社会保険の業務処理の仕方
時期 わかりません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険組織のとりくみ方

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合は請求時に個々に確認するので余り問題意識は持ってなかった。

時代にそぐわなくなっていることを庁全体で早く気付くべきだったと感じています

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役の方には申し訳ないがコツコツとやるしかないと思います。職員に対しても記録に対しても それによって国民の信頼を少しずつでも回復する

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金問題の解決にむけ多くの優秀な職員及び年金事情等に詳しい職員が「作業に従事しているが通常業務と並行して処理をしており作業が進んでいないのが現状であるから、年金記録解決にむけては通常の業務から職員を割はずして、年金記録に従事専念できる体制づくりが必要では？
(年金記録一大幅な職員増が必要)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

新聞等でも大きく取り上げられ強く認識するようになりました。
（それまでにも、話題にのぼっていたと思いますが……。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題は~~[illegible]~~問題が大きすぎて現場では夜遅くまで職員が一丸となって取り組んでいたが、年金記録問題に従事する職員を大幅に増やすどころか、職員が減少する状況であった。
本庁と現場の考えに大きな隔たりがあったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の知る限りでは、世間一般に知られていない問題はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決には相当の困難な問題が伴うと思います。この問題が起きてから事務局保険課で漢字・かな変換作業にタッチしましたが、旧台帳にも色々あり、どれがどの時期に転記されたのかも不明で、転記ミスと思われる記録も多くありました。
単にコンピューターによる照合では解決できません。本人、家族はもとより、同僚、上司、友人、親籍、近隣住民等の記憶に基づく協力は不可欠ですが、社会保険事務所において記録業務に精通した職員や、過去に厚生年金や国民年金の原票や旧台帳記録の業務や年金裁定業務に従事した職員の協力は不可避であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted] また、その後、退職するまでの間の数年間においても国民年金業務に従事しておりました。当時、国年の納付記録については規則検認を行っており、また、電算処理の市町村も多く、未納者通知の際は、市町村の未納者記録と突き合わせを実施していたこともあり、台帳転記時のミスや市町村職員の横領なども知らず、大きな問題とは認識していませんでした。

・同一人が年金手帳を数冊持っていたり、厚生年金被保険者証を数枚持っていたり、紛失したりとかの問題が多く、また、本庁からも三重は再裁定の比率が高いので、本人・配偶者の職歴確認を徹底するよう指導を受けていたこともあり、年金請求時においては、本人への職歴等の確認を徹底し、記録漏れがないよう細心の注意を払っておりました。

・基礎年金番号導入時には、裁定時や制度間異動の際の確認の徹底や本人への事前照会などで、こういった問題が徐々に解消に向かうと思っていました。正直、未統合記録件数が明らかになって、この問題が大きくクローズアップされるまでは、国民に対しての裏切り行為であり、また、解決には大きな困難がある問題とは認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識を踏まえて、

・事業主説明会及び社会保険労士会においてこの問題の説明、謝罪と解決への協力依頼を行った。

・事務局、社会保険事務所ではこの問題を最優先し、夜間、土曜日開庁にて、照会対応による取り組みを行った。

反省点について

基礎年金番号導入時において

・全ての記録を磁気記録化し機械的な突合を実施して本人照会を徹底すべきであったこと。

・市町村が保有していた資格・納付記録の突合せを実施せず廃棄を認めたこと。

・基礎年金番号と住民番号を統一できなかったこと。(もっと早くから年金番号を住民基本台帳必須記載事項としていればよかったと思う。)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>(h) その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は、長い年月をかけて積み重ねられたものである。
古い記録には、紙管理上、判読不明の文字、手作業による
脱字、誤字、オンライン切替時のカタカナ入力等が考えられる。
保険者の古い記録と被保険者の古い記憶とを一致させるとは、大切ではあるが、限りある時間と費用を考えれば、
性善説に立って、前後の記録を勘案して、すべて救済
すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時、年金記録問題は、存知していない。

平成18年6月頃 新聞報道等で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

年金記録は、厚年にあっては、被保険者→事業主→保険者
同年にあっては、被保険者→市町村→保険者と、被保険者と
保険者の間に、事業主又は市町村を経由して届出がされて
いたが、届出事項は、信頼の上で成り立っていた。
保険者の責任をマスコミ等で一方的に報道しているが、
3者それぞれが、責任を持って対応するよう、当時、もっと
徹底すべきであったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人申立に基づき迅速に訂正するというパターンと考えます。
不正に給付にあたっては、その時に法的処分ですれば良いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に本人取歴に基づき不統合記録も整備されて支給されると考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

取員組合の電算機導入反対などがあり、スムーズな記録整備電算化が進まなかったと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に年金記録問題が存在することを知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新たな問題は承知していません。
年金記録問題の原因として、納付記録が正確に入力されていない等の事務処理上のミスはご指摘のとおりですが、事業主から提出される資格取得届の内容が原因で統合できない事例もあると思われます。
氏名・・・・本人が会社に本名と異なる通称名で申告。
生年月日・・・本人が採用年齢があるため、偽って申告。
取得年月日・・会社が試用期間を除いて届出。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業所では本人履歴書のみで採用する事例があると思いますが、履歴書の内容が正確でない場合、資格取得届も誤った届となります。
今後、宙に浮いた年金記録をなくすためにも、資格取得届に公的機関の発行する証明書を添付させることも必要ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録の問題は全く意識していませんでした。当然、正確に収録されていると確信していました。
記録問題は、新聞報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別に問題意識はなし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政が最善の方法として対応しているのであるから退職者が口をはすべきでない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時では問題はないと認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

我が国は厚生主義であり請求時に給付すると考えていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

| |
|---|
| 存じていない。 |

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

| |
|---|
| ／ |

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・被保険者が、二以上の記号番号をもっているケースが多い。
・被保険者が、偽って生年月日を申告しているケースも有る。
(昭和40年ぐらい?の疑重複者の事務処理のとき)
(本人に照会しても、回答のないものも多かった)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の場合

- 被保険者 → 納付組織(納税貯蓄組合婦人会等の団体) → 市町村 → 国(社会保険事務所)へと保険料が移されていく中でミスが生まれたものもあったのではないでしょうか。
- 昭和40年代に知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 特に対応していない。
  国(社保庁)のマニュアル通りに従っていた。
- 被保険者 → 国(社保庁 社保事務所)に直接保険料が納付されたらミスもある程度防止できたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし
本人の申立てを丹念に調査していくことしかないのではないか。あんま人特別は非常に有効と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

転勤ごとに被保険者証(「年金手帳」に改正されてからは少なくなっている)の重複交付されたケースが多く、ずっと記録統合のネックになっていたと考えられる

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の重複交付の未然防止に日常業務の中で関係者に徹底されていれば防げたようなこともあったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不統合があれば、業務課よりの照会により、調査回答されており、記録問題は存在しないと思っていた。また、仮に本人申出と相違するものがあれば調査すれば判明していたと思っていた。在存を中知したのは社会問題となってから。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録整備は予金を期してきたつもりであり、されていたと考えていたのに、現状には残念でならない。しかし、この結果をみて関係者全員が記録の長期保管についての認識が不十足であったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつかない。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的に、どのような記録が未統合になっていきか、分らないので、思いつかないが、短かければ短かいほど（期間）よいと思う。なぜなら社会保障制度の主体は年金制度であり、それが揺いでいては、制度不信につながると思うから。

方策としては、未統合、未収録の中には、死亡・氏名生年月日の誤届出等多数あると思う。国の保管する記録を主体ではなく、一定の制約のもと、本人申し出を主体として整理してはと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他に特無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当者の話を聞き取り時間をかけて探す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金相談業務をするようになった時に知り、時間のかかる問題と考えた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・詳しい聞き取りから記録を探し対応しようとした。
・届出事項等のチェックが出来ていれば防げた事が問題を大きくしている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

無

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

無

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

通りの処理がなされていることと確信しておりました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

それぞれの問題と方策が考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後を託す極めて重要な記録と認識していてこのような問題が存在していたとは心外で、職務に邁張ってきた者として情けなく無念の至りです。

マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、当時は無理だったかもわかりませんが預金通帳のように本人すて記録通知をしておけばよかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、将来の年金権に影響する長期にわたる重大なものであり、その管理には万全を期さなければならない。

事務処理方式の変更等による、電算への切替等処理段階で一時的に事故件数が発生することは認められますが、未統合票の数字がこれまでに大きなものであることを知ったのは、平成19年に「早に浮いた年金記録問題」がクローズアップした時です

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の事務処理、年金記録は手作業(紙台帳)から機械処理、さらには電算処理に移行し、また年金制度も平成9年に基礎年金番号導入となりました。

それぞれの過程の節々における切替え処理の事後の対策(応)が若干おろそかであったかと思われます。

基礎年金番号導入後、年金記録問題がクローズアップされるまでの10年余の間にねんきん特別便的な対策が計画的に実施されていましたら、かなり解消がはかられていたと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○問題認識
基礎年金番号の未統合については、年金への関心が薄い人がまだまだ多くいて、重複加入の整理や氏名変更(特に女性)の手続きがされていない。また、事務所指導にも限度がある。

○問題の存在を知った時期
昭和40年

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○対応
県や市町村の広報媒体を積極的に活用するようにした。

○反省点
事務所指導を積極的に行うには、職員数に限度があり、十分な体制が取れなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来年度より

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に予定なし

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金受給中に厚生年金　被保険者加入していた事業所が発見され早速年金額の修正手続を取ったが加入もれの期間が1年未満でも年金額が増加するものと思っていた。
ところが発見された期間は数ヶ月で標準報酬月額も低く修正の結果従来の年金額よりも年額で200円前後減額されたと記憶しております。
1ヶ月加算しても年金額が増加すると思っていたが結果は減額となりびっくりしました。
説明によるとも加入していた報酬月額が低くかつたのと追加加入月数も少なかつたので平均標準報酬月額を修正しても以前の額よりも少なくなつた。
平均標準報酬月額が同じぐらいだと増加するが低くなった人の場合は減額となるケースが出るとの事です。本人には説明して了解してもらいましたが、私しの気持は複雑です。
私が退職後の年金相談を受けた事例です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平均標準報酬月額と厚生年金加入期間(月数)によって年金額が計算されるため事例の結果となった。
現在は全く発生しないと思っております。
今年金を貰らっている受給者の平均標準報酬月額と、もれていたとして考えてみるともれていた分の平均標準報酬が極端に低い額にならない思えます。
しかし用心はしておいた方がよいかも知れません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が社会保険事務所に勤めているときに年金記録は手書きから機械化に切り替えのときで被保者台帳も社会保険庁へ引継をしている筈ですが突然引継の記憶が思い出せなくて困っている状況です。
被保険者自身も年金記録に感心を持ち被保険者証を2枚以上持参している被保険者から1人1枚の被保険者証に事業主を通じて整理の申出が提出されている。特に多いのが氏名(名前)の誤り(ひらがなと漢字の違い)次は、生年月日の相違これは、相違の理由が判からないが戸籍、住民票を取る必要がなかったので、親から聞いた生年月日で届している。
したがって、就職していた会社で本人を確認の、訂正届を受け処理をしている。
年金記録問題は一番基本になるもので、個人的に処理するものではないので、国主導で処理されるものと理解している。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| | |
|---|---|
| | 年金問題は最初にみつかった記録を正確に管理しておくことは当然ですが、以前は被保険者台帳に記載はインクヒペンを使用して記録していたので台帳に記載の文字の一部がインクのためかニジンで読み取りにくいが判読には支障がないので手を加えていない。<br>なお被保険者台帳の移管は予定通り完了しておりますが正確な記憶は残っておりません。 |

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が年金業務に直接携わったのは、昭和40年代の後半までと思います。かなり以前のことで、在職中のことを思い出そうとしますが、断片的なことばかりです。
在職中その時々において、精一杯誠実に勤めてつもりですが、絶対に間違は無かと問い詰められれば、転記読合せ等~~[illegible]~~を思いあわせ、絶対間違いないとの自信もなく、迷惑をかけていることもあるかと思います。よろしくお願いします。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙台帳時代の事務を 、担当した経験から述べますと
1、資格取得届の 誤字、判読困難、虚偽内容, 癖字、楷書でないもの、生年月日の誤り(2月30日)など想像以上に多く、返却、調査照会に、日常苦慮したものです。元の届出にその原因が多くあるのです。

また、その他の一例を挙げますと、
① 就職時、一般的に不都合な前歴は、隠すもので。学卒後、前歴の無い方が、専門の経験や有利な資格を除き、採用条件が良いこと。
② 駐留軍施設への雇用に、年齢制限が有りましたが、申告制で、特に女性の年齢詐称は、黙認されていたこと。
③ 資格取得届には、住所やルビの欄が無いこと。通算年金通則法を始め、度重なる法改正に、記録内容が追いついていないこと。カナ入力から漢字入力や変換になったこと。
④ 脱退手当金が有った頃、特に女子の場合、退職金のように請求され、事業所の請求代行があったこと。(脱退手当金廃止の時には、反対の座り込みもあり、再三延期の経緯がある)

これ等の、永年の誤りや、入力転記ミスに繋がる要因の蓄積が、未統合の原因と思います。
一方的に、社会保険行政への非難で有りますが。単純なものではなく、行政に起因しない要因も絡って被っている感があります。

2、未だに、社会保険制度が、強制適用で成り立っていることの認識が、一般的に低いことが有ります。
身近な例では
① 求人広告を見ましても、強制適用で有りながら、待遇欄には、社会保険「完備・有無・何か月後に加入」など経営判断で加入が左右されている感がしています。
② 企業内の役職階級で、加入時期を差別されていることも存在しています。
健保組合には加入しているが、工員は、厚生年金加入していなかった例もあります。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

元の届出書に、これらの誤りが生じていることを想定した方策が必要であると思います。
旧台帳との突合は、入力ミスは判明しますが、元の誤った届出にかかる台帳との突合は、効果に疑問があります。
旧台帳を移管した時には、念のため名簿との再突合が行われています。(グリーン 突合 ㊞)

同性同名同生年月日など統合につながる記録情報は、出来る限り本人に公開して記憶を促すのも一つの方法です。
過去には、戦災で焼失した台帳を、本人の申告のみで復活した経緯も聞きおよびます。

届け出の誤りは、現在も発生していることが、想定されます。
本人に記録内容が、伝わっていなかったことが、大きな原因と思いますので、コンピューターの向上により、いわゆる「年金通帳」の導入が、将来に向けて解決の早道と考えます。早期導入を望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３） あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶を辿れば、昭和30年頃には記番号の重複は、多く存在していたと思います。
そのころ、統一整理に努め、手書き台帳を、生年月日順に並び替え、疑重複を事業主を通して、本人に照会したことがありました。
しかし、前歴暴露のためか、別人との回答が多く、その効果に疑問を持ちました。

そして、将来の給付請求時には、充分な調査が必要、と思ったことが、記憶に残っています。

したがって、将来への記録の不安はありましたが。年金を請求されるときには、被保険者証(年金手帳)、重複の場合は二枚以上・公簿(住民票など必要書類)・経歴の申告書、の添付書類などで、充分な調査が行われ、解決するものと、認識していたと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて，あなたはどのように対応しようとしましたか。
また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が、反省点として挙げられるとお考えですか。

今にして思えば、私の資格台帳担当時代の経験を踏まえ、記録システムの改善を、中央に協力に提言すべきではなかったかと、反省しています。

しかし、当時としては、年金業務室が設置され、機械化が始まり、中央の高度な専門職員の指導立案を信頼していたもので、現在の年金記録問題は、とても想定できる状況ではありませんでした。
この問題は、全国的なものであり、各地方の事務能力云々だけでは無く、記録システムそのものに、問題か有ったと思います。

なお、移管した旧台帳の多くが、コンピュターに入力されていなかったことを知り、驚いています。

また、コンピュターの発展により、 請求主義は、改善されることを望みます。

今日、云うまでもなく、社会保険は多くの方々の生活を救い、支え、無くてはならない制度になっています。私は、厳しい非難に心が痛みますが、永年、この制度に携わったことを自負し、感謝しております。
現役の皆様の、一方ならぬ御苦労を推察申し上げます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

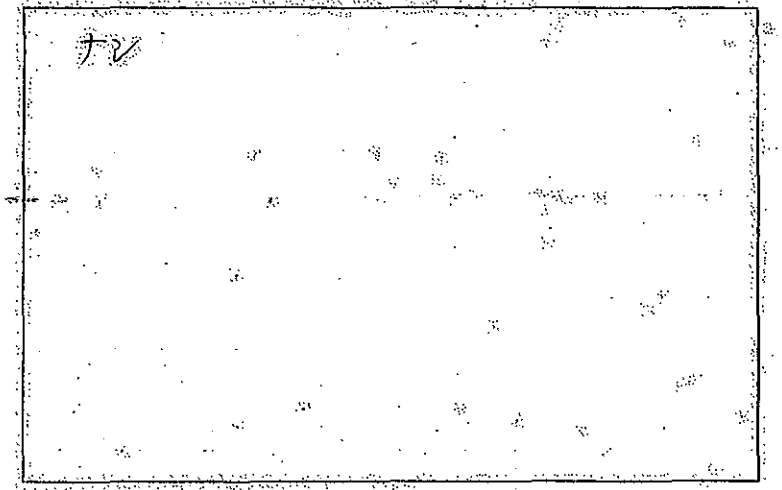


(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

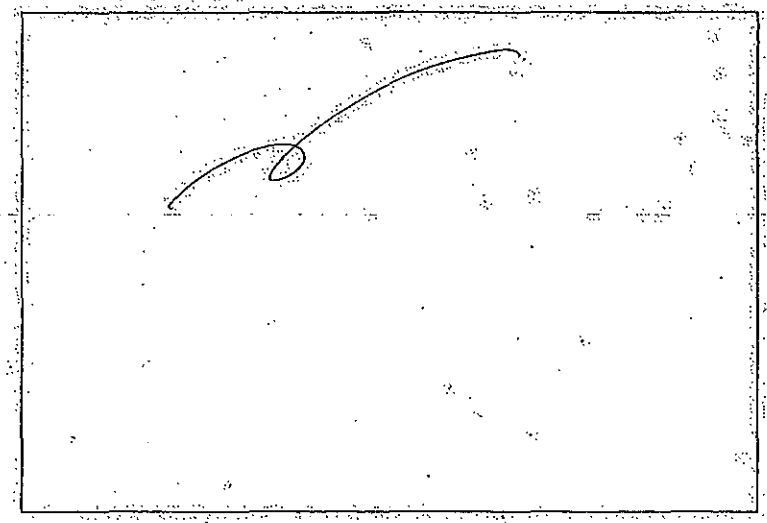

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・問題としての認識なかった。

・テレビ等で報道されてから。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題がありませんでした
退職後です

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題が分かった
書類審査であった(事業所諸様との完全も含み)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施中の方策

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

（質問2）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は日本の年神様の歴史そのもので、申告主義は必然かりやっとはいった、どんな方向の後半といえども歩んできました。七十余年に及ぶ制度が時の流れに従い、経済、社会の変化とともに行余曲折しながらも、今日を迎えられたことは日本の誇りとするところです。
いつの時代に於いても、年金は時に政治のかけ引きの道具に使われてきたことも不幸の承元であるところです。それなや、度重なる制度改正に振り回されることが多く様々な視点からかえたきまごの制度運営が行われてきた訳で個々の意見などが反映されうるはずもありません。
20年間積もった課題を今、どの様に認識していたのか、どの様に対応しようとしたのか、どの様に反省点があるのかなど、聞いてみることも大切な事ではないでしょうか。
日々の生活よりも長い年月の歩み運営のずさんさなど教育に服がない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

うに(ル)

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に年金記録問題の存在を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入後、年金手帳のようなもので、年金記録情報を積極的に提供するべきではなかったかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在職時に問題はありません。
・退職後に新聞等の報導で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・昭和20年代の学生年台帳への記録に懸念しています。
(当時の台帳の不要の不良のところにインクで記載していたので、さらにインク、ペン先の交は補充がおぼかしいときでした。)
しかしいずれにしましても今回の問題は記録作業のシステムが不良ではなかったかなと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問2）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記載する事項はありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ほへあソま せしソ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁から多くの国民の信頼を取り戻すべく、紙台帳とコンピュータ記録との突合、被保険者記録を受け取る本人との突合、年金相談等、様々の努力をされていますが、効率などを考えて一気に処理するのは、莫大な労力もかかるのと、多くの人が、協力して効率をしようと、処理をしてくれるのではないでしょうか。

まずは、分かりやすい表を作成すべきだ。つまり、次の3種類の表を、年金受給者(分けなくてもよいと考)の方々の元へ送付するのです。1つ目の表は、すでに、社会保険庁が確定した(うたった)それぞれの年金について、年額の表示例の元表を同封、次の通りに、2つ目の表は、年額の表示例の元表を同封、次の通りに、3つ目の表は、年額の表示例の元表を同封、次の通りに、それぞれ、年額の表示例の元表を同封、次の通りに、

社会保険庁から、年額の表示例の元表を、それぞれ、年額の表示例の元表を同封、次の通りに、それぞれ、年額の表示例の元表を同封、次の通りに、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

真面目に納付してきた方からの不平、不満のでない解決

○納付証明できない方
　当後の納付状況から判断して明らかに偽造性のある者は認める。

○上記以外の救済に値する方
　最低納付期間又は金額を定めて救済

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 全般的には正しく記録管理されているものと理解していた。
- マイクロフィルム、統合後の管理期間は承知していたが、国民年金手務期間が多く、詳しくは知っていない。年金の請求時に調査して解消されると理解していた。
- この問題を知ったのは、マスコミ報道後のことである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

及省点

- 納付記録照合の徹底
- 毎年度納付(加入)状況の報告(報酬額も含めて)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この事を知った時この問題はありませんでした。
退職後新聞で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

調査が全て書類による審査でしたので それ以外の手法が
とれればよかったと思いますが……

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが及びません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

―― (上記のとおり)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法律 改正されようとしている次の点と問題点

。年金資格25年の短縮（15年や10年へ）

。20才から60才までの40年間が、原則として年金を受けるために必要な掛金納付（免除を含む）であり、そのうち25年以上あればO.K。（逆からみれば、15年未満のサボリは許される！。）

。税金を40年間のうち、滞納が少しでも許されるのか？。義務教育（6年＋3年＝9年）は必要とする人になり、5年、7年でO.Kか？ 決められたしくみを考えることが社会秩序を考えることから必要であり、（15年以上のサボリが許されるとは[illegible]）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

法律にもとづき、会社から提出された書類によって事務処理を行って来たので、特に問題意識はしてこなかった。

特に行政の事務処理と会社の提出書類の内容をその都度チェックしていたので保存記録との不一致は地方では考えられない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者記録の事業所と社保庁記録の不整合は、手間がかかりますが事業所の「労働者名簿」「社会関係届出綴」「雇用保険(事業安定所の記録)との突合も必要と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・オンライン導入前の「名簿方式」「台帳方式」では記録にミスがある可能性あると認識していた。(手作業)(単純ミス)
・被保険者記録の改ざん等については全くなかったと認識している。
(当時決定の実調、総合調査(事業所)等で誤った届出を行った事業所について指導を行うとともに訂正届の提出を求め適正に処理をしていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のとおりですから特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には当問題は無かったので特別な意識はありません。
新聞等で報導されたのを知ってから

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本来でどのような事例があるのか承知していませんが、
記録作業において点検システムが十分でなかったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旧カナ使い四代名は正確に入力されているか

・被保険者が勤務している会社名と社会保険が適用している会社名が異なる場合あり(年金裁定時は確認が必要)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞等の報道があって

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題が起きるとは思っていませんでした。
なお、オンライン化され、記号、番号、氏名、性別、生年月日で管理されており、オンライン化により、これらの問題が解決できると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

短期給付と長期給付の違いで記録の付存をしっかりとしなければならない必要があります。
紙から電子計算組織と自動化して変化した。
時代の流れに沿う必要がある

ご協力、ありがとうございました。

**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金被保険者期間の調査において

○ 戦後社会体制が整い、景気が上向き、求人難の一時期がない。この時期に事業所が採用する際、年金○○歳までと募集したが、はっきり年金をいうと採用されない為、年金を偽って応募し、公表等で確認しないまま採用された者が少なからずいた。

○ 本名でなく、通称名で働いている者がいた。本名で調査依頼がなると旧台帳と通称名では一致せず、また、年月日も一致しないと重複整理できなかった。（者も存在される。

このことは、女性の者が比較的多く、嫁ぎ先に同じ名前だとすると同定が少々通称名となると困っました。

○ 社保の記録と事業所が交付した年金書の名前は、同一であるが、事業所が社保に提出する商業書が違っていた場合があった。

○ 事業所が何らかの理由で分割、分社化された場合など、本人に事業所名を伝えていない場合がある。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳、被保険者名簿からオンライン化される際、転記ミスが起きるは思っていませんでした。

オンラインされる際、さんみレタクプラクターなどで二度打するなどミスを防ぐ方法がとられていたため。（難名センターにおいて）

今後は、早急に、再度、旧台帳、被保険者名簿等から転記ミスがないか確認する必要があります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

職15年5月以前の標準報酬月額について、一部の社会保険労務士において、受託事業所の経費や被保険者の負担を少くする(社会保険料を少くする)方法として、
毎月の給与を減
賞与を増
年収としては同額
事業主を含む対象被保険者が同意して標準報酬月額の引下げが行われていたが(社会保険事務所が一方的に引下げたのではない。)このような取扱いが行われていたことに対し一般的に知らされていないと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金日台帳記録を早期に収録し、該当者と思われる者に連絡を行い、再裁定等を早く行うことが必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録統合について、受給権発生時（年金請求時）に記録確認を行い、未統合（申立て取扱とズー数等）があれば調査を行って統合処理後に年金裁定を行うことで問題は無いと認識していました。

受給権発生以前に記録統合を行うことは、被保険者からの要請がなければ、費用対効果の観点から行われていなかった。

ただし、国民の立場から見れば適正な記録とはなっていないため、遅くとも基礎年金番号導入時には記録統合を進める必要があったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金記録については、厚年法により事業主から被保険者通知が定められているので、この通知が行われているものと理解し、問題として認識していなかった。

標準報酬等の記録不一致ということは、この通知が行われていないことが考えられ、平成21年度より実施された定期便（予定されている年金通帳）のように、今後継続して通知していくことが必要ではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　◯退職者 |
|---|---|
| 所属 | ◯本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答表③

(質問１)　年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に承知している事項はありません

(質問２)　現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記（１）により、解決する問題はありません

回答票④

（質問３）　あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。　また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職在籍（１９９３年以前）当時、我が国の公的年金制度は、若い世代が納める税金と、保険料と積立金で賄われ、一方高齢者の割合も増大化し、制度加入者に対する受給者の割合は、４０%に迫る勢いで財政上先行き不安視されつつも、年金保険料は毎年高収納率を確保維持されており、まずは安定的な制度運営状況と認識していました。

社会保険庁の将来構想は、被保険者の受給権確保に向けた記録管理の適正化を重点項目に掲げ、下部組織に対する厳正厳密な指導管理の下、中央・地方一体で事業推進に努めていました。

ところが、今日年金記録管理面に不備、不具合が顕在化する状況に及んで、正直驚きと戸惑いを覚えています。

これら年金記録問題点の存在は、年を追って様々な形で表面化してきております。

２００４年３月に政府要人の国民年金未納問題報道をきっかけに、社保庁の不祥事と言われる年金記録のぞき見問題（同年７月）、国年保険料の不正不当免除（２００６年５月）、年金記録のオンライン化の際のコンピュータ入力ミス、基礎年金番号に未統合のままの年金番号など５０００万件強の「宙に浮いた年金記録」（２００７年５月）など、強い批判の報道等により知ることとなりました。

（質問４）　質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題３による問題意識は、公的年金制度では財政上の数値等が将来的に制度運営上の不安材料として、懸念する向きもありましたが、年金記録管理上は適正な運営状況に推移していたことから、特別な対応策を起てるに至らなかったように思います。

また、たとえば国年保険料の不正・不当免除問題で言えば、免除の手続きをすることで保険料を支払わなくても老齢・障害・遺族年金の一部を受給できる制度「保険料が支払えない低所得者に対しても、老後の最低限の年金を確保させる目的があった」ことを広報や教育の現場などでもっと広く国民に対し周知徹底を図っておくことが必要だったと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミから公表された問題に驚いている。他に知っている問題は承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

**(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。**

記録の未統合があること(件数、内容)
現実ではいくか年金裁定請求時において事前に
見直しおうて、記録もれは、防止すべきであると考えていた

**(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。**

年金自然増の増大により、社会保険の財源は飛躍的に
不足傾向が明らかに、いわゆる「定数減」により、共済組合
定員数増加も対応しきれていないことは、なおさらの
社保年金1人あたり200万人にかえ、保険料を割以し、記録と関連
年金給付のスケールを年収1人当り、どれくらいにするのか
国税の年収と連結してでも明らかではないか?
財源確保の役割が大事であるのに思います。

ご協力、ありがとうございました。



「別紙」

## 現状の認識

未統合記録が5,000万件あるということは、統合出来ない「事故リスト」として今なお、存在しているのではないでしょうか。

これを正すには、それぞれのリストの被保険者に、正しきは何かを、お尋ねしなければ正すことが出来ない。

「事故リスト」の原因としては、氏名、生年月日、性別相違の他、重複加入や手番相違などいろいろあると思われるが、今日残っている記録は被保険者本人に対して確認のうえ、補正するものが、大半ではないのか。とすれば、莫大な時間と経費必要で、費用対効果から勘案しなければならない、それはまた、不可能なことでもある。

「正確な入力が行われていない」「納付記録が無い」「標準報酬の訂正」に関しては、入力ミスは、皆無です。とは言えないまでも、むしろ、被保険者の主張を一方的に正しいとして、マスコミが報道していることが、加入者を混乱させ、若人に不安を与えて未納に結びついているのではないか。

むしろ、入力された年金記録は、事業主から社会保険事務所へ届出された内容であって社保において、正しい内容か確認したものでなく、また、被保険者も承知していない記録である。

当県では、算定基礎届の実施調査を過去何年も、100%賃金台帳と突合調査を実施してきたのではなかったか。また、国民年金記録については、納付組織や自治体の事件等も含めてそれが原因となって納付記録もれとなっているのでは、ないか。

## 問題の解決

今日以降の記録問題解決のためには、以下の業務改善か制度改善が必要と思います

**1業務の改善**

1　統合出来ない記録の発生防止を図るため、市町村の住民基本台帳等との連携を図ること。
　未突合のままでは、入力不可の措置とすること。
2. 標準報酬の届出については、100%賃金台帳と突合調査を実施すること。
3. 入力結果を毎年被保険者へ通知すること。

**2・制度の改善**

有史以来、国の3k赤字の解消対策について、政争の具に使用された感が極めて強い。年金も健保も表裏一体で、時代の負担を先送りされたのでは、なかったのか。

時代の政治、経済に左右されることのないよう改革すべし。

生活保護法による給付額を勘案のうえ、定額年金側に改めること。老後の生活費は、平等でよい。費用負担は、税でよい。

以上

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ご自身の意思により、勤務先へ職業履歴を知られたくないとの理由から、「氏名・生年月日」を偽り申告され、結果、別番号・別人の登録となり、ご本人が過去に使用した「氏名・生年月日」ばかりか「事業所名」までが思い出せないため年金記録が判明しないものがありました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の統合整理作業を地道にやるしかなく、残された手法があるとすれば、非常に非効率であり確率が低いものの、「氏名・生年月日」が相違する疑いのあるものについて、現存する事業所で当時の従業員の履歴書等が残っているものについて、個人情報を提供いただき「住所や職業履歴」に関する記録から特定することと、各自が当時発行を受けておられるはずの「厚生年金保険被保険者証」や「国民年金手帳」を、今一度仕舞い忘れたものなどがないか探していただき記号番号から特定いただくことかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険にあっては、事業所関係の適用業務を担当していた昭和60年当時に、事業所からの資格取得届では以前に厚生年金保険の加入なしと届けられていたもので、「厚生年金被保険者証」を新規に払い出して間もなしに、別の番号での加入があるとのことで、「重複取消届」が提出されるケースがかなり頻繁にあり、複数の記号番号での登録があることを実感しました。

また、国民年金では、昭和60年当時に擬重複整理事務を行い、同住所記録にも関わらず、重複した記号番号の払い出しがあることを実感しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各個人の良識に訴えるしかないと考えておりました。

正確な情報が、未だに伝えられていないこと、制度改善がされていないことが最大の障害と考えます。

具体的には、制度（法律・立法機関）、行政（運営機関）、当事者（加入者）のいずれにも問題点があり、今後も同様の事態が継続し、このことの解決には各分野が相互に反省し協力するしか解決策はないものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各年の脱子~~[illegible]~~期間で、国年の短期未納期間や遡及した標準報酬等について、「本人の申し出」により訂正する旨の新聞を読みましたが、やはり(日数を要するが)現行の第三者委員会の徹底した調査(審査)により訂正すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一生懸命業務を行っていたので「なぜ」と思いました。
統合記録問題が発覚したとき

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一刻も早く、信頼回復に向けて頑張ろうと思いました。
し、一生懸命業務を行いました。
特に厚年記録（昭和20年代まで）について判読不明分があるため統合することは難しいのではないかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

26－101

この用紙は、公表する場合があります。

(質問　1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問　2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、好評する場合があります。

（質問　3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性については、当初から被保険者の将来の年季等受給の際には重要なものであるとの認識を持っていた。

（質問　4）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられますとお考えですか。

＊ 日常業務処理において、当時示されていた通達、上級庁である社会保険庁の指示等に基づき適正な処理に努めていた。
また、将来年金受給権に影響を及ぼすと考えられた事項（年金被保険者証記号番号重複、正確な生年月日や報酬の届出等）については、個別指導、事業所調査、各種広報、説明会等において積極的な取り組みを行っていた。

＊ 一般的な年金記録の適正化の取り組みのほか、年金裁定時に職歴等の徹底的な確認を行い、言われているような「消えた年金」が無いように正確な記録確認を行っていた。

＊ 問題としては、当時は裁定時に記録の確認を徹底する仕組みであり、一定の時期に全被保険者の記録確認を行う仕組みがとられていなかったことにある。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i).事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－102

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後10年以上経過しているので特に思いあたるものはありません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－103

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

相当な時間を要しても一定のところまではやむを得ないと思います。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

健保優先で年金記録は余り重視していなかったように思う。
しかし、記録の進達は指示によりスムースに行われていたと思うが、記録の正確性は歴史の事実の確認が当初行われていないので疑問だ。
未統合、未収録のあることは表面化してはじめて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険者、事業主および被保険者が「年金」というものについてもっと認識すべきであったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－104

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別に無し

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人的措置

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

約10年前の退職なので、特に問題は無かったと思う。
年金関係の業務に携わっていないため、記録問題については、認識が低かった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

四10年前の退職なので、別に問題は無かったと思う。
年金関係の業務に携わっていないため、記録問題については認識が無かった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－106

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

その様な問題は承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

受給権の擁護対策も必要ですが、年金財政の基盤となる保険料の収納対策がどうなっているか心配です。

なお、この調査により「氏名を公表する」など強迫的なやり方には大変憤りを感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問３〉あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〈質問４〉質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局) 運輸管理官<br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－109

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○知っていることは、
○ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○良い方策が思い浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 5000万件もの未統合記録があるという事実を知ったのは、国会の審議で一般国民が知った時と同時期です。(2007.2頃かな?)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の事実について、在職中は(庶務管理官)、部下職員に協力をお願いすること以外に対応の方法はなかった。組織の問題と思われますので、一個人としての反省点は述べられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上○*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－110

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

これについては察知しない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題は複雑多数であり、短期間の解決は不可能、時を重ねて事実を把握し、1件づつ解決すべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号は、生涯一本で継続していくべきもので、転職した場合は必ず継続していくことを原則と認識していましたので、常々から株会を通じて、啓蒙をしてきたところである。
したがって、「自分の年金は自分で守る」を課題にしていたが、時代が高度成長期でもあり、事業主も、被保険者も、目先の益には積極でも将来の益には、目を向けない風潮が蔓にあったのも一因。
それに、経済破綻をした事業所では、保険料納付が困難になり、資格喪失の遡及や、報酬の偽装をして来る事業所があった。のも事実。
世間で云われている、社保逃れが行ぐるみの改ざん事故は、決して許されるべき問題ではないが、誰れが悪いのか、責任はどこにあるのかは、複雑であり、時代の成せる業、行政又、業務従事者、事業主、被保険者にも分割されると認識する。問題と知ったのは、退職後である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在、滞納事業所にあっても、保険料免除の処置はなく、累積万年赤字の該人事業にあっても、事業継続が続く限り、脱退に認められず、と云う矛盾が制度を歪めていること。又、新規採用になっても、加入時の書類である、届出内容（氏名、フリガナ、生年月日、性別、基礎年金番号）の適正な把握処理は必須であり、運転免許証の写し、住民票等の確認が必要でないか。
ここを、おろそかにすると又、この徴収をすることになる。
いずれにしても、作業をするのは人であり、この管理徹底が肝要。

反省点
ルーズな事務管理があったことも、最因であるが、反面、医療費の増大にからむ、保険料負担の重荷が、事業主の資格喪失遡及や報酬改竄につながったものと思える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－112

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－113

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていることはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－114

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

監理が悪かった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は対処できなかった

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－115

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録の管理の体制状況が職員によってバラバラ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録第三者委員会の強化

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度自体の基本設計が簡単に変えられる
様になっている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

戦争の軍資金として いつ回わすかは
その時々の政府が決めるので 不安。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－116

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会等において、未納、未加入問題が個別議員に出たこと。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

システム上、のぞき見防止を厳格にすることが必要。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－117

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なにもしません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

さらに調査する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞やマスコミ報道でしりました。
在籍中は、このような問題があるとは思っていませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－118

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者が退職した時、会社の担当者が本人の知らない間に脱退手当金を請求して、会社の退職金と合計で支給された事があった様である。
本人が年金の請求をした時にすでに(脱退手当金が)支給済みが発覚された例が多いのでは。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に無し。
今迄に方策が出そろっているのでは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

会社に就職した時にそのつど年金番号を支払されていた人が将来に記録が統一される事が出来るか心配した

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点ではコンピューターで確認されているでしょうね

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－119

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳等から正確に補正すべきと思料する。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金受給の時に計算の基りになる事の

・年金係で年金の計算をしたときから（S58年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－120

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時期には、特に何もおこっていなかったです。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－122

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎ 事業所における資格取得届の氏名生年月日は住民票等を確認することなく、本人の申告に基づいていたこと。昭和40年代頃までは男性は高く女性は低い年齢で通称名・趣味での芸名等をそのままという事例もありました。一般的に年金に関心は薄く、年金受給者も遺族・障害が主流でした。また氏名の仮名収録がなかったことも、後代の統合マッチングに支障が生じたことは、決して小さくないものと思う。

◎ 5千万件という事態になるとは全く考えていなかった。年齢到達時には履歴確認で事業所の拾い出しができるものと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎ 女優の未加入に端を発した年金未加入の国・地方議員や社会的な優れた立場の方々の制度加入促進を果たした。公務員諸氏の記録ピーピングはが、大いに力があったものと思う。制度的には記録の覗きはやってはならないことかも知れないが、各位の心義感がさせたものと思う。

◎ 角を矯めて牛を殺すようなことは避けるべきである。総じて、真面目な諸氏が排斥されることは、年金制度にとって大きな損失と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－125

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・認識していません

・新聞報道等

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－128

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点の詳細については新聞報道による認識のみでは、具体的方策は浮かばない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金記録の関係には長期間かかわっていたが、家庭における厚年記録は適切に取扱われていたもの思い、したがって大きな問題として認識していなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※情報不足で回答できない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－129

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手間、費用対効果を考えれば、
本人の申し立てを認める方が早期解決につながる
と思う。
なお、5000万件の記録が前に浮いているとは今では
信じられない。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題があるとは認識していなかった
その理由は、年金裁定請求の際、本人の氏名、生年月日及び
職歴を記録と突合し、調べれば必ず本人の記録の整備が
可能と考えていた（職歴についても、窓口担当者が親切に対応し、一緒
に考えれば職歴を思い出すことは可能。氏名相違、生年月日相違も会題
に入れて調べるのは当然であり、本人の記憶が僅少であるのは普通
と認識していれば難しいことはない）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職を変わるたびに年金番号を新規取得することを普通と認識
していたので問題とは思っていなかった。
その発生理由も概ね理解していたので３に記したような対応をすれ
ばよいと考えていたが、本庁において記録入力をチェックして
~~いると~~いないとは知らなかったことが反省すべき点かも知れない
⑨ 参考のため、新年（会社を変るたびに手帳をもらう）が必要な理由を記す。
① 日本においては転職を繰り返す者は評価が低くなる傾向があったため
本人が職歴を申告せず、初めて会社に勤めすると申告をしてしまう。
② 中小企業の場合、入社時に戸籍、住民票の提出を求めないため、年金制限
がある場合に生年月日を偽って取得することがある。
③ 会社が年金手帳を預って本人に渡さないケースも多々あったこと
④ 年金に興味がない年代の記録申請が多い　但しいずれも窓口相談で解決できます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－130

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分からない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について問題があると在籍中に認識したことはない。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－132

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者個々に面接し信じよう性を確認し、補正を要すると確認されるものは訂正する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者の老後の生活保障の根幹となるものと認識
- 発生時は正確に記録されていたと認識

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 担当者個々が正確に記録しているとの認識に立っていたので、特別の対応はしていない。
- 担当者を信用するしかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－133

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対応で良いと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に解決できると、認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基本的事項を忠実に確認して対応していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－134

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現職として交替していた時には問題はなかったし把握していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁の広報や行政指導により、まじめに保険料を納付されていた多くの人々のことを考慮すると、正直者がバカを見る、ことがないよう、証拠のない者や納付の確認できない者については認めるべきでない。マスコミを敵にしても主張すべきは主張すべき。
脱退手当金の支給を受けていない事の申出については法の有効
今までの通達のとおり判断し安易に妥協すべきでない。
たとえ裁判になっても正当性は主張すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には全く記録問題はなかった。
本人の年金の権利を守るため技術に多くの年金を受け取ってもらうため以前年々検証率の向上のため苦慮していた。

最近マスコミに取り上げられ初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 問題処理を急ぐあまり、十分な研修もなく、不十分な知識の者に職処理をさせ解決を遅らした。今後の健康機会へ移行した者の協力が強いれ急法整備をすべきである。
1. 被保険者と密接な市町村から国民年金事務を引き上げることがより問題解決を遅らした。市町村との関係を再検討すべきである。
1. 今後の問題として、有期の期間短縮の採用により、研修や法律の周知、守秘義務の徹底を図るべきである。
1. 現状を見ていると短縮の平日の長期間におよぶ残業や、土日の本日出勤が多く短縮の健康面が心配（せめて周一回のノー残業デーを設け）健康管理に努め、短縮の意識の生じる施策を作り所用し、組織をえらびて欲しい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－135

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は事務所にとっては大変多くの記録であるが、被保険者各自にとっては一番大切なものであること、その他記録漏れのないよう いつも留意し そのことも大事な仕事を進めた。
私が直接記録入力にたずさわって一番の仕事は、機械化のための記録の修正も、国民年金業務として仕事したことである。しかし、その記録が(台帳からの)業務課に入力されていないのが多々あると、最近の記録照合で判ったと聞いている。あれだけ注意して実施したものが、業務課へ送ったのが入力されていないのは悲しい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

他方からの加算表の入力漏れを点検していればもっと早く修正できていたはず。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－136

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金記録もれについては、年金請求(裁定)時、転居歴調査が不十分であったため、年金記録に精通した職員を配置すべきであると思います。
又、年金相談は、年金請求等を取扱う相談として、年金記録については、別に年金記録のみを取扱う窓口を設置してはどうかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○昭和45年頃、適用課で業務を行っていた時、厚生年金の資格取得届にて新規の年金手帳(証書)の払出しが多かったことが、年金記録が煩雑になったことではないかと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○資格取得時に厚生年金(証書)手帳を添付する旨の指導が不十分ではなかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－137

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

絶対的な、良き対策方法については
思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来支給される年金額の
基盤となると認識していました。
問題点の存在については、弾程前に新聞、テレビ等
の報道により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多大な期間照会あると聞き、処理に協力し
ようと思いましたが、仕事をしており、対応出来ま
せんでした。
基礎年金番号に未統合及び未収録問題、
記録の不正確等については、社会保険庁、
業務センターの事務処理に問題があったもの
と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－138

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録もれ等(統合、整備など)の整理業務に○B等の力を、協力して早急に処理する事を。

⑨再裁定・支払い遅及支払などは高年令者(例)80才以上など優先処理を。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に今日言われている状況に
疑問を感じていませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－141

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録は完備しているものと思っていました。問題など知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職当時も適用関係の仕事はしたことがなく、詳細は不明ですが、ニュース等では台帳との突合も実施しておられる様ですが、その方法が時間がかかりますが良い方法と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を業務課に切替へ当時に、申請書が事務所に返送され、それを調査して再進達していましたが、その後はこの問題もなくなり記録は完備したものと考えていました。
問題を知ったのはニュースで報道されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の意識なく対応していません。
現時点では基礎年金番号の導入により問題が発生したと考えられますが、問題発生時点で早急に徹底的に調査しなかったのが反省されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－143

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

◎納付記録の誤り
裁定請求時本人の申出と異る場は、旧台帳で確認なお本人申出と異なる場合は、審査請求と第三者委員会での処理を考えます。
◎遡及訂正
報道で知りましたが、事実であれば、審査請求と第三者委員会での処理を考えます

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

◎未統合の記録5千万件
報道の数と確信していたが、今回の事例で事実を知りショックを受けている府県に振分けると5万件、府県の事務所に振合けると20万件。
こんな件数が事務のどこにあったのか疑問です。
年金専門官として、相談窓口で裁定請求の受付を2年間担当したが本人の被保申出も、Wiiと自府県のマイクロフィルムで確認し進達したが、特に問題が無く一事務所20万件は疑問です。
従って、保管庁で該当を絞られた方策を
◎旧台帳未収金
従来どおり裁定請の都度確認の処理を考えます。
◎オンライン誤入力
事務上の誤入力、公簿未添付による未裁定の届ミスも含めて従来どおり裁定請求時に正しく訂正の処理を考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

相談室での裁定請求審査で、旧台帳がコンピュータに収録されていないのか、疑問に感じていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自所属のマイクロフィルムで確認し過ぎ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－144

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(国民年金)
市町村から提出されます資格取得・喪失届、住所変更届、納付記録届等の事務処理は、将来、「老齢年金」と言う個人の財産に結びつくものでありますので、常に正確な事務処理を行っておりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務処理は、常に100%の正確性が求められていることを認識(誤った事務処理は、あってはならないものであると考えている。)し、業務を行っておりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－145

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（厚）
・44年改正による32年前の標準報酬月額の切捨て
・期間照会の多さと裁定時の記録の齟齬
・原票方式の導入と経済（全国統一方式の破綻）
・通常年金導入と脱退手当金の併存

（国）
・国民年金の各台帳及び未納者カードの廃棄、
・三度の特例納付の実施（年金権の販売）

その時期の立場・補転により問題意識は得た。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－146

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

作業姿勢を再検討し、誤り減少を図る.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に年金の記録問題について聞くことは無かったと思います。
知りはじめたのは、新聞、テレビ等で報道されたからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

処理後の確認業務の不足が挙げられます。
点検業務の充実をはかるべきではないかと考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－147

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

永年にわたる重要な事項であり、当然正確な記録が必要であることを回復念頭においていた。従って少くとも数年に1回市町な記録と社会保険事務所台帳との記録内容の突合を必らず実施していた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－148

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以外には知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立てと社保での記録と雇用保険の記録を参考にして資格を確認する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ここ2、3年の間にテレビ、新聞報道等について知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の取扱は最も注意して扱うべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>○ (地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－149

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健康保険、厚生年金の被保険者記録は本来は事業主の届出によって処理されるもので毎年の基礎届時調査対象として事業所調査を行う程度でほとんどが提出された届書で記録されている。社会保険の職員が間違った(読みをしない限り)記載をしない限り、それは本人及び事業主の申立(届出)誤りと思われます。(健康保険は報酬に関係なく療養給付が受けられるが、年金は遠い将来である事から、本人も事業主も被保険者記録に対する認識が甘かった。)のではと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録等は職員の故意による記載誤りが無ければ全て届出通り事務処理されていると思いますので、本人申立のみで国が補償する方法は残念です。確たる立証が無ければ変更の処理は不要と考えます。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 年金記録が紙台帳で整理されていた昭和30年代台帳整理係（適用課、給付課等ではなく）を担当したが、その係は、新任係員が担当しており、係長（給付課、年金係又は適用課年金記録）台帳係として年金記録の統合作業を指示していた。

② 資格関係では事業所の届出により全て処理されるので、事業主及び本人の申請が正当であるかどうかは社会保険職員では判断出来ないので申込通り記録される（調査確認が出来ていない）⇒問題である。

③ 年金記録の脱退手当金も事業主が退職金の一部の様な形で支給されていた様に思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題については資格が事業主の届出（申出処理）で行われるため、本人（被保険者）が納得したもので、事業主及び本人の責任であると思っている。社保職員の記入誤りもあると思うがどうでしょうか。

○ 年金専門官当時、年金受給者、被保険者の相談の中にも脱手当給の有無での関連も多かったが、退職時の退職金の受給について聞いて見ると~~[illegible]~~納得された~~[illegible]~~のが以後窓口に見えなかった。

○「健保年金の資格関係が申請主義であったことが誤りをまねいた」と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－150

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にないが、若い時代、年金の記録(資格照会)の業務に就いていた頃、昭和20年までの記録で応召→戦死の方。また、制度発足後、年金の資格取得をするも年金受給に結びつかずに追取された方(一時金の受給者を除く)。また、制度の周知の問題もあったかも知れないが、年金証(手帳)を7～8枚保持し社会保険窓口に手続に来られた方(手続をされていない方が~~多かったと考える~~問題)→これらも年金問題の一要因になっている可能性も----※氏名・生年月日が違う方も非常に多かったと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金は一人、一番号の徹底

・年金記録の確認(照会)においては、現に勤務していた所(所在地、名称(工場名・支店名))の外に、本社の所在地を記入する旨の明示を　(本社、一括適用多いため。工場・支店所在地で年金記録が出ないケース有り。)

→同時代に勤務していた仲間の年金番号も必要であれば。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題への認識はなく、新聞・TV等マスコミ報道により、その存在を知るに至る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度にする際、時間的な問題等含め、一部無理があった可能性も

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－151

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

政治家ではないのですか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時問題意識なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社保庁の取り組みの弱さ

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－152

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の適用業務の経験はなく資料収集に携わることが
ほとんどなく年金記録問題は新聞等報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－154

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○実施されているのを静観しています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意見はございません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に意見はございません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　(*平成11年度までは主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－155

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に左し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く問題になるとは思わなかった

退職後.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－156

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○年金は度重なる法律改正や、オンライン化、旧台帳等々複雑な変遷をたどって来ている。従って経験を積んだ職員の多くが必要である。その意味で庁を廃止し民間年金機構に移行事で解決によけい時間がかかるのでは。新しい組織による体制は疑問がある。

○職員が起こした事件について処分を受ける事は欠むを得ないが即に処分を受けたと聞いている。又反省もしていると思う。全て民間に移すのではなく(用着用を含め)国が事務も含め今後も責任を持って処理運営すべき制度であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

☆相当前から問題はあった。まず受給権者となる第一歩の届出関係。
①届出の提出は全て事業主が責任をもって届出る事になり正確性に欠けている事が多い。（氏名、生年月日、等）公的証明の確認が不要である。
②再就職年金手帳（記）をもっていても市庁を隠すして再就職する時代もあり重複者が多い。
③再婚等氏名が変更になった時の必要性の不徹底。~~[illegible]~~
☆オンライン化等機械化に向けての事務処理について正規職員等の十分な配置と時間的な手続、又将来の年金受給者の重要な基礎事務である事の認識及び教育の不十分さ。
☆~~年金教育~~受給者側に立った方針や考え方が全職員に対し教育徹底の不備。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①事務処理は、地方独自に実施する事は、ほとんど不可能であり本庁の方針による実施がほとんどであった
②庁が基本方針の作成については、現場の[illegible]現状や意見も参考にすべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－157

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和46～49年頃事務所適用課長在任中得喪進達分が事故リストで返将来の受給に影響を及ぼすと考え事業所に電話して　この旨説明し調査した　事故の中味を知るに連れ会社を変わる都度新番の払い出しを受けたり生年月日を戸籍どおり申告してないケースが多かった
氏名にはカナふりがなかったので例えば「小倉」の場合職員がオグラ、コクラ、オクラ、コグラ等を世帯者の
参表記も原因の1つだと思う　　戦後就職難時代入社に際し年齢を若く申し出て採用されていた
ケースなど有り　　当時受給年齢に達していた人が戦時中企業が統制で合併されそこに勤務
していたと同僚の証言も有りそこで撮った集合写真も提示が有って社保庁に照会したところ相違ないと
判断できれば追記報告にて訂正も止むを得ないと回答があった
他人の名前で届け出ていたケースも有り

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録漏れはオンライン以前の昭和30年代前の事だと思うので若いしかも派遣などの人を幾ら沢山採用しても記録探しはいつになっても解決しない
当時担当した人間でもいい加減日時を要するだろう　それと照会者にも探す
事業所の名称所在地勤務した期間などできるだけ詳しく書いてもらって受理するよう指導される方が解決を早める

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和30年代は年金記録が将来の受給者にどう影響を及ぼすかと考えながら仕事をしていた人はまづいないと思う 上部からも請求年金である 権利の上に眠るものは保護さない と教わっていた 適用名簿も当該年度の記録さえ判読されれば健保給付、保険料徴収の業務に問題がない 健保優先の考えで一事業所名簿の枚数が数十枚もあったりして頭の方のページが満杯になれば本来全て新たに書き直すところ満杯ページだけ書き直しそれがどこかに紛れ込んだこともあっただろう 健保至上すぎの時代。
紙台帳全部をマイクロフイルムに写し変えても記録がないと言うことはこのようなことも原因の一つかも 事故リストが業務課から返戻されてきたときにその一端を認識した

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今年2月からボランテアで年金記録の照会にかかる作業に事務センターでお手伝いした時の感想。
照会者の勤務していた事業所名が大雑把、所在地が書かれていない勤務期間も曖昧。私の経験から糸口を引き出し見つけた時はヤッタとやりがいを覚えた事業所が企業組合に加入していても被保険者は知らない、健保記号は組合の冠・続みで設定していたのでまず探し当てられない。 政管でなく組合管掌[redacted]本社一括適用もある。[redacted]
大企業の戦前名称を使ったりどこの事業所であるか分からないので一日かかりでも解決しない ましてや40年代に採用された職員には判断できない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－158

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立事業所が適用事業所か否かの調査を十分する必要あり。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中Kは問題認識なし
(在職中Kは適用・給付事務の経験なし)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－159

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和50年頃社会保険事務所適用課に勤務していた当時、番号重複取消しなる業務があったが、その届出の原因の一つとして、前歴を隠すため転職する都度新規に番号を取得する者が散見された。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号が導入され制度上改善されたとはいえ、この問題の根本的な原因は制度上のシステムに起因していると認識しており、よって一刻も早く総背番号制度を導入すべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の不備が社会保険庁からエラーリストで地方庁に送られていたが、対処療法のみで記録不備に対する根本的な対策はなされていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日々の業務を通じて、個人の記憶と紙台帳を含む社会保険庁の記録との突合以外なかった。いずれもはっきりしていればこの問題は起きなかったと思うが、個人の記憶に頼らない記録管理のシステムを構築すべきと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－161

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金保険料の納付記録については、現年度滞納のときは、翌年度又は翌々年度に納付催告を行っていたので、本人の納付状況に誤りがあれば適正に補正されていたものと理解している。
保険料納付記録及びこれの庁業務課への進達については、転記作業であり、完全100%とは云いきれない点もあったと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の保険料収納システムを理解していないので答へる術がない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金給付の計算の基礎となるもので有り、現在言われている様な問題が存在することは承知していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

意見なし.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－162

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている内容以上のことについては承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早急に処理しなければならない問題ではありますが一件々々、着実に処理せざるを得ないのではと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40～50年代以前は年金の重要性の認識が、事業主、被保険者、行政とも甘かったと考えています。
例・再取得時の年金証書未添付者の新番払いおし等、
（健保証の交付の関係で新番にて対応）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の継続は、年金番号の継続が重要である旨、
対事業主等に対する指導不足の点があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－163

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金保険被保険者が自己破産となった場合、未納となっている保険料について管財人より債権の申し立てを指示されたにもかかわらず、事務所担当者は不作為に及んだ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

次世代への制度の継続からチェンジする。
具体的には積立方式において年金受給に必要な期間は全廃し資格期間に準じた年金を給付するとなればよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リストの補正で対処できるものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度が個々のプライバシーに関与できない以上、100%の運営に限界がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－164

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

~~なし~~
年金問題は、国が責任をもって対応すべきものと考える。
社会保険庁の体質改善は当然のことであるが、年金問題に携わる職員が、誇りをもって仕事ができるような組織づくりが重要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳番号を1人の人が複数以上持っていることは知っていたが、年金裁定時に、職歴等の記載により、整理統合されるものと思っていた。

国民年金の納付記録については、当初年金手帳に印紙を貼付し、手帳を保管することにより、確実に納付を確認できたが、その後、納付方法等の変更があり、10年以上も、納付記録を多個人が保管することに、疑問を感じていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未納者対策が業務の主であり、真面目に納付していた人達への指導が十分でなかった。(領収書の保管等)。

現在のように、1年に1回は、納付状況等の本人確認通知ができれば、今日のような「消失」は相当防げたと思うが、コンピューターがされていなかった頃としては、無理だったと思う。

住民情報を一番把握している市町村との連携が、今後も重要と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－165

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。　質問1を受けて？

最終的には
政治的解決しかないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があるという認識なし
知ったのは表面化後

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

前段



後段 原因の一部は
オンライン切換時の組合 実合が確実に
なされなかったのではないか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－166

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

この設問は、主に国年の関係と思っています。
小生は、国年業務の流れは詳しく存じません。

次に、文書に「回答がない方は、氏名を公表する」とありますが、できますか？

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

〈質問３〉あなたが在籍していた〈している〉とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

〈質問４〉質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－168

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には、認識していなかった。
新聞、ニュース等の報道により知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

認識していなかった為対応等していない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－169

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、一般的に知られていない問題は
存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金時効制度の実施による活用
今後も、対象者の活用は大切と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、このような年金記録の問題が生じるとは思いませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録について 実記できる点から出来るだけ早く解決する必要は思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－173

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

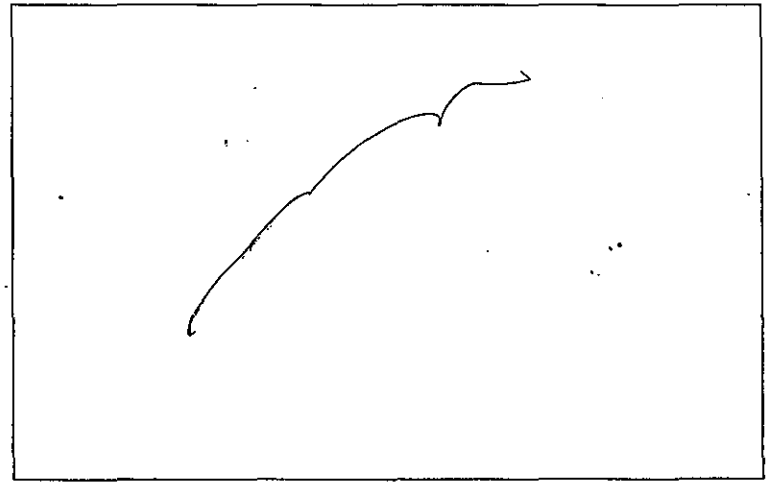

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

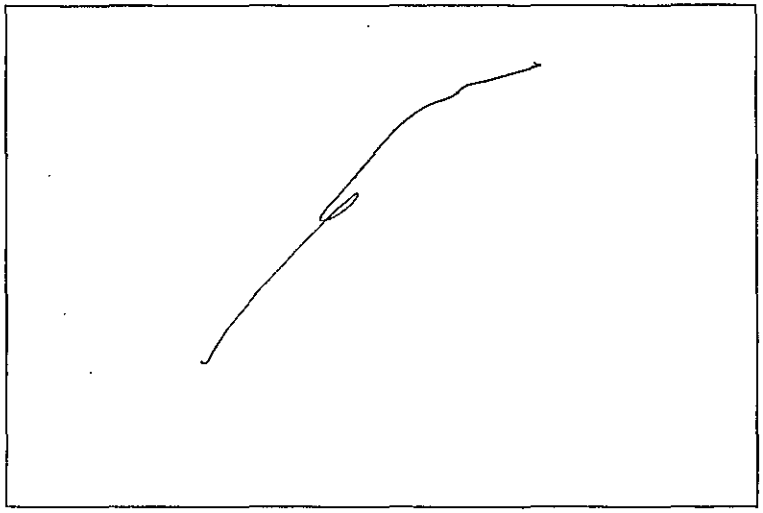

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26-174

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特に私が知っていることは他にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・出来る限り、調査確認をして正しく補正をすることが大事であると思います。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

①オンライン上の記録で基礎年金番号に未統合の記録があること、②厚生年金の旧台帳の中にコンピューターに収録されてない記録があること③オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されてないものがあることの3点については、私が平成4年に上京事務所の通用課長になった時に知りました。その際、早急に確認すべきであると思いましたが、その当時はそんな状況ではなかったと思います。
④保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず保険料の納付記録が台帳に記録されてないケースについて、このことは私は知らなかったです。
⑤事実に基づかずに、遡及して標準報酬等を訂正したり遡及して充足させたりしているケースがあることについて、従来の収納率を上げる手法としてあることは知っていましたが、遺憾な方法だと思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・①～③については、当時早急に確認作業をするべきであると思いましたが、それが出来る状況ではなかったと思います。
・⑤について自分はそのような手法をとらないようにしました。
・問題を先送りするのではなく、必要なことは即ち対応する体制を作ることが大事だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－175

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金番号と国民年金番号が並列に存在している事は認識していたが 基礎年金番号の導入時 既に退職していたので この様な問題になっている事は知らなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－176

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 社会保険庁業務センターにおいてきちっと管理されているものと認識していた。（被保険者個人にとって大切なことなので）

② 問題が存在することは報道されてから知った。

※ 国民年金に関して、S60年頃、紙台帳からオンラインに切替えるため、マイクロフィルム化が進められ、年金請求時にオンラインでの記録と被保険者の申立てが相違する場合、市町村記録を確認し、同時にマイクロフィルム、還付処理差等の記録を期間を含めそれぞれ確認、済通の保存期間内であれば、それも確認の後、被保険者持参の領収書と突合し、相違が確定すれば、社保庁業務センターへ訂正依頼を行い処理確認していた。その後地方庁で訂正可となってからも、マイクロフィルム等確認行為が行われているので、多数の相違があるとは、認識がなく、上記①のとおりと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。



## 回答

設問の趣旨から外れていることを承知の上で、この駄文でもって間接的な回答とします。

### １、国民年金関係

①国民年金適用時（昭和 36 年）、明治・大正生まれの対象者の氏名が《変体がな》であり、手書き・転写の時点で別人になったこと。当時の「手書き・謄写・ソロバン」時代を思い起してください。結果において《宙に浮く被保険者》の遠因になったのではないか。

②経過措置として受給要件の「短縮」があり、納付督励の際それが強調され、「満額」と理解されていること。つまり、「昭和４０年度の誕生月から納めれば受給」でき、必ずしも「昭和３６年４月から納付する必要がない(?)」ことが今となって満額と勘違いしているのではないか。

③母子年金（今の遺族年金）の受給要件が、夫でなく妻の納付要件で裁定されること。従って夫婦の納付状況は異なることの一因であって、記録の不備とは限らない。

④一般的には納付組織・市区町村・社会保険事務所・社保庁（業務課）の四者が関与しているのだから、所謂「不正」は皆無であること。

⑤昭和６１年４月からの「第３号被保険者」も、意識上の問題として保険料納付を義務付けるべきであったこと。

### ２、厚生年金関係

①「三公社五現業[redacted]「農林共済（農協さん）」等の《不良債権》を厚生年金制度が吸収したこと。結果において財源は不足し、一部記録は不鮮明になったのではないか。

②納付義務・受給要件が、国民年金では本人（世帯主）・納付（免除）済み期間であるのに対して、厚生年金では事業主・被保険者期間であること。従って天引きした保険料を事業主が納付しなくても被保険者は関係ないと安易に考えていなかっただろうか。

③国年と違って被保険者個々の住所を管理していなかったこと。従って、下図 A・B 点における住所変更の届出義務がなく、これまた記録の散逸になったのではないか。

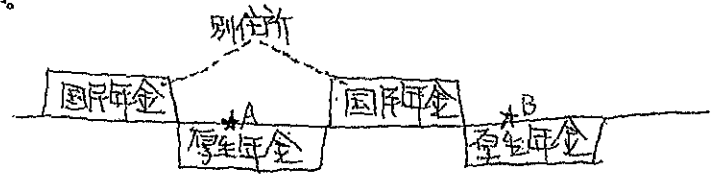

以上の事象が複合的に生じたとき、所謂「年金記録問題」が生じたものであって、必ずしも職員の怠慢・責任感の欠如ばかりとはいえない。こんなことを声を大きくして言いたい。

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

26－177

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－178

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題について、例示されたケース以外に承知している問題はありません。

今回の新聞等の報道特集で知ったものが多数です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一つ一つ地道に記録を確認する以外ないと思います。

本人からの申し出を証拠に基づき検証する方法がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録については、年金裁定請求時前に本人の申立てに基づき記録を補正する必要があると思っていました。

厚生年金の資格記録の漏れは、総合調査や会計検査院実地検査により、多数指摘されており、事業主の不適正な届出があり、被保険者の年金権が確保されていない状況である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所の適用漏れ、不適正な資格得喪届出、記録の不正など調査業務を強化するため、人員の確保や、調査権限の強化、不適正な届出者には、罰則規定を重くするなど、対応が必要と思います。(今後、発生する年金記録問題をなくすため)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－179

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

半世紀以上の年金制度経過の中、そのときどきの処理方法を取り入れてきたことでの問題であり、解決は大変困難と感じています。
記録照合による一部判明とそれ以外については、将来的な年金制度をどのように構築して信頼していただくことと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変、重要な問題であると認識している。
加入者一個々の権利の問題でもある。
年金制度は、良い制度であるが、各制度間において、切り替え時の手続が完全に把握しきれなかったところに、発生の原因があると思っている。また、加入者側に理解してもらえていなかったこともあったと思います。
国民年金の免除が問題に上がった時と思っている。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人的なミスがあったとしても、年金記録は正しく管理されていると思っていましたので、問題が出た時は大変驚いた。
1件でも多くの記録が正しいものになるよう調査、点検を行うよう組織的に取組んでまいりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－180

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えていない(考える立場ではない。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、未統合の記録は徐々に整理されていると認識していた。具体的な件数は退職後に新聞報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

徐々に整理されていると認識していたので、特に対応していない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－181

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者については早急な対応。
現役世代は時間をかけても確実な対応。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン業務が始まって、ほぼすぐにオンラインと紙台帳の不突合が多いことに気がついた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

時間とともに不突合は改善されると考えており、特に対応はしていない。
紙台帳とオンライン記録の突合が不充分であって、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



質問１に対する回答

年金記録問題の根源はすべて職員にあるようにいわれているが心外である。
その一端は否定しないが被保険者自身、事業主の責任の重大さも見逃せない。
何年か前に福岡県でタクシー運転手を殺害し売り上げを奪った犯人が指名手配されながらも逃亡。しかし、６０歳になって年金欲しさに戸籍謄本を取りに来たことで逮捕されるといったことがあった。
時効間際まで転々としながらも逮捕されなかった。逃亡の手法の詳細は知り得ないが恐らく偽名等つかって勤め年金にも加入していたのであろうと推量する。
今回の年金記録問題の調査の過程においても検察庁あたりと連携すれば犯罪の解決と一石二鳥の効果もあるのでは。

質問２に対する回答

地道に努力するのみ。しかし、すべての記録を明らかにすることは不可能と思われ、政治的判断で幕を引かざるを得ないのでは。

質問３に対する回答

通称名（偽名）を使い、生年月日をごまかし、前職を隠して勤めるといったものや、それを容認し届けをする事業主がいたことが現在の年金記録問題の根底にある。

質問４に対する回答

年金手帳（被保険者証）の大切さとその番号の持つ意味の重要性を訴えてきたがなかなか理解を得られなかった。
被保険者の理解のなさと事業主の無責任さに憂慮する。
あわせて、制度の複雑化と給付の後退が理解を得られない大きな要因となっている。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　26－183

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

可能な限り突合せをし記録を正常なものに回復させなければと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

時期は定かではないですが、国民年金記録のオンラインへの転記漏れについては、年金請求時に確認すれば、大丈夫と考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に、特殊記録台帳との突合せを徹底しておけばと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－184

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

標準報酬月額の決定方法等や、例えば氏名変更、住所変更等の届出等、広く知ってもらうための広報をすること。標準報酬月額には、各種諸手当、交通費等、全部含めることになっているが、知らない人も多勢いる。
地道に活動していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁のミスで、複数の番号の払出しを受ける、又、同姓のまの被保険者、氏名や生年月日をいつわって就職した人とか、色々な問題をかかえて年金記録問題が起こった。
年金記録問題が問題として認識されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

もっと早くから、被保険者記録を被保険者本人に知らしめるべきでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。　　26－185

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民の皆様に年金記録に対し不信感を
あたえた事を申し訳なく感じた

報道関係等でさわがれる様になった頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録照会に対し、回答を早く処理する
よう対応した。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 1

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道により知りました.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

高齢となり、足も不自由となりました,
何か協力できることがあればと考えますが.
なかなかままならぬ体調となっております

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 2

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間をかけ記録整備をする以外、特に方策は考えられないと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は年金記録問題についての認識は全くありませんでした→（平成○年退職）
問題に関して承知したのは数年前のことです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録問題については、行政サイドに若干責任はあると思いますが、事業主、被保険者にも届出等にミスが多くあり一方的に反省することに若干抵抗を感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 4

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すでに死亡されている人の記録がかなり含まれていると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度は高齢社会では必要不可欠で、老後の生活に直結するものであり 間違いは許されないものと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金業務に限らず、すべての業務について、正確・迅速・ていねいな対応に心がけ業務に当ってきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 6

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事ここに至っては未統合の記録等にこだわらず、口頭調査の都に各個人に面接して処理すべきと考えます。
すんで協力したいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和61年退職のため、問題認識はありませんでした。

こ、5、6年前頃からと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社、市町村を対象として、各個人への視点が欠けていた様に思います。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 5

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

来ここに至っては未統合の記録等にこだわらず、口勢調査の様に各個人に面接して処理すべきと考えます。
すいんで協力したいと考えます。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和61年退職のため、問題認識はありませんでした。
こ、5、6年前頃からと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社、市町村を対象として、各個人への視点が欠けていた様に思います。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありませんが
膨大な被保険者記録の中から個人を特定するには本人からの職歴申立との突合が最良の方法だと思っていました。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えが見つかりません。
未統合の記録すべての突合調査は死亡者もいることから疑問
年月日により見て、
一定のしぼり込みが必要だと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

日常、当面する業務処理に精一杯でした。
未統合の記録の整理は基礎年金番号導入時に整理出来ると思っていましたが、その後も膨大な数の被保険者台帳が未整理のまま態となっている事を心配していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日常、直面する業務処理に精一杯の毎日でした。
未統合の原因がどこにあったのか？日頃から疑問には思っていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問3)も参照してください。
年金記録は適用事業所の事業主からの届出に基づき記録されている。
記録事項のチェックは通常殆んどされていない。年1回の尊老基礎時(毎年7月)に賃金台帳等関係書類を閲覧し確認している。一連の記録事務でその都度チェックするのが望ましいが膨大な業務量に対処するには不可能に近く、それ故法令で事業主に協力義務を課して事に当たらせているのが実情である。従って加入・喪失年月日、報酬等事業主からの届出事項について余程不可解不明瞭な点がない限りそのまま処理されているのが現状である。後に事実と相違していることが分かった場合は記録事項訂正届で対処している。この際も事業主の届出によりなされることになっている。
次に年金の裁定請求は加入員が受給資格を得た場合に加入員自らが社会保険庁長官(宮内社会保険事務所)へ請求することになっている。
上述のことが案外了知されていないことから問題をより大きくしている。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、ねんきん特別便にて対応しているが問題の性質が種々雑多、膨大な数量から思うように渉らない、埒が明かないことは容易に想像できた。
もとよりこの年金記録問題はエンドレスで延々と続く問題でもあり、いつまでにとか、一通に解決することは困難であることは承知していた。
今となっては今日までの進渉状況を踏まえ、能率性、効率性の見地から
遅きに失するが
記録事項を区分整理し、年金受給権発生に近い例えば60才以上の分(未処理の整理が5年かかるとした場合は55才以上の分)から順次整理してゆくのも一方策(得策)と考えている。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の事務処理については加入から年金受給権の発生まで長い年月に亘ることから常に正確を期すことが肝要で記録事項（氏名、性別、生年月日、資格取得・喪失年月日、標準報酬の変遷等）一連の流れにつき後日誰が見ても分かるように注意を払ってきた。
記録管理は社会保険業務センターで集中して行っており、地方庁（各社会保険事務所）はセンターが作成したマニュアルに基づきその都度あるいは定期的にセンターへ進達し、齟齬をきたすとか不明瞭な点はその都度照会等で正確を期すことになっていた筈である。
一昨年（平成19年）5月頃以後たびたびマスコミ等で大きな問題として取り上げられ初めて知り大変驚いた。まさか5000万件もの未整理滞留分があるとは全く知らなかった。
社会問題化してしまった今日、携った者の一人としてまことに残念で情ない気持でいる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
○本庁の管理運営部局、業務センター、地方庁（社会保険事務所）間の連携が密でなかったことがこの問題の最大の因であると思う。
コミュニケーションが図られていれば地方庁からの応援も出来て善処できていた筈である。40年以上の歳月が経ってからでの話は茶番劇としか言いようがない、大いに反省すべきである。
○国民年金の納付有無問題については平成12年の省庁再編時各市町村から国（社会保険事務所）への引継時にもっと慎重な対応を期すべきであった。
○厚年本体と厚年基金との記録不突合については法律（厚年法128条）で照合方の規定があり不断から励行方徹底していれば事足りていた筈である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 8

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

残念ながらありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題といわれている全体像を承知していないので考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 在職中に「年金記録問題」という言葉が話題になったことはありません。

② 最近、マスコミの報道が始まった時です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問３）の答えのとおりで反省点を上げるまでには至りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 10

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にことなのい記憶はありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 古いことなので記憶がありません。 |

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| よくわかりません。 |

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 10

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

古いことなので記憶にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

古いことなので記憶にありません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)(国民年金専管)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 11

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金保険料納付推奨者を検認年向上の目的で、市町村が「不在被保険者」として報告していた疑いがある。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 不在被保険者として届出をうけた者に対し社保から年金手帳記載住所あて照会文書を郵送し所在確認を実施する。
2. 市町村の住民基本台帳により現住所の確認を行う。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 国民年金関係事務は、私の現職時代は、市(区)町村への委任事務で、過年度保険料のみ社会保険事務所で取扱っていた。
従って、年金記録問題は、市(区)町村台帳と社保台帳も毎年~~照合~~(即納確認票)と照合のうえ、不一致や記録漏れ等については留意していたが、今回発表されているような事業については想定していなかった。
2 基礎年金番号未統合の記録問題については、当時から認識していた。(重複交付・不在被保険者)
(1) 制度発足時、国民年金加入拒否者に手帳を職权交付(郵送)した。
(社会党が反対して、被保険者から手帳を回収し、一括して市(区)町村や社保に返還してきたこともある。)
(2) その後も、適用促進特別対策で市町村の国保台帳と照合し、国年未加入者を抽出し手帳を強制交付していた。
(3) (1)(2)については、被保険者から「資格取得届」を提出~~ない~~をうけていないため、重複交付や非該当者への交付もかなりあり未統合の要因になっているものと考えられる。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 時に積極的に対応を考えたり、対策を構じた記憶はありません。
(受給権発生時に自然に解消されるものと考えていた。)
2. 国民年金の保険料の納付率が60%台で低迷している原因は、徴収事務を市町村から社会保険事務所に変更したことによるものであり、以前のように市(区)町村に委任し、国民健康保険料と共に徴収すれば向上すること疑いなしである。(市町村は住民(被保険者)と密接しており、納付組織も活用できる。)
3 申請免除については、市(区)町村で事前に所得審査のうえ免除基準に該当する者について、被保険者あて申請すれば保険料納付免除が受けられる旨通知する旨の措置をとるか、もう一歩進んで、「職権による免除」を認めることとしては如何か)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 12

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対応で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活設計において重要なものであると認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私も含め、職員それぞれが、その時々において真剣に業務に取り組んでいた。

※ 被保険者、受給者の不利益を回復するための誤った記録の整理は非常に重要なものと考える。
しかしながら、国政においては制度の中身をより良いものとするための議論が行われるべきであることを、政治家は深く認識していただきたい。
(現在の国民年金を満額受給しても、それだけでは生活できない)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 13

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

民主党案の年金手帳を交付し、例として本人の誕生月等に区分して行政庁の年金記録を1年単位で手帳に印字して本人にも確認して貰う方策を取るべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の裁定請求時まで被保険者記録を本人が確認しないことが大部分であり、転職を重ねている人の中には、勤務先や管轄所在地が不明確で、地方現場では記録追跡が困難であったと認識していた。ただ本人が記録もれを申し出てきた場合は職員は誠実に調査対応していたと思う。問題は行政庁が一方的に記録管理を行い、年金裁定時まで本人の確認を求めていなかった事が大きいと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

直接、記録管理や年金相談業務に携わった事が少なく、具体的な対応はしていない。ただ折に触れ、年金被保険者証は積立預金の通帳に準じたものですから、一つの通帳（年金番号）に加入記録を統合する必要性は啓発してきました。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 15

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問（２）

・未統合には既に死亡されている方、あるいは、受給者においては色んな事情があって過去を封印された方もいらっしゃると思われます。以前は生年月日相違、氏名相違、重複取消（一人で年金手帳を複数枚保持）等、常識では考えられない訂正、取消がたくさんありました。これだけ広報していますので、周知は十分と。後は年金請求時に可能な限り、記憶をたどっていただくしかないと思います。その為には年金相談窓口に、マイクロフィルム等過去の記録に精通するスペシャリストが必要だと思います。
現状は、相談員の対応に格差があり、請求者に不利益を被ることもあるように思いますが・・・



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・昭和 50 年当時、初めて資格審査の係りである適用課に配属されました。当時は、適用事業所別に被保険者名簿（紙台帳）で整理されていました。従って確か数年（5 年？）に一度、全ての台帳をコピー（喪失者についてはその都度進達）し、業務センターに送っていました。よって不整合（記録不備）なリストについては、年に数回事故リストとして整備するよう業務センター（庁？）より指示を受けて調査をし記録の統合を行っていました。よって記録に不備があることは承知していました。ただし、国民年金の一部未納については、担当をしたことが一度もなく、又平成 12 年度？前は、市区町村（現年度は）が対応窓口であったために、当方（社保）に問題があって発生したものとは思ってもいませんでした。また、事実に基づかずに、遡及して・・・については、私は記憶がなく、むしろ滞納事業所である多くの事業主が保険料の個人負担分、源泉、消費税等各機関に納めずに、事業に回し運営をしていた責任は、いったい誰が取るのか？社保庁ばかりが責任を問われ、納得いかないところでもあります。

（質

反省点として挙げられるとお考えですか。

・現職時に、事故リストとして記録整備を継続的に行ってはいましたが、人員が足りずに、結果として手が回らなかったことが要因にあげられます。現場に問題がなかったとは申しませんが、本人が氏名、生年月日を偽って取得することもあり、照会等問い合わせをしても、スムーズに記録を統合出来なかったことも事実であります。最終的には、自身の記録であるならば、年金請求時に整備されるものと思っておりました。今となっては、オンラインの導入が遅れたことが、最大の要因ではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時になし
ただ、いくつもの職を転々している者には、その時々で名前を偽ったり、生年月日をも偽っていた者が多数存在していることも厳然たる事実である。
したがって、質問2にある解決は不可能

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決は不可能

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 年金請求時に是正される<br>期間照会、回答業務に携りった時。 |

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| 照会者には可能な限りのヒント（事業所所在地、事業所名も思いませない者が多い）を与え、記録、統合に努めた。<br>ただし、同姓同名・同一年月日者に限られる。<br>厚年金被保険者証や年金手帳の紛失による、新規交付が余りにも多すぎた（重複取消度の探索を指示していても、結果的に探索されない） |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 18

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 19

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で報道されている以外のことは知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金受給者等からの申し出のあった職歴等と被保険者名簿(紙台帳)との突合が必要であると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◦年金については、本人から請求(請求主義)があって支給決定するものであると認識していたため、記録が消れるとは認識していなかった。
◦記録は、すべてコンピューターに収録されているものと思っていた。
◦退職後新聞報道等で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◦在職中は、記録問題は発生していなかったので対応のしようがなかった。
◦１人で厚生年金被保険者証(複数枚所持をしている者もいた。)と国民年金被保険者証の二つの番号があったこと。
◦基礎年金番号の導入が遅すぎたこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 20

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本統合については手続着手時にて統合が可能であると思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にはし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 21

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の管理は、業務の最も重要な部分の一つと認識していた。
今回のような問題が存在することは、新聞の記事で初めて知ったが、その日付等は記憶していない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]勤務中で、この問題について考える余裕、気はなかった。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の納付記録の中には、夫婦であっても記録の異なる者が多数ある。2人分納付する資金が足りない場合には、先ず一妻の分から納付するよう推進していた。万一夫が死亡した場合には「母子年金」が支給されるからである。又、未納期間を納付した場合であっても2年の時効が過ぎていて、還付している場合もある。領収書があっても、このような場合は、納付記録は未納期間となっている。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今回の年金記録の第三者委員会の考え方の中で「夫婦の記録を同一にする」とか、「短期間の未納は納付とみなす」と言った考え方は、全て賛成できない。未納者に対しては何度も納付書も送付し、文書催促、電話催促もして来た。年金の記録は全てがデタラメではなく、大半が正当である。社保庁の記録も信用すべきである。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不明の記録が5000万件も発生したのは記号番号の乱発が最大の原因と考えている。新規採用時に企業の年齢制限のために生年月日を若くして採用された者もいる。年金請求の際に記号番号を紛失していれば本人であることが証明できないため、その記録は宙に浮いた記録となっている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号が導入された時に、氏名、生年月日が一致している者や、よく似た氏名、生年月日の者に対して照会しても、本人からの回答がなければ疑重複として処理し、年金請求の際に確認可能としていたが、精査の時点で確認できなければ、宙に浮いた記録となり本人の自己責任が多いと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹　室長<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 23

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道以外に知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳との照合すること以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとは、全く認識しておりませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者一人一人の生活にかかわる年金業務であることの自覚が足りなかったのではないか。退職者を含め関係職員全員が反省すべき問題です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 23

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道以外に知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳との照合すること以外にないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があるとは、全く認識しておりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者一人一人の生活にかかわる年金業務であることの自覚が足りなかったのではないか。退職者を含め関係職員全員が反省すべき問題です。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 24

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に、照会、突合作業に取りかかるを得ないと考えます。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・私の在籍当時、資格関係の記録は、将来の被保険者の年金給付につながる重要なものであるという認識が、私のみならず周囲の者にもありました。これは若い頃から先輩に教わりながら一貫した考えであった訳です。
従って資格関係(勿論他の事務も)について適切に処理をすることが当然のことと考えており、
・現在の年金記録問題は表面化し報道されるようになってから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一般の被保険者等の相談に応ずる等のこと等、反省点については、地方から社会保険庁に記録が送達された場合の相互チェックをもっと行うべきであったかと考えます。(定員、予算の関係もあったかと思いますが)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 26

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に、知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

１００％解決方法がないが、特例措置による、政治判断等望む。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別になかつた。　マスコミ等で報道され知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

旧台帳からの切り替え時における名簿の点検，補修、事務処理，人員確保等々が考えられる。今後の業務処理あたり、万全を期して対応してほしい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 27

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・時間はかかりますが、旧名簿等と一つ一つ照合(突合)するしか方法はないと思います。
・就職時(報告時)生年月日は違う届出がされたり、名前も、カク数が悪いから変更して届出をされているものも見受けられた。すべてを突合するのは難しいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・これだけ多くの人の年金記録が、一本化できていなかったことに驚いている。
・名簿方式のときは、5年に1回社会的検方に提達しており、記録のあわないものは、リストで地元の市役所に問合せがあり、記録を正しいものに補正し再度社保方に提達していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金加入者に対して、できるかぎり職歴を記録する様に指導していた。
・当(20年前)は、職員も加入している企業の担当者、加入者も記録に関する意識が低かったと思う。20年以上も加入して老後に支給される年金に対する意識も低かった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

| |
|---|
| 知っておりません。 |

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

| |
|---|
| 時間がかかっても人海戦術しか方法は無いと思います。 |

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

行政のミスと否定できませんが、それ以上に昭和30年代～昭和40年代の社会背景により本人の申請が実際の年令より6才若く申請したり、過去の転職を書かずに新規で年金番号を取得したりしていたケースが多くあり、その方が心配でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

接会ある毎に生年月日訂正・重複取消等の指導はしましたが、今から考えると厚招取得時に生年月日の確認をすべきであった方と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 29

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 30

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 31

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状でも、良くやっていると思われるので、特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識なし.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 32

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。
私は適用業務は未経験のまま終了したため、考えつきません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、この度の一連の問題が起きてから知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

さん孔テープ、磁気テープ等で地方からは、懸命に進達したものが、正しく収録されていれば、問題なかったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 33

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は事務処理要領に基づいて業務に携わってきた。現在の直面している状況については、想定外である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 34

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・被保険者・事業主からの届書のなかに、氏名・生年月日が違って届られているものもある。
・オンライン処理以外において、社保の窓口に1人の者が、いくつもの年金番号を持って相談に来られたケースがあったので、重複した年金番号を統一して記録の整備を行ってきた。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・又、年金裁定時において、本人の職歴と保険記録を突合・整備し裁定処理を行ってきた。
地方庁においては順次記録の整備はできてきているものと思っていた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方では、未統合記録が５千万件もあるとは思ってもいなかった。最近まで全く知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン処理上、社会保険事務所では、業務処理上、被保険者が複数の年金番号を持っていたとしても、本人の申し出がない限り判明せず、記録の統合はできない状態であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 36

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

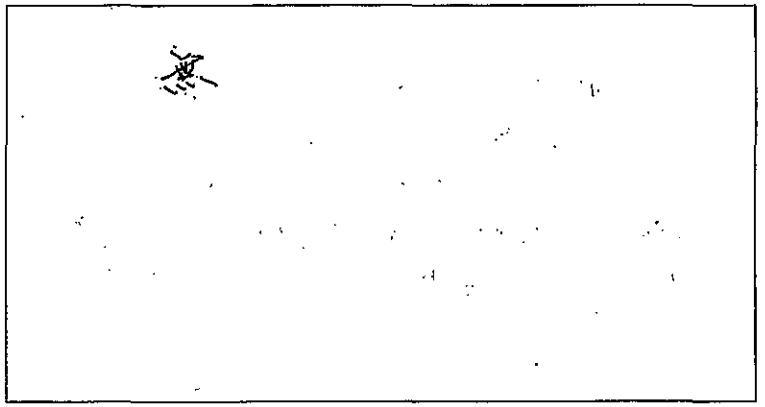


(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

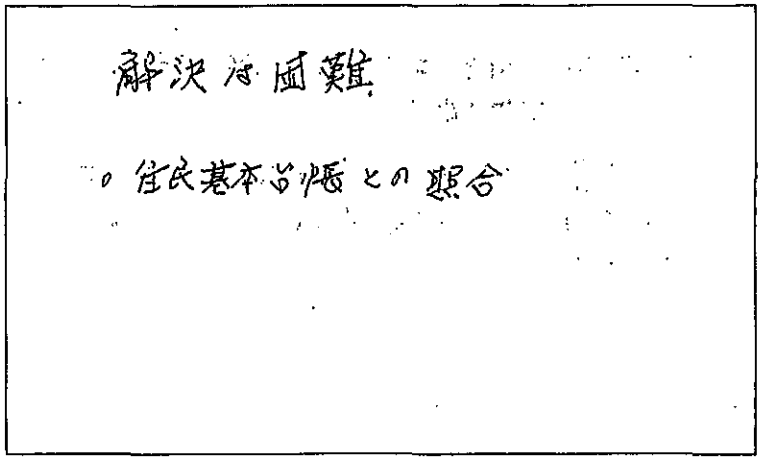

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 氏名、性別、生年月日 のみで 永年記録は 将来問題が生じないのか心配した。
（昭和40年頃）
- 事務処理段階で 氏名、生年月日 等の 訂正・変更が多発 又、脱退手当金の 請求件数が多かったため。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 社会保険庁の 将来構想では 社会保険番号、コンピューター導入で 解決されると思っていた。
- 又、標準報酬訂正、改良大は 健康保険料と もリンクするので 認められない として 業務を担当した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 37

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

職員が一方的に悪者にされているようですが、被保険者記録のコンピュータ入力業務を業者に委託され業者の入力ミスが可成りあると聞いておりますが……

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思い浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ご質問の意味が理解できません。
勿論年金記録は重要なことであり、私共の在職時にはおろそかに取り扱ったことは絶体にありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご質問の答えになるかどうかわかりませんが私共の調査官当時は故意に取得月日をおくらせる事業所が多々あり(中には健保年金に入りたがらないくもあった)朔及して訂正届を提出させた程で収納率を上げるために報酬引下げを指導するなんて考えられないことです。
※争議ですが転勤組合が強く仕事をさせなかったことが今でも腹立たしいです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 38

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

氏名、生年月日、及び勤務先で本人の確認することが必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の方針により業務を行って来ましたので特に問題意識がありませんでした。
マスコミ報道により知る。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号に全て統一することが困難である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 39

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限を設定せず迅速に整理する事と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度の性格から、今日、明日の事ではなく将来的に重要な問題として認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳（旧厚生年金保険被保険者証）は、将来重要となるので、紛失したり、重複したりしないよう大切に保管するよう指導してきた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 40

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にいうことはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 特に言うことはありません。 |

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| 特に言うことはありません。 |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 42

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多分15年前の退社であり わかりません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金と言う意味を考え誇りを持って又責任をもって
従事して来ました 特にあの地人が被保険者という
紀対数が多いなかで対応もむずかしさが有痛感しています

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

来年1月より日本年金機構となりますが従事の公務員では
なく1人1人がその人の立場になって考える意識を根本的
変えれば おのずから問題解決につながっていくと思います

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

所得保障喪失後の生活保障の一部となることを主として考えていました。年金手帳（特に1年）の記録の保持が最永年（40年）となるため管理の問題で発生するのではないかと考えていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインシステム導入により個人で管理することは当然ではありますが、社会学院所において年1回位の記録状況を各個人に通知すれば問題発生の根絶になると思っていました。
広報はもちろんですが、本人の問題意識の希薄も多いに考え社保窓口での相談の充実、業務課の設定の迅速共々意識改革が大幅に必要であるのではと考えています

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 44

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人の記録の問題については、現在行なわれている方策を時間をかけて処理する以外にないと考えられます。

窓口事務への奉仕活動について、
第一線に立つのは問題があるにしても裏方の作業(書類の整理など)へのOBの奉仕活動を促して下さい。積極的に参加させて頂きます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については制度の根幹をなすものであり、オンライン化の時に、特に慎重に処理すべきでした。オンライン化の時、事故リストが多数発生した頃、一様の不安を感じました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時大阪府保険課の整理係長でしたが、特に対応策は考えられませんでした。
反省点としては、当時もっと予算を確保し適確な処理をすべきだったと反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 45

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題について良い方策は考えておりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金記録について問題意識は持っておりませんでした。
- そのような問題が存在することは、テレビ等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 対応はしておりません。
- 特に反省する点はありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 46

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は S29.7 採用で S29.9 から台帳係で通常業務の外、
厚生年金の払出業務と言う様な仕事はなく払出しがあった時だけ
記録はどうか～という場合の事務処理と言えば、それも基礎
被保険者名簿で調査し、合格しました。
ただ非常に本人がお金を欲しがるのにイヤな回答が来ないケース
が多々ありました。その外、すでに受給開始している方の調査は
不可能でした。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

S50年頃より給付漏れ、年金の請求のあったものを先に処理している方
業務へ移動されたのですが、未だ年金が出ていない方が大勢おられる
のでやがてはなくなりますが、現在の記録を点検し、直接本人などから
してその方のすべてが把握するまで年金事務所おかれましたら
私は天王寺で今のロータリーにすべく先輩のもとハード面
ソフト面で努力しました時間が長く年金事務所をもって欲しいと思いま
した 職員研修 年金制度への説明会 本省への意見提出もしました
2回・社会保険庁だより掲載されました
記入者 受給者すべてそうするのが望ましいですが受給者
時間 全力をつくすことより不可能できると思います
私は庁での年金研修でも意見申上げしたと記憶しています
当時の所長はともかく研修が大切と言ってましたので時間中は
業務の流れで一杯でしたので毎夜研修資料など自宅で夜おそく
までやりました 各の給与時も意見をよくきいてくださいました

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

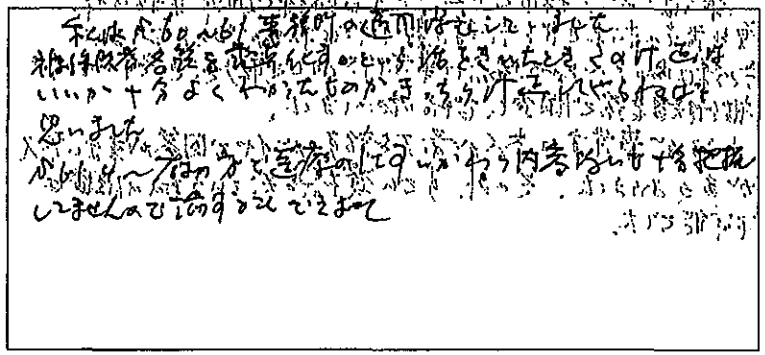

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

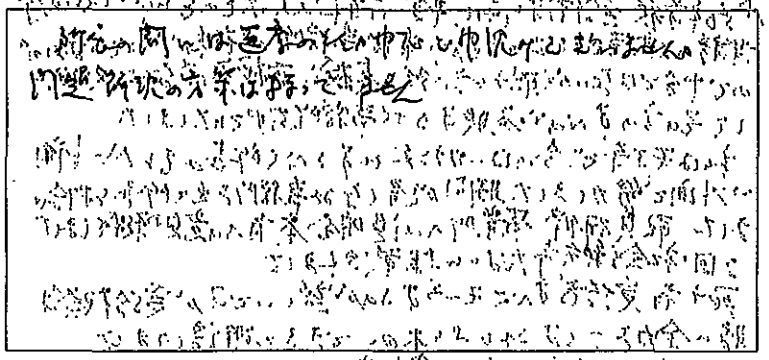

ご協力ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 47

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者本人と充分話合い、記録と事実関係とを明確にさせ、記録整備をおこなうべきではないかと考える。
(日手間はかかるが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 特に問題ではなかった。

  オンライン記録と本人申立との相違があれば充分調査し、本庁へ補正を依頼していた。

- 新聞等報道により未統合記録が多くあることを知った。それまでは知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- オンライン記録の不備等については、当初から社会保険庁で一括して記録の入力等を行っていることから、他方との連携が充分ではなかったのではないか。

- 未統合記録が多くあると知った後、役所の方諸氏で土曜、日曜に記録照合等、手伝える事を行った。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 48

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後に判明した問題であり、内容が十分に承知しないため具体的解決策は一概に言えない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍中は このような事案が存在することも
認識していない.

退職後 マスメディアが取りあげて知り得た.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・在職中に知り得なかった問題であり 回答対象

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 49

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在・職中、年金記録業務は、他の業務と同様に円滑に運営されており、とくに年金記録についての問題はありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においては、事務処理体制、処理方法等、大きく変更、整備されており、その対策等は、考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録業務は重要なものと認識していたが、他の業務と同様に円滑に運営されており、とくに問題意識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録を重要な問題点に取組んでいること。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在においては問題点について積極解決を想定する必要である

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

もっと年金記録を重要な理由について深く整理すること

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録には 慎重に 行ってほしい
例えばアルバイトに任せきりではなる（点検のこと）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 51

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年令を区切って整理していけば
(例 50歳以上にまず絞って
整理し順次整理していく)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はしていなかった。
マスコミを通じて知った。
(テレビ、新聞等)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 51

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年令を区切って整理していけば
(例 50歳以上にまず配って
整理し、順次整理していく)



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識はしていなかった。
マスコミを通じて知った。
(テレビ、新聞等)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 52

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

定時決定等における標準報酬月額の決定誤り
(行の見間違い等)

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去については方策はないと思うが今後については決定後の
定点検を確実に実施すれば防げると思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は認識していなかった。
一連の報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思い浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

整理番号 27 - 52

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

定時決定等における標準報酬月額の決定誤り
（街の見間違い等）

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去については方策はないと思うが今後については決定後の
定点検を確実に実施すれば防げると思う。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は認識していなかった。
一連の報道により知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思い浮かばない。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 53

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国の方針に従がい、誠実に且つ、着実に実行するしかないと考える。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入記録は、年金受給に際し、最重要の記録になるものと理解している。
しかし、基礎年金番号に未統合の記録が5千万件もあるということを、平成19年5月の新聞報道で知り、その件数が、あまりにも大量であることを、当初は理解することが出来なかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者証の記号番号は、一生を通じて同一のものであるよう、在職中は常に、事業主・被保険者等に理解を求め続けた積りである。
また、今回の問題が生じた原因の一つは、分立していた我が国の公的年金制度を統合した際、そのメリット・デメリットを十分に把握しきれず、その結果、基礎年金番号を導入するに際しては、事前に十分調査検討を行ない、問題点があれば、国民に対し、繰り返して広報活動を行なったうえで、実施すべきものであったと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思い当たりません。

**回答票④**

**この用紙は、公表する場合があります。**

**（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。**

昭和６１年４月、基礎年金制度となり国民年金に３号被保険者が導入された際、３号被保険者記録に対応して取り組んだ、地方での事務処理の一例です。
社会保険事務所ごとに３号被保険者届出の指導広報を行うとされ、予算上の対応であったと考えられますが、広報の方法として、管内居住者で該当者の予測数にあわせて届出用紙を配付するとされ、居住者の多い天王寺、吹田事務所等に多数配付となりました。
それに比べ、大手前、天満事務所等都市部の管内は該当者の居住は少ないから配付は少なくするとされましたが、大手事業所等が所在し全国に支店等の出先を有するなど、厚生年金保険被保険者を多く適用している実態がありました。

**（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。**

厚生年金保険被保険者を通じて、被扶養配偶者の３号被保険者届の促進が効果的であり、用紙は消耗品で予算上枚数に限りがあれば、配付はそうした観点で効率的に行うべきであると当初の指示に対して意見を出し、議論になりました。用紙配付の指示、後段の議論は当時の所長会議の場でしたが、意見どおり厚生年金保険被保険者数にあわせた配付も行うという対応となりました。
申し上げたいことは、事業の指針は、現場の意見や感覚も取り入れて、同じ視点に立って事業を進めていただきたいど感じていた次第です。

**ご協力、ありがとうございました。**



ご調査について回答いたします

年金記録問題に５点の事象が示されていますが、その内容は、ここ数年間にわたる報道によってはじめて知らされたというよりほかに答えようがありません。いま振り返ると、年金番号を重複して取得するなどの事例により、重複取消しができていないため記録が統合されていない等の事例があることは理解できます。記録が正確に入力できていない、保険料の納付記録が漏れている等は責められて当然ですが、このことが、すべて地方の現職に対するパッシングとして跳ね返るということは、あまりにも目に余ると思っております。

質問についてですが、一般に知られていない問題点（質問１、質問２）については、退職後２０年を超え、薄れた記憶を掘り起こしても思い当たりません。求められている問題点と趣旨が異なるかもしれませんが、制度改正時の事務で、記憶に残る１事例（質問３、質問４）について報告します。

昭和６１年４月、基礎年金制度となり国民年金に３号被保険者が導入された際に、３号被保険者記録の対応として指示された地方での事務処理の一例です。
当時国民年金課長は、中央からの指示であったと思われますが、事務所ごとに３号被保険者届出の指導広報を行うよう、当時の所長会議で指示されたと記憶しています。
その際に使用する届出用紙の配付数は、予算上の対応であったと考えられますが、各事務所の管内に居住し届出が必要な該当者の予測数にあわせて配付するとされました。大阪府では、天王寺事務所、吹田事務所等の管内に該当者の居住が多いと予測して配付数を多くし、それに比べ、大手前、天満事務所等都市部は該当者の居住は少ないので配布数を少なくするとされましたが、大手事業所等が所在し全国に支店等の出先を有するなど、厚生年金保険被保険者を多く適用している実態がありました。
厚生年金保険被保険者を通じて被扶養配偶者の３号被保険者届を促進すべきであり、用紙は消耗品で予算上枚数に限りがあれば、配付はそうした観点で効率的に行うべきであると当初の指示に対して意見を出し、議論となりました。
申し上げたいことは、事務処理の取り組みの一例に過ぎませんが、事業の指針は、現場の実態や意見も取り入れて、同じ視点に立って事業を進めるべきではないかと、当時強く感じた次第です。
以上のような事例を、ご調査の趣旨と異なるかもしれませんが（質問３、質問４）に記載しました。

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 56

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な予算措置が必要になるが、地道に解決するか方法は無いと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

同一人に対して、複数の手帳が交付される制度は将来、混乱が生じるのではとの思いがあった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

重複取消簡の提出について、公私に亘りアピールしていた。
被保険者証（手帳）の交付は戸籍とうない住民票等と照合確認の上、交付する様に制度を改めるべき。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 57

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録処理に対する信頼回復のため記録突合の徹底が必要と考えます。
整備・統合されていない過去記録等については、現在行われている方策をもって地道に整備していくことが現行の最善策と考えます。私も微力ながら解決に向け協力させていただきます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインシステム導入前より複数の年金手帳を有する者及び基礎年金番号以外の年金番号を有する疑い者の存在は確認しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人・事業所及び他庁照会等をもって解決を図っていました。重複疑い者のチェックにおいて、氏名の読みかな等の相違から別人とした事など処理の徹底がなされていないケースが考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い返すと8割強が法人とは名はかり、個人事業所と同じ社員の特例にあたっても氏名、年令の確認もなされないケースもあった。よく年金手帳を相当数(多い時17~18)もって重複取消に来られたお客様もおられた。事業主が年金手帳をもったままとか紛失しても手続きがなされないのが多かったように思います。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(質問4)で解決します

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今の事務レベルで昔を見る時に無理があると思われる
・昭和17年のスタートです（戦時下のスタートで焼失もあったやに聞いている）
・紙の管による劣化（昔の名簿をめくるだけでくずれていく）
・社保分割とか合せによる変遷はうけ継ぎでカバー（特に古い時代）
・昭和48年のコンピューターも低いレベル
これらのことに加え基ソ年金番号による統合が始まった今、まだ統合の途中
・スタートが全く別制度で組織も別でしたから統合が始まった頃はすばらしい事だが時間がかかると思われる。
・国民年金は年々対象が拡張していた事も問題の前提

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

過去に社会保険カードの話も聞いたが、本人を特定する共通のカードが必要かとも思う。
適用拡大がどんどん打ちあやれたが体制も整ってなく現実問題として地方地域の実態を見ると相当なムリがあった。
官庁間の情報交換も大事になると思う。
昔は警察に協力をお願いし業務の遂行をしたこともあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 59

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職して、だいぶになるので考えが及びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職してからのことで知りませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職してからのことで、考えが出ません。
現時点でのことは

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 61

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

非常に難しく良い解決策は考えがない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時においては、問題はなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 62

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

約70年の歴史のある制度である。
被保険者(受給者)の保護もよいが、これまでの制度のあり方を考え、じっくり対応してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中にはこのような問題は出ていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2と同じであるが、外添大臣当時に処理を急ぎすぎ、結果として、すべての者に年金に問題ありと思わせた。
70年の歴史ある制度の見習しを、学期間で解決しようとしたところにも問題ありと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 64

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳時代は未統合リストにより年金記録の補正、点検を行っていた。その後、オンライン導入となってからは以前の未統合リストというものは全く見かくなったので、きちっと処理されているものと思っていた。
また、基礎年金番号導入の時も導入当初は未登録などの問題があったことは知っていたが、その後は整備されていると思っていたのでこんな大きになるとは思っていなかった。
国民年金関係については一度、来訪者が領収書持参で自分の加入期間の調べに来られた時に、一部記録漏れがあった事を憶えております。（平成16年頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役時代、年金相談窓口にあたっては来訪者に係る記録について本人に記載漏れがないか、また、同姓同名、生年月日も同一の者の記録についても全社分は出さずに事業所等のヒントを出して本人から申出を出し、記録漏れがないように心掛けた。
- 紙台帳 ⟶ 未統合リストの処理状況
- オンライン入力時 ⟶
- 基礎年金番号導入 ⟶ 未統合記録の処理状況

御自分での対応が不充分であったために事故件数が増大したのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 65

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の記録は過去市町村が担当して保険料徴収をしていた為があり。(現在は社保)　その当時の記録が不明のものが多数あるのではないか。市町村の責任はどうなるのか。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

、本人の申出内容に基づき審査したうえで判断していく。(現在も行っている方法)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近報道等によるものから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昭和36年の国民年金施行時に基礎年金番号を導入していればと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録であり永久保存と認識していた。

別紙にかかげられた記録問題が新聞紙上に掲載されるようになってから

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方事務所より進達された諸記録、補正記録は片の方で処理されていると思っていた。

早い時点で統一番号制が実施されておれば良かったと思われる

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 67

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行のままでよい(報道で知る判断)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基幹通知により一定の整理がされているものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に思いつかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 69

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に問題はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 70

**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じ.

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現存の紙、台帳、伝票、等については判別困難な文字も多いが、金額データ化し、名前、生年月日等をKeyに突合、統合作業をする。
実際に同様による記録突合、作業を高校したが記録の連続性を考えると人的作業での記録統合作業は困難に思われる。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の（以落にかかる）整理突合作業は各実施資格者が請求行為を起こし以降、個別対応の中で行なわれるものと認識していた。
従って、今回の5000万件を超える不明（未統合）記録の存在については、直近まで認識できていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

加入者の一生にかかわる問題であることから、早期のオンラインシステムの導入を図る等、1丁化を進め、入力作業等についても、チェック機能を強化する等して年金記録の保護に大会を図るべきであった。
今後は一人、一生、一番号とした年金保障カード化を促進し、記録の連続性を担保することが必要と思料します。

ご協力、ありがとうございました。

乱文乱筆をお許し願います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 71

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すでに報道されている事象以外特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合記録やその他の記録等の照合作業に期限をもうけず体制を整えてでも遂げるという覚悟が必要だろうと考えます

又保険料納付記録の記載もれについては特別立法により一定の基準を設けて救済するなど高度な政治判断に委ねることも一つの方策ではないかと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については機械化年入後業務課（業務センター）において正確に整理管理されているものと認識しておりました
その記録管理に今回題となっている事象があることを知ったのは数年前の安倍内閣成立以降にテレビや新聞等で連日報道された時点であります

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録内題にある事象について知ったのは退職・後約20年後のことであり対応する術はありません
機械化年入後（記録移管後）より内題事象発覚までの間の処理対応がどのようであったのか知る由もございませんがもっと迅速に対処しておれば良かったのではないでしょうか

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 72

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金番号の重複取得.(ひとりで複数の番号取得)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化の促進が遅かった.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 73

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等で詳しく公表されており、それ以上の事は特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者(であった方を含めて)の転居等で一つ一つ確認を取り、時間をかけて信頼を得るしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の重要性は勤務として当然考えていましたが、新聞等で問題が大きく報道される様になって、記録保存の大切さを再確認しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金特別便が家族等にも届けられ、いろいろな事例が良る事、手書きによる記録からコンピューターによる保管になって、その変換時担当ではなかったので詳しい事は判りませんが、うまくいったのか等、考える事は多いです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 74

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 会社の採用年令を若くして応募(採用)され生年月日が捏造しているケース

2. 会社に採用され年金手帳を提出せず新しい年金手帳を交付され重複になっているケース

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策が浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期に対処出来なかったのかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 75

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

庁からの年金統合事故リストの照会をもっと続けていればよかったと思っています。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の送付により被保険者からの回答にもとづき調査をすれば良いと思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和58年当時、期間照会で予審判明したので、庁に旧台帳の照会をし、氏名、性別、生年月日、期間等を確認のうえ、回答していましたが、その時、考えたは、年金請求時に本人の申立により期間が整備できると思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に本人の期間申立にもとづき、期間が整備できるものと思っていました。又、大阪は名簿方式ですから、旧台帳のコピーを払出庁に照会すればある程度は判明できると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 76

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方社会保険事務所の協力

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 厚生年金は、制度が成績、氏名、生年月日等の公表確認がされていない。（国民年金は加入時に確認） |

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| 制度上の問題は厚生年金に対応しない |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 78

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、このような問題があるとは認識いたしておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 80

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 81

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以上のことにつき、特に把握していない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状とられている以上の解決策は、人的・物的の両面において困難であると思料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時において、現在報道されているような「年金記録問題」の存在を認識していなかった。問題の存在は、報道によりはじめて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくになし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があると思わなかった。退職後に知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後のため対応できない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 83

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、基金においても、庁の記録との突合せ作業を行っていますが社保の有する旧名簿や記号番号で調査すればかなりの件数の処理が可能と思われます。
基金に在籍している社保のOBに旧名簿等による調査させてはどうでしょうか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用については、名簿時代しか経験がありませんが、得喪届等規則上5日以内とされていたことから安易に新着交付をしていたように記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金給付担当時には、出来るだけ職員の確認をするようにしていました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 85

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は適正に処理されていた。
マスコミ報道により知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、事務処理システムの問題が反省点。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和当時は徴収率重視で上部からの指導(中央)であった為保険料滞納事業所については、事業主からの相談と合意の上逆且なして資格を喪失させたケースもあったように聞いている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

半世紀前の検証は事実上不可能で良策はない
(当事者が実在していないこともある)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1）正確に処理記録されているものと信じていた。
2）テレビで報道されて知った

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1）誠に残念で対応は考えられません
2）長期年金計画の組織上の指導欠如と考えられ現場（事務所）は指導に基づき処理してきたのであり反省は、むしろ中央指導にあるのではないか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 88

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳との照合

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正しく管理されているものと思っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 89

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞等の報道以上のことは知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の処理状況が不明のため考えあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の未請求者が存在すると認識していた。
理由は転職時に新たに年金手帳の交付を受け、その所在が不明になるものと、在職していたことを忘れることが最大の理由と考えていました。
そのため、住所の管理をすることでなったと思いますが退職後、報道に知り得たのみです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全職員が精一杯業務を行っており予算の範囲内で最大限効果のある執行であったと思っております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 90

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知っていません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、三鷹センターに年金記録は16,000件あると聞いて感じたことは、成人1人で三つの記録を持っている計算だと思いました。年金について新聞に掲載されたのは、昭和61年改正の前、5月年頃で、それ以前年金のことが新聞にとり上げられたことは、無かったと思います。厚生年金保険には国籍条件が無いことから短期間の入国による厚生年金加入記録があると聞いたことがあります。また、基礎年金番号の導入時の番号統合が順番とは違っていたようで、なぜなのかなあと思っています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金は厚生年金法に基づき事務作業は行なわれているもので脱退制度は、女性で5年以上、男性の場合は10年以上の条件であったと思います。脱退手当金制度も他のことも会社のお担当者も、被保険者も意識が乏しく健康保険証を優先に考えていたと思います。現在どうか知りませんが、健保と年金の手続きは別々にするのがいいのではと思いますが。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 91

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要業務と認識していた。

問題を生ずるような事態惹起は
考えられなかった！
問題の承知は報道機関の発表による。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

真摯なる業務の遂行。

以上の如き当時の業務態勢なれば
寸毫の悔なし。今に於て反省点なし！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 93

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点の精査、分析と、それに見合ったキメ細かな対応
(5千万件という数字だけが一人歩きしていると考えられるため)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 在籍中、「年金記録問題」として認識しておりません。
○ 問題の存在について知ったのは、退職後５年位経過後の平成１４・５年位かと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 上記回答のとおり「年金記録問題」として認識しておりませんので特段の対応はしておりません。
ただ、年金裁定請求時において、万一、本人の申立記録と国の記録に不一致がある場合には、十二分に調査、精査の上、修正すべきは修正を行った上で請求者の受理に至ったものと認識しています。
○ 反省点にして考えるとすれば、旧台帳からオンラインへの切替えに伴ってその重要度を考慮する事なく、安易にかつ短期間に策定・実施されたことによるそもではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 94

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

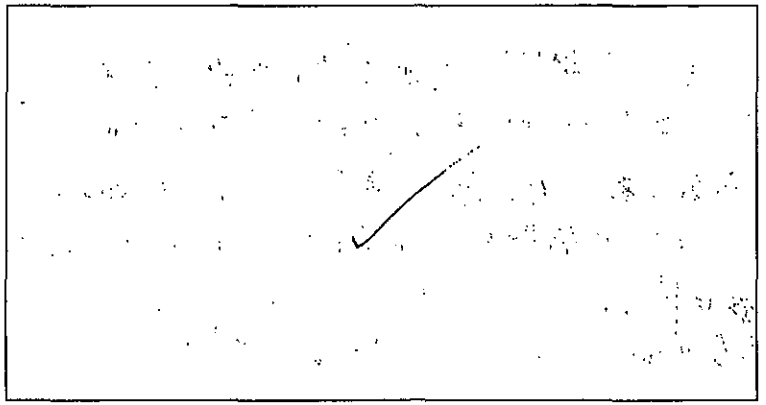

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

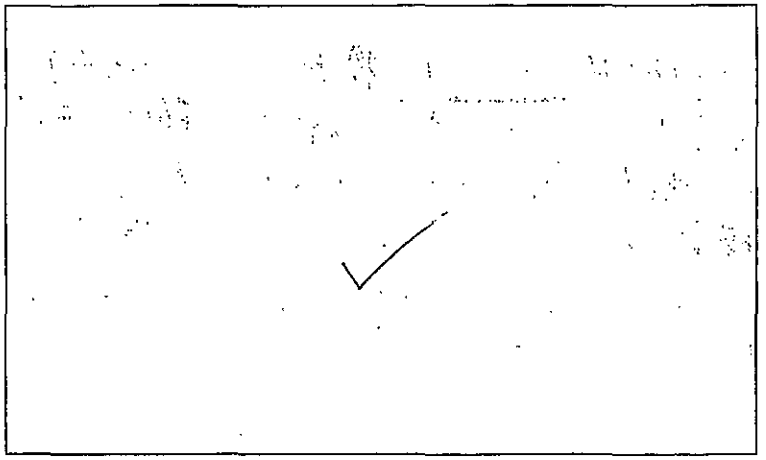

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

台帳から機械へと移行時、突合入力、補正ミスがあったものと思われるし、事業主よりの届出主義である限り、事業主の虚偽届出については被保険者からの申し出ない限り分らない。被保険者についても、ほったらかしにしておいて社会的問題になってから、我先我先の感がある。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金滞納時においては、職歴などにより空白期間就労していないかなど本人に確認し、期間を埋すよう職員は努力していた。民主党の閣大臣が、職員全体が不正をしているようかの問題視しマスコミなどを利用し、国民の不信感を強くした点に問題がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 95

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

該当者の年令も高く、訴えがよりほとんども多く、地道に客観的な事実によって、解決にいくしかないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 96

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便に始まった今回の方策は、完全解決を目標としたものと考えられます。
今になってこれを変えることは、国民の信頼を損ねることになり好ましいことではないと思います。
従って、解決まで一定時間必要であることは止むを得ないと思います。
- 今後は、受給権を得るまでの期間何回かの被保険者期間照会の通知、確認の方法は欠かせないと考えます。
- 年金受給権を現在の請求制から自動的に変更する改正も必要かと思います。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私個人昭和34年から3年間程、年金の裁定業務を担当してきました関係上、年金記録に対する精度の必要性については人一倍認識できていたと思っております。
当時は、障害年金、遺族年金が主で老之年金の裁定は珍らしく、問題は年金記録としましては無いと云ってよい時代でした。
又、審査の請求も障害、遺族の両年金が対象でした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上で記しましたように「知ることの出来なかった問題」で、当時としましては、これ等の問題に対して何ら対応はしてきておりません。
しかし、現在、色々問題点が存在していること自体残念ですが認めざるを得ません。
これら問題を起こしたのは、すべて人がしたことです。
反省点として掲げるとすれば、人の教育若しくは、人の選択の重要性は感じております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i).事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 97

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録に誤りのあった、それぞれの事例について、その原因を究明し、再発防止策を検討してほしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当然適正な記録が管理されていたと思っておりました。
退職後何年もたってからです。（新聞、テレビ等で報道されてから）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○被保険者や受給者からの質問等のあった時合の回答にいつも緊張しておりました。

○職員からの報告や関係書類には綿密な審査が必要と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 98

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統合されて　年金記録問題の存在を知りました

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

統合時点にて氏名フリガナを照合しなかった点が、今日の混乱の源と考えます。今となっては地道に一つ一つ処理すべきでしょう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 99

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている外部委託を1日も早く終了することを望んでいます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時点で、昭和54年又は55年に業務課でコンピュータ処理の計画があるために、被保険者記録の進達を検討していたので この問題は存在を知らなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のように54年又は55年にコンピューター処理で被保険者記録を進達した以上、業務課に於て適正に処理されていると思っていたので、この問題が表面化した時は、業務課でどう処理をしていたかびっくりした。

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 100

## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 101

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個別に記録調査されている現行が最良と思われます。
女性の場合、脱退手当金を受けていて空白期間の喪失も考えられますので給与明細のみの判断は考えてほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金権につながる問題であり、大変重要な問題であると思っております。
記録漏れは多少考えられても、記録の改ざんについては考えたこともありませんし信じられません。
事業主からの正規な届出によって行政は処理していますので。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

強制適用（5人未満の個人事業所を除く）により中小零細企業では事業主負担に苦慮し、滞納につながっている。（運転資金に追われて保険料までは）
事業主は従業員の保険料を「猫ばば」詐欺行為です。
相互扶助で成り立っており、問題は大きいと思います。
（未加入事業所の多くは事業主の考えで届出がないのではないでしょうか。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 受給要件を満しているにもかかわらず年金未請求者という存在が明らかになっていた。当時、年金は請求主義ということもあり放置されていた。〈昭和53年頃〉

② 国民年金の記録上、いわゆる等抜けの記録が見受けられた（前後記録は完納）これも、年金は請求主義のため、年金請求時に点検すれば良いという考え方であった。〈昭和61年頃から〉

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 国民年金の場合は、住所記録があるので、65歳到達前に該当者に請求案内文書を送付していた。

② 時間的に余裕がある時には、市町村記録（本人への照会も含む）等で、記録確認のうえ、補正していた。

現在は「ねんきん特別便」により、本人確認ができるようになっているので、問題解決に向っていると思う。（厚年等はもっと早くから住所記録を持てれば良かったのではないか）年金問題について、税方式・社会保険方式が議論されているが、いずれにしても、年金は老後の経済活動の源となるので、社会保障教育（特に年金）を学校教育の中で徹底すべきと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 103

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新たな問題については、申し訳ないが承知しておりません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に1件1件確認するしかないのでは、と思われます。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

和年間という長い期間について管理していかなければならない個人の年金記録であるので、より正確に誤りのないよう管理し、処理をすべきだと認識していた。
市町村が国民年金の記録を電算化することに伴い、社会の記録との照合が簡単になり、夫婦間で納付の状態が相違していることが多くあるのを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

口座引落で保険料を納付しているが残高不足で夫婦で片方しか引落しが出来ないケースも多いので翌月に再度引落しが出来るシステムの変更を市に要請し、未納催告書を確実に発送するよう指示にきた。
また社会でも翌年度未納者全員に未納通知をもれなく送付することを実行した。
しかし、口座落しだから未納はないと思っている被保険者にわたり認識、伝わったか把握しきれなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 104

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不 知

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不 知

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

不知

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不知

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　（退職者） |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　（地方庁） |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.（事務所長）<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 105

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の方策どうりで良いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後の生活すべての問題であると認識していました。新聞報道等により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実関係を正確に追求すべきしかないものと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 106

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、政府が実施して頂いている年金記録解決策(社保庁)以外に、これと言った特策は思い当りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後における大切な個人の（生活資）財産であることを認識し、事業主からの届出書類の適正かつ正確な事務処理が必要と理解していた。

今更社会保険に新規採用された直後から先輩の指導により心して働いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、すでにくねんきん特別便〉を手にすることが出来ない方々もあると思われますし、長い年月が経過し記憶喪失者もいるため、もっともっと早い時点で、年金記録問題に着手すべきであったと反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 106

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、政府が実施して頂いている年金記録解決策（社保庁）以外に、これと言った特策は思い当りません。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後における大切な個人の（生活資）財産であることを認識し、申告書からの届出書類の適正かつ正確な事務処理が必要と理解していた。

今回社会保険に新規採用された直後から先輩の指導により心して働いた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、すでに〈ねんきん特別便〉を手にすることが出来ない方々もあると思われますし、長い年月が経過し記憶喪失者もいるため、もっともっと早い時点で、年金記録問題に着手すべきであったと反省しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>(e.)事務局長　*平成11年度までは(課長)<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は存じていないが、ほとんど知られていない事柄を申しのべたい

厚生年金保険の記録については、被保険者取得届提出時に氏名、あるいは生年月日を被保険者が雇用時に事業所に偽って就労したことにより本当と違った事項で届出、また事業主は、何カ月間を試用期間とし、届出することなく、本採用とした年月日を取得年月日として届出ていた事案が見受けられた。

国民年金記録については、ほとんど携っていないのでわからない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記のことについては、稀ではあると思うが、1人で拾数件の事業所に勤務し、そのたびごとに届出内容が相違し年金番号を得ていた人は昭和の時代にあった事は間違いのない事であり年金記録を確認する際に事業所、所在地、就労期間を明確に記載してもらい、該当人に相似している者と推測し、確認することが大切であると思う。

なお、このような事例があることも広報し、理解を得ることとしない限り総ての件数について解決することは困難と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中、このような問題があることは全く知らなかったし、知らされもしなかった。
問題が存在することをしたのは、新聞、テレビを見て初めて知った次第である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような問題があったことを知ってただ驚くばかりである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 109

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

請求時にすべての記録を記入してもらい
再調査を行う
各市町村において納付記録の進捗が正確に行われているかの再調査を実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

コンピューターに全て入力されており問題になかった
思ってなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後につき
特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 110

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現在行われていると思うが、年金受給年令到達前2ヶ年前に絞り込んだ記録補正にしないと職員が業務量に圧倒され、モチベーションが下がるのではないかと心配する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・大阪では、オンライン処理の完成(昭和61年頃)迄、紙台帳の記録を手作業で複写したうえ社会保険庁に進達し、その進達記録に基づき社会保険庁でパンチ入力していたと理解している。
・パンチ入力後は、整合性のとれない記録について、社会保険庁から地方に再送付し地方に於て記録補正したものを社会保険庁に報告していた分、手作業である事から不正確な部分はあると思っていた。
・しかし、この不正確な部分(ミスが分からなかったケース)については、年金請求の手続きの際に本人が持って記録の確認を行ったうえ年金裁定となる仕組がとられていたので、消えた年金記録というような問題はないと考えていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・問題認識は、うえのとおりであるので特別な対応の必要は考えていなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 112

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、行われている第三者委員会で解決してもらうのが良いのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識していなかった。
退職後に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が、反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者期間のオンライン化時に急ぎ過ぎたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 113

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会で問題になって、問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年法第18条の確認行為を保険者並びに事業主に順守させるよう強く指導すべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年代位までは、年金制度に対する世間一般の認識が低かった。
また、高度成長期であったため、就職に当って戸籍上の氏名・生年月日と異る申出があった場合でも、事業主がそのまま社会保険事務所へ届出るケースが少なからずあったため、年金記録と社歴等の不一致が当然生じている。
地方庁としては、厚生年金保険法施行規則に基づき事業主から正当な届出がなされたものとして処理してきた。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国の年金制度では、それぞれの年金の受給権が生じたときに請求することになっている。
老齢年金の裁定請求があった時点で、請求者から申出あった職歴と年金記録を精査・突合したうえで裁定処理をしてきた。このことでトラブルが起こった、大問題となったという経験は殆んどない。

年金の請求があったその時に、本人と年金記録の正当性について確認しながら処理していけばよいと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和39年に社会保険大学校の普通科研修に参加した。その時の厚生年金担当教官から年金制度の本質は年金記録管理にあると教わった。
年金制度の実施に当って一番大事なのは、被保険者それぞれの加入ヒストリーの管理であることを認識すること。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方庁から社会保険業務センターへの年金記録の進達・突合エラーの処理には、示されたマニアルに従って懸命に事務処理をしたつもりであり、地方庁としては、大筋で反省すべき点はないと思っている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)　医療管理官<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 115

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記載するような内容は存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けての具体的な方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所の窓口に相談のための来庁者及び期間照会が多発したような状況が報じられた頃から

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁
業務課における事務の対応とは考えますが正直わかりません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 116

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり

ご協力、ありがとうございました。



質問１　報道されていること以外にはありません。

オンライン化の際の入力ミスが多いとの報道については驚きました。

質問２　名簿との再点検以外に考えが及びません

国民年金記録については、一部市町村の自主的な調査の結果、多数解決できた　との報道がありました 。 可能であれば市町村すべてに調査を依頼しては？

質問３　　届書を信頼して事務処理を行っていたため、若干の不整合が予測されたが、年金裁定時には解決できる、との認識でした。

国民年金記録に　不在者リスト　不整合　があることは、管理者となり、はじめて知りました。

質問４　　３の不在者リストに関しては、所長時の社会保険庁監察に際し問題提起しましたが、退職まで指示、回答はありませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 118

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金手帳は会社が預り被保険者が退職後も交付しなかった。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

会社を指導すべきです.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保険料は給料から天引きされているので慎重に取り扱いしなければと思っていました。
現場では仕々に加入期間の有無でトラブルはありましたが、その都度解決してきました。
5,000万件もあることはつい最近知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険業務センターから送付されてくる年金照会リスト(今はもうないかも知れませんが？)事前に担当者を置くべきです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 120

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 121

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はその当時資格の得喪届をその都度社保庁に進達する事で終了したものと認識していました。
問題が存在する事を知ったのは退職後T.V等のニュースで知りました

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私自身何にも対応しておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の記録は、オンライン化されるまでは、各社(船舶)の被保者により社保から庁へ、記録統合するために送付していた。その際、本統合分は庁から社保へ照会があり、修正処理をしていました。その未処理分が、約5万件と思われますが、社保窓口においては、既に照会中済時と年金裁定申請時において、記録から、ミス等があった場合、台帳を確認して修正処理を行い、年金裁定を行っていまして、適正な処理がされていると思います。未統合記録照会申請は、一社保、月に200～500件あり、そのうち、よそ10%は、記録の整備を行っていたと思います。今回、公表された記録は、5000万件の中にあり、全国的にみれば、相当数処理済があるかと思います。今後、における解決策は、時に年金裁定申請時に申請者の記憶をたどり、記録照合して、ミスを防止して、不利益にならないよう心掛けてゆくべきと思います。経過期間の未統合記録は、本人等(社の関係)から申合記録をもとに考えます。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度の重要性について、近年、理解されてきていますが、以前は、ほとんどない状況で（昭和30年～40年代）あり非常に残念な気持があったと記憶しています。オンライン化前はすべて、手作業による、記録管理（書類保管）であり、処理ミス等は、少しは出てくるだろうと思っていましたが、最終的にチェック、整理できる体制（年金裁定申請時等）があるため修正できるものと理解していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今の年金記録管理は当初、数字のみでの管理であり一ヶ所でも入力ミスの数字があると不統合となるシステムであったと思います。現時点での考え方では当時の処理体制が、大きく違っており、その積上げが、5000万件となったと思います。今が、不統合の記録を地方（社保）にスムーズに照会する体制がなかったのかと思います。
社保は名称があり、本期記録は、ほぼ100%調査できますが、意図的な未満等は確認不能です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g)事務局課長補佐・係長級以上 <昭和49年1月～60年11月><br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長　<昭和49年5月～同年12月><br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時期には電算システムへの住所入力の取組み(市町村指導)・オンライン化作業等への切替えによる市町村毎の混雑後半来の検討に忙殺され、この時点では記録減少が大量に生じてくる可能すら認識する段階に非ず～統合処理の行程や進捗の情報も全絶～退職後 基礎年金番号 付与の通知を受けた際に「事の重大」が重複して通知されて来たことから、記録管理の杜撰さとまでは言えないにも 量的困難性に想いを馳せるに至った次第。
今回の発端となった 5000万件超との記録減少問題が噴出して、その数の多さに驚いた次第～そして、今尚、未完結の国年期間の記録がどれだけ存在するかさえ その実態を未だ知らずという状態にあり、知ってどうするのかと問われても些かの躊躇うだけの自信もない。国としての責はここまでで打ち止めとしたい。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

『質問3』と直接関連する事項では無いのですが――
今から45年くらい前のこと、検認業(市町村から送達されて来る個人別の納付済伝票)を1枚1枚を個別台帳と突合し納付日付を押捺記録する 係員の日常を見て こんな毎日では 序々にやる気を失ってゆくと感じ、当時では 想いに過ぎなかったが「30年くらいで実現するのは 何らかの自機を自動抽出して記録する様なシステムの時代がきっと来る」と夢を語ったことがあった。それから20年余 オンライン・システム 水道務効へ歩みを見て、素直に夢の実現化を喜んだのだが…
反省点…「言うは易く行うは難し」。依って もう少し 考えを深めてみたいと思料します。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 123

**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

如何様な範ちゅうのどの程度のレベルの問題か推測しかねますが…
大河の流れの中のひと齣としての過ぎこしかたに問題事象として想い浮かぶ事柄は存在しません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題＝当面する年金記録問題を指すものとしての考えを述べます
私の認識は、一般新聞と機関誌（こくねん）、週刊誌の暴露記事、及び購読した数冊の単行本の内容を交ぜ合わせての推量です。5千万件超えと表現されても、年金種別ごと年齢区分ごと加入時期ごとと謂った分類データを目にしたことも無く、その上に○○の倉庫に○○件の材料が存在するというような追加情報に接しても、只、呆然とするばかりです。恥ずかしながら良策のカケラさえ浮かびません。
"なりすまし"の被害者は勿論、悪意は無くとも国庫の納付と混同している実際は未納者が救済されてしまうというような対応策を採られないことを願う。のみです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 125

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和 40 年頃は、まだ名簿方式(手書)で処理をし、中間進達(名簿コピー)し、庁では不突合のものは、リストで事務所に問合せされその回答により庁で完全な記録整理がされているものと思っていた。
又、年金請求者から多少はあったかも知れないが世間で騒がれるほど事故（記録関係）についてはほとんど耳にしなかった。
年金記録問題は、国民年金未収から始まりここ近年に聞いたことで日本の総人口１億２千数百万人年金受給者(老齢基礎年金・老齢退職年金)約 3900 万人おり、その人数より多い宙に浮いた 5000 万件の年金記録(1 人で複数もおられるが)信じ難い

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 126

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項のこと

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項のこと

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

受給に対し最も重要な記録と認識していた。
それと特記事項なので

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化されたときの入力ミスが大きい。
それも特記事項なので。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 127

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行なわれている方策を推進するほか特に良い方策は浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理要領等に基づき適切に処理されていたはずと思っていましたが、こんな大きな問題になるとは思っていませんでした。
マスコミ報道により、その重要性を知った次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンプライアンスの欠如であったと考えます。
厚生年金に加入されている、いた方々に大変申し訳なく思うとともに、問題解決に向けた協力は、微力ではありますが、行なって参りたいと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 128

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

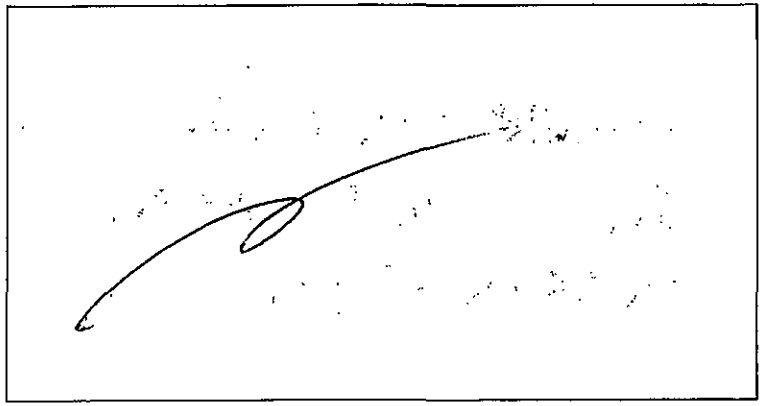

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している当該で
確認作業を進めてく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題が発展するとは全く考えていなかった。当時年金記録突合等について正確な処理を望んだ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録突合等について正確な処理を望んでいた。認識である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 129

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に特に問題があったとは、認識していません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 131

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今となっては政治決断で解決してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リスト（記録）を通じ、記録整備の必要性は認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

整備対象記録があまりにも膨大で、その都度解決するのが困難であった。最終的には個人の年金請求時に解決できると感じていた。後、コンピュータと管理方法が変わったが、記録がすべての認識が薄かったと感じている。庁がすべてのデータを戦略を無く放出したことに当惑している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | ~~現職者~~　退職者 |
|---|---|
| 所属 | ~~本庁~~　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>①事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 132

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・重複取消については、申請でなくても、転权での処理をしても良かったのでは。

・本人が故意に氏名・生年月日を変えて届出ているケースも数多くあったように思う。特に、昭和20～35年の間。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・時代の状況等等もあり（雇用条件）仕方なかったのかも。今、全てが社会保険の責任とされるのは、疑問です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i).事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題意識は持っていませんでした。
2年程前に新聞、マスコミで取り上げられた頃より。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の仕事がいかに国民生活に大きな影響を与えるかという認識が薄かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 135

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職に負担がかかり過ぎている.
OBを含めての協力体制を築けないか.
現職の若い職員を育てる方策を考えてほしい.
多くの有能な職員が退職して行く現状がある.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

手作業(手書き)による事務処理で、少しは誤りがあるのではとの思いはありました。
標準報酬の誤りはあっても加入期間が長期間残るとの認識はありませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

慎重に取組で業務の精度上げることを心掛けていた。
反省点
・業務のフォロー・再点検を実施していなかったことです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 136

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録問題については社会保険事務所での誤記入等もあるかと思うが、未適用等の事業主の責任、視保険の勘違い等も多々あると思う。
地道に照合すべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大阪は名簿方式であったので紙のいたみ等、多少心配していたが機械化されて良かったと思っていた。
ただパンチャーが正確に打てるかとも思った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

名簿方式では年に一度、全事業所より提出される算定基礎届を、全職員で名簿に打込みしたが、慎重に処理したが、間違いは発生するかなと思った。
早く現在のように機械されておればこれだけ大きな問題にはならなかっただろう。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 138

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

我々、地方に勤務する社会保険庁職員は、国が行う健康保険・厚生年金保険等の業務について、適正且つ的確に処理することが大原則であり、私自身のことで云えば、30年以上に亘る公務員生活の中で、その原則は貫いて来た積りです。
従って、年金記録の問題が、国会やマスコミに採り上げられた際、今迄忠実に、年金記録等を中央の年金業務室やオンライン業務室に進達して来た、その努力が報われること無く、未統合の記録(5千万件)が生じていること自体、全く裏切られた気持で腹立たしい限りです。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で云えば、膨大な数ではあるが、国民1人1人の年金記録について、紙台帳やテープ、さらにはオンライン記録と照合確認しながら、未統合の記録をまとめていく以外方法は無いと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問1）で述べた通りです。
存在を知ったのは、国会で採り上げられた時です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

既に退職して20年以上が経過しており、時点が違うので今、どの様に対応するかは答えられません。
また、人間のする事ですから、ミスが無かったと云えばウソになるかも知れませんが、在籍中は精一杯勤めた自負もあり特に反省点は見当りません。

最後に、氏名を公表するとか、しないとか、脅迫めいた文章が書かれており、我々の上級官庁であった社会保険庁の所業とも思えません。猛省を促します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度は公的年金として、国が責任をもって行わなければならない制度である。にもかかわらず民営化になったため、国民は不信感を増大させ制度が崩壊するのでないかと危惧している。
今全国の職員は元気をなくしている。若い有能な職員も多く退職している。ただちに学労省職員として身を安定させ活気ある職場にせねばならない。
記録もれが多いと思われる国民年金については市町村の協力が絶対必要である。来年からの年金機構のもとではこの問題の解決について企業も市町村も積極的な協力はしないだろう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は年金記録の問題はなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

③はないのでコメントはありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. まず、小生は今回の具体的な年金記録問題について、新聞マスコミ報道で知ったが、同時が終ったつれ更にびっくり次第である。小生の知る限り所長在任中も年金ゆんは、懇切でねい早期処理に努めるよう指導した積りであります。
2. 具体的な任務として、小生の専門は、医療関係の保険医、療機関の指導監査を2つの事務所を通じて主任、係長、医療事務指導官等を7年間従事し充実した任務であったと自負しています。
3. 今回の事故、事件等が発生した(発覚した)ことについては

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題が政治的になっており、事務量や内容が複雑な状況になった今日、小生としてもどうするのがベターが時間が一番必要であり、早期方策は考えがおよばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全く考えられない。
在職中は、年金の広報について、事務所のカウンターの正面に何枚もポスターを自前で作成し、また事務担当者等に対する受給資格や受給手続について説明会に出席した姓ばれたことが頭に残っている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務員の処理について、
まず、基本的に社会保険庁と労働組合が労働条件などについて話合いが行われその結果が地方末端まで指示されることが一番に問題と考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたることはありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

実際の不容合の主な原因の具体的な内容等がわからないが業務センターに進達した入力結果の点検や事務所の書き換え前の名簿の容合せを地道にやるしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用の経験は程んど1日名簿の時だけだが、事務処理は基礎的に同じであり特に問題意識を持ったことはなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不合について1件、1件、再確認していくしかないと思う。現在、各基金と厚生年金の記録と合わすので、従前実施したように基金等のOBに協力を依頼して、少しでも早く処理することが大事である。
~~[illegible]~~報酬等の整備には健康保険組合の記録も参考にしてはどうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

| |
|---|
| 有りません |

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

| |
|---|
| |

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ等による報道

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 145

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは認識していません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 146

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

他に問題があるとは考えられません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今までどおり誠意をもって対応すべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題が起こるとは考えませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金等の請求の際に、問題が発生した時は、本人の身になって、誠意をもって対応することによって、理解を得られるものと考えていた。
・年金定期便のような周知方法を遅くとも基礎年金番号交付当時から、実施すべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(j.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 147

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便の回答率を高め、活用すること。
加入者であった本人が社会保険事務所で調査し、確認すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※年金記録問題は在籍中にはありませんでした。
存在を知ったのは安倍内閣で問題になったときです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]調査、
検証報告に期待していました。

社会保険の業務処理において、組織として、年金記録業務の重要性に対する認識が甘かったのではないかと考えています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○法人事業所が強制適用となった当時、中小・零細企業においては人材不足から従業員の採用において簡単な履歴書のみで採用されるケースがあり、
○退職した従業員が当日で各種証明を持参した時の理由
※会社に前職を知られたくない為、これまで年金未加入~~の会社に~~と偽って就職し番号重複となっているケース、
※就職時、会社の採用年令を越えても、履歴書の生年月日を若く偽り採用されたケースもあり、事業主や従業員における年金制度の認識も甘かった。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一刻も早く年金制度の信頼回復が必要であり、実施されている「ねんきん特別便」は重要な被保険者に対する安心感に繋る。従って送付時においてコンピュータのシステムに誤りが無いか十分に点検して送付していただきたい。
一つの事故がマズコミに取り上げられ国民の信頼を失い、現場の職員の通常業務にも影響して信頼回復が更に遅れる。
一方、義務教育の場で社会保障制度の相互扶助精神や長期給付で老後保障の柱となる大切な年金制度を育成する理解の教育が必要と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※名簿台帳記載が手作業の時は、新規取得者の処理は、名簿・年金番号払出法、健康保険被保険者証・年金保険被保険者証と4度同じ氏名を記載するのに神経を使い仕事をした。
※カナ収録の届出は、確か算定基礎届を活用していたと思うが、事業主からの届出の誤りも多かった。
※機械化になった当初、取得届の新規年金手帳番号を処理する際、同一人物と疑われるデーターが確かウィントマシンの備考欄に出たと思われるが、当時は労働組合から労働強化になるとの理由で調査も出来ず、重複払出で記録の分散となったことも原因となっている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職者も社会保険職員の一員であり、苦労されている現場の職員の手助けになればと微力ながら記録補正に伺い対応させてもらった
昨今は個人情報保護法により年金記録調査も大変だと理解します。
従って現在実施されている充実した広報紙やインターネットの活用により、事業主や従業員が啓蒙を続ける必要が有ると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 150

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では、思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者にとって非常に大切なものと認識しています。

この問題が生じてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は被リストが毎月事務所に来ていましたが、時間をかけて処理していましたが、整理されていたのですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません..

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策を考えつかない.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・本人の請求時点で是正されるものと思っていた。
・平成９年頃（基礎番号付番した頃）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号付番時に徹底した調査により未統合を無くす努力が必要であったように考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 153

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知しておりません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は考えられませんが、一つ一つ時間をかけて確実に処理する以外に皆無では……と思います。この旨を関係各位方面に十分説明し、理解を求めることとしては……。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

てっような年金記録問題については、今回はじめて承知した次第です。従って、在職中は全く問題認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問３の記述のとおり、何も対応しておりません。
職員の１人として、常に「国民全体の奉仕者である」との自覚、「お客様（相手）の立場に立った業務」を執行してきたことを念のため申し添えさせて頂きます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 154

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職時は事故リストとして再確認していたが件数も少なかった.
最近であります.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 155

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事象 以外に、思い浮かびません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

すべて認めれば良いのですが、それでは国民の理解が得られないと思いますから。わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金額に、つながるもので、重要と認識していた。
いづれ多少の問題点が出て来るだろうと思っていましたが、ここまでとは思わなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私は、会社等からの届出書類の正確性が問題と思っていた。
それが両部にも問題があった事、残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 156

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

手が不自由なのでお許し下さい。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 157

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、年金記録問題の実態、本質を全く知らされておりませんが、強いて一般に知られていない問題という(問いには答えられませんが)年金制度は、昭和17年6月から、文書、手作業で記録を作成し、年金の帳として保存してきましたが、この間、戦災による台帳の焼失、又、台風被害による[illegible]、その他、人手不足による記帳漏れ等年金記録の不備がはじまったことは、事実であります。このため、昭和30年頃から本省の指示に基づき、台帳記録の整備事業に着手しました。この作業は、昭和34年6月に終了し、旧台帳は年金番号順に配列し、年金業務室に保管しこれを基に本省において年金記録の統合をすることになっております。これが確定の実行されておりますが、このような問題は発生していなかったと思います。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録訂正を解決するためには、本省が移管した年金台帳と統合処理を行うされるが、何かしら重要な事と考えます。ただ、記録の訂正は、事務上の文書調査のみ、転職者が再就職の際、既に支給を受けている年金番号を変更せず、新しい年金番号の支給を受けるというケースが多々見受けられます。この場合は、記録の統合が困難となりますが、氏名、生年月日、所属事業所名を基に解決の糸口があると思います。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、昭和61年1月まで在籍しておりましたが、昭和30年頃までの記録は、旧台帳の整備作業により、一応解決したものと理解しておりました。又、以降の名については、現在台帳の本省への移管、更に、電算処理に伴う社会保険庁からの処理マニュアルに従って的確に処理しておりましたから、このような問題が生じていたことは、新聞やテレビで報道されるまでは、全く認識しておりませんでした。年金台帳の統合作業を放置していた社会保険庁の責任を強く問いたいと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本省や社会保険庁で年金台帳の統合作業を放置していたことが、この問題の基本原因だと考えます。これは、労働組合の反対により対処出来なかったことが最大の理由と聞いております。国民のための業務が、このようなことでおろそかにされていた憤慨に堪えません。又、このような事が当時公表されていなかったため、地方庁の一職員として対処の途がなかったという思いが、強く残っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 158

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 社会保険庁はこれまで解決に向けて職員一眼となって実施されてきているものと思われます。それ以上の解決策は特にございません。
ただ、今が分岐点で解体され、ノウハウのある多くの職員が離れていく事は、解決に向けての大損失と思われ、残念でなりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 退職時や年金請求時に職歴、基礎番、手帳などから期間照会等各種調査等で記録確認や記録統合を伴い行ってきたものと考えています。
- 新聞報道等で初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 事件知り得た後、OBとしてボランティアで休日を利用して記録確認作業を行ってきました。
- 具体的詳細な対応策までは知り得ていませんのでコメントはできませんのでご了承ください。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後の数年を過し、たしかな記憶がわかりにくいですが、労組関係者が職員の労働強化ばかりを訴え、アルバイトや、外部委託を行っていたことが、あやまりの多い原因ではないでしょうか。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現点においての方策と云われましても、我々高令者には思いうかぶことは出来ません。
被保険者であった者も自分の職歴ぐらいは管理すべきで期間の照会があった人には十分な調査するほかにないのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

二〇数年前には記録問題などあった記憶はありませんが保険者や事業主の責任ではないでしょうか

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 160

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 162

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙のとおり。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙のとおり。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職した後に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくになし。

ご協力、ありがとうございました。



（質問１）

今では、氏名生年月日の原本である戸籍謄本は、絶対間違いがないものとされていますが、私が就職した昭和 48 年頃の戸籍謄本は毛筆で記入されていましたので、達筆で書かれていた場合は、間違った字に読まれることもありました。しかも、旧字体となると「漢字もひらがな」も判読が難しいので、旧台帳から切り替えた新台帳の字が別の字になっていることを発見したこともあります。明治大正時代以前に生まれた老齢福祉年金の受給者の戸籍謄本を見ていただければ、この意味について十分理解される筈です。1430 万件の厚生年金の旧台帳が問題となっていますが、このような明治・大正時代に生まれた方々がかなり含まれているのではないかと考えます。

また、漢字文化圏の日本では、常用、当用漢字を併せて 3,000 文字近くが使われています。一昔前には、本人が思ってもみなかった漢字で戸籍謄本に登録されている場合が日常的にありましたし、現在でも「読めない読み方」で本名を通している方もおられます。それ以外にも、明治・大正時代に生れた方は生年月日をわざと遅らせて市役所に届けることも出来たそうです。

現在では、年金という言葉が新聞紙上で話題にのぼらない日はありませんが、昭和 40 年頃は年金ということが話題になることは余りありませんでした。仕事を見つけて飯を食べるためには、氏名や年齢を若くして会社に就職することが許されていた時代でした。今日でも、企業へ就職する時は戸籍謄本を提出する必要はありませんので、本名を知られずに就職したい方もおられますので、戸籍謄本とは異なる漢字が使われています。

今、年金番号の一本化を何故早く実施しなかったのかと非難を浴びておりますが、このような社会的・経済的な背景と「国民総背番号制に繋がる（国会でも決議をしていた筈です）」ものとして法律化まではなかなか進みませんでした。しかし、平成 9 年に基礎年金番号制度が実現することになりましたが、これまでは、複数の年金番号を持っている人に対して誰も異議を唱える人はいませんでしたし、行政としても、強制的な処分も含めて現実的な対応に踏み込んでいける状況ではありませんでした。

私が就職しました昭和 48 年頃は、どこの企業や官庁でもコンピューターやコピー機、ファックスというものは無く、ＣＤＲ等の記録媒体という概念自体が存在していませんでしたし、自宅にも電話機がないというのが普通の時代でした。国民年金の納付漏れの話が第三者委員会で扱われ、印紙納付方式の欠陥が声高に叫ばれていますが、今から 40 年から 50 年前の事務機器という概念が存在しない時代では、記録の転記や報告の手段は「人の手による手作業の写し替え」以外にありませんでしたので、異なる人の目や手段で何度も突き合わせてチェックをし、転記ミスを発見して訂正していくというのが「その時代の事務の流れ」でした。

被保険者が納めた国民年金の保険料を市町村が一度チェックし、社会保険事務所へパンチカードと検認台紙で報告・チェックする方法は、非常に手間暇をかけたもので、数十万件の被保険者記録の進達方法としては、その当時として最先端の方法であったと記憶しています。

（質問２）

このように科学技術が未発達な昭和初期・中期の時代について、科学技術の発達したコンピューター万能の現代から、年金記録について「個人や所属していた組織に対して責任を追及し、どのような点が反省点と考えられるか」との質問をされていますが、例えれば、それは現代人がタイムマシーンで過去に遡り、歴史上の人物に対し断罪しようとするのと同じ行為であるように思います。

過ちのない過去というものが人間世界にはありえないから、社会は弁証法的に進歩発展していく訳で、「手作業万能時代にも年金記録の完全なものが存在する」というのは、一つのプロパガンダのような気がしてなりません。米国やイギリスでも、年金の記録問題や未請求問題は日本と同様に存在しているのに、日本人自らが「自信喪失するスパイラル現象」を引き起こし、執拗に引き延ばしているのは、外国人には奇異の目にしか映っていないものと思います。

それでも、尚、「手作業万能時代の年金記録の完全なもの」を追究されるということでありましたら、照会される個人に対し「免責特権」を確約し、刑事上・民事上・道義上の責任は問わないとの確約をされる必要があるのではないかと思います。

そうしますと、昭和初期の仕事のやり方や社会的背景についても、当時の現役職員であった明治生まれの方々から、貴重な事実を聞きだせるに違いありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 163

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

庁と地方による問題解決委員会等を設け
その方針に基づき、即対応する都道府県チー
ムにより解決する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最も重要な問題と認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・即対応、解決に努めた。
・調査に時間を要したものがあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

平成○○年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に記録問題は解決できるものと思っていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 168

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

退職後相当年数が経過しておりますので記憶も薄く思い出せませんのでご了承下さい

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶も薄く思い出せませんのでご了承下さい

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 169

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 170

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

早期の完全解決は、極めて困難と思われますので、申出のあった人の解決を優先し、誤処理と思われる分の解決と未処理(未統合)の分の処理をしていけばと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたのはオンライン実施前で、年金記録は社会保険庁業務課で最終的に処理されていたものと記憶しており、明確な問題意識は持って無かったと思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

くわしい経過や事情が判りませんが、結果的にみて、未統合分が溜りはじめたとき、早期に解決に向って対応すべきではなかったかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 172

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用課に在籍していた時、年金記録照合のない大量のリストが送られてきた。その中に照合不能リストが多数見受けられた。これらの照合不能記録は、将来誰の記録として処理されるのかと大変心配したことがある。

（昭和50年～53年）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

照合不能記録について問題を残すことは十分考えられたが、その時点での事務の対応には限界があった。
もし、可能ならば、旧台帳等を元に戻し一からやり直さなければ、照合不能記録の回復は考えられないと思う。
オンライン上のミスも考えられるが、台帳や、被保険者名簿からの転記ミスも考えられるので、正確を期すためには読み合わせ等の再確認が必要だったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 173

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

最近、新聞紙上等で、問題のあることをはじめて知りました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

請記録の進達、受入、管理保存のメカニズムが判りませんので、承知しかねます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和５５年度後半に、国民年金の保険料納付記録を全件一括一斉に実施した記憶があるが、事務の重点事項とされ、慎重かつ適正に対応したと思慮する。
今日、問題の一因につながったかどうかは、当時夢想もしていなかった。問題を知ったのは（項目）のとおりです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

的はずれな回答と存じますが、例えば上記３の進達等には紙テープによる方式が採られたため入力内容のチェック事務有無が、反省点として考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。



質問1

誠に恐縮と言うか認識の甘さにただただお恥ずかしい事ですが、マスコミや国会等で取り上げられるまでまさかここまで問題になるような事はないと信じておりました。

質問2

現時点では鋭意解決に努力すべきではないかと考えますが、内容が内容だけに全てが解明されるのははなはだ困難を極めると思われます。よって、全てが解明されない場合、確認出来得る一定の期間についての処理解決を図らないとこの問題は延々と解決は難しいと考えます。ただ、その為には当該者の理解と協力が是非必要かと思いますが。

質問3

これら年金問題は生涯の生活設計には欠かす事の出来ない重要な問題です。ただ、それらについてこのような問題が存在すること自体、前述したとおり少なくともこれらの仕事に従事した人間として非常に残念ですし、悔しく思っております。

質問4

反省点としては、その時点では職員等は誠心誠意取り組んで頂いた事は否定出来ませんが、機械化に伴う処理については全てを職員によって処理する事えの無理があったのだと考えられます。従って、場合によっては職員以外の者よる機械化への処理も当時としては止むを得ない状態であった事は理解できますが、果たしてそれらの者全てが年金業務についてどれだけ精通していたか？
また、これらを処理するに当たり労働組合との関係も否定できないのではないかと考えられない事もないと思います。
最後に年金記録について、当該者本人は就労していたので当然保険料は納付しており、年金期間も存在すると考えるのは当然ですが、事業主が果たして法律で定められた届出がされていたのか(取得もれ)これら問題もいがめないと推測されます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 175

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

| |
|---|
| 当時は課長時代(社会保険事務所) |

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

| |
|---|
| |

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 176

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今でこそ年金というものに大きな関心を持たれているが20年、30年前には公的年金というのは、自らの老後生活の支柱となるものの認識を持つ国民は少なかった。

それ故に、職場が変る度に新しい年金手帳の交付を受け番号の異る複数の手帳を有する人が多数いたという現実がある。

加えて、このことに対して行政サイドでの啓発活動が必ずしも十分でなかったことは事実だと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手間と時間がかかっても、制度に対する信頼を回復するため、未統合と思われる国民一人一人に対して、文書のみならず電話によっても連絡不通の場合は所在を調べて赴き、ありのままの説明を行って一件づつ解決を図っていくという汗をかくことが必要と考える。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた~~（している）~~とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

"別紙Ⅰ"のとおり、

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

"別紙Ⅱ"のとおり、

ご協力、ありがとうございました。



別紙Ⅰ、

（質問３に対する回答）、

①、年金というのは長期に亘る制度であるため、その記録量は膨大なものとなるため、手作業による記録管理では対応しきれないことは明白であるにも拘わらず、自治労国賃評が、国民の立場に立つことなく、"職場を守るため"とか"労働条件を守るため"とかの現象をつけてオンライン化反対用象を繰り広げるという社会常識を越えた行動をとったことに対して社保庁が自治労国賃評の不当な要求を受け入れたために正確な記録整備作業に支障が生じたという経緯があることは紛れのない事実である。

加えて、労働組合のその非常識な言い分や不当な要求に対して諫言することも、対峙することもせず、ひたすら自らの在任中に労使間での汲風を立てずにと、組合（自治労国賃評）の不当な要求を飲んできた社会保険庁管理職の責任は重大である。

②、その象徴的な事例がオンライン化後のデータ管理上の問題として、事故防止の観点からも端末操作に際して使用するカードは職員1人に対して1枚ずつ持たせるべきものを、「勤務評定につながる恐れがある」という労働組合の要求を受け入れて、担当課や係に1枚のカードを使用して操作することを許したことが責任体制の欠落を招き、俗に言われている『眼き見』を誘発し、社会の批判を浴びこととなったものである。

③、本来ならば国民一人一人の社会保障のニーズに応える体制としては国民総背番号制、もしくは社会保障番号制度を整備することが望ましいが、遅ればせながらも平成9年に基礎年金番号制度が導入された時に、どれだけのエネルギー、手間・暇を要しても、将来に備えて記録の統合整備を図るべきであったものを『いずれ受給年令に達した時点で職歴を申し立ててもらうのだから、その時に洩れている記録があっても統合されるのだから日常業務に追われている今の時点でそんな作業は必要ない』との労働組合の言い分を受けてしまい、記録の統合整備を怠ったことが今日の混乱を招くことになったと認識している。

別紙Ⅱ、

（質問4に対する回答）、

国民の老後生活の柱となる公的年金の運営管理を担当する組織として、国民に対して、府民に対して何をなすべきかということを置き去りにして、自分達の労働条件ばかりを要求し、権利ばかりを主張する労働組合に対して、『社会の常識からかけ離れた要求ばかりしていると昔の国鉄のようになるゾ』。『君達の子供さんが「あんたのお父さん（お母さん）はあんな立派な仕事をしている人なんだネ」と言われて、子供さんがお父さん（お母さん）を尊敬してくれるような職場にしていくことが子供の親として必要なのだ。そのためにも社会の理解が得られないような常識を越えた要求ばかりするのではなく、国民生活に視点をおいて我々は仕事をしなければならないのだ』と論して、所長として組合に対峙してきたが、組合の力が強いため殆んどの所長が組合に睨まれることを恐れて少生に続く者はなく、たまに少生に続く所長が出てくると、組合から叩かれ、何と当局（当時の保険課）からも『支部と本課と合意していないようなことをして組合を刺激するようなことをするな！』と叱責を受ける有様であった。

当時の組合は人事にも介入していたので、既に退職していた先輩から、『あまり一生懸命に仕事を進めようと頑張ると組合に睨まれて人事に影響するのでもっと組合に迎合した方が』と助言を受ける始末だった。

事務所長としての責任のもとに府民サービスの充実を図ろうとすることに対して組合は『支部と当局が協議や合意していない事柄について業務を進めようとして、組合員の労働条件の悪化を招くけしからぬ所長がいる』と当局に対して抗議していたのです。これは平成2年～5年頃の事です。

《反省点》

当時、所長としての立場で、機会ある度に上層部（大阪府保険課）に対して意見具申したがとり上げられなかったのだが、労働組合より不当ともいえる要求があった時は当局が当事者責任の元に強く対峙し、それでも組合が聞き容れなければ、国民の為の業務を進めようとする当局の提案とそれに反対する組合の言い分をメディアに晒して国民の判断を仰ぐという覚悟を持った強い対応が出来なかったこと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 177

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

【1】社保台帳と庁の原簿が不一致であるということについて(国年関係)
社保台帳の全記録をマイクロフィルムに作成してそれを電子化し、裁定時に被保険者の記号番号をキーとして出力し、記録の照合確認をする方法。
ただし全件一括処理は膨大な事務量となるので、年齢区分別等必要度の高い者から計画的に順次実施する。

【2】本人の申し立てた保険料納付が社保の台帳に記載されていないものがあるということについて(国年関係)
申立人が保険料を納付したという時期に、居住していた市区町村を本人から確認して(住所変更は社保台帳にも記載あり)、当該市区町村が保管している被保険者名簿、収滞納一覧表等と照合確認する方法。
ただし原則として、現年度保険料に限定されるが、市区町村によっては社保からの過年度保険料収納通知書により、名簿にその旨の追記がある。
なお、市町村における名簿等の保管の有無は不明である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長(*平成11年度までは課長)<br>f. 事務局課長級以上　*平成1[illegible]<br>g. 事務局課長補佐・係長級以.<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 178

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基礎年金番号導入前の社職でありますので、オンライン上の未統合記録5千万件等は報道で初めて知ったもので、具体的に知っていることはありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁において、さまざまな対応がとられているようですが、将来的には、年金制度がどのように改革されても一元的に管理できる制度、システムの構築が必要であると考えます。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、制度実施以降、長年に亘る記録であり、制度に対する国民の関心が比較的薄い時代もあって、転職等の際に年金番号を重複取得したり、氏名や生年月日が相違していることにより、一本に統一されていない記録が見受けられ、被保険者等の受給権確保という観点から年金受給の際にはこれらの記録を整備しなければならない課題はあった。

オンライン上の基礎年金番号未統合の記録5千万件等の問題は国会やマスコミ報道で初めて知った。オンライン入力洩れは本来の問題でよくわからない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は基本的には、年金裁定請求時に被保険者の職歴と照合して記録の整備を行っていた。

また請求前でも本人から資格照会があった際にも調査し整備していた。（年金相談等）

基礎年金番号導入より、本来一つの番号に統合されるべきところ、未統合記録の存在により国民の不信を招いたことは誠に遺憾に存じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金裁定時に記録の空白がある場合、本人聴取はもとより、名簿確認等迅速に行なえる体制を構築し処理すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

若干の未統合は存在すると思っていたが、5000万件もの件数は新聞報道で知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者名簿からコンピューター入力（オンライン上記録）時点で慎重さに欠けていた。名簿にフリガナ付けを徹底させておくべきであったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注.1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

既に報道~~以上にないとお~~されている事以外にないが、全裏滞納事業所で代表者に納付督励出来る場合に限られるが裏失当月日を訂正し滞納額を減額したことを聞いたことがあります

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既裁定分についてはねんきん特別便により調査再確認を行い、今後の裁定分については申告された転職に基き年金記録を確認し問題があれば裁定前に本人に再確認するなど調査を行い正確な記録に基いて裁定する
5年3月の未統合については簡単に調査出来るものについては処理してもないが全数完結するのは不可能であり無駄なことではないかと思います。
(番号重複取消処理が不十分なものが多数あるのではないか)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化計画が進行中であり（社会保険事務所には端末が数台設置）完結した段階では完全なものが出来ると思っていた
報道があって知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定の際に問題が生じないよう十分に調査・確認作業を行うこと

年金記録の正確な事務処理

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 182

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 183

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に、1件づつ突合作業をやるしか方策はないのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・再就職ごとに、年金の払い出しを受ける人が多くあった。
・機械化以前は、氏名のフリガナ管理がされていなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

もっと早く、基礎年金番号化をやるべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、定年後(老後)の年金給付を受けるための重要な基礎となるものであり、誤記入等世間一般に報道されているようなことは在職当時はあり得ないものと考えていました。退職後年金記録問題が色々と報道され、その結果として社会保険庁の解体論にまで発展していったことには驚きの連続でした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分自身がコンピューターに入力するわけではないので実務を担当する職員の業務を信頼し、円滑に作業が進展することを念頭においていました。反省点といわれても、その時々に全神経を使って間違いのおこらないように心がけていましたので、自分自身としては、反省することは何もありません。

ご協力、ありがとうございました。

整理番号 27 - 184

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等の記事で見聞した以外には知りません。

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本庁のコンピューター組織や旧台帳の処理等に携わった経験が無いし、退職後二〇数年を経過しており、組織改変も進んでいるようですから、現在、どのような方策をとれば良いのか思い浮かびません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i). 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 185

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

知りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

覚えておりません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

判りません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 186

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている事象以外に思いあたることはありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 保険料月日や報酬については、厚生年金基金と健康保険組合の記録をもっと重視されてはどうですか。

2. 法75条に該当する申し立てでも、事業主が認めているものについては、社会保険事務所でも処理できるようにしていただきたい。時効消滅と第三者委員会の負担を軽減できる。

3. 現在、方の記録と基金の記録との突合作業を実施していますが、社保の保有する旧名簿で調査すれば、かなりの件数が処理できると思います。ついては、基金に在籍している社保OBに旧名簿による調査をさせてはどうか。社会保険職員の負担の減少、早期解決が見込まれます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

機械化される以前の旧台帳時代に、4年間過年課で名寄の担当をしていたこともあるが、退職するまで記録に関してそれ程の問題意識を抱くことはなかった。
重複取消、氏名変更、生年月日訂正などがされていないため、記録が統一されていなかったとしても、最終的には年金裁定時に正しい記録に統一してから年金裁定すると認識していたためです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

大阪の場合、5年に一度被保険者記録を業務センターに送っていたと記憶していますが、送った記録を業務センターの職員が入力していたのか、外注していたのかは別として、入力後のチェック体制が十分であったなら、かなりの件数が減っていたと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　☑退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　☑地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 187

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録を本庁に送る作業は…テープに打って送ったので テープに打ち間違いがあるか どうかの照合ができなかった、打ち間違いはそのまま送ってしまっていたので そのままになっていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙テープにサンプルするより、現在の作業になるまで 待てば良かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 188

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. S17年制度発足～37年度頃までは、官民全体で厚生年金制度の認知
2. [redacted] 郵送依頼等には協力者が多く、実地調査。早くから入社していた者が健保必要のため、続けて取得届り、他の者も遅延届、無届多く、該当な社員は脱退料より給料が減る。会社が届出が多い…と年金意識は全くなかった。(委員会の方々はご承知なのでは?)
3. 一部工場企業の在来委員会委員との S45年頃の対話の中で「女子社員退職の時、名任状もとり、退職金に脱退手当をプラスして支給、底んで貰っている」とのこと。1万円→2万円→5万円年金と改正の頃、「将来問題る、止めるべき」と注意」受給は人達は、そのことを知らず、記録漏れの認識。(社会不安し)
4. 戦後の引上げ者には実名でない取得届あり。
5. 脱退条件の年齢制限のため、年齢の不正。
6. 55年頃、定年延長が叫ばれた時(何55→60歳) 大幅報酬ダウンするため工場会社に多い。
7. 証券会社において本人の事業として社員を装って仕事、盗用あり。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 機械オンライン化の入力の時遅良、その後のことは詳細不承知。
2. 取得届の氏名にふりがなを付するようになったのは何時頃からか?
3. 戦時、戦後の混乱さてあり、どの駅で下車、どの方向に何分位歩いて行ったか等を聞き、その時のことに詳しい社員に尋ね、某工場に入っていた下請会社に勤務したと判明、資格確認。(以降を脱退時の記録)
4. 私ん時別便で戦後10カ月か経過され亡くなっている友人あり。しかし

(質1,2)以上のほか、多くの問題あり、従って、特別委等では限界。資産運用低迷の時、記録管理が大きな過渡期とは?年金情報時の経歴調査が有効的で望ましい。

他の各社保についても私記も後調査等。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. S40～50年頃、フランスが100年かかったものを日本は20年で母子国になったと思ひ しかも
2. 総理年金（碌に）から、老後生活を支える年金になったと実感
3. その頃までは記録問題はあまり出ていなかった。
4. 算定基礎届・中間申達の時 アルバイトに頼ること多く、職員の点検にも限界があったかも、いくらかの誤りはなかったとはいえない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会計検査院によると毎年厚省の指摘される額（徴収不足等）が多かった。
彼らは税務資料等を持っているので有効な調査が出来たと思う。
国民総背番号制（若は労働互対）など有効かと考える。
来年1月改革時、民間から大くの人が採用されるそうですが、一時大波乱が起きるのではないかと心配。（設立前6カ月程勉強したスタッフのいる巻金へ再就職した時、年金本体の指導には長期間苦労した。）
※提出までの期間が少なく、必ずしも質問項目に対応していないことを書いたと思いますがご容謝下さい。

ご協力、ありがとうございました。

お尋ね

回答いただけない方 ―― 氏名を公表 ― 場合も ―― とありますが
どういうことでしょう？
大方の職員は真面目に仕事をしてきていると思いますが？

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 189

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別段ありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

OBの手伝いが良いと思う(旧台帳知っている)
被保険者の転了による統合.調査等.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者が偽名．生年月日相違等があるため年金番号重複の払出しがある．これら統一というより一本という ことがされていない．被保険者の責任と考える．
商用の仕事をした時．

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これらは就職に関して被保険者が履歴書を偽ったため．
そのままになっている．
一人一番号になっていなかった事による．

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 190

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の惹起した背景については種々指摘されているが、職歴を隠すための新規番号の取得や生年月日の誤面等、被保険者サイドの責任に起因するものも多く含まれているのも否定できない。

未統合の処理については被保険者等の協力が不可欠であるが、対応にあたっては未統合に至った原因等正確な情報の提供も必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

氏名入力前は、年金記号番号(基礎年金番号)、生年月日、性別がキーコードとされており、番号を重複に取得している者の記録統合は、コンピュータのシステムや性能上の問題からも限界があったと認識している。
旧台帳の未収録に至っては論外であるが、オンライン上の記録の未統合については件数は多いが未統合となっている要因は多様であり、その要因に応じた対応が必要と考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳への切替時、氏名入力時、基礎年金番号の導入時等、記録整備の機会はあったが、年金裁定時に最終的に整理すれば予引抜が生じないという意識の下、システムの改善をはじめとして、本格的な記録統合等整備に向けた取組みが進められていなかったことが反省される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されているもの以外は知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号導入時に一定整理されていると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理されていたと考える。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者自身が自分の財産先につき特に飲食業等のサービス業の場合屋号しか記載していない場合が多く見られた

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金手帳の活用をもっと周知させるべきと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来的には本人の記憶もうすれ忘れてしまうと大変なと考えていた昭和61年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳交付時及び会社名も記入して交付すべきと考える。初めに記入されていれば本人意も次々と記入すると予想できます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

結局 国民の意識次第ではないでしょうか
私は某業界紙の編集者からの要求で
年金番号をなん百万円と書いてあるつもりにし
大事に保管してくださいという記事を書きました
(註) [redacted]
になりましたとき業界誌 [redacted] から年金
問題について書いてくださいと依頼されて、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の上司の大阪厚保険課長であった[redacted]が新しく新設された社会保険庁の業務課長に転任されたとき年金記録が一元化されるのだなと認識しました
番号重複の(被保険者証をなん枚も持っている)人が多く
また、それを自慢して平気な人もいてたいへんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 195

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道されている以上のことは存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点で考えられる対策は実行されているものと思います。

記録問題については、被保険者ご自身の届出(氏名や生年月日など)に起因するものも多数あるかと思うので、ご本人の協力なしでの解決はむつかしい場合もあるかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の照合については、国民年金でいうならば"市町村から検認票（記録）に基て検認の他、印紙検認台紙（年度終了時での全件報告）、未納者に対する納付書（過年度分）の送付、また市町村台帳との突合を実施しており、相違あるものの記録訂正を図っていた。厚年についても疑重複リスト等による突合を繰り返し実施していたので、当時は適切な方法により対処していると考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在進めておられる地道な照合照会作業が最善と思います

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金担当職員以外は一般的に無関心でした
記録消れ、記録誤りが問題となって来たのは、大企業勤務者などが年金を受給するようになった昭和40年代後半から50年代にかけてです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 旧名簿、旧台帳索引表の調査で受給者の勤務記録の残れている期間を確認して補正しました。
② 現時点での問題点の発生原因は記録の電算化、元化の過程で短期間に大量のデータを処理するため、保金職員や外部委託に頼らざるを得なかったためと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 197

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報等時

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

報酬月改ダンルについて
標準報酬月額決定方式について
・労働保険料算定方式と同様に
定時決定システムより年間総算・精算
方式を検討すべきでは？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 198

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道による。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 200

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後八年以上経って報道でそれれ

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございませんが、今後の問題として以下のとおり思います。
それは国の記録と厚年基金のそれとの不一致についてですが、社会保険調査官等による記録事項訂正などが国において行われたとき、厚年法上は12条に基づいて事業主が基金へ届け出ることとされていますが、有効に機能しているとは思えません。従って国から基金へ通知をする仕掛けが必要ではないでしょうか。
新たな不一致の種を少しでも減らす為に。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後、18年も経過し、特効薬的な解決方策は思い付きません。
悪しからず。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が重要であることは誰しも言を待たないことであると思います。
現厚労相が世間に出した頃から問題の存在を知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時、上部からの指示に従って、これが良しとされた仕事をまじめにつとめてきたつもりです。他人様に反省しなければならないと思い当ることはございません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | (現職者)　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 203

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国一元化実施以前は市区町村が保険料収納業務を実施しており、収納した記録は市区町村においても保持していた。社保の記録と市区町村の記録とを随時突合し、不一致があれば記録を調査しその整合を図っていたので、記録喪失等はほとんど解消されていると記憶している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国一元化実施により市区町村が保管していた記録は現在どの様になっているかは了知していないが、仮りになお市区町村が保持しているとすれば、その記録の活用を図ることも現在問題となっている記録喪失の解明の一方法かと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 204

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

残念ですが思い当たりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は社会保険庁の指示通りの手順で事務処理を行っており問題が起こる事は予測しておらず、認知したのは新聞テレビであります。年金は加入者との契約であり、その記録は正確であるべきものと認識していません。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職中問題について認識していなかった為に反省点はなかったと、認識しています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 205

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録について不備のあることは知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長 *平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 206

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞紙上で公表されている以外は存知ておりません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申立てと記録との突合。
不一致の場合、健保組合、厚生年金基金の記録との突合。
事業所に対する協力。過去の勤務先での友人、同僚、上司の意見聴取等しか手だてがない様に思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時、年金裁定時に記録を突合、確認することとなっていたので、問題になるとは認識していませんでした。
年金裁定までの間、中間進達時事故リスト等で対応されていたので、記録は完成するものと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・事務所職員、課長、所長時代、年金請求者に対し記録不備の申し立てがあった時は、記録を調査し、期間もれ等には十分対応してまいりました。
・年金番号が１人１番号であれば、もっと問題は少なかったと思います。今後、社会保険カードなど年金カード等１人１番号で記録管理するのが望ましいと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 207

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

法令・通知に基づいた事務処理を適正にされていたものと信じております。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社員の厚生年金被保険者記録は、各企業の栄枯盛衰に基づくものであるため、一件一件の記録を一件・一件追求して解決していくしか方策がないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務所での業務は、その時々において、法令・通知に基づいた事務処理を職員一丸となって行っており、適正に処理されているものと信じておりました。
マスコミ等で記録問題が報道され始めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今から考えると、記録更新作業やデジタル化された時点での切り替え作業等に対する点検作業を実施すれば良かったと思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 209

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題として5点お示しいただいていますが上から3点は業務課とか業務センターが主に関わったものであろうかと思います。地方庁にあった者としては、驚きの事象です。ただ私の知っていることは、すでに公開されている中に含まれていると思っています。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決は、基本的に正しい記録に基づいて給付が行なわれ、正しい記録で管理されることであると思います。
そのためには、まずに年金記録がどのように行なわれてきたか、歴史的に明らかにすること。次には各々の時代において、どのような誤りが発生したのか、解明が必要であると思います。第三には各々の誤りについて正しくする方法の検討、より正確に早い方法についても併せて検討すること。
第四には、誤りを正せなかった記録の出落、正せなかった理由、およびその発生原因等詳細な調査を検討と行い、記録の残るべき方策が重要であると思います。年金記録は、大変な時代を経て大きく変っていますから多くの時代のことが解らないと解決の糸口は見つかりません。
私は事務所の適用係長、適用課長の転勤に伴って年金記録に深く関わった。当時は事務所においては台帳による被保険者記録を管理しておりましたが最終的な管理は中央の事務課で管理されていた。このため5年毎に中間監査の業務で5年間の時で給与の遡及していた。遡及に誤りがあると「事故リスト」でなる帳票が事務所から送付され、最後は本庁まで送る仕組であった。適用課長の時、当該事務所で、年金会計該当者のうち被保険者台帳と突合、総括表を作り記録の管理、欠損について了金と発行したことを記憶に残している。したがって厚年記録が残るようなことは考えられません。コンピュータへの入力誤りがあったとしても、この時期この事務所の記録は正しくあることは可能であるはずです。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適用課長の職務にあったとき、当事「事故リスト」による年金記録の確認処理事務があり処理の出来ないものが存在した。（番号重複）
昭和55年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の所持している証番号を確認の必要は処理が必要でしたが事業は退職し現住所地が判明しないため手のような様がなかった。非いづれの被保険者等が年金請求等の申し出があったときに処理が可能と考えていた。現在のような感覚にとぼしかったと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

✓基礎年金番号が導入される前からも１人複数手帳の統合（過去記録）が課題であり、と認識していた。
✓旧来から年金請求時の「職歴記載」が重要で記載されなければ調査の手段がない。
✓そのためにも、過去記録整理統合のためのシステム改善が強く求められていたが、十分な予算措置がなされない状況で人的作業が求められていたように思うが、現実的には通常業務が優先されたのは当然の流れであると思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

✓年金請求書受付事務の経験から「短かい期間だから」（権利放棄）と言って記載されないケースがあったことも事実。
✓年金裁定後に期間追加したことで、年金額が減額され、その説明におわれたこともあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 211

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在公表されている事以外わからない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一部のマスコミはこの問題に目を向けさせるため社会保険事務所をより以上に悪者にして感心を集めさせているが当時の状況を正確に把握して第三者委員会で見当すべきであると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時の若者は年金の様な先の長い問題より今の現金が多い方が良いと云ってかけていて保険料を掛けなかったり女子は結婚の資金にすると云って脱退手当金を請求する人が非常に多かったために年金を貰う年になって期間があると云って問題にするのは余りにも身勝手と思います。今のような問題が発生することは問題が起ってから知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金を市町村から社会保険庁へ吸い上げたのが問題と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁の指導に基づき業務を行なっていたので正しいと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題点はあったと思うが、上級庁の指導によるものであろうそれにもとづき仕事をしていた。
反省点として、いくら上級庁であっても問題があれば言うべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1 昭和時代、1人が15枚の年金書をもっていることがありました。重複処理をされている人は記録が整理されていると思いますが、このような人が多くおられ整理されていない人がいると思います。勤務を次々に変り、会社名、勤務先住所等忘れている方もおられ、記録洩れとなっていることが年金記録上問題となっているのがあると思う。特に生保会社関係が多かったと記憶しています。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 担当職員個々が処理にあたって十分注意する
- 加入事業所の担当者も社員の取得、喪失については十分注意するとともに行政職員も事業所の担当に対し、年金記録に対する重要性を必要とする認識を十分に説明する。
- 被保険者個々も将来の年金期間に対する証明(給与明細、勤務先履歴等自覚必要)出来るよう準備しておく。
- 特に国民年金の加入、納付状況ですが最初各自治体に分離していたが国管理にもどったことは反省しなければならない思います。地域に密接していても、困難であるのに国の管理ではもっと、加入、納付増加になると思う

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○会社担当者、社会保険者との会話の中で、年金は長期間の将来もらえるかどうかわからない、保険料が安い方がよい、現在の給与が必要だという方々が多く、年金についての認識が低いと感じました（特に厚年金）
○中間直送時社会保険庁のパンチャーミスが多くあったと聞いています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○社会保険の大切さをこと細まかに説明しましたが当時は軽く受けとめられた。
○当時は庁から返送される誤った方を訂正し返送する業務におわれ、完全な処理がされていたかどうかチェック出来なかったことは反省されると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f. 事務局課長級以上)　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 214

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の未着分について、市の協力を得るなどし、とりあえず探し出し、本人に記録確認を行なう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧姓及び旧名等は手書きのため、字が薄かったり判読しづらいところもあり、担当者の判断で転記された例もあった。
年金記録のコンピュータ収録時のエラーが完全に補正されていないと聞いており、将来的には不安であると思っていた。

知った時期は、適用課所属時やコンピュータ収録時以降と思う。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁全体の問題であり、個々で対応できるものではないと考えていた。
年金は、国民全体の問題であり、早急に問題解決を図るべきであったと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 216

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脳こうそくで救急車できん急入院後、現在もリハビリ中につき、本件の回答をご容赦願います。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 217

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和61年当時は、年金制度を21世紀に向けて「確実な年金」「公平な年金」をスローガンに、職員一丸となって努力していました。
具体的には、毎年「算定基礎届」の提出時には、全事業所について、賃金台帳、出勤簿等で、被保険者の資格喪得を名簿と突合しておりました。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時は、3号被保険者の問題や、物価スライド制の導入など忙がしい毎日でした。
また、市町村の事務処理方法や電子計算機システムの導入などがあり、今考えていても社会保険事務所では、国民からの指示に基づき事務をやっていたので解決策はわかりませんが、コンピュータ化に伴う誤りの原因があるように思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、３人に１人の老人を支えるといわれておりましたので、個人の自助努力、負担の義務でまた社会保険を健全に維持していくためにも被保険者の資格取得は重要であると認識しておりました。
年金記録問題については、テレビ、新聞等で知り驚いています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場に沿う配慮が少ないように思われますが詳しいことは分かりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.事務所長)<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 218

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳移管しその後業務課から、かなりの量の事故リストが送られてきていた、適用課の職員が1人3百件ぐらい補正しそのうち事業所が廃止し、問い合わせなど不能なものを調査不能として回答していた、この様に今調査しても補正は不可能と思われるので、本人の申し出により処理するしか無いのではないかと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付係を担当していたが、台帳の処理方法では、だめだと思っていました、
昭和３０年ごろです、

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金制度発足以来色いろと検討されてきて、現状では、大変なことになると
認識の下台帳の集中処理方法を考えられ、対応されてきた、また、オンライン化
による処理と検討されたが、あまりにも事務量が多くどうした処理方法が良かった
か分かりません、従って反省点も分かりませんが、
労働組合と協調路線でオンラインの実施がかなり遅れた、
当時は身分移管と合理化による、首切り反対の要求に、オンライン化がなかなか進まなかった、１所長ぐらい頑張ってもどうにもならなかったと思うが、もう少し積極的に話し合わなかったことが、反省している。

ご協力、ありがとうございました。



整理番号２７－２１６、年金記録について問い合わせがありましたが、

すでに、ご存知かも分かりませんが、[redacted]

[redacted]７年間携わりました事を記載します。

２６年当時、年金記録が重要になると言うことで、２５年に新しく台帳課が設置されたと聞きましたが、採用されまだ、右も左も分からない時でしたが、定かでは有りませんが、新しい課だと聞いておりました。

当時、現存台帳と、資格喪失台帳に別れ保管されておりました、

現存台帳は、健康保険の記号番号順に保管され、喪失台帳は、生年月日順に保管されていました、当時は、新しい台帳を作成するのに追われ、月額など記載するまでに至っておりませんでした、また、喪失台帳は、驚くほど不備で、喪失者のことであり、事業所に電話で紹介しても、らちが明かず、課長命令で、担当者、２,３人で不備の台帳を持って、１５件程度台帳を持ち数件の事業所に赴き、問い合わせをして、補完しましたが、労多くして、効果が上がらず、１ヶ月程度で中止しました。

台帳書きから、６ヶ月ほど経ち、資格期間の紹介の回答の担当になり、他管掌からの照会の回答を担当しましたが、当時から台帳は、不備で、旧事業所名簿で被保険者期間を確認し、名簿が、不備なとき、台帳を参考にする程度と、被保険者が他管掌に再就職したとき、年金番号が正しいか、正否の照会が有りましたとき、喪失台帳で番号が正しいか、どうかを確認するぐらいでしたが、それも殆ど名簿で照合していました、

当時業務は、手作業で、いつも忙しい忙しいと残業を強いられ当時の職員は、予算が無かったので超過勤務手当は足きりでした、当時は、まだ新人で内容は、詳しくは分かりませんでしたが心ではこんな二重の仕事で無駄なことを止め、台帳課を廃止すれば良いと思っていました。

その後、[redacted]約７年間[redacted]になりました、当時は、年金の経過措置があるので、経験者で無いと難しいと２事務所に渡り年金給付を担当しました、担当した当時は資格関係の照合は、台帳を頼ることなく、事業所名簿で照合していました、当時でも資格期間照合に１件に対し１時間～２時間も費やすことも有りました、係りが違ったので、何時ごろかはっきり記憶はありませんが３４,５年に、当時業務室（現在の業務課）が設置され全国からの台帳移管が実施されました、不備な台帳を整備しその作業は、大変な業務量で適用課の職員は、過重な業務を課せられ気の毒だなといつも思っていました、移管後はかなり資格照合が軽減され喜んだことは、まだ記憶に新しいです。

私が年金を担当したとき、老齢年金の裁定は、１件も無く、障害、遺族年金で、殆どが脱退手当金でした、当時は、老齢年金の死亡で遺族年金の受給する人はなく、障害と遺族年金を裁定するときは、被保険者期間があまり古い期間があれば平均標準報酬が低くなることから、被保険者期間を重視されていませんでした、

当時の年金に対する被保険者の認識は、極めて低く、現在では、生活するうえで、年金、がかなりのウエイト占め、年金に対する認識は高く事業所に勤務して入社年月日と健保や年金の資格取得年月日が相違していたら、すぐに、会社に苦情を申し出ると思います、

当時㈱、中小企業では、年金に対する認識は、極めて低く、使用期間と言う制度を作り２～６ヶ月ぐらいの遅らせ届出をしていました、従って調査官が事故で指摘してくるのは、資格年月日訂正が殆どでした、また、被保険者も容認していました。

年金を担当していたとき、脱退手当金の請求者の中で被保険者期間が１９年も有るので、もうすぐ年金を貰えるので、取り下げをすれば如何ですかと、かなり説得しましたが、頑として聞き入れず、当時はまだ人生５０年と言われ、年金をわずな期間しか貰わず、俺が死んだら補償する.[redacted]われ、説得を断念しましたが、当時は誰もが平均寿命が８０歳を超えると予測したでしょうか、当時は年金はそんなに長く貰えないと、思っていた人が大半でした、また脱退手当金を貰うと、年金期間が無くな将来年金権に結びつかなくなるので請求せず、将来の為取り下げられたら如何ですか、説得しても、皆聞き入れず、期間が無くなっても、異議申しませんと念書を取り支給していました。

この様に全体の認識が低かった為、この様になったのも一つの要因では無いでしょうか。

例を上げるときりが有りませんが、年金制度を認識してもらう為、３０年当時では、年金だけの説明会では、人が集まらず、算定届けの説明会に同時にさせて欲しいと適用課長に申し出てさせてもらいましたが、算定基礎の説明が終わり、次に年金の説明に入ると８００人ぐらい居た担当者が半分ぐらい帰ってしまい、がっかりしました、次回からは、先にさせて欲しいと言ったことがありました。

今マスコミで年金について盛んに取り上げていますが、趣旨、内容が、全く違いますが、年金に対する、P、Rを年金の受給者が出る４０年ぐらいに又は、物価スライド制を導入したとき、せめて、今の半分ぐらいP,Rし年金の認識を高めてくれていたらと思えてならないです。

我々は、医療、年金制度に先進諸国に負けないように頑張り、今では、先進諸国と比較し遜色のない制度になり、むしろ上を行くのではと自負していますが、あまりにも、マスコミ攻撃は、強く社会保険事務所に勤務していたとは、胸を張って言えないとO,B連中は嘆いておりますが、私は、今老人会の世話をしていまぁす、あまり社会保険庁の不信感をあおるようなことでしたので、会員さんが毎月4~5０名が集まる集会があるのですが、その時、皆に説明しました、マスコミで言われているが、どのような、間違いがあるか、

1、　事務的な誤り、2、試用期間と言い入社日と違った届出、3、重複問題、4、氏名

の読み違いなど説明しました結果、５０人ぐらいの中で反応があったのは、すぐに加入させてもらえなかった、３人ぐらいあり、重複で１人あった、

被保険者期間とか、他に疑問を持っておられる方ありませんかと聞いたところ無く、脱退手当てを貰ったので今返えさせてもらえないかと質問が有り他に何も無かった。

殆ど方が年金受給者、ですが被保険者期間に疑問を持っている人はない。、

台帳移管した３５年頃以前の期間については、特に台帳の不備について、５０年ぐらい前にも照合することが、困難であったのに、約５０年も経過した、現在補正は困難言うより不可能に近いのでは無いでしょうか、補正の労力と費用の面で膨大になるので無いでしょうか、

むしろ職災に会った、社会保険事務所が被保険者を把握する為事業所の申し出により補正したと聞いております、この際思い切って１年乃至２年と期限を切り、本人の申し出により期間を補正すれば如何なものでしょうか、そんなに嘘を言ってくる人も少なく、本人の申し出でがほぼ正しいと認定するほうがかなりの効率が良いのではないかと思います、かなりの暴言かもしれません。

昭和４０年以降は、ご存知のことと思いますので４０年ぐらいまでの、ことを申し述べさせていただきました。

平成２１年１２月１２日

総務課長 [redacted]殿

[redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人が退職する際1ヶ月31日迄ある月の30日で退職すると本人は月末までで退職したと思っていても喪失日がその翌日になる為に年金期間が1ヶ月抜ける
会社を何度も移動を繰返した場合年金の受給期間に空白が出来る
年金相談で事例を聞き説明をした

ご協力、ありがとうございました。

対策としては退職時にその点を注意する必要があると感じた

**回答票②**

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





**回答票③**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし、

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の職歴確認通知だけの記録の突合は
困難と思われる。
又、高令者は、職歴を記憶していない場合が
多い。年金番号を多数取得している方も多い
が所持していない方も多い。
年金裁定受は時に本人とよく確認するべきである
最終的には政治判断となる。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和50年以前は、社会保険事務所より、名簿をコピー又は写し替えするように社保庁に送付していた台帳から中央のコンピューターに入力するまでに多くの工程があり、人のすることだから、ミスは生じると思っていた。当時より社保庁より不完合リストが現場に送付されていたが、名前も、生年月日も記載されておらず、訂正処理は困難を極めた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

かしは、被保険者が会えを替えるたびに年金番号を取得していた点です。
したがって職歴で台帳と確認していた。
記録が手作業で管理されていた点、
現在は基礎年金番号で、氏名、生年月日、住所も確認できるので重複交換はないと思う

ご協力、ありがとうございました。

## 回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





## 回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

適確な年金記録が行われていたと思っていたものが、適確性を欠いていたという結果をふまえ何故適確性が欠けていたのか、それを防ぐための システム上の問だい点の解決が必要である。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金支給にあたっての基本的事項であり、
適正に事務処理が遂行されているものと
認識していた。問だいの存在は、
報道を通じて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適正に事務執行がされていると認識していたとは、
適正を欠いた結果が生じたものであれば
何故そのような結果になったのか、システム上の問だい点を
検証し今後の対応を考えなければならない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 224

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

テレビ、新聞で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 225

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題は社会保険業務に精通した人間が対応するのが効果が早いと思います。従って、現職の人はもちろんのこと OB も含めて経験者の人の協力を求めることが必要と思います。(記録の徹底した突合)

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時、このような問題があるとは認識していなかった。存在を知ったのは、このような問題が報じられてからである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 227

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施されている方策が妥当と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金の資格取得に関して、事業主からの届出で被保険者の生年月日、住所が申出主義となっており、法整備されていなかった。
基礎年金番号導入時には、同一生年月日、氏名であれば本人照会、確認により、統合できたはずが、生年月日相違のため処理されなかったケースがあると考える。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係法令の改正について要望をした。
基礎以外の番号を持っている方については、老齢年金等の裁定請求時に本人からの申立てにより統合可能と考えていたが、今となっては認識が甘かったと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 228

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 230

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 知らない。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ わからない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 重要な問題と思う。

○ マスコミ等で大騒ぎしていた頃。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 窓口相談や年金記録調査の徹底。

○ 全体像が不明で、今もって何がどうなのかよくわからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

結果、「問題」であるとの評価を出すに至ったが
永きにわたり問題との認識は無かった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上司の指示に従い業務を遂行した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 232

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

引き続き記録の確認作業を続ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一日も早く年金記録の確認を行って、正しい年金記録に結びつけることが必要であると認識していました。
数年前に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一日も早く年金記録の確認ができるようにしようとしました。
被保険者の皆様への年金記録の通知ができていなかったことが反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 233

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特段ありません

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1に対し、特段ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題は、報道等で初めて知ったところですが、在職時において事務処理手順等に基づき、適正な処理に努めてきましたので、適正な処理がされているものと認識しておりましたし、年金裁定請求時や記録照会時において、本人又は他方照会などにより、随時、適正な処理に努めておりましたので、これ程多くの件数が生じるという認識は全く持っておりませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

解決に向けては、全国統一的に講じられている社保庁の方策を進めていくことが最善のものと考えておりますし、今後も引き続き、地道に処理していくしかないものと考えます。

受給者や被保険者の皆様には、この様な問題が生じ、たいへんご迷惑をおかけしましたことにお詫びすると共に、今後も、個人としてお力添えできることは、協力してまいりたいと考えております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 234

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・国民の皆様に対し、協力に向けわかりやすい広報を行うこと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 問題意識が希薄であった
- 基礎年金番号導入時に知った

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 未統合の記録を統合するようにした
- 職員 事業主 被保険者 とも 年金記録問題 について 問題認識が欠如していた.
- 広報活動が不足していた.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 235

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現実的に特定できない記録が相当数発生しているのは、加入者に対しては申し訳ない気持ちで謝罪したい。
しかしながら、数十年前、コンピューターによる記録管理が存在しない時代から、膨大な記録を手作業で処理、管理していたこと、また次々と持ち主を判明させている職員の努力は評価していただきたい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 236

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

古い記録をデータ化し、検索を容易にする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記号番号は生涯一つの記号番号が原則だが、会社を転職するたびに、新しい厚生年金の被保険者証（年金手帳）をもらっている人が多くいた。また、転職の際、持っている被保険者証を会社に提出せずに、生年月日や氏名を少し変えて入社している人もいた（会社を変わった時に、前職について触れられたくないという気持ちがあったのかもしれない）。
「いつ頃」かについては、元々、届出制であったので当初からそのような問題はあったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

会社を辞める時は、必ず被保険者証（年金手帳）を返してもらって大事に保管して新しい会社に入社した時はそれを提出するよう窓口等で説明していた。
反省点は、当時の取り扱いに厳格性が欠けていたことだと思う。また、整理しようとしても、昔はコンピューターがあるわけではなく、住所管理をしていたわけでもない。番号を統合しようとすれば、本人からの届出以外に方法はなかった。また、いずれにしても、年金裁定時に整理できるという考えがあったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 237

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行のままで良い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎導入以前は制度ごとに番号が払出しされており、基礎通知時について過去記録の統合について周知したが、人的による回答率が悪かったと言って悔している。
・厚年制度については新規適用時において氏名、生年月日等の申し出について各種時資料の提出が一次制備されていない。
・年金給付裁定請求時において本人の方の申立てによるしかないと考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・厚年新規適用については、事業主まかせではなく、住民票等の確認添付の迅速な整理が必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 238

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決には、社保険事務経験者が不可欠であり、退職する限りの経験者(OB)への協力を得ることが必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金に対する信頼が国民から大きく損なわれ、
社会問題まで発展してしまったことに対して、
責任を感じている。
平成19年6月頃と認識している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○国民の立場に立って、年金に対する信頼回復に向け、
出来る限りの対応に努めた。
○年金記録管理への正確性が欠けていたことが反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 239

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

原簿(紙台帳)を丁寧に調べる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

払い出された年金番号が２つ以上あれば、記録が統合されていない場合があり得ることは、採用された頃から認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金請求時に記載された職歴と年金記録が一致しない場合は、事業所名等から念入りに調べる。オンラインによる管理を正確に、また、できるだけ早い時期に行っておく必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | (退職者) |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | (地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 240

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決に向けての作業については、社会保険庁等で最良の方策で実施してきたと思います。
被保険者の方々の照会を地道に対応することと、
考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に記入された台帳に記録が無い場合は他方照会等で確認し、処理してきたものと考えていた。
また、知ったのは新聞報道です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者の方々に迷惑をかけたことを認識し、記録問題の解決に向け、全職員で努力してきたと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 241

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問 1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問 2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に多大な漏れがあるということを認識したのは、昨年に５千万件の統合漏れがあるとの記事がマスコミで報道された時からです。
自身は、採用時から国民年金の業務に携わってきましたが、報道当時、記事にあるような膨大な記録漏れがあるということが信じられず、何らかの誤解がもとで生じた問題ではないかという感じがしていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

少しでも信頼回復に向けた貢献ができればと思い、記録の整備に係る作業等に、日夜積極的にかかわるようにしました。
庁と省の意思疎通ができていなかったことに一因があったのではないか、特に現場の意見を謙虚に受け止める姿勢が、幹部職員に欠けていたのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注 1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注 2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注 3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



整理番号 27 - 242

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えはありません。

回答票④

**この用紙は、公表する場合があります。**

**（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。**

年金記録の問題について、記録管理が手作業の時代のものと被保険者の手番管理等に関し、今のデジタルで管理している考え方に、全てを当てはめていることへの疑問を感じていた。
しかし、コンピューターでのデータ管理への切替時における対応について・・・・・・。
今になってどうすることも出来ないので、時間がかかっても解決して行くしかないと思っている。
なお、何時ごろからその問題の存在を知ることになったか、はっきりとは判りません。

**（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。**

記録管理については、現職の時にデータをもらったものに関して、今までの経験を生かして、出来るだけ解決するために調査整理に当たったと記憶しています。
これから時間はかかるが、紙台帳との突合しかないと思います。
いろいろな問題が出てきてもじっくりと取り組んで行くしかないと思います。
微力ですが、協力出来ることがあれば、そうしたいとも強く思っています。

**ご協力、ありがとうございました。**



平成２１年１２月１２日

社会保険庁総務部総務課長　様

兵庫県加古郡稲美町幸竹 135-2
[redacted]

年金記録問題に関する調査について

謹啓　初冬の候、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。
さて、年金記録問題に関する調査について、別添のとおり回答票を提出させていただきます。
つきましては、通知文書の後段の方に太字で**「ご回答いただけない方については、氏名を公表させていただく場合がありますので、ご承知おきください。」**とありますが、これは法令に基づく行為として記載されているのですか。
何に基づいて記載されたのかお教えください。社会保険庁は現在、法令遵守の徹底と記憶しております。
私目に後日、ご回答くださいますようお願いいたします。
法令に基づくものでなければ、この太文字は畏怖させる行為と捉えますが、よろしいでしょうか。
なお、私はメールアドレスを持っておりませんので、厚生労働大臣様にメールをお送りすることが出来ず誠に申し訳ありません。
まずは、ご依頼まで。

謹白

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | (現職者) 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

分りません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知っていることは、ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に取り組んでいくしかないと思います。
2年前に記、番号払出簿との照合の手伝いをした経験からいえば、紙台帳、名簿の調査等は、OBを使うのも有効ではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題として認識していませんでした。
このようなことを知ったのは、最近のことです。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職当時、年金記録の進達後に「事故リスト」が送られて来て、修正等の処理を行っていました。
このことによって正しく記録されているものと思っておりました。
年金業務のオンライン化の前に記・番号の統一（1人1番号）を進めておくべきだったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

会社の採用条件に合せて、年齢を若くした生年月日や、通称名等で氏名を届けている場合があり、これらについて会社が戸籍を確認せず取得届を提出しているケースがかなりあると思われます。

この様な人が、最初に交付された被保険者証を無くしその後転職し、前の職歴を届け出ず、新しい厚年番号の交付を受けた場合、前の生年月日や氏名に相違しておれば、前後の記録は統合されず、前の記録は宙に浮いたままになります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

老齢年金請求時に、最終学歴から年金請求時までに職歴に空白がないか調査し、空白がある場合は、徹底的に調べる方法がないのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後の数年経過していますので、記憶は薄いですが、当時は、上部の指示により、必死に仕事をしており今、出ているような問題について考えてなく、自分のしている事は、間違いなく、何も問題はないと思っていたと思います。
仮に、間違いに気付けば、訂正ができますし、最悪、最終的には、年金請求時に解決できると思っていました。
このように大きな問題になっているのを知ったのは、ここ数年来のマスコミの情報からです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この様な問題を知ったのは、退職後ですので何も対応していません。一人一番号、そして、氏名、生年月日等は、必ず、戸籍で確認の上、取得局を提出する様、会社等に徹底することが必要だったと思います。その上で、職員が入力等でミスがないようにすることと、入力結果の照合等を充分することだと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

資格取得もれ、資格取得日訂正、原始年金番号の重複取消が多かった。
当時としては、健康保険が主体で一般的に年金については関心が薄かった。そのため本人又は事業主の都合で資格取得していたと思われる。
標準報酬の訂正、資格喪失の遡及については原因調査を徹底的に行ない処理していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 数人生人特別便の活用しかないではないでしょうか。
2. 台帳・被保険者名簿の保管場所で相談を受け処理するかかないのではないか。
3. 特に年金受給者については、短期の記録について未回答者が多いのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本・庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |

(本庁)
a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上
d. その他(本庁)

(地方社会保険事務局)
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課
e. 事務局長　*平成11年度までは課長
f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹
g. 事務局課長補佐・係長級以上
h. その他(事務局)

(社会保険事務所)
i. 事務所長
j. 事務所課長級以上
k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録以前の問題点
① 事業主側が、被保険者の雇用期間が短い場合、或は年間雇用のパート等、職種によって故意に被保険者の資格取得申請をしない、又は資格取得日を遅らせて申請をする。
② 申請書に記載された、氏名、生年月日の記入誤り。
③ 以前に交付された年金証を紛失、又は前歴をかくして再就職した等で、新規に年金の記番号を払いだすため、一人で数種類の記番号を持っているものもある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職を辞めて 35 年経っているので、当時の記憶も定かではないし、現在どのように作業しているのかも分からないので、的確な解決策は考えつかない。
当時は、事業主、社会保険委員等に対する地域毎の説明会の開催、定期的に発行する広報誌などで、制度の普及を図るほか、事務所で一名又は２名の調査官が被保険者の資格関係などについて、事業所の抽出調査をしていた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は、年金受給者の数も、年金に対する認識も一般に低く、不正がなければ、将来年金をもらう時期に記録の確認ができると信じていました。また、現在のように年金相談業務に専属できる人的にも、設備面にも充実していなかった。

いろんな問題が発生していると知ったのは、退職してかなりしてからです。

私たちの時代には、事務所に台帳課があって、個人ごとの年金記録を保存していて、社会保険庁年金業務室のマイクロフイルムに収録するという作業に入っていた時期だと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録がつながらない事故台帳の問題は、当時、国民総背番号制を採用すればある程度防げるのでは、という考えもありましたが、本人のプライバシーにかかわるということで、実現しなかったと聞いておりますが、年金問題については、ある程度の就労年齢に達したひとは、年金番号を払いだしその人の住民台帳に記録して、生涯の固定番号とするように考えられないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特記事項なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特記事項なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在新聞、テレビ等で報道されている以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在年金問題について実施されていることを全国民のどなたも平等に明らかにするため時間をかけても完結させることが必要と考える。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が入所したS.30～3の年頃は終戦直後で取得者の年金加入欄の有無は殆んど(無)で取得者中はほとんどが新規で被保険者を対していた。
その後年次を経て勇者重複となるとする必要から事業所に対して旧勇者の確認を依頼する等努めたが事業所側では1人1人確認するのは大変だ。②私厂についても教へてくれないとか良い返事がなかった。その他③未適用事業所の未加入しなければならない臨時雇用者の未加入者等々が将来年金勇者の統一に多大の支障をきたすことは必然であったことは在職当時から思っていた。
しかし、昨今のように国会や新聞、テレビ等で報道されるような年金問題になるとは思って見なかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（質問３）欄に記述したとおり
① 事業所及び被保険者への一人一手帳のPR
② ①をより徹底すべきであった

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在新聞、テレビ等で報道されている以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在年金問題について実施されていることを全国民の公平と平等期すため時間をかけても完結されることが必要と考える。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が入所したS.20~30年頃は終戦直後で取得届の年金加入欄の有無は殆んど無で両得者ゆはとんどが新規で被保険者を交付していた。その後年次を経て勤務重複をなくする必要から事業所に対し旧勤務の確認を依頼する等努めたが事業所側では①1人1人確認するのは大変だ。②私についても教へてくれないとか良い返事がなかった。その他③未適用事業所の未加入しなければならない臨時雇用者の未加入者等々が将来年金業務の統一に多大の支障をきたすことは必然であったことは在職当時から思っていた。

しかし、昨今のように国会や新聞、テレビ等で報道されるような年金問題になるとは思って現はかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問3)欄に記述したとおり

① 事業所及び被保険者への一人一手帳のPR

② ①をより徹底すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

主題に関しては、格別なものはない。
ごく常識的なことでは、
市区町における国年現年度分未納発生のケースは、
制度間渡りや住所喪失時の転出入市区町での生収体制
の不手際などが多かった。
これらのプランクにおける生収側の対応が苦情や
審査の問題となっているケースだと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納付事蹟のトラブルは、先づ市区町窓口で起きていたし、将来かくあることが懸念されていたので、
市区町台帳に納付勧奨や拒否の事蹟を添書しておくよう指導し、市区町側でもこれを実践していた。
これらの市区町紙台帳で解決の糸口が見付かるのでは。
既に市三者委員会等で確認されていれば問題はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当初、年金制度になじめなかったため多くの未納者がいた。しかし再三にわたる受給権確保のための特例納付が実施されるに及び、それでも納付しない被保険者が少なからずいた。このまゝ推移すれば将来必ず政治社会問題となると必至と懸念していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録ミスは、将来重大な問題を起こすとして、市区町台帳と社保台帳は定期的に必ず突合を実施していた。
従って当該突合実施分については当局側でも自信をもって対応できると確信する。
むしろ、生収が市区町から離れ、国一元化以後の記録にチェック体制が不十分だったのではと危惧される。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退私後に問題となった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン入力時のチェックミスが考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本・庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　○ 退職者 |
| 所属 | 本　庁　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には現状の様な年金記録問題は認識していない
現状の年金記録問題について承知したのは退職後の事であり
マスコミを通じて知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特段問題は無かった。
反省点等不詳

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不承知。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本・庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・(係長級以上)<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　○退職者 |
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在対応されている方策を進める
2. 問題の解決をしないケースについては、それぞれ個別に対応する

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

恐ろしい、未知の問題は、税方式としてすべて
税見担の中で解決するのが良いと考えられた

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

税徴収と一元化するよう、進言していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和41年から国民年金事務に30数年間従事していましたが国民年金の納付記録の消失は考えられません。それは市町村も社会保険事務所相方とも記録管理を行っていたからです。また定期的に記録突合も実施していました。

市町村や社保は過去の未納期間のお知らせや、受給権確保の観点から60歳までの未納分の納付勧奨と、過年度分(2年以内)の部分(月台)は社会保険事務所へ払込む方法であり、2年以上過ぎたものは時効完成により未納の状態で放置する結果で、被保険者には年金額が少ないことで苦情が多いと考える。(渋谷区のマイクロ化の作業もあり)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問1）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問2）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |
| | (本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金受給について大切な財産と認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

他人の年金番号の確認、その他の手続の正確で確認を行う様にしていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　◎退職者 |
|---|---|
| 所属 | ○本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金基金加入の事業所であれば、被保険者記録は全て保管されている。勿論 厚生年金記号番号、標準報酬月額等も正確に記録されている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧社会保険庁が数度にわたり期限迄に処理する旨報道されましたが、結果として不調となり再び期限を定められましたが どの様な処理をされているのか不明であり 改善の仕様がありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職して30年になりますが、社会保険事務所に於ては、上級庁の指示通り慎重に処理した記憶があります。若し不備な点があれば返戻されますので完全な形で引継された筈です。退職後はその様に処理されたかわかりませんが、従前通りであれば問題は本庁側に在在すると思われます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3で答えましたので略します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解らない、現職により解決すこと

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

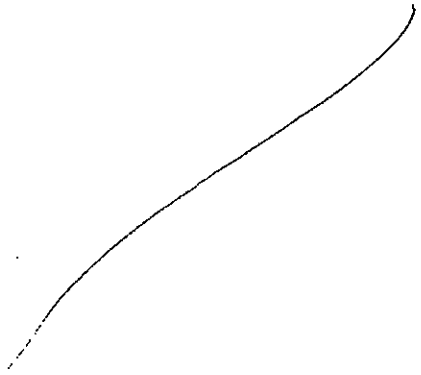

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

簡単に整理できると考えていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に深く考えなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市区町村行政に協力を求め名簿との確認以外方策は思えられないが、現在生存しない被保険者と思われるので完全な結果が得られるとは確信出来ません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の生涯に係るもので慎重に
行務処理を行いました。
オンラインの切替業務の対応には通達等
に基づき与えられたとおりの事務処理を
行いました。
在職中には係る問題が発生していることは
は知りませんでした
問題を知ったのは退職後です

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の二重復の調査に携わった経験では
当県には九州方面からの就職、結婚等による転入
者の重復加入が多く見受けられました。
二重復リストにより市町への照会で住所の確認
の出来たものは被保険者宅への訪問、電話、文書に
よる照会等で対応重復取消処理を行いました。
この結果住所等所在の確認が困難であった
ものが若干あったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は長期に亘る制度であるから
特に、厚生省、社会保険庁及び保険課の指示、
(通達等)等に従い、正確迅速に且つ慎重に
処理していた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3のとおり

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

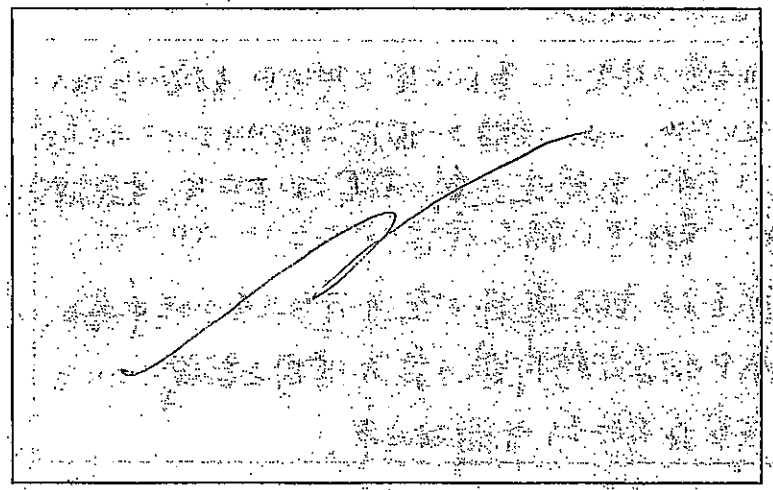

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

手放記録の名簿及び原票との徹底した突合調査による事と、本人の記録漏れ申し出事項を、名簿及び原票と対比突合に記録の再確認を行うべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳の時代から、事故台帳と呼ばれ、別管理されていたが、これらの調査が徹底されていなかったのも事実としてあり又、記録進達制が採用された後は、事故記録として、事務所に調査依頼のあったものについても、徹底した調査整備が充分行なえなかった事等が、今日の年金記録問題の最大の原因と認識している。台帳係を時より、予測された事。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事の重大さに対する認識が希薄であり、又、徹底調査を実施出来る人的問題が最大の課題であった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を正確~~[illegible]~~に思っていました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を地方管理していると紛失、キ換等の問題が生じるので、昭和32年庁、業務課で一括管理されるようになったと指導された。

須磨郵務所勤務時代に戦時戦後の混乱期に旧名簿の一部がなくなっていると先輩職員より昭和42年頃知らされた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金手帳（証）再交付申請に対し名簿及び番号払出簿（票）を慎重に調べ対応した。

庁の被保険者資格記録の管理事務制

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は存在しないものと思っていたが、
マスコミの報道によって知った

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

再取得者であり者を、取り敢えず新規として届出をすることで、重複して年金番号の払い出しを受けるケースも少なからずあった

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入者に履歴の提出を求めるなど、雇用保険加入状況、給与支払明細書その他、関係者に尋ねる等ができれば、と考えられる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来年金額を算定する場合の算定の基礎となる保険料が加入期間であるので適正な届書の提出を依頼していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の現必額の照会が事故防止にもつながるものと考えられます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(被保険者に至る事業主届出から資格確認までの経緯)＝厚生年金＝

1. 本人就職時 ①氏名の誤届出(略字、カナ読み、漢字化など通称読み) ②生年月日の後申告(就職難時代若く届出など) ③再取得時にもかかわらず「新規」として届出、重複がかなり見られた。

2. 事業所事務担当者は、本人の申告どおり届出ているほか、法定どおりの資格取得日となっておらず「取得日訂正」が後日、かなりみられた。(実態調査等で)

3. 氏名について「ふりがな」をつける必要のない時代があった。あるいは機械入力時、人名漢字のないものがあった。

4. 資格確認通知書の内容を本人に伝わっていない形跡がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 厳密に考えれば、上記のことを確認できる書類の添付が必要。
- 事業主が確かな情報として行政庁へ届出。
- 被保険者証の恒久磁気化使用。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 将来に向けた重要業務の認識。
- 戦前の自己記録の調査依頼が窓口に来られた時
- 旧台帳記録方式から「原票方式」に変更なった時に危惧

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 与えられた業務遂行あるのみ。
- 社会保険庁一存の責任のように云われているが、被保険者・事業主・行政庁の三方責任のようにも考えられる。（場合によっては社労士も）
- 国家公務員は「国民全体への奉仕者」

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g) 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

何年頃かは不明です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳をマイクロ化した後 台帳は事務所からひきあげられてしまいましたが、フィルムでは不鮮明なものも多く、たとえ膨大なスペースが必要になっても、事務所の紙台帳は全て保存しておけば即解明できたものも多かったと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 昭和20年代、庁舎移転等によるトラックによる書類運搬により散乱した名帳等があったと思われる。
- 加入事業所において本人の希望により加入(取得)させない扱いとなった従業員はかなりあったのではないか。
- 原稿の脱退年当量については、かなりの人が思い違いしているのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度発足以来、今となっては問題解決の方策はどある筈ずない。(総背番号制等、なんらかの対応がなければ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

全国民を対象とした制度で本人また、事業所で扱う場合100%の正確さを期待するのはありえない。と思っていた。

メデアの報道等により知った程度であった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度上の問題なので個人的に対応など考えはかった。

マスコミで色々と報道されている様なことがほんとにあるのかそんなずさんな処理をしていたとは思ってもいなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者(○) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁(○) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の六条でよいと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金番号の重複取得、氏名生年月日の訂正、資格得喪日の訂正や変更の多さから、ささげき、年金裁定時に、いろいろトラブルが生ずるだろうとの単純な危惧は感じていた。
・近年の新聞にての報道で、ねんきんなど大量の不備、不明記録があることを始めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・特段の対応をしたことは無い。
・年金の処理に厳格さ、正確さが欠けていたこと、それを克服する努力が不足していたことは否定出来ない。改善している。
・その処理システムにも、体制の創設にも問題があると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現行の法を引き続き実施する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません。
ここ数年のマスコミ等の報道による。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険社員として任務を全うしてきましたので
かかる問題があることを無念に思います。
一人でも多くの無年金者が出ないため緻密な努
力が~~必要~~必要であると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和27年4月奉職時は旧台帳の書類に携わり、3年後には年金裁定(死亡・遺族)事務を行っていましたので年金給付(給料)事務が受給権者にとって如何に必要な任務であるかを自覚していました。
年金記録問題は此の度、マスコミにより公になって知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私に"どのような対応を……"とのご質問ですが、わからないのが事実です。
及者忠については、奉職時、一人ひとり訓長室で宣誓した「国民全体の~~奉仕者として~~……」の精神
奉仕者として
を忘れることなく任務に邁進することが肝要であると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は殆んど世間一般に知られている問題以外はないと思ふが強いてあげれば、終戦後約10年程中小企業の従業員の生年月日を若く水増して届いているケースは多々あったように見うけられた特に女子において顕著である

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同性同名が多いが氏名の照合を実施してはどうか女子については結婚前の性名による

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和45年に平芳所年金担当課長になった。当地は戦前の軍需工場が多く、当地一括適用から理論適用になったのか他県の社保平芳所でお出した厚年記録番号を受継いだため期間照会のみで平帳の再交付が出来なかったのを記憶している。これは一例ですが、今後どうするのかと考えた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このため、特に照会の多かった一平芳所約34人について旧名簿よりカードに名簿番号を書替え、生年月日順にして対応して、大分簡便化したが、生年月日を間違えた場合は旧名簿により、さがし出すこと以外なかった。現時点で記録問題について県庁に対してもっと意見を述べる必要があったと考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　~~退職者~~ |
|---|---|
| 所属 | ~~本　庁~~　~~地方庁~~ |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない,(マスコミの報道以上のこと)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)　医療管理官<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録を担当する、ポジションに就いたことはありませんが、当時の(S40年代)日雇いを担当した時に、適用もれの調査がありました。
その当時(S40年代初め)の日雇いの方々は、やる国と言われる方たちがほとんどでした。
事業主は、日雇すら適用せずに放置(保険料を払わない・未適用)することが多く、適用しても、「日本名」での適用でした。
他方、厚生年金の適用も、「日本名」でするのが当り前であり、『韓国・北朝鮮等』の名前での適用は皆無に等しいものがあり、それが今の不突合の一端となっていると思われます。
(つづく)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

アルバイトで働く奥さん方は、年令制限(事業主側が年令制限を設けていた)があったため、年令をごまかして、働いておられた方たちがいました。…住民票等の提出を求めず、職歴・リレキ書で採用していたため。
これも、不突合の一因と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問1)でお答えしたとおりで、昭和40年中頃に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録に関する、適用等のポジションを担当する機会がなく、これ以上、細部を知ることもなく、改めることもできませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし
提出書類の生年月日(特に女性の場合、事入社時にうその申出をしたかどうか事業所が書類に書き入れていること)の誤記など。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要項項として取り扱っていた。
採用された時より

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業所より提出された書類のチェックを十分切にした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不詳

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金保険法等社会保険関係「法第1条の目的」を常に念頭に定められた業務を遂行していた。
また、年金記録問題は、退職後マスコミ報道により知るに至りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では、一退職者(関係)としての願いは、総ての現職員が、これらの問題に関し、真摯に受け止め、英知をもって現点に戻られ、一刻も早く改善されることを望んでいます。
なお、今後に於いては毎年繰り返し職員研修と昇任試験を実施されんことを強く要望いたします。

原

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　◎地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>◎事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不分明

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は特段問題は感じなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

近年は被保険者等の理解も深まりつつあり、また当方の処理体制も整備されていると考えられ旧来のような不具合は解消されたものと思料される

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金請求者による届出優先のため、事業部担当者が手続きを代行している場合、取扱が確認できていない。生年月日、読み方が間違って届出されている場合、短期間の取扱が確認できていない。請求主義でよるくて、空白期間を埋めるお策と諸じていれば、よかったと考える。
- 生命保険の勧誘者募集の説明会が昔はよく行われていたが、説明会だけ参加しても健康保険・厚生年金に加入されている。今さら自分の記録ですと名乗れないのではないか。
- 昭和20年、30年代は、従業員募集に何才ぐらと記載できたので、生年月日を偽って就職した人は、今さら名乗れないのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金請求者による届出優先のため、事業部担当者が手続きを代行している場合、取扱が確認できていない。生年月日、読み方が間違って届出されている場合、短期間の取扱が確認できていない。請求主義でよるくて、空白期間を埋める対策と諸じていれば、よかったと考える。
- 生命保険の勧誘者募集の説明会が昔はよく行われていたが、説明会だけ参加しても健康保険、厚生年金に加入されている。今さら自分の記録でもと名乗れないのではないか。
- 昭和20年、30年代は、従業員募集に何才までと記載できたので、生年月日を偽って就職した人は、今さら名乗れないのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に良策が思いうかばず申し訳ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険庁は悪であるから、したがって、その職員も信用できないとの風評の中で、なにを言っても言い訳がましくとられる。
ただ、未統合の記録について、平成9年1月1日実施された基番制度の主旨にそって基番統合事務にも職員一同懸命に努めたが、未統合が5,000万件になることに心より遺憾に思うところです。
しかし、この基番への未登録記録（未確認記録）が「消えた年金記録」として国民の皆様に伝えられ動揺を与えたことは、誠に残念と思っています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主、被保険者に基礎年金番号制度の理解を深める、そして基番以外の年番の届出をことあるごとに促し、広報紙により広く必要性を訴えたところです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職してから報道で知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 帰来給付時に問題として起るであろうと考えていた。…その時点で個別対応し解決するしかない。(電話取扱先)
  上考えていた。
- 一人で仮校中の被保険者証を所持する状況が出てきた

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 資格取得届の処理過程で再取得者の年金~~記録~~資格の確認処理業務
- 加入者の被保険者証(現在年金手帳記番号)の認識
- 適用事業所の届出の確実性(特に再取得者)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私の記憶ですが、昭和40～45年当時、滞納事業所へ保険料徴収に赴き、事業主に面会し、若い人が、従業員であるにもかかわらず、健保も厚年も加入していない事実を指摘、指導すると、社会保険料を引かれると、実入りが少なくなるので入らない、加入させられたら、この会社を辞めると云う、事業主としては、辞められたら困るので、社会保険に加入手続が取ることがままならないと云う反論、我々も法律の説明をし手続を取るよう指導するが結局手続がされないままの一ケース

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、現在実施されている調査委員会の申し出があった場合の認定の是否(但し申し出がなかった場合なんでも認めることはよくない)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未々の現役時には、多量な事績故リストの存在が気になっていたことは事実で、これ等の結末、始末が如何にされたりが疑問だった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

色々な環境があったのは事実ですが、日常業務を抱えている中送られてくる事故リストの量が余りにも多く全部の調査回答も出来得なかった場合もあった。反省点としては、当時多く中味の複雑な事故リストであったが、もう少し積極よく対応すべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

来統合の記録が約5千万件あるというが被保険者でない者(失業者等)が死亡した場合どこからも死亡届け提出されず、それらの者の記録は実質に少くことになる。
その記録は、いくら努力しなどこにも統合されることはない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人あるいは身内から死亡届が提出されなければ処理できない。住民票又は戸籍謄本とも同じであり。
全ての被保険者記録が統合されないことを望んでいることを認識すべきである。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成以前は男女機関均等法もなく、生年月日をごまかす被保険者も多く本人確認が難しかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

昔は雇用されたものとして条件に性別年齢制限があったように発生した問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は国民年金勧奨が始まって以来昭35年から戦後年まで主に国民年金事務に従事してきましたが、国民年金の納付記録については確実に記録してきました。
未納期間については被保険者あて納付書を送付していましたが、発送する前に、未納期間と未納金額について社会保険事務所の被保険者台帳から記入した納付書を市町村役場に持参し、市町村役場の国民年金担当課・係の職員と被保険者名簿の記録とを照合し相違ないことを確認したうえ送付しておりました。国民年金については納付記録の相違が発生するかことは認識できませんでした。
国民年金においては未納期間が無いのに納付書が来れば本人は苦情を言って来ますので、その時点で調査確認できていると思います。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の記録問題については、最近の報道により知りましたが、都道府県によって相当差があるように思われます。
徴収率のみで評価していたことが、多くの問題に起因していると思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

（質問１）年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[redacted]

（質問２）現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[redacted]



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[redacted]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[redacted]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特にありません

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>ⓗ その他(事務局) 医療管理官<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今は、ありません。
伝えることがあれば、メールします。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人で考えられるアイデア的な方策はないと思います。
現行の継続の徹底を図ることであると。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金収を担保するものが年金記録であり、事務執行者は一点違いのない厳格な保守管理を求められます。社会保険事務所に勤務する私たちは常にこのことを念頭において業務に専心して来ました。
又退職後、年金相談員をしていた際に、この大変な実態が判りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一言で云えば、業務遂行の姿勢に尽きます。
例えば、業務改善の推進が遅く又は、怠りに、仕事に対する自主性、能率性、計画性に欠けていた。一つの反省点として、あげられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 従業員の採用の際、年令制限をしていることが多くあり、実年令より何才も若く申告していることがあります。(特に女性)
2. 一括適用が採り入れられるまでの間、各地に点在する事業所毎に届出を行っていたため、同一企業に長年まで永年勤務していながら一部の支店等の記録届出がされていない場合があるようです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所からの届出に基づいて、適正に処理されていると自負していました
国民年金啓発用ポスターに起用された女優の未納が報道されたときです

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

正直言って解決できないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

生年月日を~~[illegible]~~ごまかして申請したりする人がいたりして、将来年金をもらう時困るだろうなと感じた事がある。今から30年位前です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録照会があった場合、本人に年金等ごまかして会社に就職しなかったか等確認した。
氏名、生年月日の確認を事務まかせとするのではなく、当局として主ち人で管理すべきだったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

オンライン切替時、被保険者名簿からマイクロに転写した際、
名簿に摩耗、又は、毀損したものがあったのではないかとも思う。
(これは先かな記憶ではありません。)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳、被保険者名簿の再調査及び、不可能と思われるが、
全表事業所等の実態を再確認するしか方策は無いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各種年金受給の際、被保険者期間が受給要件の第一条件に成るものと認識し、得喪年月を慎重に且つ正確に処理されていたものと思います。また、年金記録の欠落が大量に発生している存在を知ったのは、新聞、テレビ、ラジオ等のニュースでこの問題が報道された時に知ったが、自分自身の目と耳を疑った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者資格の得喪年月日の確認が甘かったのではないか。事業主からの届出主義だけではなく、事業所の実態調査等突っ込んだ確認が必要であると考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 11年前に退職し、当時、特に問題はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○ 第3者委員会を設けて、解決を計っているのは良い事であるが、今だ解決されていない人達の年金記録を、処理するためにも、予算・人員を小やして、河名・ばん河に努めて欲しいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ すでに11年前に退職しており、在職中は、年金記録は、当然、社会保険庁で適正に処理、記録されておるものと確信しておりました。
退職後、健康組合に、対応しましたが、会合の都度（年数10年）年金記録の不備の話がでると、本当に、イヤな気分で、それでも、後輩達が、がんばっているのを、見聞して、年解も、改しました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 手作業から、機械化に移行する際、余りにも、作業ミスが多かったのでは……
又、業務のチェックミスが甚かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来、被保険の老後の生活を支える年金に直結するものであり適正な処理をする必要がある。誤りは絶対に許されるものではないと認識していた。

今回のこの様な事象が存在していることを退職してから知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未~~交給~~結合の問題については、被保険者及び事業主に充分理解が得られていなかったのではないか。又、進達期限が厳しすぎたのではなかったか等が考えられる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳を入力し突合を早急に実施すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミにおいて発表されたとき

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職各位は社会保険事務局・各社会保険事務所が一体となって年金記録問題等について信頼回復に向け懸命に頑張っています。未整備記録も未だ数多く残っている中で、それは多分複雑な案件が相当含まれていると思われます。

出来るだけ早期の整備が求められている現況下、人海戦術も急務と思われます。ただこれには予算と人的配置の問題、又パート・アルバイトの処理能力の問題もあろうかと思います。

そこで、年金業務等に携わった専門的知識を有する協力的なOB職員も存在していると思われますので活用は如何か。併せて社会保険事務所への協力要請等……

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は退職後知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職場の被保険者だった人等からの期間（年金記録等）照会等があり、時間をかけ、解っている範囲で推奨に応じている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については大変重要であると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在の状況は想像もしていなかった。

数年前、報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当局からの照会等に対しては、速やかに回答をしてきました。

反省点については特に思いつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正常に処理されていると思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧台帳の記録をすべて機械入力し、年金請求時点で年金手帳番号、氏名、生年月日、会社名等一括で検索することで該当者が一覧で判別、探れるようなシステムの構築。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の存在を知ったのは新聞等マスコミの報道によってである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務センターでの記録の整備がこれほどまでにずさんであったことに驚きよりも怒りさえ覚える。
中央での労組関係はどうだったのか、中央で決まったことと言われれば地方ではどうしようもない。
また、基礎年金番号の導入は性急過ぎたのではなかったか、もっとじっくり個々の記録を整備しながらやるべきでなかったかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員の確保が必要です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の死後の将降。
退職後、マスコミの報道から知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

行政としての徹底がさんいなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

直面したことも、聞いたこともありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今とってなられるように、ひと一つ ひと一つチェックするしかないのではと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

存在を知ったのは退職後です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事実を的確に文章、数字を鮮明に書くべきだった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の施行されるまでは再取得の都度、被保険者証の交付を受ける者が多かったように思うが、しかし、裁定請求時に職歴を明記（申立）すれば、厚年の記録は判明すると思っていた。
ケルそのように指導していたと思います。
このことが別人扱い、消えた年金の事故につながったのではないか
それ以外の事務については、国民年金、生収業務に携わることがなかったことから特段認識はありませんでした。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事業主を通じ過去の年金手帳（被保険者証）の交付の有無について報認調査を行っていたが徹底できない部分があったように思う。

所の指導、監督と現場の認識不足と不徹底

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、年金加入者の受給権・年金額につながる重要な問題であると認識していました
また2頁にあるような事象はマスコミの報道により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方策を徹底して進めればいいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入者に異動があった場合、厚生年金は事業主、国民年金は加入者が届出をすることになっているので、こんなに問題になるとは思わ(市町村は)なかった。
年金記録問題がマスコミや国会で報じられるようになってから。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号付番時にもう少し慎重にやれば、少しは防げたかもわからない。
国民年金の紙台帳からオンラインへの切替時に疑重複被保険者の調査を実施したが、市町村の協力を得ても最後まで確認出来ないものが残りあった。(氏名、性別、生年月日が同一で、番号を二つ以上もっている被保険者)
これについても社会保険事務所と市町村がもっとていねいに連絡を取り合っていればよかったかなと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○事業主としての届出の怠慢又、本人の前歴隠し等の過去記録も存在しており、現時点での不実合分を本人の申立内容をそのまゝ認めることは不合理である。
事実確認が取れなければ認めないという方向性を確立すべき。

○国民年金記録は、申立のあった者は市町村の記録が保管されている限り、再照合のうえ反映させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

紙台帳からマイクロ化、そしてオンラインへと移行してきたなかで、おそらく後の事務ミスはでてくるものと予測はしていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化の後、当時の全件を旧台帳のものとチェックを行ったことを記憶している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 資格取得届の提出にあたり、被保険者が年齢制限があることから、年齢をごまかし申請していた書類が多かったと思います。
2. 被保険者が転職の都度、年金番号なしということで新しい年金番号を払出していたように思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題の解決に向けての方策について具体的に思い浮びません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 現職時代は年金記録問題について深く認識しておりませんでした。

2. 年金記録問題については、新聞、テレビマスコミで報道されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 既に退職しており、あまり役に立つことは出来ませんでした。

2. オンライン切替え時点で年金記録問題について深く認識し、充分点検し、正確に入力すべきであったと深く反省されるところであります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上 ○*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○基礎年金番号の設定時、
○国民年金記録データの移管時、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(2)と同じ

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○紙リストのデーター移管は至難を極めた、事故リストの補正に勤かしたが、年度別に作業を進め最大の勤力をすること。一致一絡げの処理の短縮は道ちを残す。

○年金通帳構想は巨費の浪費、事務所・年金相談窓口で対応可能。

○住所記録の管理に勤める、至難か。

○此くくりヒシての科弾する、顔の見えない世論をバックに正当は止めた方が良い。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している方法以外ないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が公表された以降に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金保険は、事業主の届け出に基づいて、国民年金は市町村からの報告に基づいて記録を登録します。その記録について本人が納得しない場合、一定のルールに基づいて記録を追加登録することもありますが、かなり限定的です。

年金記録が大きな社会問題になっている現状においては、大胆なルールを策定して、記録を追加登録する方策を検討すべきではないかと思います。

(手作業による記録(紙)の作成から一定期間経過後にコンピューターに収録する方法をとってきたことを考えると、今後、相当な人的、費用的手だてをしても相当な時間を要するとともに、最後の決断を求められることになるのではないかと思われます。)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本人の職歴と社会保険庁の記録が一致しない場合がある。

昭和46年頃知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

台帳、被保険者名簿、マイクロフィルムを徹底的に調査しました。

本人の職歴は、正確でない場合が多いが、一定のルールに基づいて、記録を補正・追加することは差し支えないと認識していました。

しかし、かなり限定的であったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全然知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1)「迷ったら原点に戻れ」の言葉どおり旧名帳の点検とオンラインに完全にインプットすること。

(2) 本人より保険料納付の申し出があっても安易に認めず、何等かの証明なる物を必要とすること。

(3) 優先順位を決めて実施すること。(年令を区切って行っていると思いますが……年金受給者の高齢者からとか、死者を別扱するとか。)

(4) 年金受給者以外の者の生年月日、氏名については、戸籍抄本等を職権で取り寄せるか、各市町村に照会、報告させる等して訂正しては?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には今回のような年金記録問題は無かった、
問題と知ったのは退職後で世間一般に知れた時です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 国民年金事務(業務)を市町から国に引き揚げたこと。
- 平成9年に基礎年金番号実施を一気に行ったこと。
  (これまでの重複取消が大幅遅延したことと、不明分を社保庁で数年放置してたこと)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている方策とこれから行われようとしている方策で時間をかけて解決していくほかない事柄です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

加入されている被保険者にとっての長期間にわたる大切な記録であり、可能な限り、正確、完全に運用管理しなければならないものと認識して業務に当っておりました。

また、この問題の存在を知ったのは、一般の人々と同様、マスコミ等の報道からです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の現職中は医療保険への対應がまで年金保険は絶対が可成先のことだからという思考が職員間に潜在的にあったのではなかろうかと思います。

健保・厚年はセットで資格の得喪、標準報酬の決改定を行いますが、その延件数は甚大な量であり、時間的な制約もあって、事業所又は個人からの各届出内容の正否を悉皆的に確認することは不可能な状況でした。

保険料の徴収については、必然的な困難が常在しており、徴収不足が可成の件数で繰り越し状態になっていたことはざんきに耐えませんでした。

また、年金記録は平成8年代から何段階かの機械化処理を経てきていますが、退職後に感じたことは、さん孔タイプに沿って本庁業務室（課）におけるコンピューター記録への移行、オンライン化、装置年金番号の採用、国年の市町から社保事務所への業務移管等の措置が、予算上の制約もあってやむを得なかったことかも知りませんが、処理能力等現場の状況を充分に把握したうえで企画、執行されていなかったことが、今回の問題発生の大きな原因だったのではなかろうかと思えてなりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、国会での追及、新聞等の報道により知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

原票をオンライン化の時にふりがなの無い氏名について訓読等で統一してフリガナをつけている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名寄方式→原票方式→オンライン、又事務所の管轄地地域の変更等をよく知っている人を中心に行う事が少しでも早く解決すると思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

~~年金を若く事業所に伝える年金相談~~
~~A時~~
会社に入社する際、年令(生年月日)をごまかして採用され、誤った生年月日が届出されている場合が多い。(年金相談(年金請求時)に判明。確認については当時の同僚等の氏名を聞き確認。昭和60年頃

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

~~事業所に在籍中~~ ~~した時の他の社員の氏名等を聞き確認~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申出記録を確認していくしかないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録もれは年金番号の複数所持によるものと
考えておりました。
その後報道により詳細を知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格記録の確認申請に対し多種の検索方法で
確認対応しました。
正確な記録管理と申請主義ではなく自動支給
すべきであったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>(g.)事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道・公表されている内容以上のものは知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良案は浮かばない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前から未統合記録として整理を進めていたが、5000万件もあるとは思っていなかった。
大変な問題が表面化したと思った。

記録の不統合があることは知っていたが、これだけ大量にあることを知ったのは、平成19年に報道されて以降です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁の方針に基づき対応するしかなり。

基礎年金番号へ統合の際の、細かいチェック洩れの欠如があったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、昭和48年に地方庁に入社しました。
当時、厚生年金重複者や生年月日訂正者が必要な場合について、上司から次のケースについて説明がありました。将来年金請求時に記録が整備しないと……。
1. 一般的には結婚によるケース
2. 終戦以降、就職する場合は年金制限があったことにより生年月日を偽ったり、過去の職丁を偽ったりしていた。
社会保険庁では、過去の年金記録（紙台帳、原票）の整備を行っているなかで、庁から記録照会・手放リストが定期的に事務所に返戻され、年金職員・担当課で補正整備されていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

機会があれば算定説明会、社会保険委員会の行事及び
事業所訪問時に必ず年金記録の設備について説明をおこなった。
また、年金手帳（記録欄）の活用についても時間をかけて説明をした。
厚生年金被保険者証の重要性が、被保険者、事業主~~[illegible]~~
~~保険者~~に十分、理解されていなかった。
48年入社時、来訪者は将来の年金よりも今の現金が必要だ。
将来、年金がもらえるかどうか分からない。そんなことはありません。
日本国が他国の植民地にならない限りありえませんと説明をした。
~~来訪者は~~

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今の方策で良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

法令の不備（住所の未把握）、被保険者の届出義務の不明確さ、行政としての記録管理が不十分であったこと。
昭和50年代であったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定時に本人申請に基づき調査すれば、記録は判明すると考えていた。
被保険者の住所管理の法令上の整備が必要であったこと、基礎年金番号導入時に記録調査を十分にすべきであったこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録が相違する人には必ず申し出てもらい、徹底調査しかないと思はいる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は大切に保管されていましたので、請求される時点で本人の申立転歴と記録を丁寧に突合していけば必ず確認出来ると考えていました。　2007年頃だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

窓口対応で相手の身になって親切丁寧な対応を全職員が行うよう指示した。反省点として平常業務が増えている中で職員が疲れていたように思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・未入録データの早期整理
・申請に対する迅速な処理への人員確保等

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道により知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・ていねいな対応(説明)を心がけた。

・制度がよく改正(変更)されること。広報が少ない。
・期間が短かくて年金に結びつかない人には、
抜けた期間に対する一時金支給をすることで抜け落ちをなくす。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、実施している方策しかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・たいへん重大な問題と認識していました。

・マスコミの報道により知りました。いつ頃かは、おぼえていません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録問題を最優先とした業務体制にシフト変更し早期に対処するように指示しました。

・本庁と地方庁の連携が悪かったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成元年～2年頃、当時年金給付課に在籍中、オンライン記録に昭和16年以降20年後半までの厚年期間が未収録（カセットといて別保管）があり、年金裁定の都度記録収録を庁に依頼していた。当時庁は、順次この記録をオンラインに登録する（文書があったかは定かでない）と聞いていたが、処理が進んでいなかったと思われる。
但し、このカセットブリップ番号が残ったまま。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定を行った事はなかったので、記録がもれているという認識はなかった。

③ 現場は、庁での記録整備を信頼していた。
庁の事務怠慢と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>ⓖ事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金知識が必要であるので委託等で処理するのではなく職員がより多く関わることができる体制づくりが必要

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最重要課題と認識し解決に向け行ってきた。
平成18年4月頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

進捗状況の把握と職員との意識の共有化を図り対応してきたが、
何分件数が多く思うような処理状況とならない面があった。

何故、このような問題となったのかを考えると社会保険への申請が
戸籍や住民票等での確認行為がないので本人（事業所）申告のまま届出
された。基礎年金番号以降は20才以上であれば番号をがあると
認識されていたが、それ以前は申請の時（オンライン以前）添付されていなかった場合
は再交付申請と新しい番号をとりあえず発行していた。（病気等のため
健康保険証の発行が早期に必要）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員増(非常勤転用)
採用時にきっちりとした研修期間を設け、知識、技能を取得させる。
住宅等の処遇の改善。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長年に渡る啓蒙~~を~~、公報不足及び、国民の身勝手な認識不足。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

迅速、丁ねいな対応

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

誰かの記録が確認できないものがある。

3年程前。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

払出し時等の確認を行った。

問題点は、氏名のカタカナ入力。

・取得者が本人の記入でなく事業所担当者が記入
(私にカナの確認してない場合があったのでは。)

・記録の送達時読めない字の送達があったと思う
名簿も照して読めない場合もあった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

免除勧奨業務について、時間と経費を消費することになるので、市町村の協力を得て、職権免除登録できる法制化が求められる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○紙の記録を磁気ファイルにする際、本人に確認を求めるとベターであったが、経費の問題もあった。長期間の記録については、リスクがあった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○本人の申請をもとに誠意をもって、記録を調査するに尽きる。本人の申立について根拠もなく、記録を作ることは問題がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は退職して37年を超え、現在が歳の後半の年齢となっているため、記憶力が相当衰えており、お求めのような事に回答が出来かれる状態であります。
私の退職時の職員の仕事も、天卓もなく、算盤やま書きで仕事をする毎日にて、年金の記録に心を及ぼす予備はなかったと思います。
又、中小企業の事業主、被保険者も年金の問題は全く念頭にありませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

仕事の内容が全く変ってしまった現在のシステムの知識がありませんので回答しかねます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1でお答えしたように、年金問題が話題になるような事は一度もありませんでした。
私が、この年金問題を知ったのは新聞紙上ではじめて報導されてからで、社保庁、社保事務所だけが悪者扱いされている事に非常に腹立たしく思いました。
被保険者の資格がなかったり、無かたりしている事の事故は事業所側にあります。私が調査者としている期代に現実に見てきております。詳細をお知りになりたければ出頭を命じていただければお話しします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

私の過程時の事務所では、今までの経験を説明し機会ある毎に、事業所の調査を徹底するようにと指導いたしました。

ご要望に答えられた回答とは思われませんが、お許しください。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |

(本庁)
a. 本庁部長級以上
b. 本庁課長・室長・企画官級以上
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上
d. その他(本庁)

(地方社会保険事務局)
*平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課)
e. 事務局長　*平成11年度までは課長
f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹
g. 事務局課長補佐・係長級以上
(h.)その他(事務局)　国民年金室長

(社会保険事務所)
i. 事務所長
j. 事務所課長級以上
k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題(事務)は、この度知り得たことであり、また、それ以外の問題点については認識しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については社会保険庁において様々な対策がされているようで特に方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公的年金制度は老後の生活設計の柱として極めて重要な役割を果すものであり、年金記録についても同様に認識しております。
また、年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道が初めてであり在職中は全く知り得ませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題については、退職後に知り得たことにより特に対応はしておりません。
また、現在の事務処理は電算システムで管理されており、今後このような問題は生じないと思っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |
| | (本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(今後の問題発生防止対策のいとして)

多くの問題は、事務処理(入力ミス等)のミスで発生していると思われますが、同時に年金番号の複数取得、生年月日の誤記、名寄せの漏等が今回の年金記録問題の一因となっていることも事実であります。

事務処理の適正化を図るうえでは、被保険者の年金制度に対する理解や協力がなければ、実現の困難なものと考えられます。

年金制度が、老後の国民生活の根幹を支えるものであるならば、義務教育中で年金制度の意義としくみについて十分な周知・徹底を図る必要があると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録について、このような多数の未統合、未取得の記録があるとは認識していなかった。

このような問題が存在することを知ったのは、新聞、テレビで、毎日のように報道がなされたとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合、未統合、未取得記録の対応を、もっと早期に実施すべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・年金記録は確かなものでなければ将来重大な損害を被らせることになると一係員の時から思っておりました。

・国会での質疑ならびに新聞、テレビ等の報道から知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後相当年月を経ているため、など多数の未処理、不正確な処理がなされていたのか理解に苦しみます。
チェックや検証が十分機能していなかったのでないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現に勤務されていることがかと思いますが、過去の実務経験者（市町を含めて）に協力を頼むことも必要かと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

時にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点でいい方策は思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成９年、基礎年金番号が施行されたことに伴い、年金受給時が遅い時期であることから、基礎年金番号の未統合を防がねばならないと思っていた。

政権交代が生じた頃から約５千万件の未統合があることを知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の未統合が生じないよう、社会保険協会、事務局、基礎年金説明会等を通じ、事業主、被保険者等に周知を図ろうと思った。

にもかかわらず、約５千万件の未統合を知り、国民の皆さんに動揺と不安を与えていること、消えた年金と言われていることも残念と思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金旧台帳及びオンライン上の記録について
在職中の職員は真に日に処理をしていたと
確信しておりますのでお特記事項はございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年以上たち、特に方策等、
お尋ねになられても分りません
現職のときは、報酬訂正の処理等なかったものと思います。
中には入力ミスがあったかもしれませんが
当時はなかったものと信じておりました。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |
| | (本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹(医務管理官)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時、年金記録に問題があることを知りませんでした。知ったのは近年世間に公表されたときです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合の反省点としては、当然のことですが、1件、1件正確にコンピュータに収録すべきであったと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

勤務していた事業所、および職業安定所等に照会のうえ、確認事務をしては、どうですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたときに、問題となる様な事がなかったので、分かりません。
退職後、10年以上、すぎてから、テレビ、新聞等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍中に、実例がなかったので、対応する事がありませんでした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |
| | (本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

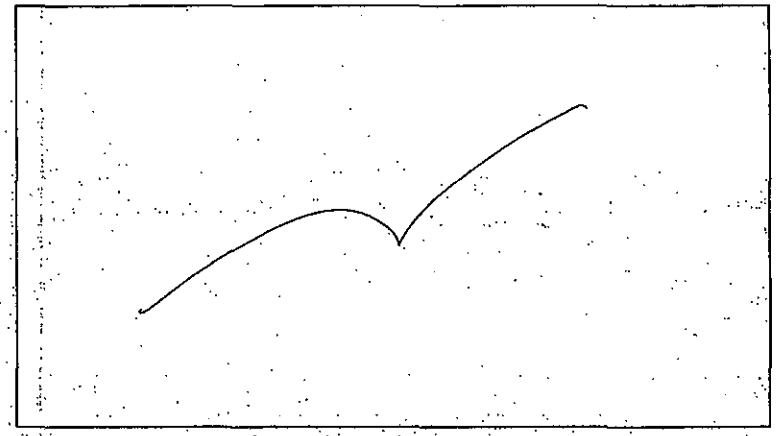

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

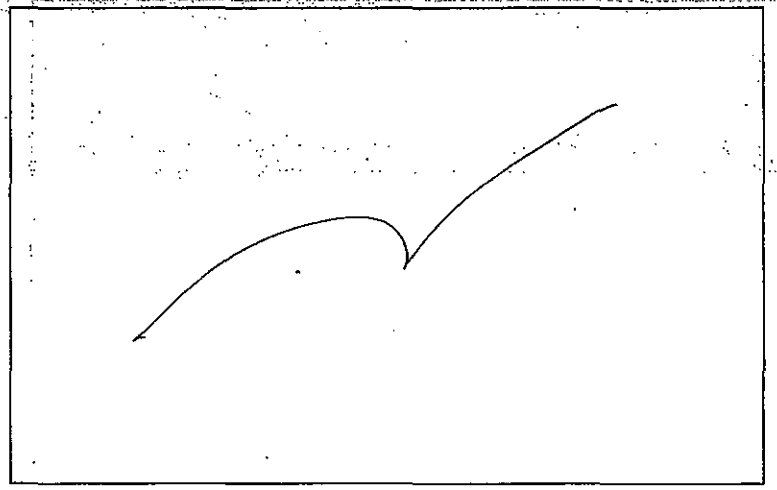

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が知っている問題点は、既に新聞報道されており、それ以外の事項は特にございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

膨大な費用と労力がかかるとは思いますが、旧台帳等の原簿との照合確認を徹底することは当然ですが、その結果において全件解決できるとはとても思えません。
その場合は最終的に政治判断することになるのか話が大き過ぎて解りません。
ただ第三者委員会において審査されていない申立て事項は、問題と思料するなどモラルハザードの面はありますが、本人の言い分を認めざるを得ないと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、その者の年金額を左右する大切な記録であることは当然認識しておりました。ただ昭和の当時から「申改リスト」と称するものがあるのは知っておりますが、しかし、一昨年5月に5000万件にも及ぶ未統合の記録があるなど思いも寄りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

申改リストの処理は当時対応していませんが当然訂正され正常な記録になっていると思っておりました。

この問題の反省点としては、マスコミ等で色々と指摘されておりますが、社会保険に対する職員の認識の甘さは当然責められるべきですが、社会一般における若年時の年金に対する無関心さもあると思いますが、それを言うと切りがないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません✓

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この件の問題については新聞報道等による情報以外に知り得る情報はありません✓従って対策についての意見は簡単に述べられないのではないか思っておりますが 被保険者の申出に基いて調査していくしか方策はないのではないかと考えます

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が在職中問題となった記憶はありません 年金裁定請求はに被保険者期間等が申出と相違しているとすれば被保険者名簿等を調査することにより補正できると考えておりました
この問題を知るようになったのは口会で議論されるようになってからです

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今日の状況からの反省点は本庁地方庁との間の年金記録引継事務と双方の事務処理態勢のなかに問題があったと言わざるを得ないと思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金等については、資格関係・保険料の
実収等、市町村長の管掌する国民健康保険
と併行した事務を行うことにより
適用される保険料以外の事が改められ
ると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題を在職中に認識
したことはありません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録もれについて考えられない件数
が公表されているが資格取得届、喪失届、脱届
については遡及して処理を行う場合には遅延事情書
を届に添付のうえ行っているため各届書の確認
通知書（控）の提出を求めるべきと考えます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重要なものと認識していた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

紙台帳の保管。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 |
| | (本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上　社会保険審査官<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[返事]

戦時中には、軍部からの情報を得て、「都市部は空襲の可能性が高い為、防空壕に年金記録を保管したり、空襲の少ない田舎のお寺に年金記録（旧台帳）を運び込み、職員はそこへ毎日通い、記録事務に携わっていた」と女性先輩から聴いていた。私も「年金記録は長期に渡るものであり、その重要性への認識は、執務経験を重ねるほど、深めていった。」と思っている。私が厚生年金記録業務に就いたのは[redacted]その当時には、現在報道されている様な問題は、少なくとも私が所属した職場では、存在していなかった。少なくとも、いい加減に処理したとは認識していない。
が一方、当時は、労働市場の流動性は高く、就労者の売り手市場で、中高年者等の再就職者多かった。事業所としても、被採用者の年齢を戸籍等で確認することも少なかったので、採用される者も、年齢を若く詐称して就労すべく、既に年金手帳を持っていても、事業所に提出せず、年金番号を新規取得扱いとして「資格取得届」を提出することが多々あったと思う。「この現状を踏まえると、この処理方式では、将来年金記録の混乱が生じるのでは…」と当時危惧を覚えたことを記憶している。しかし、当時は現在のように氏名・生年月日等で、年金番号を検索する術はなく、事務処理の停滞を避けて、多少疑問を持っても、黙認して処理をしていたのが大勢であった。（未適用事業所が多くあったので、年齢が高くても新規取得を疑わない面もあった。）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合にその問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[返事]

自分の厚生年金加入期間を知りたいと、被保険者・被保険者であった者から【期間照会】が盛んにされるようになり、【期間照会書】に記載された勤務記録を基に、社保事務所間で加入期間の照会書が往復した。これと平行して【年金手帳の再交付】申請書の提出を求めて、他社保事務所からの交付を待った。（年金手帳の番号から加入期間が判明するケースが多い。）「期間が見あたら無い」・「年金手帳の番号が無い」と言うケースには、再度係長が調査し、それでも判明しない時には調査の経過を付記して、再度本人に手がかりを求めて対応した。担当者（三宮社保では主として女性相談員３人）が１件の調査に半日、１日をかけたことは珍しいことではなかった。
それほどまでに、年金記録の重要性は同僚全員が認識していたと自負している。

【私が当時係長として対応したのは、年金の適用事務（年金加入による記録事務）と、主として被保険者であったと申し出た者からの調書に基づき、過去の年金記録を原本で調べ、本人の記録と判明した年金記録を本人に書面で通知し、重複した年金番号を統合し、漏れていた年金記録を追記登録する作業であった。】

私は当時 事務量が増えてきた“年金手帳の再交付”や“期間照会に対応する手順”について長文の提案書を作成して、【庁だより】に投函しましたが、「庁だより」の編集部に問題意識がなかったのか、拙文の為か、採用されなかった。
国民に多大の迷惑をかけている現況をみる時、申し訳ないと言う気持が多大であるが、残念でならないと言う気持も強い。
私は現役の時、仲間に３つのプライドを説いていました。自分が“今社会保険事務所に勤務していることにプライドをもてるか”、 家族が“お父さんが社会保険事務所に今勤務していると、周りにプライドをもって言えるか”、OBとなった時に“私は社会保険事務所の出身者だとプライドをもって公言できるか”と。 しかし、現在はこの３つのプライドはずたずたに砕かれてしまった。よしんば、問題意識を抱いていたとしても、一社会保険事務所の個人の力では如何ともしようがなかった、意見を吸い上げる組織もできていなかった。
年金記録事務の重要性を、”くりかえし、繰り返し職員へ教育すべきであったこと”を欠いたこと、と年金記録収集の“システム（手順・態勢）的配慮を欠いたこと”が、反省点として大書すべきことだと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あえて言わせて貰うならば社会保険は全て強制保険であって国民の权利です。国年未加入者は、その权利を放棄した人です。ところが厚生年金の場合は適用事業所に常時勤務する者にその被保険者資格がありますにも拘わず就労の実態がない者が厚年や健康保険にかへ被保険者になりその給付を受けていた事実が疑われます。何れにしても社会保険の職員が検索して正しく指導するのは重要な職務です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民総背番号制又はそれと同等の効果のある方法を実施するべきです。
ところがそうすることで逃亡中の犯罪者や不法滞在者は仂けない。年令制限のある会社に就職困難な事態になる等々の問題が生じるが止むを得ない。
それより大切な事は若年者に社会保険庁の職員が教養を上げること。そうすれば地方職員も良くなる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は28年4月に採用され年金記録台帳を整理するため当時の台帳課に配属されました業務は主に被保険者の氏名変更、訂正、生年月日の訂正、年金記号番号の重複取消で2年続けたあと適用課で年金番号の払出し業務に携わり、中山マサ厚生大臣就任時には年金裁定事務を経験し昭和63年10月1日付退職の前1年余りは年金記録の事故記録の整理、つまり庁からの記録照会の対応をした。現存する書類の調査で十分対応できた。
なお、資格取得、喪失、標準報酬の件は届出通り適正処理するのは当り前のこと。但し、不正届出については調査官又は会計検査院の報告で十分把握できたはずだ。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の事故実態は社保庁、厚生省も十分把握しながら無策を通した幹部職員はどうしても許せない。
業務の重要性が判っていなかった（私ではない）
保身、無責任、事なかれ等々腐り切っている
被用者であるあなたは如何ですか？
長妻大臣には十分同情します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村で調査可能なものを依頼し、個人毎に具体的に説明するしか考えられません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍じていた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金制度発足以来、適正な事務処理(年金記録)は毎年度事業計画の最重要事項として、市町担当職員とも被保険者の便給確保に向けて各種対策に取り組んできた。特に人的が行う作業は誤りが発生するものとして、チェック体制には当時としては最善と思われる対策を講じてきた。5千万件突合という問題は捉えられなかったが、基礎年金番号統合時、多数の相談を受け、回答に協力したが、被保険者が回答するにも非常に困難であると予測していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙1のNo.2に記載。

ご協力、ありがとうございました。



別紙1

No.

DATE . .

(質問4)

当時の対応

① 3カ月毎に市町より社保に送付される検認票を社保台帳に記録し、各市町毎に前年度、前々年度と対比し変動が有る場合、市町に原因の調査を依頼し、不明な市町に対しては、社保台帳から現年度未納者を抽出し市町名簿と突合して、その原因を確認した。
(当時他県で発生した市町職員による事件も、H.未納者の増化、市町の名簿への記入漏れ等も早期に発見できた)

② 年度末後 市町より手帳に印紙を貼付し検認した台紙を切り離して送付されるので 社保台帳の記録と照合し確認していた。

③ 前記② 終了後 未納者カードを作成し 納付書を作成した後 市町名簿と突合確認し発送(納付増加の外 未納の確認)

④ 市町は当該年度の納付状況を被保険者に送付し確認

⑤ 3年毎に 市町被保険者名簿と社保台帳と突合確認

⑥ サンコウタイプ切替時 照合し送付していたが 直接事務処理にかかわらなかったので記憶にない。

⑦ 毎年度、社保会議、市町会議と計画的に実施し事務処理の適正化に努めた。

⑧ コンピューター切替時 入力データーと入力台帳を照合し確認した。

以上、年月の経過により記憶違い、表現違い等があるやも知れません。

No. 別紙1-2
DATE

この問題点についての反省点、

の当時では万全を期したつもりでも問題点が発生する事を予測して、毎年本人に対する納付確認が必要であった。

② 発足時より、適用対策、続いて収納対策と最前線の市町担当者とともに社保職員の無理解、無関心者に対する説得啓発に多数がかかり過ぎたこと。

（休日、夜間の電話、戸別、集合徴収に負担がかかり過ぎたのかも知れない。）

③ コンピューター切替後、業務センターと市町被保険者名簿との突合ができなかった事が、国民年金の記入漏れの最大の原因ではなかったかと思われる。

（神戸市外阪神八市等からの突合要望もあり、庁に要請したが実現しなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

当初個人毎の納付実績は取扱市町から社会保険事務所へ検認通知票として3ヶ月毎に報告されていた。
社保は被保険者台帳(紙)の所定欄に、(納)表示をもって記録していた。
この紙台帳は、6桁の被保険者番号順にファイル保管されていたが、事務処理等による台帳の出し入れの際の手違いなどで配列に乱れがあった。大量の検認通知票による納付記録はこうした中で処理されていたが、紙台帳の見当らない分については、一時的な措置として、未記録整理票(統一様式ではない)に記録し、後日台帳の配列見直し等の際一括処理していた。6桁の検認通知票を番号順にして、紙台帳と突合記録するという前近代的な手作業処理が今日の年金不信の要因と思料する。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

納付記録は個人の将来の受給権にかかわる大事と認識していましたが、まさか記録問題が存在しているとは思ってもみませんでした。
(平成の5000万件消えた年金論争で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

内々の納付記録にかかる「未記録整理法」等補助法の事後処理の徹底を図ったかどうか反省します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

外国人労働者が日本人氏名で資格取得し、転場を変えたびに氏名を変え、その都度年金番号を新しく発行されている。ケースがある。現時点では、このような例では記録統合がむつかしいのでは?。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限がかぎられているが、根気よく努力をするしかないだろう。いくら照会状を出しても、まったく他人ごとぐらいにしか思っていない人も多数いるだろう。そのような者は行政の方で厳しく対応すればよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個々の職員が全く「ズサン」な処理を日常茶飯ごとして行っていたとは思いたくない。
年金記録が非常に重要な要件であることは専門職にある者として十分認識していたつもりである
「マスコミ」に取りあげられた頃から。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員の徹底教育・指導者(管理者)の
厳格な対応。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答帳のコンピューター収録されていない記録を入力し、オンライン上に取記録と突合する処理をすればどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン実施時期に業務第3課に在籍していた。
資格照会に伴う処理において、回答帳の整備が進達後そのままになっていたのではないか。
たとえば、自番訂正、氏名変更、重取等地方から進達したもの

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格照会にかかる回答書処理において、業務センターから送付された回答帳（写）と本人申し出の各事業所の被保険者名義から本人と思われる資格期間については訂正処理をした。
中間記録、資格喪失等処理により原票進達において新番払出者の氏名のフリガナがなかったことによる未統合が随分あるように思われる。（現在は実施されているが）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特効薬はないと思います。
一つ一つ積み重ねて解決する以外の方法は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は自分のやっている事(量)は被保険者の数%分こかないが、その被保険者にとっては~~とこ~~は それが100%分であるという認識を持っていた。
従って丁寧にしていたつもりである。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従って今更、ズサンであるとか いいかげんであると云われる事に憤りを感じる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人に確認する以外方法がなかった

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

資格(期間)及び標準報酬月額等間違いない様業務処理しました。又期間漏れ等については平成に知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自分なりにキッチリ事務処理をしたつもりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

適当な事例を想起できませんが、国民年金関係で参考までに申し上げます。

国民年金の加入者が他市町村へ転出したときは、転出先の市町村で転入手続をするのですが、もしこれを放置すれば、前住所地の社会保険事務所や市町村では、不在被保険者として取扱われ未処理のまま別保管されます。(不在被保険者)

上記の場合、とくに保険料未納者のなかには転出先の市町村で正規の転入手続をせず、再び新規加入の手続をすることがよくあります。(重複加入)

また、手書き台帳のときには、氏名の読み方(フリガナ)は問題になりませんが、コンピューター入力時、不明分は市町村に照会確認することになります。なお不詳のものは問題として残ります。(氏名相違)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

市町村の保有する国民年金の紙台帳と社会保険庁のコンピューター記録と照合するしか対策はないと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

20年余りまえに退職しています。当時国民年金の老齢年金の受付件数も少なく、年金記録問題でトラブルになるのは稀なケースでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の保険料徴収を市町村が担っていた02年までは、社会保険事務所の被保険者台帳と市町村の被保険者名簿の照合が定期的に行われていましたが、それ以後社会保険事務所で徴収することに切替えられたので、全国的に保険料収納率の大幅な低下を来し、年金記録問題についても大きな悔恨を残すことになりました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.事務所長)<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① 事故台と旧名簿・被保険者原票との突合がよいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚生年金被保険者期間、標準報酬月額については、被保険者の年金額の基礎として一番大事なものと認識していました。

① 厚生年金被保険者事故リスト。として事務所に送付（昭和40年代）されていたと記憶しています。
この件について対応（当時の管理職）していれば未統合記録が減少していたと思います。

② 各事業所にも問題あり、氏名、生年月日の正確な届出が必要。採用条件に年金を為り記入する社員がいたとききました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

① 昭和40年代に業務課に在職していました。被保険者数 ~~[illegible]~~ 約10,000人を担当して、多数の委整療養費を決定して、毎日早出残業して時間の余裕はありませんでした。
地方の事務所の実態をよく理解して指揮されなかったことが ~~[illegible]~~ 原因と思います。

② 基礎年金番号を国民1人に1番号、納税から社会保障全般に使用して、基礎年金番号を生涯使用することで事故防止と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

宙に浮いた年金記録が5千万件以上との新聞報導に驚愕しました。直感としてはかなりの相当件が存在すると思いましたが、はるかに「想像を絶する」件数に驚き以外の何ものでもありません。
貴庁のお考えのとおり、この事務事故要因は種々雑多な大小の要因が折に重なり、具つ数十年に亘っている事務事故のため、設問に対し、「この事柄」が要因ですと決め難いと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

行政に対する不信感を何としても取り除くため、「人・物・金」を投入し、解決に向けて努力する以外にありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の記録は、名簿による保管(昭和17年より)から紙台帳方式による保管を過ぎてコンピュータ入力により庁が一括管理となりましたが、その切替時は手作業により事務を限期限内に完成すべくアルバイトを雇用し推し進めたと思います(私の経験は紙台帳からコンピュータ入力時です。)この作業に於いても、被保険者紙台帳を一旦連名式の名簿に書き替えるため、手作業によるミスの可能性を危惧しました(日本字特有の漢字の読み方の多様さを実感したこと)。したがって相当数の年金記録の事故発生を予感しましたが順次補正されていくものとし受け止めました。
5千万件の宙に浮いた年金問題は新聞報導で知った次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後15年余経過しており、この問題の新聞報導を知り、年金受給者・被保険者・退職者及び社会保険庁・社会保険事務等関係者に「大変な事態」が生じたなと、ただ傍観するのみでした。
反省点としては、正しい年金記録の補正は、事業主及被保険者等が各種当たるものとした「申請主義」にこだわり、行政が積極的に正しい記録にしようとする姿勢に欠け、行政サービスを怠ったことも年金問題の一つの要因と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等で公表されている以外は、
存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の記録確認を徹底する他、国民の協力を
求める政府広報を数多くする必要があると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（在籍中は、国民年金を担当）
年金記録の事務処理等については、当時、市町村の被保険者名簿と、社会保険事務所の台帳を定常事項（記号番号、氏名、性別、生年月日）と納付記録の突合を行い、社会保険庁に進達していたため、年金記録に、これほど誤りがあるとは認識していなかった。
なお、この記録問題を知ったのは退職後の平成１７年の報道機関の公表等であります。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を知ったのは、退職後のことであって
その対応については考えていなかった。
ただし、現時点でみた場合、問題点としては、基礎年金番号を導入した際に、徹底した計画的な事務処理体制（統合のチェック、又、その事後処理も含めて）が必要であったと考えられる。
（十分な予算もなかったのではないか！）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記憶がありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人のプライベートの問題がありますので、方策は必ず浮べません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、個人の将来を積み上げ老後の生活の基礎となる大切な記録であると認識しています。
年金記録問題は、新聞、テレビ等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。
~~ありません。~~

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後の数年が経過していますので、退職後の記録管理等についての推移はほぼりとは把握していません。従って諸問題の的を得た解決方策を述べることは私にとってはむずかしい課題です。いろいろなケースがあろうと思いますが、できる限り加入者側にたった判断(例えば挙証が少々不十分であっても認める)処理をすべきだと思います。また、老令者の加入者のことを考えて早く決着を出すことが求められていると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1、私が在職したのは、05年以前です。私の在職中に現在問題となっている年金の諸問題が発生していたのかどうかは知り得ませんでした。なにがしかの問題点が醸成されていたのかも知れませんが、そのことについては認識していませんでした。発生していたのであれば不明を恥じます。

2、この問題は近年国会での議論や新聞紙上で知りました。まことに重大なことからで、この仕事にたずさわったものとして誠に残念です。責任を共有しなければならないと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この仕事に携わる職員も、事業主も、被保険者も年金制度が人生に如何に重要なものであるかを認識し、それぞれの立場でのなすべきことをしっかりと自覚しなければならないと思います。職員は特に厳に法令をじゅん守しなければならず、誤りがあれば遅延なく訂正処理に努めなければならないと思います。また、職員は事業主、被保険者に対して法令等に基づく諸手続きの適正な履行が如何に重要なものであるかということを十分に啓蒙しなければならないと思います。なお、保険者は制度加入者が年金記録が正しく管理されているかを確認できる方途を講じることが極めて重要なことであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道機関で公表されている以外は、わかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われて確認作業以外は余り思いつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、記録問題につて問題になっていなかったため、余り認識をしていなかった。
報道機関で報道されて始めて知った。

しかし、厚生年金被保険者の場合は資格取得届書の氏名，生年月日等が戸籍の氏名、生年月日等に相違があることを認識をしている。
国民年金の場合は、住民票との確認により資格取得届を提出しているため余り誤りがない。また、国民年金被保険者台帳は市町村の台帳と突合をしているため、相違は無いと認識していた。
まして、5,000万件も記録が誤っているとは、思っていなかった。
社会保険庁業務センターでずさんな入力がされているとは思わなかった。
( 報道機関の公表で知った。)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁業務センターで行われている作業は、地方庁では、詳しくわからないが、地方庁では、適切に業務処理を実施していたと認識している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号によって、重複番号の解消ができるとは思っていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を作った時の戸籍が不足していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりん・・・

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在すること自体
認識していなかった。

国民年金の納付記録については毎年市町村の被保険者
名簿と突合を行い、そして未納の方全員に納付案内書を
送付し、納付記録が不一致にならないよう注意を
していましたが、それでも十分でなかったのか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

事業主による不正加入者
① 病院等　② 土建業
看護師(婦)　技師
一定の資格を取得し名前貸し
③ 事業主の特定の如生
給料等を支払ったことにする
*事業主は加入と言っていますが会社の担当者は見たことも合ったこともないと言っていたのを聞えてますがどこの事業所かはわかりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①②については オンラインになる前の事であり 現在では ないと思います
しかし本人もわかっていない年金記録となり残っています
又、本人も名前を貸した事は知っていますので悪い事と思っていますが認める事はしません
看護や土建の有資格者が二ヶ所以上で記録が重なる場合 再度本人に確認を行い 不正加入部分を抹消するべきと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の問題が起るまでは年金受給の届出時に確認をする為 特に問題とは思っていませんでした

又記録がわからない人の分は本人が納得するまで職員も加入記録を捜していた事を見ていました

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員の加入記録を捜す事の知識がかなり重要であると思います

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題とは事業例と思いますが原点に戻って対応したらと考えます。
発生させたのが地方であれば事務局、社保事務所で処理する。本庁であれば本庁で対応。原本が残っているので処理し易いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があることなど全く認識していません
あれば担当者として また責任者として 相談 検討したと思います。話題にもならないし 会議を開催した記憶もありません

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険に勤務していた事を誇りに思っていましたが
今は屈辱感だけが残っています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 加入者が将来、年金を受ける為に必要な記録と思っていた。

2. 私に関心がない時から。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 手書き記録からコンピューター管理する際、できるだけ正確に切替えるよう努力。

2. 手書き記録…市町村並びに事業所からの報告に基づいて管理していたので、そのことを全面的に信用するより仕方なかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 女性が再就職するさい、本来の年令よりも若く届出していたと聞いていた。(採用されやすいように)
2. 再就職のさい、前厂があれば企業からいやがられる時代があり、前厂なしでの届出をした者も多いときいている。
3. 出産、分娩のため退職した場合、脱退手当金が支給されたときがあり、この場合企業の退職金とあわせて本人に支給すると本人には良くわからないことがあったときいている。これを防ぐため、脱退手当金の支払証拠書だけは、永年保存としていたことがある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に確認する以外ないと思います。
ただ、受給者については、裁定請求を受理したさいの確認ぬで防げるのではないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録に問題があるとは、認識していないが、年金記録の重要性は認識しており、制度発足当初からの旧台帳(労働者年金台帳を含む)、被保険者名簿等と県の地下金庫に括りて永年保存していた筈である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

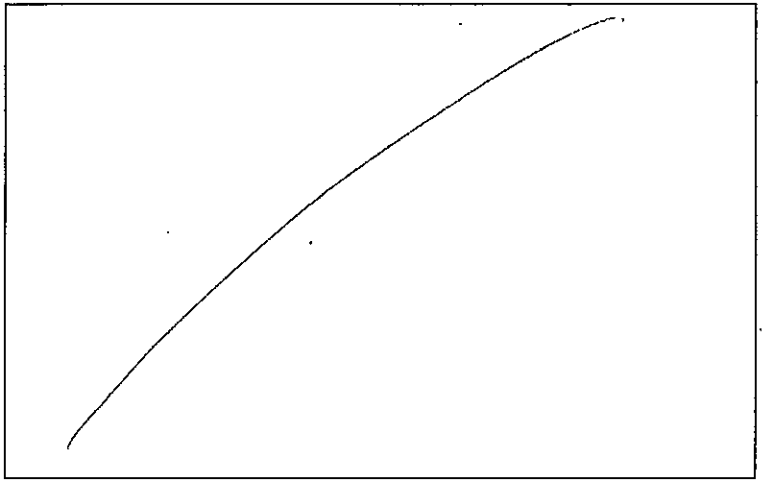

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全体の解決策はない。
理由は、本人の申立制度(申請制度)であり
行政側から確定出来ないからである。

今後に向けて早く個人番号制度を
確立すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

少なくとも退職時（H.6年）には、問題は、なかった。

?

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 紙台帳からの切り替え時に中央での処理が充分にされていなかったのではないか
- 年金の計算がスライドにより手作業で出来なくなった時にコンピューター処理が充分に出来ていないのが原因だと思う
- 行政庁が同一人の判定が出来ない（本人申出でしか出来ない）のが決定的に遅れている原因だと思う

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

責任を持って仕事に取組んできたがこんな問題が起こるとは思っていなかった。
新聞、テレビで報道されて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所に出向き記録確認作業に協力してきた。
適正かつ早期処理を怠った為

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、公表されているような問題点以外に特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①年確年金番号制導入に伴う記録統合作業と、ねんきん特別便による照合確認により、徹底した記録の整理を進めるしか方法は無いと思います。

②「本人の申立て」による記録追加は、資料が無い場合でも少なくとも納付組織や周囲の証言等、第三者による何らかの裏付けは必要と思います。国の恩給支給の確認作業等と歩調を合わせる必要があると思います。

なお、本人申立のケースでは、年金記録地方第三者委員会において審査されておりますが、その判断資料の一つとして、徴収・収納業務を経験した元職員(市町村担当者、社保担当等)による検討結果を参考とする方法はどうでしょうか。

※合議性、多数意見を前提に、国民年金では1年毎の未納期間、厚生年金では遡及訂正などを中心に、過去の実務経験から類似のケースに比べ不自然なケースを検討する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度導入までは、本人・事業主等からの届出制を主体とした制度の仕組みで、公簿による確認と限られていたので、記録の複雑化は避けられなかったと思います。その後、基礎年金番号制度の導入に伴う記録統合作業により記録整備が進むものと思っていました。
なお、昭和６０年の社会保険庁発足により、電算機への記録収録は、当時としては先進的であったと記憶しております。当時の行政事務は手作業の時代で、また、制度の仕組みが届出制で公簿との照合が義務化されていなかった状況下では、それらを現在の尺度で指摘しても無理な面があると思います。
間違いは１件たりとも許されるものではありませんが、年金制度の普及推進の大切さと、このような大きな制度を軌道に乗せる事の難しさを再認識しております。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度の導入と、ねんきん特別便などの確認作業、及び今回の問題が関心を深め又教訓となり、今後は確認後の記録と、ねんきん定期便による記録追加により正確な記録管理が行われるものと思います。
なお、金融機関の預貯金通帳と以前は本人確認が今ほど厳格ではなく、氏名、生年月日が異る通帳が何冊も発行されていたり、その後の氏名変更や住所変更があっても、現在まであまりトラブルは表面化していないように思われます。この点、被保険者証や年金手帳が預貯金通帳と同様に、もっと大切な書類である事の広報が不足していた点、及び、基礎年金番号制度発足に伴う記録の確認作業が大中に遅れた事が、返す返すも残念です。
今後は、制度及び年金手帳の重要性の広報の充実をお願いします。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じているものはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全ての未統合等の記録を整理する事には限界があると思われることにより、この問題の解決を図るには ~~最終~~ 最後は本人の申し立てを信じる方法になるのではと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン上に正確に整理されていない記録がある程度存在する事は知っていたが、年金裁定請求時に本人の申し立てによってチェックする事により判明すると認識していた。

紙台帳処理からオンライン処理に移行した時点で、コンピューターに正確に収録されていないものがある程度存在することは知っていた。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の元となるコンピューターは、社会保険業務センターが管理していたこともあり、当時、特に対応策は考えていなかった。

オンラインへの切替当時の組合との関係で、未統合分の整理等十分できなかった経過があった。

オンラインへの切替時の対応がすずかったと思う。
この時にしっかりやっておくべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に被保険者記録と本人の申し立て期間がもれているのが多数あた。自庁の分については期間照会の申請で調査し補正していたが他県の分については回答も遅く被保険者がいくぐあまり記録が見つかってから再確定になるケースが多数ありました。
(加入時に戸籍・住民票等が添付されないので現状でも事故以外はなくならないと思います)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・国民に一律年金番号をつけなければならないと思います。
氏名変更、生年月日訂正、住所変更に対応できない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に問題とされる事柄については記憶はありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判断がつきません.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現職中にこの問題を意識したことはありません.
この問題が存在することを知ったのは退職してから.
テレビ、ラジオのニュースで知りました.

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

すべての確認事務の徹底を行うことだと思います.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・別になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・早期に記録確認を終了させること。
・社会通念上、記録があったと判断できるものは最低限の一定の給付をしていく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・所長になるまでは、直接年金給付・国民年金の担当をした事がなかった為、記録漏れが無いという事は全く知らなかったし、こうまう結果になるとは想像もつきませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録確認を念入りに指示した。
・34年国民年金が発足されて以降、20年間くらいは年金受給者も始んどいなく、年金に対する国民の関心も薄かったこともあり、事務処理もチェック体制が甘かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・別になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・早期に記録確認を終了させること。
・社会通念上、記録があったと判断できるものは最低限の一定の給付をしていく。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・所長になるまでは、直接年金給付、国民年金の担当をした事がなかった為、記録が無いという事は全く知らなかったし、こう言う結果になるとは想像もつきませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・記録確認を急ぐよう指示した。
・35年国民年金が発足されて以降、20年間ぐらいは年金受給者も始んど少なく、年金に対する国民の関心も薄かったこともあり、事務処理も、チェック体制が甘かったと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本庁のデータと地方庁の紙台帳(原票)との照合
・年金記録を各個人へ送付し、本人からの申し立を受付ているが、特に国民年金保険料については、全期間のうち、特定の期間の未納については、納付済と(申し立てにより)認定しても良いのではないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の記録があることは、以前から知っていた。旧台帳の未収録があることについては、問題以降に知りました。正確に入力されていないその等々については、日常の業務の中で、たまにあったので、その都度是正を図ってまいりました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・日常の業務の中で、誤りが判明した場合は、その都度是正をいたしました。

(反省点)

・積極的に名寄せ作業をすべきであったのに怠ってきた。

・厚生年金法の法体型が、事業主性善説に立っており、届出すべきにおいて、正確かどうかのチェックがしづらい。罰則規定を重くすることにより、正確な届出が期待できる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にございません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が生ずる様な認識は全くなかった。
テレビ等と、新聞で取りたげられたのをみて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題が歴史的な経緯のある問題であることに鑑み、職員の資質向上に取り組んでいることに準じ、退職者も含めて改革に取り組んで改革への一日も早い信頼回復が見える形でお示しすることに協力をした。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

無し

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方から報告した記録を本庁で入力するさいに、入力洩りや、生年月日をまるめていると言うことは、地方では全く知らない事だった。知った時期は2年半ぐらい前である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本庁の問題ではあるが、住民は躯な社会保険事務にさっとうしました。住民の方に誠意をもって対応をしました。オンラインにする時に地方で入力するべきであったと反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正確に記録されていたと認識しております。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題とは考えていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題とは考えていません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記憶に無い

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間はかかっても、個人の加入歴と加入記録との突合せ、整合することしかないのでは、
今後に向けて、現行の「年金手帳」の加入記録欄への記入徹底を指導するとともに、出来れば保険者の方で新規、再加入時に厚年の加入記録欄に加入年相と健保被保険者証記号番号を付字するようにしてはどうか。
在職中に経験した事例として、本人の記憶していた事業所名が見当らず、後にその事業所が全く別の名称で適用されていたことが判明したケースもあり、将来記録もれを調べる際の手がかりとなる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職時には、年金記録問題としての具体的な事象の存在は知らなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として、今から思えばオンラインへの切替作業等節目の際に、もう少し時間をかけて点検すべきではなかったのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は、20年～40年後に生まれてくるもので多く、確認再確認を徹底し、間違いのないようにする。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所における、決裁時には、細部まで点検を心がけた、

・私としては、反省点がない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は、20年～40年後に生まれてくるもので多く、確認再確認を徹底し、間違いのないようにする。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所における、決裁時に、細部まで点検を心がけた。

私としては、反省点のない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ご教示できる内容のものはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまでの結果、可能性をもとに早期具現化を図る。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は時期に応じ、通常通りに処理している事と認識しており、問題は新聞等の公表により知ることになりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現状の周知、問題意識が欠如、早期対応に考えられます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

病気のために書く事が出来ません

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金について
○未納者に対する戸別集合説明徴収を実施してきたが、納付拒否の理由は、金がない、生命保険に入っている、ひと一時金が少い、生活保護が受けられる。当然のことであるが制度の説明、拒否に対する回答、説得するが例えば「考えない」日を改めて訪問するが又来たれか、忙しいと門前払い
○納付記録等、高齢者の業務課に記録訂正していたが、月に1回必ず10万円余りの回答していないか。その中には疑重複(同姓、同名、同一生年月日を10件へえる件あり)
○年齢該当者については年に何回も催告状を送付し、戸別徴収を実施してか、同一世帯で別人ぜか夫婦2人分の未納となる未納期間が長く(満額)100万前後となれば、子供が少さく母子年金となれば、どうしても妻の分をとなった母親(寡婦)となり苦しい説明で悩んだ。今も前で同一世帯の場合は免除の方向のようであるが1カ月か1月未満であれば保険は思うが特例納付では疑問がある。現年度分のみまで国保と年金の徴収で、どうしても国保優先となり年金が3年さかのぼる納付の主旨を判り易から年金も免除にして欲しいとお願いしてきた

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未納者(期間確定者)については福祉年金制度以外はないと思う
納付猶期間300月を何月にするかは別として
被保険者期間の納付済月は全額免すなどの考慮、配慮するしかうえはないと思う

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変困った問題と思っている
知った時とき とは、この問題が発表された時
無年金者が発生していることは承知していた
（特例納付で未納となる者があるから）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金の収納記録もれについて
1. 現年度保険料の収納記録は社保の電算化により市町村が磁気テープ進達となるまでの間、市町村が紙(検認票)で社保へ→この報告を社保台帳に記録→センターに進達するという方法であった。
人の手による二度の台帳転記、喪失者転出者の収納記録管理等問題あり。
市町村の収納額と印紙購入は毎月等具合可。しかし個人(被保険者)の収納記録合計との具合は不可。ここに記録のもれの原因があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録(収納)もれ者の調査
1. 調査の第一次は市町村にお願いする。
残存する資料は市町村が多い。
2. 二次調査は社保職員による個人面談による調査
(当時の市町村の保険料当収方法、納付組織等を参考として状況の聞取りを行う事)
これらにより再度市町村資料の調査を行う事。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の管理は、量的に多く、又長年の蓄積があり、重要と考えていた。しかし特に日年記録は個人単位毎である等、収納記録の完全記録は困難であった。特例納付案内等で、数人の記録もれ者を発見した覚えあり、何年かは不明。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 日年記録の完全化は、市町村の台帳と社保台帳の突合(数年毎)であると考えていた。しかし人的、予算面等で完全に行えなかった点、反省点である。

2. 厚年の標準報酬別の件
事業主の保険料負担が原因による低標準報酬別の届がある点考えられた。数年毎の調査等活動が重要であるが、社保職員の不足等により、この調査が完全に行えなかった点反省点である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に問題があった以上、一日でも早く、この問題について、
地方庁と業務センターの関係記録を含めて、いま以上のマンパワーを
もって対応すべきだと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録進達要綱、その他事務処理要綱等にもとづく業務をおこなっていたので、今、認識といわれても答えようがない。

一連のマスコミ報道がなされたとき。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後であるので、対応もなにもない。

被保険者の氏名・生年月日の確実な確認と把握および
記号番号の重複払出しの完全防止（住基番号の利用）等を
早くから行っていれば、少しは防げたか。

どこまで救済するのか、
我々、完納者から云わせてもらえば、ある種の限度を超えた救済策と感ずる。
それと、厚労大臣名を入れたチラシを過去において、私は見たことがない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　退職者 |
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

※ 国民年金については、市町村の記録との照合を行う。その後は、国で救済の方針内容を決定して、本人申立ての内容(ロ)により決定を、第三者委員会で決定して決着をすべきと考える。何故なら、いくら事務費を投入しても、完全決着はありえないと考えるからである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※ 在職中は、基礎年番導入以前の年金番号については、名寄せ作業を行っても、完全解決はむずかしいと考えていた。そして、給付番号制にしなければ、永久に続く問題だと考えていた。

※ 問題存在を知る事となった件であるが、在職してすぐからであり、国民年金などについては、市町村と社保の間で解決してきた件も多かったと記憶している

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※ 制度上の問題点であるため、個人としては、制度周知や、仕事の適正化で対応することしか考えられなかった。

※ 反省点については、退職の方々が最善策として考えられた事であるので、私が意見を言うことは、適切でないと考えている。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも大きな問題で私には良い考えが浮びません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

業務課に在籍していたときは、記録関係を進達し、不備があれば社保庁より返戻されて来て、調査し再進達をしていたが、このような大きな問題になるとは思っていなかった

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別に考えられません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、世間一般に知られていること以外知らない

記録問題が大きく取上られて騒がれているが、
超高金化、全消環境(運用より回り)が悪いなか
で厚生年金本体、国民年金本体の財政計算
責任準備金などについての検証はされているのか
疑問である。企業年金や厚生年金基金等に
ついては毎年責任準備金の不足が又減少が
表面で公表されるが国の年金の責任準備金は
充足されているのか？不足金が何百兆円にもなる
と思うが大臣はご承知か　回答を頂きたい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別便を何回出しても到着しないものや
回答のないものについては、解決困難で
相手(国民)にも大きな責任がある、
行政側だけの対応では解決できない
又記録があっても受給に結びつくものとは
言えない。最後の1人までといっているが
絶対不可能と思われる、行政は頑張っている。
大臣は、どのあたりで終止符を打つのか
承知したい　回答をお願いする
◎福祉年金目的の消費税を先進国並みの15%以上とするべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は国民の年金への意識の希薄なことが一番大きい。行政側の努力にも限界がある。
記録については受給者が年金裁定時に自分の職歴や年金加入歴など申し立てそれを確認して年金裁定を行うものとされていたが、本人の記録を見ればその人の人生の歩みが見えるのきちんとした職場で永年真面目に働いた者と、転々と職場を変えて渡り鳥の人生を歩んだ者「人生いろいろ」である。今回の記録問題も年金を受給して年金あればこそ生活が出来ている人が大半90%である。人生に格差があるのはどの社会でも仕方ない。悪いことだけを取上げられた我々職員は、何らか良い点も取り上げてほしい。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職している者にどのような対応が取れるのか教えてほしい。
10年前の退職前にもらったボーナスの返上の方向をしたがその後何の反応も礼状もない。どのように使われたのか教えてほしい。

年金は全国民一人一人に関わることであるにも拘わらず職業や労基準局、特務署などに比べて社会保険事務所の数が少なく、受人数も少ない。もっともっときめ細かい対応が出来るよう、社会保険事務所年金事務所をふやして対応しておれば、このような問題も防げたのかも知れない。目先の収納率や検認率に追われ国民の認識度を高めて将来のことについて、もっと目をさます方法に気点を置くべきと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行っている、年金特別便を積極的に行う事が大事と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、地方庁として精一杯の努力をし仕事を行ってきたと思っており、年金の記録問題について、今の様な問題を引き起すと云う事は考えもしていなかった。
テレビ等で報道され知った次第です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では反省点と云う事より、この問題でとの様に早く解決してゆくかが大事です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません.

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の取り組み以外には、考えられないと思います.

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

決って疎かな扱いはしていませんでした。
加入期間の調査願に対しても、ていねいに対応し、本人の申し出に対しても、十分に話を聞き出し調査をしてきた。ただし、本人が勤務したことがないと言った場合はその限りとしていた。
記録の追迫に際し、補正等は的確に行われたと思っています。5000万件の報道には驚きました。
あくまでも、本人の記憶をもとに調査をしていた。それらしき事業所名を話し、加入歴がないかどうか、本人に確認してきた。オンライン記録を先に話すことはなかった。
年金の未請求者に対する指導も行ってきたが、あくまで本人からの申請が基本と考えられてきた。
特に古い記録は、本人から申し出がない限りどうしようもなかった。紙台帳管理上では、今ほど年金に対する意識は高くなかったこともありますが……
基礎年金番号制導入の際に時間をかけておけばとの思いもあります。
社会保険は「いかにいい加減な職場であるか」との報道がされていますが、不快を感じます。
現役職員が気の毒である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録については、年金の受給権の確認、年金額の算定について重要な要因であることは周知のとおりであります。今の様な問題が惹起したことは残念でなりません。
新聞・テレビ等の報道機関で知らされました。世間一般に知られている事以上のことは知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に妙案がありませんが、記録の確認が最低限必要と考えられます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金の記録については年金の受給権の確認、年金額の算定について重要な要因である事は当時からは認識しており これを適確に処理されるべきものと思っていたところでありました。
新聞、テレビ等の報道機関で知らされました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に、残念でありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　・　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　・　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>(h) その他(事務局) 医務管理室<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○自分が勤めた会社名と、会社が社会保険事務所に届出ている適用事業所名が違っていて、本人が知らないケースがある。
○(特にホテル等に勤めた女性で)年令が若い方が採用されやすいので生年月日を偽って申告しているケースがある。
○中には、他の名を使っているケースもある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、国民年金の場合、保険料を納めた場合、納付書を受け取ることにより、自分で納めた期間を管理できたが、厚生年金の場合は自分で年金手帳に記録しておけば、よいのだが、記録を残している人が少ないと思う。
今、政府が実施している「年金特別便」のような形で本人の手許に残るようにしておく方がよいと思う。
ただ、各被保険者も、照会があった時、きちっと確認し回答しなければならないと思う。基礎年金番号導入の際、疑義があるものについて照会しても、回答がないから、今だに未統合の記録が数多く残っているのだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

「宙に浮いた年金記録が５千万件ある」とマスメディアで報道されて初めて知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現役時代に年金部門を担当したのは国民年金ですが、国民年金発足当時は年金制度を理解していない人が多かったので、将来、無年金者を出さないようにするため保険料の未納者宅を市町村職員や徴収員と一緒に戸別訪問（昼間留守の多い所は夜間も）し、年金制度の大切さを説明し説得した。過去に勤めた期間があっても少しの厚生年金の加入期間では、年金に結びつかないと思っていた人もいたので、戸別訪問した際には、必ず、加入したことがないか聞き取り、あれば、加入期間を調査し、調査結果と渡すとともに国民年金の資格記録も整理した。又、各地域で年金相談を積極的に開催し、厚生年金に加入したことがあり、期間が分っていない人は若いうちに調査確認して記録を持っておくように指導した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

いろいろむつかしいと思いますが、
自分たちがやってきた昔のことを知っている旧知識を活用するの役に立つかも知れません。
名寄せ作業には？

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金手帳が出来るまでは被保険者が再取得するとき、初めて取得した番号と十分調査して確認せず、新しい番号をつけて処理したことがあった。
それらの人が年金受給者となって請求に来られるようになってきたころ

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務所内では勿論、各地へ出向いて一人一人の年金相談を推進した。
その時65才未満の在職者に請求年金受給可能者リストを作り、それらの方に個々に通知を出して年金相談に来るように連絡して相談に応じたり、記録の重複者にも通知して年金相談をした。
その当時は仕事の量、時間的な制約の中でやれるだけのことはやったと思っていたが現時点にこんな大きな問題となって後輩には申しわけない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表ずる場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方においては、国民年金委員の協力を得ること

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・基礎年金番号の統合、名寄せ、厚年記録の進達（紙台帳事故リスト含）等において各県毎の仕分りの処理状況やその結果については地方においては不明である。
・県内においても市町村毎の年金業務に対する取り組みや、認識の違いがあった。このことは全国においても同様でなかろうか。その時点での指導の徹底が必要であったと思うが地方においては首長（担当職員）指導において限界があった。社会保険庁としての市町村対策をもっと強力に推進する努力が不足していたのではないか。　理事者対策結果から。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような大量の年金記録問題が存在していたとは認識していなかった。
その時点において情報が得られ、また公開され それに伴う予算措置があったならもっと早く終着していた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存知しておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名案は持ち合わせておりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録については、云うまでもなく将来年金を正しく受給するためきわめて大切なものであり（年金のみならず短期給付においても極めて重要なものである）従って、関係法令、関係通達を遵守し適切に事務処理を実施してまいりました。この様な問題が生じるとは、まったく想定外の出来事である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が省点として挙げられるとお考えですか。

上の質問において、記載しましたとおり、関係法令、関係通達を遵守し事務処理を適切に実施してまいりました。大変な申し上げ方かもしれませんが、社会保険庁でこれまでの統合処理の問題点の迅速な対応が、欠如していたのではないでしょうか！

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和40年代・50年代に健康保険・厚生年金保険被保険者原票の時代には、被保険者記録(健保記号番号・厚生年金記号番号)種別・氏名・生年月日・資格取得年月日・標準報酬月額・同変更年月日・喪失年月日)を業務センターへ通達していましたが、該当者の記録不明として「事故リスト」となりその記録も紛失かあり記録整備のうえ再提出していましたが、その中には健保記号番号(厚年記号番号)で記録不明なものは「不明」として再通達していました。これらの「不明」記録は、一体どのように処理されたのかは全くわかりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

和歌山県においては、被保険者原票は保存されていると思いますので、不明があれば"再点検が出来ると存じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成９年１月１日基礎年金番号に変更された時点において厚生年金記号番号・国民年金記号番号への照会突合をどのようにされるのか等問題があるのではと思っていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

平成９年１月に基礎年金番号を導入した時点で厚年金記録・国年記録の統合について、十分な計画されていたのか、されていなければ、今の現状を認識して、未統合を労力と時間と費用をかけて調査せざるを得ないものと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f). 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、実施している以上のものは考えつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は重要で適切に記録管理に努めてきましたので問題はないものと認識していました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

9

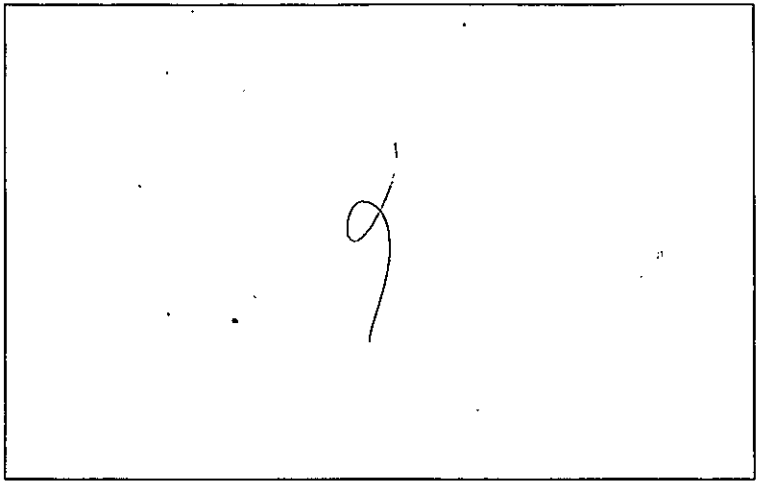

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

◎雇用保険の様に取得・喪失時に出勤簿・賃金台帳の確認を行う。

デメリット ① 施行規則の変更を伴う(5日以内)
② 賃金支払後の確認事項となるため、健保証の交付が遅れる。随時調定が多くなる。

改善策. 施行規則どおり届けさせ、賃金支払後、出勤簿・賃金台帳の写を送付させ確認~~させ~~。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にナシ

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便の回答を100%回収するため、回答のない者へ発送を3回～4回行ない、最終的には戸別訪問を行う等全力をあげる。
回答欄に在職当時使用した事があると思われる氏名または文字、生年月日を記載する欄を設ける。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

名簿から原票に切り替えた時期（昭和36年～37年）の事故リストの処理が一段落したが、原票方式に切り替えた以降の事故リストの件数が年々多くなり出した昭和48年七月から、庁業務センターへ進達した記録の入力が遅滞なく正確に行われているか疑問を持った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保存すべき年金記録の増大に伴い、名簿方式、原票方式、オンライン方式（基礎番号・名寄せ）と事務方式の変更が行われたが、切り替え時に完全な作業が行えたか？また、あまりにも善意の立場で届書を信用して処理を行ってしまった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の処理等については、本庁の指示で実施されていたもので、地方庁の意見で処理されたものでないと考える。地方庁では事業所からの届出をオンライン込みに乗せて報告したにすぎないと考えている。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

分りません

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

解決の迅速化を図るため、市町村の協力と更なる相談窓口の強化を図られてはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

長期間に亘る被保険者記録を正確に管理することが職務であると認識していました。
たしか他人の記録覗き見事件がマスコミに取り上げられた時期だと思います。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

適正な給付と、記録管理が最も重要であることを職場研修等で取り上げてきた。
また、現時点でみた場合、被保険者自身が自己の記録をチェックできるシステムを取り入れていれば良かったと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録について、公表されている問題以外はないと思う。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 受給者等の記録について、1人1人のケースが違うと思うので追跡調査しか考えられない。
2. 受給者等の救済するとすれば、政治的な救済が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を適正に管理し、最終的に適正な給付を行うことが日常の業務であり、その為努力をして来た。
又、問題の存在を知ったのは、この問題が発生した以降である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

日常の業務として、長期にわたるため記録の適正管理、適正な給付を行うことは、当然のことであり、その為の努力はして来た。
反省点としては、オンライン切替時、加入者等の状況を記録している旧台帳を、本号の指示とはいえ、廃棄せず残すべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

月の途中採用者を翌月1日取得日とし、また末日退職者を同日喪失日とした場合、採用時と退職時の2ヶ月ヶ間未加入期間が生じます。事業主は保険料負担の軽減のため、従業員は給料の手取りは少しでも多くほしい。

年令詐称で就職した場合生年月日が異なり必ず年金手帳が重複する

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金の保険料納付記録の実態について

市町村にも協力を

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインに切替る時期入力ミス原因
和可山県は多くはないと思う県別の数値を
公表してはい、

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各種届書は必ず諸帳簿の確認…完った事
事業主を信頼 確認をしなかった事反省している
私は取退職した現在 多数の知人（事業経営者）と世間話
をします。取得日設り報酬を低くする。パートの未加入等
の事業主は現在も改まってないようである。
届書の確認を実施しない限りこの問題は将来永久
に解決しないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | ~~現職~~者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | ~~本庁~~　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者記録(年金記録)が名簿方式から旧台帳へ、オンライン化に伴う年金記録の切替等々、一連の事務(地方庁から社会保険庁への記録の進達作業)の流れで、誤字、判読不明等で正確に処理(入力)されなかったことが、一因であると思われる。
しかし、これらの事務は限られた職員の中で、点検、進達という業務を処理しなければならない処遇にあったと察する。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合、未記録で、基礎年金番号、厚生年金番号を交付(払い出し)した地方庁(都道府県名)が判明すれば、当時、社会保険事務所に勤務していた退職者および市区町村の当時の担当者に意見を聴き、調査するのも一つの方策と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

もちろん年金記録については、被保険者の方々にとっては、大変重要な問題であると認識はしていた。
「そのような問題が存在する」ということは在籍していた当時は知るよしもなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍していた当時は適用事業所および被保険者の方々には厚生年金番号は「一人一番号」であるということを指導してきたところであるが、職種によってそれが徹底されていなかったと見受けられる。また、被保険者記録（年金記録）の進達業務を担当した当時の職員も膨大な業務量を短期間でしかも少人数の中で事務処理をし、充分な点検等ができなかったことが一つの反省点と思われる。
また、以前は国民年金事務の窓口は市区町村であったが、いつの間にやらこれを廃止して国で行うことになった。このこと事態がそもそも間違いである。これも年金記録問題の反省点の一つである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、問題視されているソレ以外の事についての認識はない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、進められている(進めようとしている)対策はベターではないかと思っている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時においては、年金の受給権の確立は、国民の老後等の生活保障として、非常に重要と認識し、行政を推進してきたと自負しています。
このような年金記録問題については、本県においては認識はなく、問題を認知したのは、新聞報道等であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
1、現在のような、個人情報保護の徹底、コンプライアンスの遵守の徹底等の意識レベルが、昭和法施行(昭和19年)、旧年法施行(昭和36年)から確立され、維持されていればと思います。
2、年金権確立には長期間の記録管理が必要ですが、そのような視点に立ってのシステム構築が制定、設立時からされていなかったのではと思います。(システム改善の要望は、あまり実現されなかったと記憶していますが……)
予算上の関係で

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職<br><br>医務官理官 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

詳細は分からないが現方式は止むを得ないと思う。しかし、マスコミによる以下の点が懸念される。

① 職員の士気、疲労

② アルバイトの雇用が短期間であり、能率が上がらない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・膨大な量の記録との中では、事故は皆無とは思っていなかったが、これ程の量とは思っていなかった。

・マスコミによる「5千万件」報道があったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・生活に差し障りの無い範囲であれば、OBの一員として手助けができるのではないか、と思っていた。

・地方庁は、誇りを持って真摯に業務にあたってきた。この点について非難難を受けることは無いと今でも思っている。しかし、組織内での都合の良い考えに落ち入り、外からの視点で見つめ直すことが十分でなかったかと反省している。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本・庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られているかどうか自分として判断つかないが……
①社会保険大阪庁に採用されすぐ業務課に配属。その当時の業務課長から年金記録の重要性について聞かされて思いの外、記録台帳(当時は紙台帳)が戦災で焼失(ものが御あると聞く)、その後復元は一部していると聞いたが完全に復元出来たかどうかは聞いていない。
②家族の関係で離婚とはいかないも当会の関係として別居、生活の保障及び父を得るため、Aホテルに仲居さんとして就職(寮完備)。戦時殉職者は家族以外に探し当てられては困るので、氏名、生年月日等全くの虚偽。その後Bホテルに移動、そのBホテルでは、Aホテルとは全く違った氏名、生年月日、厚生年金保険番号に新規として取得などで家族の都合で全く別人としている女性がいた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

未統合のものが、今だに相当量あると報道されている。
退職記録には相当複雑な要因があると思う。そのようなものを長期間かけて調査しても正確完全な統合に無理があると思う。
また長期間と言っても限度がある。早く本来の業務に戻る必要がある。
本人より特別な依頼の回答を全部認めることは本来ないと思うが記録管理者として考えられる再確認(まだ社保事務所であるかどうかの確認等……)もし大切な記録を誤り、また国民に重大に影響ひびく政治的に大事も困る外に方法はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険出張所採用当時、上司より、年金記録の重要性を聞いたので、そのことをいつも念頭に、日頃の業務を遂行した。
現在のように記録不突合が何十万件もあるとは想像もつかない。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録が長期間でもなり保管必要なことは採用時に教えられていたので日頃の業務は常に慎重に取り扱って来たと自覚している。
しかし、平均4～5年で他の部所に配置換され、他人に引継ぐことになる。
今から考えると、大変重要な記録を残すために、なぜ資格取得時に、戸籍関係書類（氏名、生年月日、性別等）の添付を必要としなかったのか、不思議でならない。
いつの時期か不明だが、行政監察局から、事務簡単化と言って添付書類の省略を指導されたことがある。省庁、部署の立場はあるが、国民のことを考えれば悪いことではないが、社会保険に関しては、あまり省略すべきものはないと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員を増員、処理体制の拡充と相談体制の拡大によりサービスの向上と迅速な処理をお願します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の受給資格を得るための期間として認識、平成19年6月頃新聞・テレビ等の報道で初めて知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン切換時の事務処理体制・チック体制の問題

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別紙

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

別紙

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。



(別　紙)

私はかねてから一度中央に対して物申したいと思っていました。したがって失礼な文言が出るかもしれませんが、年寄りのくれごととしてお許しください。

私は年金の問題について、報道され、しかも当時の総理大臣や、厚生大臣が「申し訳ない一人残らずお払いします、」と答弁されているのを見て、実態も把握していない段階でそんなに簡単に答弁をするのかとあきれました。

又、国会の証人喚問に全国社保委員会の会長と、誰か？全国社労士会会長?か忘れましたが出られたと思いますが、この様な実務経験の無い人を呼んで何がわかると思ったのですか。結局「すみません、すみません」で国民に何も理解されず、火に油を注いだだけではないですか。

確かに紙台帳の記録をコンピュータにインプットする段階で、転換ミス等があったと思います、それは社会保険庁がミスとして誤るべきだと思います.しかし、事業所（労務担当者等）や被保険者自身にもかなりのミスがあったと思います。

一例を挙げますと、当時５人ぎりぎりで加入していた事業主は、営業もしなければならない、経理も、その他全ての雑用も一人でしなければならないときに、従業員に退職されますと、住民票はおろか履歴書も取らず年齢も偽っているにも関わらず、すぐに応募してきた人を採用し、仕事をさせる云うケースが多々ありました。

被保険者は会社を転々と変わっても、其のつど「勤めは初めてです」と云うものだから事業所からは「加入初めて」に○をしてきます、社保事務所の職員は初めてだと云うことで新しい年金番号を払いだします。一人で何枚かの年金番号を持っているのはその為です。当時、私たちはそうした人を見つけては、「この様な事をしていると将来年金を貰えませんよ」と注意し訂正届けを出させました。

しかし、犯罪歴のあるひとは、氏名も、生年月日も、住所も全て架空の申し出をしているケースがあるといわれています。

この様な場合本人も、氏名や住所等はほとんど覚えていない様です。この様なケースの記録は絶対につながる事はないと思います。

又、脱退一時金についても、「数珠繋ぎで将来年金を貰えますからおいておいたらどうですか」と説得しましたが、女性は「嫁入りの費用の足しにしたいから」とか、男性は「２０年も経って孫の小使いぐらいにしかならん」とか、「先の千両より今五両と云うてな今金が欲しいのや」と我々の話を聞き入れてくれませんでした。

年金制度も段々と改善され「一時金を貰わなかったらよかった」といっている人がいます。こうゆう人達が一時金をもらったのを忘れていたらどうでしょ

う、忘れてなくても貰っていないと申し立てている人も無いとはいえないとはいえません。

私たちは戦後の混乱期に初任給５，５００円で超過勤務手当もろくろく貰わないでも、自分の仕事はやり遂げなければと、一生懸命努力してきたつもりです。

一時期ドイツ等から「今までは日本に色々と教えて来ましたが、これからは教えていただかねばなりません」といわれた時期があったじゃないですか。

それが覗き見問題を契機に、国会議員の腹癒せとも云うべき、社会保険庁潰しになったのではないのですか。

いまリストラされようとしている職員を見るとき、涙とともに怒りがこみ上げてきます。

今になって、在職中に何かがあったのではとか、拠出金を出せとか、今回又この様な文書を出せといわれる毎に、残念な思いと、腹立たしい思いがいたします、今拠出金を出せといわれるならば、私たちが実績の３割程度しか支払われなかった残業手当を清算してもらいたいと思います。

私は「よく頑張った」といわれようとも「反省せよ」と云われる事はありません。

政府は社会保険庁に全ての責任を押し付けるのではなく、もっと真実を国民に説明をして、納得されるよう努力すべきではないでしょうか

そして厳密に調査し、確実に保険料を納付されていた方には、利息も含めて支給すべきと思いますが、いくらかでも年金を払えば納得するだろうというような、安易な考えは絶対しないようにお願いします。

以上が私の質問１～４までの答えです。

追伸　長妻厚労相にメールをとありますが、私は不調法でメールは送れませんので、この文書をお渡しいただければありがたいと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない年金記録問題は、存じていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の記録問題は、在職中に直接担当したことがない詳しいことはわかりません。
国民年金の場合は、加入者が納付又は免除した記録は、市町村→社保事務所→社保庁へ進達する形で、管理されていましたので、この間において、誤記録の問題が生じたことは、考えられます。
しかし、現時点において、過去にも、特に手作業管理していた当時の記録を、すべて正確に把握することは困難と思われます。
よって、本人の申立を一定基準を設定して、一律救助する以外にないような気がします

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に年金記録問題が浮上した。
在職中は、社保庁及び上司の指導のもとに、その業務を進めることに追われ、年金記録を点検する余裕はありませんでした。
年金記録問題を知ったのは、退職後に新聞報道などでそれた時です。(時期は平成17～18年頃か?)

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は通常20才～60才まで、その年間の記録を正確に記録することが必要です。
在職中は、その時々のシステムの中で、正確に記録するよう心掛けました。
しかし、今後電算システムで管理しても、入力するのは人間の手であり限り、何千万人の加入者の記録管理に何%の誤記録が生じるのは、さけられないと思います。
よって、定期的に加入者の管理にいる記録を通知するなどの誤記録防止チェックシステムの導入を図ります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　（退職者） |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　（地方庁） |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に有りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に考えは有りません。
地方社会保険事務所に於いては対応の方法は有りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の在職していた昭和54年頃にはそのような問題は認識していませんでした。
このような問題が存在していることは、退職後のことでそれまでは、本方の分で対応されているものと考へていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、社会保険事務所に於いて、アルバイト職員が多く末端職員までの指導が行き届かなかったことです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

| |
|---|
| なし。 |

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

| |
|---|
| (質問1)に対して上解し記入にいません。 |

30－029

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 基礎番号取得者のオンラインとの記録未統合については、年金裁定請求あったときに転厂等の本人の申立により統合し正しく裁定を行なうものと理解していた（現職時）
○ その他の記録問題のいつごろ知ったかについて
二年程前？のテレビ、新聞

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でどのような点が反省点があるか？
①オンライン記録の基礎に未統合データがあることについて
基礎導入時（H9年1月）他の年金・国年番号がわかれば同時に本人が届出ることとなっており、それ以外に統合未済がないのは当然と思っていた。
ただし、年金裁定時、転厂等により確認を未だと思っている。
年金は裁定請求によるものであり未統合であっても正しく処理出来ると思っていた。
②厚年記号番号1600万件、船保記号番号36万件の中にコンピュータ未収録について
社保庁業務センターは未収録を地方庁に知らせたか、どのように指導してきたか
③オンライン記録の誤入力について
社保庁業務センターの事務的ミスである。
オンライン切替時に多少・多数の事故収入処理をしてきたのは残念である。
入力チェックをどのようにしていたのか。
④
⑤ } 別記
その他

ご協力、ありがとうございました。



④ 保険料の納付記録が正確に記録されていないケースのあること
厚生年金記録について
① 事業主届出の取得日と入社日の（特例を試用期間として）違いあり本人の申立てこの間に差があることが確認されることあり。

② 国年記録訂正について
○ 国年事務は社保庁移管以前は市町村からの送達記録（パンチ入力）と印紙枚数と金額を市町村単位又は月単位で送達あったとき チェックしていた筈。
○ 本人と市町村の関係
国民年金手帳に印紙の貼付。その後金額納付は納印している筈。
その後は納付書による納付

時の流れはあるが
国民年金の収納については市町村が納付組織（婦人会 もと、自治会）に頼っていた。
その当時 よく聞いた話では 国民年金を納めない人は下年金は要らないから納めない人という人がたくさん居たこと。
今、新聞報道等により 市町村会に申立て未了となっているが
市町会は公正に処理を求めるよう努力してほしい。安易に？一律に認めることの恐ろしさを知ってほしい。

⑤ 事実に基づかず、そ及して報酬の訂正、遡及訂正されたケースのあることについて、何が申もあいにくについて
○ これほど多くあることはおかしい。
○ 手帳から何歳から何歳まで社保庁職員 判る等。これを公表すべきである
さん何歳により すべての年金記録があきらかになっている
すべての人に及んでいるのであれば全国どこからでも年期を確認し どれも追跡できる。
そのことにより）万全確認する方策がとれないのではないか。

その他
年金制度 その他の任意年金については国年事業主に厚生年金については本人に加入 喪失の届出 納付義務を負せ、年金受給に関しては請求書をもとめており、正確な記録には社保庁の当然の責務である。
この年金記録問題は大問題である。
だから と言って「大変期間たったら認める？」等 安易に解決しようとせず 原因、真実を明らかにし、罰するものは罰し、正直者、まじめに仕事に一所懸命に働いた人まで きせることなく次に進めるべきと思う。
60数年維持してきた年金制度を根底から崩すような政治的解決法はいかがなものかと思う。

以上

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・(国民年金課)<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは(主幹)<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. (事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体例　なし

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

**回答票④**

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に認識しているかった
退職後にそのような事がわかったが、
ごく一部のたれ込みだと思う

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

脳梗塞疾患により記憶障害がありますのでよろしくお願いします(配偶者)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険庁業務センターでなく社会保険事務所へ戻して完全整備をやれば中数的には大変な整理が出来ると思います。人員手間がかゝるが転員O.Bを採用するべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 年金記録は極めて大事であると認識をしていた。
○ 旧被保険者名簿の一部が大平洋戦争による火災等による焼失により、ぼうぼうと落失している。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 旧名簿の保管については、一気弄にビニール袋に入れ落失しないようにした。（被保険者名簿）
○ 事業所（名簿）については書き換え弄の保管になっていたが、通しの事業所（事業主）名簿を作成した。
○ 焼失名簿の記録不明者については、別番号が払い出しされていた（例 和 ○○○○○○→ 和 ○○○○○○）が払い出し簿が整理されていなかったので 和 名簿の整備を一部であるが行った。
○ 被保険者原票の廃棄をした事は大失敗である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未統合の記録分について、本人の申立てを持って確認することにもどかしさを感じていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人情報保護法の施行に伴い、相談窓口でも対応が困難になった。基礎年金番号に統一されていない記録を掘り起こすために、転歴に基ずく期間照会を行わせる等指導した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

通常の業務においては、省・庁から示された手順により遂行しており、今回のような問題が生ずるとは一切考えた事はない。
職員は、私自身も含めて法・通達に基づき真剣に業務を執行したものと確信しております。
但し、被保険者及び被保険者であった方と使用者(事業主)との意志の疎通が充分であったかどうかは疑問を持つところです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者が事業主の届出が正確に認識する確固たる方策を取りえない限り、受給資格の適正な把握は困難と思われる

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事業所総合調査 或は会計検査院の調査における被保険者の取得届もれ、資格喪失届の不適正等是正を図るため事業主への指導は厳しく徹底していましたが、被保険者及び事業主側においては現在の年金問題のような認識は「先の話」として余りにも無感心者が多かったように思慮する。相互扶助の認識が浅かったようにも思われます。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

自身としては、将来の生活において年金で生活をしなければならない時期が到来するのではないかとの不安感を持っていたが、費用(保険料等)の関係で一部の事業主や被保険者に充分理解が得られず、今回の様の問題が浮上したことは非常に残念です。

なお、地方庁の職員においては一部の者を除いて本庁(業務センター)においてどの様なシステムで年金記録が構築されていたかを認知しておらず、それらが周知されずに地方庁の責任を矢面に曝すことはいささか懸念しているところです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし、

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ある程度、時間が必要かも知れないが、被保険者、受給者の年金記録回復のため、徹底した調査、確認作業を行うこと。
また、今後においては、「ねんきん定期便」の活用により、随時記録の確認を行い二度と年金記録、それ等がないようにすることが、重要であると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時においては、現在言われている基礎年金番号に未統合の記録が数千万件等があることについては認識していなかった。
マスコミ報道等ではじめて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在行われている「ねんきん定期便」等が、もっと早くから行われていればと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在報道されている問題点以外については知らない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%の解決は無理だと考える。例えば読めない氏名を無理に読んでもムダなこと。地方庁で仕事をしていたが、本庁の指示通り業務を行っており、本庁へは地方の言葉が受入れられることはなかった。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今いわれているような問題があるとは認識していなかった。
平成18年6月。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場ことには、来客対応に腐心した。
業務センターでの入力作業でも、正確な生年月日入力がされていない事も大きな問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

[illegible]の分は徹底的に解明すべきと考えるが、便乗型をどのような対応をするのか区分ができるのか
「2年間については、今後、配偶者、家族、他の社員の状況を基に判断し、認める」と発表があったが、真面目に納めた人への説明をどうするか
TLの対応をしないと逆効果もでるのでは

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金等業務を担当する期間が短いのだが、市町村、被保険者及び社保記録の違う場合は、証拠書類を確認上訂正・認後訂正するケースはあった。社保から通達した記録が大量に反映されず記録漏れとなっているのは判らなかった

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

参加者で氏名、生年月日を全く架空の届出をされ、入力している場合は解明不可能では（業種によってはケースはある。）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f. 事務局課長級以上)　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全ての問題点については、明らかになっている。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に、更に迅速に一つ一つ解決する以外にない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

◎未統合記録問題については、行政側において職権処理が出来ないことから、将来的に問題が残ると感じた。（統合処理）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

◎行政側における職権処理が困難であるため、被保険者等に周知徹底したが、応答・関心度は極めて低かった。

◎市町村との連携を図り住民の情報を的確には握する必要があった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者名簿、台帳はすでに廃棄処分されたところが多いと聞いていますが、コンピュータへの未入力、誤入力については入力前の名簿、台帳の確認整備、入力後の確認が充分ではなかった結果である。現在保存されている名簿、台帳のみでも徹底的に点検すべきと考えます。

又、他の部分と国民年金保険料の納付、未納付の件については、本人の申立てを重視し、総合的に判断・決定せざるを得ないと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金制度施行時に作成された相当古い名簿には資格期間が不明瞭な箇所が見受けられ、事業所へ照会確認しながら処理をした記憶はあります。昭和48年頃です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

以前は市町村が各種届出、保険料の集金等の窓口になっていたので、実態調査するのであれば市町村にも調査協力をお願いすればと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた時は、記録誤りのトラブルもなく、適正に処理が行なわれているものと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者に年1回、納付記録を送付し、周知、確認をする必要があったのではないかと思う。

厚生年金の業務、徴収事務に従事した事がないため、詳しい内容は分らない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問１)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない.

(質問２)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙

ご協力、ありがとうございました。



(質問３)

年金記録は将来の年金額を決定する重要な情報であることを上司、先輩から教えられ、日々業務に励んできたし、経験を積むことにより年金記録が加入者本人に帰属する重要な情報であるとの認識を深めてきたものである。

振り返ると、就職した昭和４０年代の国民年金業務はさん孔タイプライター処理による検認報告以外はすべて手作業による処理であり、全ての保険料収納記録を誤りなく記録することは不可能であった（と確信している)。

理由は、被保険者台帳の所在不明、市町村による検認票の記号番号誤り等々である。(もっとも、これらの記録は後日、整理したと思うが…。)

また、被保険者台帳の切り替えも経験したがその中で、旧被保険者台帳に記入されていた過去の記録で完納となっている年度は、新被保険者台帳へは空白（当県は納付した月数を表示した）とする方法が指示されたが、余りに簡略的であり時の経過とともに、被保険者台帳の移管を行った際に誤りを生じさせ、保険料収納記録が正確に記録されない一因でなかったかと思っている。(記憶違いがあるかもしれないが…)

(質問４)

消えた年金記録などといわれ非難を浴びている。確かに年金額を決定する重要な記録であり間違いは許されるものではないが、逆に間違いは常に存在するものであり、コンピューター化が進んだ現在でも様々なミスが報じられている現状である。

当時の、全くの手作業で膨大なデータを正確に処理することがいかに困難な時代であったかわかって欲しいとはいわないが、コンピューター化が進んだ現在の環境下で議論されているように思えてならない。

議論する土俵（＝環境）が違っている。

前の回答に書いたが、被保険者台帳の切り替えに当たっては、必要な人員・予算を確保し、誤りを最小限に抑えるための方法を採用するべきであったと思う。

平常業務においても同様、本庁は人員・予算を確保し、間違いを一件でも抑える義務があったのではないか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。





回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、一般に知られている問題以外は、ご把握していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間と労力はかかるが1件づつ突合を行うしかないのではと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は業務センターで完全に管理されていると思っていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年記録の紙台帳の時代に不突合リストの整備を行っていたが このリストを完全に整理しておけば今回のような問題はある程度防げたのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持ちなし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金に適用の事業所における加入被保険者は、給与さまい(明細書)で保険料が控除されている事実が確認できれば、事業主に保険料納付義務があるにしても、被保険者には責任がないので確認できる期間については、年金記にる既しいはどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職して32年も経過しているが、在籍中は厚生年金の旧台帳時代で、善良な信頼(信用)のできる職員のため年金記録の問題があることは相談もしていない。問題の存在は今後である。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

残れなし。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

一般的に知られている以外のことは知っていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なっている年金特別便よりの回答により点検する方法以外にはどの方法かと思います

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時点で適確に処理されているものと確信していました。

新聞、ラジオ等報道により知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最初に処理にあたる時に再度確認をしていれば問題は起こらなかったではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今、取り組んでいる方策以外にはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

法令に従って事務処理をしており、特に問題はありませんでした。
この問題は、新聞、テレビで報道されて、初めて知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職後、相当の年月を経過しているので、特別な対応はしておりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されているような事を継続していくしかないのでは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に意識していなかった。（規定どおり処理していたから）
新聞・テレビ等で問題が表面化してから

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

対応に変化はなし。
地方の末端機関で施行事務を担当した
忠実に
者としては、このような問題は考えられない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

とくになし

(現在まで試行錯誤されてきたやり方以外にとくには思い浮かばず)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題になるとは認識していなかった。
退職後12～13年経て、年金広報委員(以下)の中・高校に年金教育の副読本を配布し、広く生徒へ年金教育を進めるよう校長に接触していた頃は問題認識なし。そのあと頃知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

とくに対応なし。(対応できるすべなし)
自分を含めて公的年金制度の仕組みへの理解(勉強)、年金記録の全般的な管理・保存の実態、記録の公共性・重要性への意識が職員全体に不足していたように思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じておりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録もれ、入力もれについては 進達データーの数逸が考えられます
オンライン切替時 旧台帳すべてを 磁気テープに収録し、保管されています。これを活用することも 1つの方法と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来の給付に直接関与されるものであり、正確・適切な記録管理がなされるものであります。
特に、厳分性の迅速については的確に行い、中央において適切に処理されているものと思っておりましたので、年金記録問題が存在することは驚きでした。
この問題を知ったのは、新聞報道等で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンライン化によって諸法令等の読解力が低下したのではないでしょうか
機器操作によって"答"は出ますが、それまでの課程（方程式）が理解されなくなったことではないでしょうか
原点に帰り当勤教のしなおしが大切かと考えます

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

① 旧台帳のコンピュータ未収録問題.
→ 昭和60年頃

② 国民年金保険料の未納記録問題
→ 昭和55年頃

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

①の問題については、当時、計画的に順次収録する旨聞いていたが、年金請求等に支障があり早急に収録されるよう国に要請していた。
— 至費等の問題で収録未了となったため、現在の問題が起こったと思われる.

②の問題については、市町村と納付組織の連携及び市町村と社会保険事務所との連携不足によるものが多く記録の照合確認の徹底に努力した。
→ 当時から、本人に記録の通知すべきと思う.

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現方策しかない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識していなかった。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度導入が遅かった。

社会保障番号の早期導入を望む。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問3）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍当時は問題とされていなかったが、被保険者期間が40年間にも及ぶ長期に亘る年金記録（加入、納付等）を裁定請求時に一括して確定する方式は、将来問題となるのではないかという認識はあった。

（質問4）質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年1回くらいの頻度で年金記録を通知し、その都度確定すべきであった。

また、記録管理に当たり本人特定は、氏名（カナ）・性別・生年月日記号番号等で行われていた時期があったが、当初から氏名は漢字で記録し、加えて住所の管理を行って誤記録、不明記録等の発生を防ぐべきであった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金保険の被保険者標準報酬月額記録について
被保険者が2以上事業所に被保険者~~記録~~を資格を有している場合、本来2以上事業所勤務の事務処理を行うこととされている。
しかし、社会保険庁の標準報酬月額記録は、上記事務処理がなされないまま単純に2つの事業所の標準報酬を合算された額が実際被保険者期間の標準報酬月額と記録されている。
健康保険に係る問題もあり、電算処理上現在被保険者の新たな資格取得届が提出された場合、チェックできるシステムに変更できないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、ねんきん特別便、ねんきん定期便等実施され、これを受けて市町村、社会士等の協力のもと年金相談が実施されている。
しかし、被保険者長任があるものの、出稼者を始め勤務した事業所の名称さえ記憶していない者もいる。
早期に年金通帳の実施を希望。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金保険の被保険者記録は、市町村において管理しており、社会保険事務所と相互にチェックしあう体制となっていた。
一方、厚生年金保険の記録については、氏名、生年月日の届出の誤りや、番号の変更払出等不安もあったが、社会保険事務所からの記録通達に基づき、予において統合処理がなされており裁定請求時における記録の脱漏等は例外的なものと認識していた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金保険
1. 市町村は、戸別の事情を熟知しており、適用、納付の事務処理には欠かせないものと考える。
2. 5号被保険者制度としたことは、被用者保険の妻から年金制度への関心を奪ってしまった。

厚生年金保険
社会保険職員、事業主、被保険者が、年金は人生における1/3の期間の生活の基礎となるものであることを再認識し、それぞれの責任を果すことが大切と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

①事業主による、従業員採用年月日を、遅らせて、資格取得年月日として届出しているケースが相当数(多数)になると思われる。全てが社会保険庁の責任であるかの様な報道は、如何か？事業主側の責任が大きいのではないか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○今日の状況では、加入者、受給者の権利保護の観点から「疑わしきは罰せず」として全加入者、受給者の保護するべきと思うが、財源問題を考慮すべきと思う。
又、権利保護は重要であるが、事業主責任、加入者である被保険者も、年金手帳を保持していることから、本人も確認義務があり、一方的に権利保護をするとは言いながら義務的問題もあり、総合的に判断する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○ 平成14年後半か平成15年頃かと思うが、はっきりしない。
退職後なので、非常にびっくりした記憶がある。
毎日の様に報道され、情けなく思い、今現在、あまり世間の中に出ない様にしている。
本当は、腹立たしい気持ちもある。

○ オンライン上の記録は、庁と業務センターの方針により、年次計画毎に整理されていた様に思うので、一番に全て完全に整理されてはいなかった。

○ 保険料納付記録もれは、市町村、社保事務所、業務センターの入力誤り等、それぞれの所でミスがあったかも知れない。又、納付組織も問題あり。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○ 世間の風評に逆らっても無駄であり、報道による、批判の中では、何をしても無駄である。

○ 社会保険庁、本庁と業務センターの連携不足、本庁と地方庁の連携不足、特に本庁が現場をよく知らないまま、今日に至っている点が反省点として挙げられる。

ご協力、ありがとうございました。

○ 事実に基づかずに遡及して標準報酬の訂正や、遡及して資格喪失させたりしているのは、悪質であり、当事者である職員や事業主には重い責任がある。でも、この件は、全国的な問題ではないのではないか。一部の都道府県ではないのか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道等において具体的な内容が報じられていないため方策の打てようがない。

現存者(将に年金受給者)の記録統合と再裁定の迅速な処理が必要と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

適正に処理されていると思っていた。
国会での「未納三兄弟」等の広報があったとき。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・社会保険庁における記録処理が適正にはらわれていなかった事が原因ではないかと思う。
・基礎年金番号制度の周知が不十分

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

の特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

のわかりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 年金手帳（番号）の重複発行、納付記録の転記、入力誤り等をいかになくすか、また紙台帳からの切替がスムーズに行なわれるか、等の問題。
- 在職中に上記の問題があることは知っているがいつかは不明。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 事業所（主）、市町村（地方）等への年金情報、また窓口等来訪者の立場になって十分な聴取等。
- 〃

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　(*)平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i)事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この問題が生じてから実施されている諸事業をなるべく早く完了することに努力する以外よい方策は考えられない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録に、保険料徴収や老後の生活保障である年給付額決定の基礎となるもので、適正に処理されるべきものであると認識していた。
地方方の者としては、今回のような問題が生じようとは思ってもみなかった。
知ったのは新聞やテレビ等での報道が行なわれるようになった時である。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在籍時は、上述のような認識で、そのためには毎年の「被保険者標準報酬月額等定基礎届」について、その適否を調査確認（各事業所）することに努めた。
今回のような問題が生じたことは残念であるが、反省として特記すべき事はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在国の処理計画等に基づき、現職のお方が、日夜大変なご苦労をされて取り組んでおられるようですが、高齢になった退職者(私)としては、解決策等についての特別な考えはなく、ただただ早期にこの問題が解決することをお祈りするばかりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は極めて重要な問題であると認識し、その適正な処理に当っては鋭意努力をしてきたと考えております。したがってこのような問題が発生するということは夢にも思っていませんでした。
問題が存在することを知ったのは、平成19年7月頃からでしたが、誠に残念でたまりません。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として挙げるものは、特にございません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

公表されている年金記録問題以外、特に認識していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題は、当庁のデータと該当すると思われる人に対し、積極的な提示、確認することが必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

県の段階では、年帳の交付など通常事務処理につとめ、本年の記録の追加を行ってきたところであるが、これほどの未結合記録やコンピュータに収録されていない記録があることは、信じがたい。昨年2月から年金記録の整備事務に従事して実状を認識した。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

これまで、三制度共通年金年帳交付、オンラインステムの導入、基礎年金制度、基礎年金番号制など年金制度の改革が行われているが、その際、関係者に周知し、時間をかけての記録の整備が必要であったものと反省する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題の認識なし

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

分りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍期間中には、認識していませんでした。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

思いつきません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本・庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特には承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

テレビ・新聞等で報道されている事務処理の詳細を承知しておりませんので、方策等については判りかねます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職していたときは、このような問題は生じていませんでしたし、また生じてくるとも思いもしませんでした。
マスコミ報道等で存在することを知った次第です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点を考えてみますと、本所と他所の連携が欠けていたことと思います。
他所に情報を早めに流し、確認作業を実施していれば、発生件数も少なく、早期解決になっていたのかもしれません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には特になく，事務的な誤りによるものがあったと認識していました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事務的な誤まりが発生した時点で，その都度改善に補正処理が行われておれば，このような問題になっていなかったと思いますが，私が担当していた当時は相手方に確認する方法がとれなかった事例もありました．（相手方の所在が不明であったり，事業所が倒産したり．等）．

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人からの申立てを重視し、確認のための時間と
労力をかけるより、もっと早急に解決に向け、方向を
探る必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険事務局以前は、
年金関係業務は、どちらかというと保険関係業務に較べ
軽視されていた風潮があったように感じていました。
保険業務の花形との差を感じていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

健康保険の短期給付と比べ、年金保険は長期給付
であり、もっと真摯に取り組むべきであったと感じて
いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは年金<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞やテレビでの報等で年金記録問題について、随分問題があったことを初めて知った。
私が在任中、事務処理にミスはあったかも知れないが、法令に違反してまで保険料の収納率のアップをするなどについては、考えたこともなかった(当時課長時代)したがって、報等されている事例以外については、全く考えられない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題の大半(5000万件の不統合記録)は、紙台帳からコンピューター化したときのミス、氏名、生年月日の変更、訂正、読み違えなどのミスであって変更、訂正の申出は届出した者からの申出はほとんどなかった。
本庁が行ったコンピューター化時の事務処理の仕方まつがが主たる原因ではないかと思う。
それは、大量の事務処理を短期間に処理しなければならなかったことや、その事務処理と多くの素人のアルバイトを雇ってやったこと、それを管理する役職員がその役目を果たしていなかったこと、噂によれば当時の長官が多少の間違いは年金の請求時に是正すればよいと言ったとか。
このように、それぞれの事務処理にたずさわった人達が、安易な感じと、言い換えれば昔の旧役所仕事としてやっていたことが原因ではないかと考える。
解決の方法としては、現在までやっている、該当者と思われる人と戸別訪問でもして一つひとつつぶして行くしかないと思う。
厚労大臣が言っているように証拠がなくても、わずかな未払期間は紙付海として扱ってもよいではないかというのは単純かも知れないが便乗などもあって最も危険性もある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中は報道されているような年金記録問題は皆無であったし、したがって私達は法令に従って事務処理をするよう努めてきたつもりで、特別な考えも、特別な認識もなかった。
新聞、テレビの報道をみて、初めてこんな問題があるのだと認識した。他の県でもこんなことをやっていたんだと知ったもので、収納率をあげんがために被保険者の報酬月額を改ざんするなど考えてもみなかった。他の県の人達はおかしい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3で回答したとおり、何もしていないので、どのような対応もない。このような問題が発生したことについては、成績主義、実績主義にのりにのることばかり急ぎに結果でないかと思う。又その反面、職員が自分の無駄な、無駄さをかくさんがためにやったことではないのか、情けない結果としか言いようがない。
法令に従って事務処理を行うことは当り前のことであるが、その法令が如何なる根拠及び目的で、その関係方にどのような影響を与えるかということを十分理解して事務処理を進めるべきである。そのためには職員に広く勉強する機会をつくって、素質を全うする態勢をつくるべきである。私は業務に関する法令はすべて自分で勉強してきたつもりだが、すべての職員が同じように自分自身で勉強するかの、できる者だとの考えは持たない方がよい。勉強をする環境、勉強ができる機会を与えなければレベルアップは望めないと思う。
職員に使命感を持って仕事をする環境と組織として整えるのが先決でないかと思う。今までにはそういう環境になかった。

ご協力、ありがとうございました。

提言

No.

この質問は誰が考えた質問か、いかにも全国の社会保険事務所で同じようなことが常態的に起っているような前提で作成されているように思える。鳥取県においてはこんな不祥事はないと断言している回答者については公表することがあるとあり、私はかまわないが不祥事を起した本人はどんな気持ちになるだろう。又回答しなかった者についても公表する場合があるなど、一種のオドシではないのか。
従来から地方の局長(前保険課長、国民年金課長)は本庁から派遣されてきた、それは一つには国全体の方針、その方針に従って庁が何をしようとしているのかがわかる人材が地方のトップに必要だとの考え方があったかも知れないが、私の在任中から現在まで、本庁出身者でこれは立派な人だと思った人は一人もいなかった。数年間の腰掛け役職だったような気がする。
本庁から赴任した局長等は本庁の意向に従って数年間地方に在職するだけで、地方の実態に合った仕事の進め方などについて余り地方の職員の意見などを聞くことは余りなかったように思う。
本庁の職員は社会保険は俺達が動かしているのだと思い上がり、地方庁の職員は本庁の言いなりに従って仕事をすればいいのだという考え方になってしまい、新しい知恵も仕事のやり方も生まれてこない。このようなふんいきに長年ひたってきているため、新しい健康保険協会の取扱では民間から採用された職員との間で気まずいふんいきになりがちにこれもあった。
本庁の意向どおりに仕事としていればよいとの悪しき、いわゆる後所仕事が何十年も続いてきた、これは社会保険事務所に限らず、どの公務員の職場も同様である。
国民年金の保険料の未納が増加したのも、理屈だけで物事を進めようとした本庁のなん一人のキャリアに責任がある。又それをいさめなかった本庁の職員にも同罪がある。
地方の組織体制をなんがうにし、すべて社会保険事務所の職員とわずかな実収指導員で行なおうとしたことに無理があった。組織体制の住民とのつながり、その効く時間(夜間、早朝)、組織認識の人数など、新しい態勢はすべてについて相当劣っている。なぜこれではだめだということを強行に進言できなかったのか、本庁の職員の資格も自分達の不祥を棚に上げて、地方庁の職員を悪者にしないで自分達の不明をわびる気持ちになってもらいたい。
今、社会保険事務所は国民の注視のマトになっている。本庁、地方庁が一体となって国民の不信感を一掃しなければならない時である。地方からもどんどん意見を出してよりよい行政を進めてもらいたい。

鳥取県 [redacted]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あまりにも大きな課題で考えれば考える程私には応待できません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(厚生年金記録に関して)
昭和50年代と思われる頃、年金受給権者が毎年100万人増加していく時代に、全国の社会保険事務所で処理した年金記録を中央に「逓信」という方式でデータ送付するシステムが行われていた。担当者の事務処理したデータを決裁方式で重複チェックする仕組になっていたが日常の膨大な事務量を抱える現場では超多忙な毎日に追われ、このチェックシステムが十分機能していなかったことも要因の一つに掲げられると思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記の述に関してのみいえることは各現場において、それぞれ与えられた持場持場において、事務処理システムを熟知して業務遂行していくべきでしたが、今から顧みて、現在の「年金スキャンダル現象」は正直予想だにしませんでした。

単的に表現するとすれば、やはり「社会保険庁」という組織全体の"甘え"が現情の「年金問題」となっていると言えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>○ i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。
むしろ、報道されていた事例(標準報酬の遡及届出)等が存在していたことに驚いている

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当然のことながら原因解明が先決である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 被保険者期間や標準報酬月額は年齢要件等とともに年金支給要件や年金額計算の根幹をなすものであり、それらの適正な処理や記録管理が求められるのは当然である。
- 上記認識のもと、常日頃業務に邁進してきたつもりである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 制度的な問題点として、基礎年金番号制のスタートをもっと早期に実施すべきであったと思う。
- 同一被保険者が同一年金制度内で複数の被保険者証記号番号（年金手帳記号番号）を所持していたことに起因すると思われる問題点が多く発生していたのではないでしょうか。
  今後も、これらの解消、防止策は重要課題と思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えがつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題があることすら認識していなかった。自在は、発表があってはじめて知った。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

よくわからない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>①事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録と、紙台帳等の完全照合を行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者等の届出に虚偽が見受けられ、また、1人に複数と思われる番号等が、多数見受けられ、被保険者本人の記録であること確認作業が困難であると認識した。（昭和60年）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人からの聴取等を十分聴取のこと、被保険者記録の確認を行う。

反省点としては、本人の被保険者記録に住所欄等が設定されていれば、確認作業も容易ではないかと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i.) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いあたりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1件づつ地道に調査確認していく。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（じている）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、健康保険関係事務が長かったので、正直年金に対しての意識は薄かったと思います。
厚生年金番号を探すのに、古い払出伝や、事業所名簿、旧台帳を調べていました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は退職時（被保険者）に進達をしていて、何月に一度事故リストとして、不突合者の名簿により、当者か、別人かの確認をしていましたが、今思えば、これらの調査確認が甘かったのかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私が採用された、昭和44年当時は原票(紙台帳)で処理が行われており厚年記録は資格を喪失すると原票を切り離し業務センターに進達を行っていた。(数年に一度被保険者台帳の記録が一杯になると切り離し中間記録として進達していた。)それを受けて不備な記録があるもの(厚生年金番号の記載の無いもの、氏名、生年月日の無いもの、番号の重複するもの等等)事故リストが定期的に一覧表に出力され各社会保険事務所へ送付され、それを基に払出簿、原票等を調査補正したものを再度業務センターへ送付していた。定期的に補正が行われていたのでこの時点での問題はなかったのではないかと思慮します。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | | |
|---|---|---|
| 区分 | 現職者 | 退職者 |
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

社会保険庁で明らかにしていること以外には承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間は相当必要になるものと思いますが、1人1人(1件1件)地道に対応していく以外にはないのではないかと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正直いって、ここまで杜撰な記録管理が行われていたとは思いもよらぬことでした。

記録管理に係る事故リスト(しかも大量に)など、自ら、真険に取り組んで来ました。手抜きなどしたことも考えたこともありません。

年金記録5000万件(持ち主の判明してない記録)のことに関して、正確に情報を得たのは平成16年と記憶しています。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記質問3に記したとおり。

年金記録問題の具体的な対応は、私が所長になって以降開始されました。

所長自ら、朝から終日来訪相談者対応に忙殺されて来ました。

先達の不手際を我々(さらに我々の後輩たち)が尻ぬぐいしているといった風は禁じ得ないところ。

社会保険庁廃止幹部の責任は重いと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不明記録解消を上半次的に行うという方針でよいと考え
ます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は、老後の生活保障に欠かせない制度であり、個人の年金記録は明確にされるべきものと考えていました。

多くの記録が統合されないままになっている事を知ったのは、平成19年です。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ただの1件の不明記録も残してはダメだと感じました。組織をあげて最優先で不明記録解消を図るべきと考えました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ほぼ知れている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録が紙台帳から電算化するまでの経過のなかで、このような問題が発生することは想像もしなかった。
今から顧みるに、当時業務を行うなかで緊張感に欠けていた部分があったことを深く反省しなければならない。
我々の世代に行った事務処理がこのような大きな問題に発展し現職のみなさんに大変迷惑をおかけし申し訳なく思うと共に辛労に対し頭が下る思いである。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の職場は採用から退職まで同一の枠組みの中で業務を行ってたりいわゆる社会保険ファミリー的なところがありすぎがあった。したがって業務がマンネリ化し緊張感や問題意識を欠く結果となった。
これにより新しい視点、客観的な視点から業務を見る機会が失われていた部分があったではなかろうかと思う。
いま一つは保険料の徴収率至上主義が国民年金の不正免除や事業所への指導を歪曲化させた一つの要因と考える。
社会保険業務はあくまでもサービス業であることを自覚し被保険者の将来をサポートする立場であることを十分に認識しときには個々人へのアフターケアを行うことも必要と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f. 事務局課長級以上)　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現時点では、かんきん特例便りまに通知をし、各くの取扱と照合確認するのがベストと思われるが、下期あたりには仕向先と連動させる方策をとらなければ、根本的な解決にはならないと思う。
・社会保険庁が続く場合は、年金記録を訂正する際、取得時の基礎年金番号と住民票を記録するとともに、(もし今後の制度があれば)に。
・住基ネット等と連動した年金記録確認システムを構築し、紛失の届出等による記録訂正の申立て方法を設ける。
・社会保険庁時代の未納期間については、内訳とその裏付資料があり、(現に公表されている場合ではあるが)同じ扱いで年金未納とされたと納付されていたと思われる場合の、
例. 事務上の誤り、元七、君は誰)、定期納付……、と思われる
納付した社会保険庁に責任のある未納期間については公表が必要。
・国民に年金不信感を植えつけた政治の責任は重大であり、社会保険事務所においては記録の訂正が大幅に増加することが予想されるが、制度設計時にシステム化等の投資を惜しまず、システムを国会で公表し、それに基づき行政が一体となって訂正をしていけば、多少時間がかかっても国民の理解が得られるものと思う。社会保険庁の良いところは、支え合い、であり、このような時代にこそ積極的に発信する努力が必要である。
今後は、大臣が年金の修正作業を国民に約束する前向きな情報をどんどん発信するようにする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・在籍時、年金記録問題は起っていなかったが、オンライン化になる前、地方庁から本庁業務センターに進達した記録のうち統合されないものがあることは知っていた。
又、入取時から多年の重複取消者等で問題があることは知っていた。
・回収年金については、当時市町村で検認事務が分かれその結果が社保事務所に進達されてきており、両者間に相違を生じさせない為、突合を多年の様に行っており現在の問題が起きることは考えていなかった。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・広報等で一人一番号は定期的な周知を図っていたが最終的には戸籍との突合により、制定時には解決されるものと思っていた。
反省点としては、積極的な解決策をとらなかったことである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

元金記録に関しては、近時の新聞・テレビ等でこのような問題点があったところであり、報告をいたす事例は特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている本人への照会と台帳の紹合により確認している方法以外に良い方法はないものと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問1)回答したように、このような問題を知ったところであります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

このような年金記録に問題が発生するとは全く考えておりませんでしたので特に反省点としての意見を申上げることは何もありません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。
考えられない事項ばかりで
あきれ返ってしまうだけです。
取務を誠実に勤め上げれば起きない
事柄だけです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

時間が掛かっても再点検しかないと思
われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今、問題となっている事項については、考えてもいなかったことで、あきれ返ってます。
悪人を採用したことが問題では？

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

人事担当者の職員採用がいいかげんであったのでは、又、職員研修が不十分であったのではないのか？
昔年金制度時に採用された(35年次降)職員の資質が一番の問題である。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

周知及び情報提供を繰り返し行うことにより、記録にも私や誤りがあることの申立を受け、その方々の協力を得ながら1件ずつ是正していくべきと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題はないものと認識していました。
問題が存在することを知ったのは退職後です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点でみた場合
地方庁は、指示されたとおり進達していた。
コンピューターの入力時期、予算や職員数は問題なかったと思われるが、進達された帳票等の処理が適正に行われていなかったところに問題があるのではないかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f.) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

言われている主旨がよくわかりないが世間一般に知られていない問題はないと思う。(社保庁職員と一般国民との間で知識のずれはある。)
個人的な思いを言えば、現職当時、船員保険の業務に携ったことがある。船員保険は総合保険であり最もすぐれた制度だと敬かたことを記憶している。
年金記録にしても、業務上外の負傷の判断や保険料徴収等社会保険と労働保険の統合がされていれば、事務量の削減、や事業主・被保険者へのサービス向上に大きく貢献できたのにと今でも残念に思っている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

旧厚生省と旧労働省が統合し厚生労働省に一本化された訳ですから、年金番号や雇用保険番号の統一とか資格記録や保険料徴収、各種申請・届出の一本化等により、いろいろな面でサービスの向上になりまた年金記録のもれなどについても改善に結びつくのではと思う。
現在、第三者委員会で整理がされているが、大変な作業と労力が費されている。本人にも責任があるのだから、今後は裁定請求書を送付する際に参考となる内容や意見を添えればよいと考えるがどうでしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた当時は現在のような年金記録問題は取り上げられていなかった。在職時、厚年、国年、船保の記号番号の統合が始まり基礎年金番号制度が始まり良いことだなあと思いつつ記録統合の大変さと正確な事務処理を強く感じたことを思いだす。退職後の数年した平成16～17年頃、未統合の記録が5000万件もあることを知り驚いた。しかしこのような事実が発生するのは、制度上、当然予想できたことであり、その責任を職員に押しつけ社保庁解体に至ったことは残念でならない
（解体の原因は他にもあるが……）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未統合の記録が発生したことは、制度上、当然起り得ることであり、誰が職務についても防止できるものではない。
社保庁職員だけで解決はできないし、事業主や被保険者の認識不足が大きな原因でもある。しかし年金制度を十分周知してこなかったことに対する責任は、社保庁にあると考える。
現在、社労士業を営んでおり、いろいろな機会に年金手帳の大切さを伝えているが、雇用保険の被保険者番号にしても重複して払い出されている例は年金以上にあると思う。
職員は頑張っているが、疲弊し精神的に痛んでいる人も多数いる。早く元気な朝らかな姿を見たいのは私一人ではないと思う。今の事態が真に残念です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

基礎年金番号導入前の厚生年金番号を複数交付している被保険者が多数いるため、だれのものかわからない年金記録が多数あると思う

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金番号を複数持っている者に対して、一本化するよう広報をする必要があると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職前は、現在のような問題になるとの認識はなかった。複数の厚生年金番号を持っている被保険者（被保険者であった者も含む）の番号整理を行うは"整理"であると考えていた。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員等のことばかりで複数の番号を持っていることへの広報がなかったのではないかと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全くありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の対応を行なっていくことだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○事故リストの点検もれの程度だと思っていた。

○新聞・テレビ等の報道により、その存在を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

○業務センターからの照会について、調査の徹底を考えた。

○入力についての点検(2重チェック)の徹底。
重複リストの確認の徹底を計ること。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

雇用の条件を満たすため、主手月日を偽った者が多数いた。
過去の職歴を知られたくなくて、職が変わる度に記号番号を新たに受けていた者が多数いた。
自分が偽った氏名、生年月日を忘れてしまい、行政の管理不行き届きなことは許し難い。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

架空の人間が多数いたことを考えると全数処理は不可能である。
実在する人間、架空の人間の割合をだして、全数処理を行うべきだと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来の年金に繋る重要な記録であることは十分認識し、仕事の量をこなすことより、正確であるべきと考えていた。
残念ながら、紛失記録の消去計について、再点検をする余裕はなかった。
（当時国年担当）

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時の国年は、市町村の記録との突合を何年かのサイクルで行っており、ほぼ正確であったと思う。突合ができなかった大都会の実態は知らない。
公的年金を否定し、高金利での運用をうたい文句にしていた個人年金に飛びついた連中が、今頃になって納めた筈だと言っている者も多数いると思われる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>ⓕ事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞報道されてからです。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険庁と事務所との情報が密でなかった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>＊平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　＊平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　＊平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

思ったとしなかった事で残念です

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

?

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i) 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

> 上っ記録の中には通称名等での届出により、そのまま処理されているものがあると思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

> 未統合の具体的な事例の情報がないのでどうとも言えない。(我々は報道されている情報しかない)が、一人一人の転居から記録を突合して行くしかないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンラインに切替前にも「事故リスト」によって調査を行ってきた。

5千万件の未統合があるとは退職後報道によって知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時は一人で数枚の年金番号証をもっている者が非常に多かったので年金の請求の際には職歴を本人に確認し、もれのないように努めた。

オンライン切替後においても引き続き「事故リスト」の調査を延化すべきであったと思はれる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f)事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1.)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2.)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が存在しているという認識はありませんでした。
年金記録の問題は退職後、新聞等の報道で知りました。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインに記録移行後、国民年金、厚生年金保険等被保険者台帳等（紙台帳）を廃棄していなければより一層問題解決につながったのではないかと思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点では特に方策等ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については将来各人の年金給付に影響があり、重要であると認識していました。
年金問題があるとうすうす知ったのは平成16年頃と記憶しています。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職（平成6年10月退職）後数年後に年金記録問題を知った時、たまたま日年保険料収納指導員として勤務をしていましたが秘守義務に則り、慎重に対応してました。特に反省点は思いあたりません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にない

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

[illegible]

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>h.その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

退職後20年に近い歳月が至過しており、解決に向けての有効な方策はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この問題を知ったのは、退職後のことであり時期については、定かではありません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、事務等により認識したので、特段な対応もしていません。また、現時点においては全く不透明であります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>ⓘ 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現政府がやろうとしていることをするしかないと思うが
多分100%の解決はむずかしいと思う。
今後、同じようなことが起こらないようにすることが重要である。
年金制度の単純化が必要であると考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和57年頃、厚生年金の担当をしているとき、加入者からの照会でとるべき記録がもれているのでは？との認識があった。当時は一人が年金番号を複数もっており、当年月日や氏名まで違うものがめずらしくなかった。総指番号制の必要性を感じていたが、世の中の情勢は受け入れられるものではなかった。（プライバシー問題、特に社会党や組合の反対）

報酬月額などの決定通知も会社を通じての本人通知のみで、ほとんどの会社は本人に通知していなかった。将来、問題が起こらなければよいがと心配はしていたが、請求年金であるから、その時点で補正する道は残っているとの甘い部分もあったのではないか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の入力はあくまで職員が責任をもって行う必要があると思っていたが、事務の効率化の名のもとに外注で行われるようになった（平成13年頃？）ことから、今後も記録の入力ミスは度々発生するものと思われる。

報酬の決定通知等は本人への直接通知が必要である。

制度をもっと判りやすく、単純なものにする必要性を強く感じる。今の制度はあいまいな点が多すぎる。（法解釈がどちらでもとれるようなものにあえてしてあるのではと思えるものもある――従って通達行政になっている）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a.本庁部長級以上<br>b.本庁課長・室長・企画官級以上<br>c.本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d.その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e.事務局長　*平成11年度までは課長<br>f.事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g.事務局課長補佐・係長級以上<br>(h.その他(事務局)) 年金管理官<br><br>(社会保険事務所)<br>i.事務所長<br>j.事務所課長級以上<br>k.その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知っていません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙台帳とオンラインデータと時間をかけて
照合するしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(~~している~~)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○年金記録に違いが出るとは思わなかった。
当時、市町村の名簿と毎年照合し、きちんと対応をしていた。(国年記録について)

○知ったのは、マスコミに載るようになってから。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点
ひらがなを氏名に正しく付けることを、市町村、事業所に徹底すべきであった。(本人確認のうえ)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| | |
|---|---|
| 区分 | 現職者　　退職者 |
| 所属 | 本　庁　　地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録入力について、チェック(入力結果)の不十分な点があると考えられる事から、数量の問題ではなく再度 台帳・名簿との突合する必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、年金記録問題は出ていなかったと思う。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録については、いわば事前の入力処理がなされたと認識しているが、入力結果の確認がされていない者には不十分であったのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件一件当たっていくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・適正に処理されていると思っていた
・国会で取り上げられた時

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一人に一つの番号しか持たせないシステムの導入、
法律等に基づく事務処理の徹底、

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○ 退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○ 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(1) 年金記録問題は日本年金機構に引き継がれることとなりましたが、この問題解決に当たっては、公的年金制度の沿革と従来の事務処理の実態を十分理解したうえで処理しないと、二次的な問題が生ずるおそれがあります。したがって、年金業務に精通した職員をこれに充てるべきであると考えます。
　業務を外部委託する場合は、社会保険労務士を活用することが望ましいが、その場合は、事前に十分な研修を行う必要があります。

(2) 年金記録問題は、内容が多岐にわたっており、その解決策も異なるので、問題事象別に優先順位をつけ、かつ、中央庁・地方庁の役割分担を明確にして取り組むことが望ましいと思います。

(3) 今後このような問題が生じないよう、特に、被保険者又は受給権者と接する年金相談業務には経験豊富で有能な人材を配置すべきであり、従来の管理部門優先の人事を転換すべきであると考えます。行政への評価は、直接住民と接する分野への評価であり、また、管理部門がその機能を十分に発揮するためにも現場での的確な状況把握が不可欠だからです。その意味でも、地方庁重視の人員配置を望みます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問３)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（１）基礎年金制度が発足した平成９年１月前に退職しましたので、当時は、未統合記録の問題そのものは存在しませんでした。年金制度の重複加入期間等については、全制度を包括する事務処理体制が確立されていない段階では、年金の裁定請求時に個別に整理するのもやむを得ないと考えていました。

（２）在職中は、国民年金関係業務に携わっていた期間が長く、その他の問題事象の詳細については承知していませんでしたが、国民年金保険料の納付記録等の手作業による事務処理については、人員不足・予算不足の状況下では不正確な記録が生ずる可能性があると感じていました。そこで、市町村からの「検認報告」と旧台帳の記録との整合性は極めて重要なものであるとの認識から、市町村の担当職員を呼び出して、その突合せ作業を徹底的に実施した記憶があります。

（３）問題事象の存在については、在職中は認識していませんでした。　平成１９年５月頃マスコミ報道で知りました。

(質問４)質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（１）社会保険庁からの指示事項については、本来では適正に実施されていたはずですが、その実施結果の検証は必ずしも十分ではなかったのではないかと反省しています。その理由の一つに、「監察官」「調査官」が本来の業務以外の仕事に携わることが多かったことが挙げられます。これは、年金関係業務の増加に応じて人員配置が機動的に行われなかったため、やむを得ずとられた措置ではありましたが、やはり本来業務に専念させるべきではなかったかと思います。

（２）社会保険労務士として年金記録問題への協力事業に参加させていただき、年金相談に携わってみて認識を新たにしたことは、一般の方々の年金に関する知識が極めて乏しいことです。なかには、誤った理解のもとに公的年金制度への不信感を訴えられることもあります。これは、制度内容を正しく分かり易く伝える情報の発信が少なかったことによるものと思います。今後、年金制度改正が議論されることでしょうが、先ずは現行制度への信頼を回復し、制度を安定的に運営することが必要です。そのためには、年金記録問題の解決に向けて努力することはもちろんですが、それと同時に、複雑化した制度内容を国民に分かり易く伝え、正しい理解を得るための人的・物的な措置が必要です。更には、この制度を次の世代に確実に引き継ぐため、学生に対する年金教育にも力を注ぐべきであると思います。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　　○退職者 |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　　○地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>(f) 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は特に問題はないと認識していた。
問題が出た状況については、退職後に知った。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で見た場合の反省点の考えでは、島根県の社保事務所は、市町村との国年記録突合を2～3年毎に正確に実施していたが、納付記録等を社保業務センターへ進達してからの記録成績等が原因と考えられる事例が発生している。
地方庁から進達した記録が正確に入力されているか確認すべきである。

◎ 一例として、
基金、健保に加入記録があって社保は未加入の扱いとなっているが、社保のマイクロフィルムで確認すれば入力もれとなっている（社保センターの入力チェック成績が反省点であると思います）

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者 | 退職者 |
|---|---|---|
| 所属 | 本　庁 | 地方庁 |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>i. 事務所長<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) | |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良くわからない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時は知らなかった

新聞、TVで出るようになった1年位前に知った

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

良くわからない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

| 区分 | 現職者　(退職者) |
|---|---|
| 所属 | 本　庁　(地方庁) |
| 最終官職 | 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。<br><br>(本庁)<br>a. 本庁部長級以上<br>b. 本庁課長・室長・企画官級以上<br>c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上<br>d. その他(本庁)<br><br>(地方社会保険事務局)<br>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課<br>e. 事務局長　*平成11年度までは課長<br>f. 事務局課長級以上　*平成11年度までは主幹<br>g. 事務局課長補佐・係長級以上<br>h. その他(事務局)<br><br>(社会保険事務所)<br>(i. 事務所長)<br>j. 事務所課長級以上<br>k. その他(事務所) |

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。



回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

（質問３）あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 受給者の皆様には、ご自分の掛けていただいた保険料に見合う年金を受給していただいていることと、又、現役の皆様の記録については、正しく管理されていると思っていました。
2. 個別案件は別として年金記録問題発覚時点です。

（質問４）質問３の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 正しく管理されていない事実が判った時点で、更に立場上を含めて誠心誠意、精神、関係機関に対し、既決に全力を尽くすよう指示をしました。
2. 業務センターにおける、ずさんな記録管理、コンピューター導入所の様々な問題
（~~[illegible]~~ 地方の全て良いとは思いませんが、大半は業務センターの入力ミスです。）

ご協力、ありがとうございました。